

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 4 月26日
【計算期間】	第 5 期 (自 平成29年11月 1 日 至 平成30年10月31日)
【発行者名】	UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ (UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV)
【代表者の役職氏名】	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ トーマス・ローズ (Thomas Rose) メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F. ケネディ 通 り33A (33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注 1) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2019年 2 月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売
買相場の仲値 (1 米ドル = 110.87円) による。

(注 2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てまたは円建てのため、以下の金
額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは円貨をもって行う。

(注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。従って、合計の数字が一
致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、
必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合も
ある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

(バランズド(米ドル))

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2014年10月末日に 終了する 会計年度末	2015年10月末日に 終了する 会計年度末	2016年10月末日に 終了する 会計年度末	2017年10月末日に 終了する 会計年度末	2018年10月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	7,483,045.95	468,060.31	6,992,798.37	25,622,118.77	- 6,282,822.08
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	7,483,045.95	468,060.31	6,992,798.37	25,622,118.77	- 6,282,822.08
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	7,483,045.95	468,060.31	6,992,798.37	25,622,118.77	- 6,282,822.08
(d) 出資総額 ⁽²⁾	181,342,553.95	243,753,477.85	267,815,406.45	286,719,226.02	265,214,828.71
(e) 発行済投資口総数 (クラスP - a c c 投資証券) (クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)	12,170,057.014口 -	15,488,643.480口 208,919.000口	13,519,373.174口 348,761.000口	11,475,677.196口 563,228.608口	10,516,839.017口 586,088.363口
(f) 純資産額	181,342,553.95	243,753,477.85	267,815,406.45	286,719,226.02	265,214,828.71
(g) 資産総額	182,334,326.66	244,050,708.19	269,147,562.05	289,750,978.98	265,541,425.30
(h) 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券) (クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)	14.03 -	14.10 9,732円	14.19 9,738円	15.76 10,675円	15.45 10,240円
(i) 1口当たり当期純利益金額 または当期純損失金額 (クラスP - a c c 投資証券) (クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)	0.58 -	0.01 0.97	0.14 10.46	1.65 2.49	- 0.30 - 3.38
(j) 分配総額	なし	なし	458,863.39	1,217,334.26	1,347,658.39
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	99.46%	99.88%	99.51%	98.95%	99.88%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾ (クラスP - a c c 投資証券) (クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)	5.89% -	0.50% - 2.68%	0.64% 0.06%	11.06% 9.62%	- 1.97% - 4.07%

(1) 営業収益には投資収益および実現および未実現利益(損失)を含めている。以下同じ。

(2) ファンドは変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下同じ。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下同じ。

(4) 「主要な経営指標等の推移(e) 発行済投資口総数、(h) 1口当たり純資産価格、(i) 1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額、(k) 1口当たり分配金額および(m) 自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(注1) 2009年11月13日付でクラスB投資証券は、クラスP - a c c 投資証券に名称が変更された。以下同じ。

(注2) クラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 投資証券は2015年6月2日に設定された。

(注3) 各取引に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある(財務書類に対する注記1参照)。以下同じ。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a . 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称		UBS（Lux）ストラテジー・エクストラ・シキャブ （UBS（Lux）Strategy Xtra SICAV）	
法的形態		集合投資事業に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）パート の規定に従い設立された可変資本投資会社（S I C A V）形態によるオープン・エンド型投資ファンド	
設立日		2004年 3 月 5 日	
ルクセンブルグ商業登記所登録番号		R.C.S. B 99.462	
会計年度		11月 1 日から10月31日	
定時投資主総会		本投資法人の登録された事業所において、毎年 4 月20日の14時に開催する。4 月20日がルクセンブルグの営業日（ルクセンブルグの銀行が通常営業を行っている日）でない場合は翌営業日に開催する。	
定款			
	当初公告	2004年 3 月15日	官報、企業・団体の部（Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations）（以下「メモリアル」という。）で公告された。
	修正	2005年11月28日	2005年12月22日にメモリアルで公告された。
		2011年 6 月10日	2011年 8 月24日にメモリアルで公告された。
管理会社および外部 A I F M（注）		UBS ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.） R.C.S. ルクセンブルグB 154.210	

(注) AIFMとは、その通常の事業活動としてまたは複数のオルタナティブ投資ファンド(AIF)を運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイは、2010年法第15章に準拠する管理会社であり、EU指令2011/61/EUをルクセンブルグの国内法化した2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)第2章に準拠する本投資法人の外部AIFMである。外部AIFMはノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEに、本投資法人の資産の評価を任命している。

法的枠組み

本投資法人は、集合投資事業に関する2010年法パート に従う集合投資事業であり、また2013年法ならびに適用除外、一般的な運営条件、預託機関、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011/61/EUを施行する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)第231/2013号(以下、2013年法と併せて「AIFM規則」という。)に従うオルタナティブ投資ファンドである。

法的側面

本投資法人の基本定款の統合版は、閲覧に供するためにルクセンブルグ地方裁判所商業会社登記所に預けられている。修正版は保管通知により会社公告集(*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*)(以下「RESA」という。)に、また「報告書を受領する権利」に記載されているその他の方法で公告され、投資主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものとなる。

2011年6月15日付で本投資法人は、UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイを管理会社に任命した。

個々のサブ・ファンドの連結純資産は、全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済株式と無額面株式で構成される。

本投資法人は、投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利（特に総会に参加する権利）からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が仲介機関を通じ間接的に本投資法人の投資証券を購入し、かかる仲介機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該仲介機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく仲介機関に認められることがある。従って、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について問い合わせることが推奨される。

投資主は、総会において個々のサブ・ファンドの投資証券の価格の違いに関係なく、保有する投資証券一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに係る総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。

本投資法人は、法主体を構成する。投資主との関係において、各サブ・ファンドは、独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドについて生じた債務についてのみ責任を負う。債務は投資証券クラス間で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスの通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

本投資法人の取締役会は、随時既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。販売目論見書は新たなサブ・ファンドが設立または投資証券クラスの追加される度に更新される。

本投資法人の存続期間および総資産に制限はない。

本投資法人の業務提供会社に対する投資者の権利

不法行為または準不法行為の請求にかかわらず、本投資法人の投資者は、管理会社により任命された業務提供会社に対し自己の直接の請求を主張しないものとする。

投資主の平等な取扱い

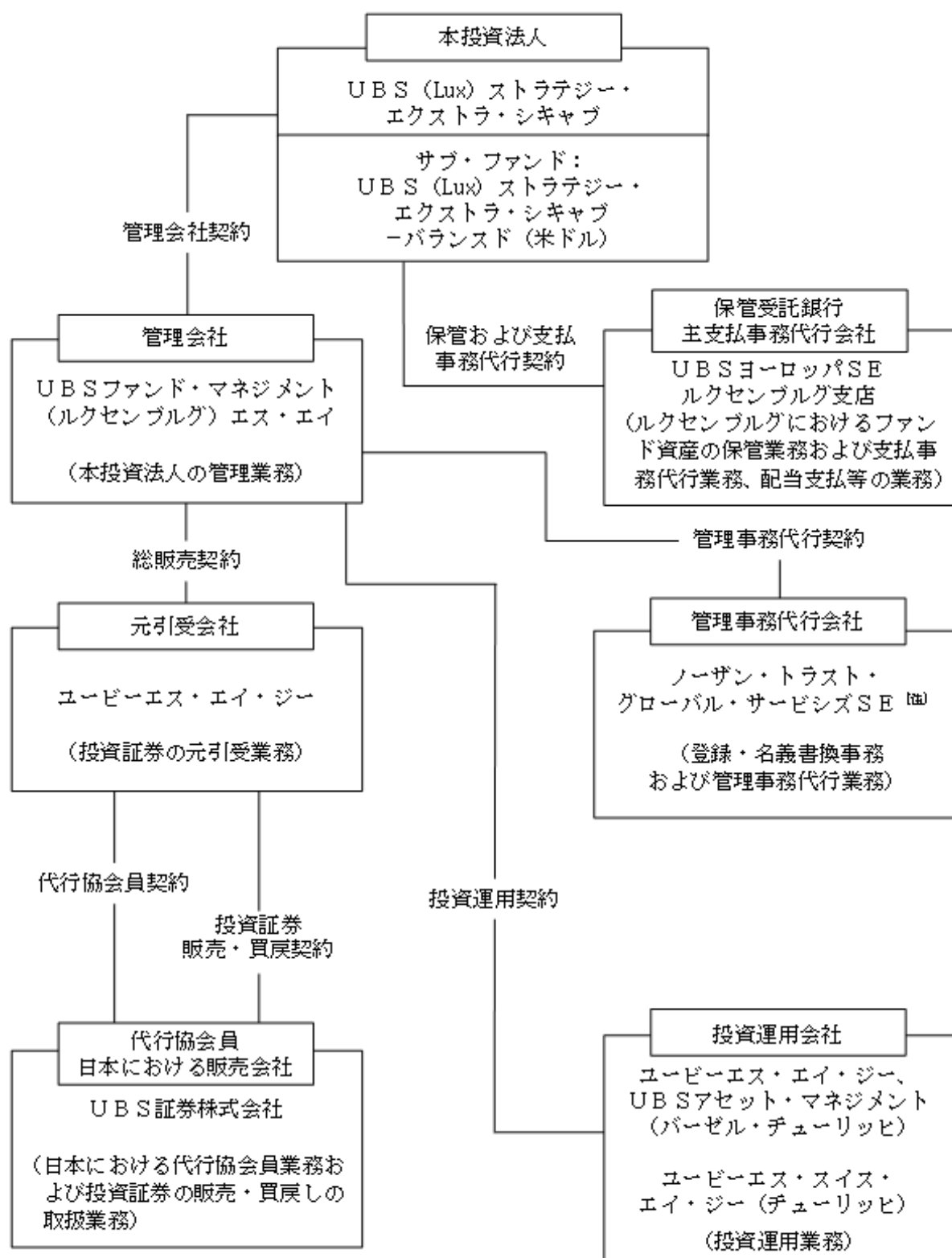
管理会社は、本投資法人の投資者が平等な取扱いを受けることを確保するものとする。本投資法人への個々の投資主の参加は、それぞれの投資証券に基づくものである。サブ・ファンド内の同一の投資証券クラスに属するすべての投資証券には、同一の権利および義務が付与されている。これにより、同じサブ・ファンド内の同一の投資証券クラスの投資証券を保有するすべての本投資法人の投資主に対する平等な取扱いが確保される。管理会社（またはその授権された代理人）は、ある投資者が優先的な取扱いを受けることにより、他の投資者に重大な不利益を与えると管理会社が合理的に判断する担保契約または取決め（以下「担保契約」という。）を締結しないものとする。

b. 外国投資法人の特色

本投資法人の目的は、元本の保全と資産の流動性を十分考慮しながら、高収益および／または期間収益を確保することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



(注) 管理事務代行会社は、2018年10月8日付で、その商号をノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー (Northern Trust Global Services PLC) からノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ SE (Northern Trust Global Services SE) に変更した。また、管理事務代行会社は、2019年3月1日付で、その登記上の住所を英国からルクセンブルグに変更した。以下同じ。

b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ (UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV)	外国投資法人	2004年3月5日付で定款を締結。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社および 外部AIFM	本投資法人との間で2011年6月15日付で管理会社契約および2014年6月15日付でAIFM契約 ^(注1) を締結。集合投資事業およびAIFMに関する法律に基づき、管理会社およびAIFMの職務および責任について規定している。
UBS ヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人および管理会社との間で保管および支払事務代行契約 ^(注2) を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約(2017年10月1日効力発生) ^(注3) を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー、 UBS アセット・マネジメント (バーゼル・チューリッヒ) (UBS AG, UBS Asset Management (Basel and Zurich))	投資運用会社	2016年1月1日付で管理会社との間で投資運用契約 ^(注4) を締結。ファンドに關しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ) (UBS Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	2016年1月1日付で管理会社との間で投資運用契約 ^(注4) を締結。サブ・ファンドに關しての運用会社業務および資産配分および事前の投資戦略の選考業務の提供について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	元引受会社	2014年8月22日付(効力発生日2011年6月15日)で管理会社との間で総販売契約 ^(注5) を締結。投資証券の元引受業務について規定している。
UBS 証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2014年4月10日付で元引受会社との間で代行協会員契約 ^(注6) を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2014年4月10日付で投資証券販売・買戻契約 ^(注7) を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

(注1) 管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提

供することを約する契約である。AIFM契約とは、本投資法人により任命され、2013年ルクセンブルグ法に従い外部AIFMとして行為し、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。

- (注2) 保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行業社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行業社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- (注4) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注5) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- (注7) 投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

本投資法人は、3名以上の構成員(本投資法人の投資主であることを要しない。)から構成される取締役会により経営されるものとする。取締役は6年以下の任期で選任されるものとする。取締役は投資主総会において選任されるものとする。投資主総会は、取締役の数、取締役の報酬および取締役の任期も定めるものとする。取締役は、総会において、投資主が出席している(または代表されている)投資証券の過半数により選任されるものとする。

取締役会の構成員は、総会において採択された決議により、理由の有無にかかわらずこれを解任することができ、これを交代させることができる。

取締役の役職に空席が生じた場合、残存する取締役は一時的にかかる空席を埋めることができる。投資主は、次の総会においてかかる任命に関する最終的な決定を行うものとする。

取締役会は、その構成員から議長を選任するものとし、その構成員から1名または複数名の副議長を選任することができる。取締役会は書記役も選任するものとし、書記役は、取締役であることを要せず、取締役会の会合および投資主総会の議事録への記入および同議事録の管理を行うものとする。取締役会は、議長またはいずれか2名の取締役の招集により、取締役会通知において記載された場所において会合するものとする。

取締役会の議長は、取締役会の会合および投資主総会を司るものとする。取締役会の議長が不在の場合、投資主または取締役は、過半数の賛成により、別の取締役を当該集会または総会の議長とすることを決定するものとする。

取締役会は、本投資法人が本投資法人の業務および管理のために必要とみなす役員およびジェネラル・マネジャーを任命することができる。役員は本投資法人の取締役または投資主であることを要しない。定款に別段の規定がある場合を除き、役員は取締役会により当該役員に付与される権限を有するものとする。

緊急事態における場合を除き、取締役会の会合の書面通知は、当該会合に設定された日の少なくとも24時間前に行われなければならない。

上記の書面の通知は、関係者の同意を得ることを条件として、電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段に代えることができる。取締役会が採択した決議に定める時刻および場所で開催する取締役会に関して別途通知を送付する必要はないものとする。取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で別の取締役を代理人に任命して取締役会で行うことができる。また取締役は複数の同僚の代理人を務めることができる。

取締役は参加者がお互いの声を聞くことができるテレビ電話によって取締役会に参加することができる。かかる手段によって取締役会に参加した場合、本人が取締役会に出席したことになるものとする。

取締役会は少なくとも取締役本人または代理人の過半数が出席した場合に限って有効に審議し、または行動することができる。ただし、取締役会がその他の前提条件を定めた場合はこの限りではない。

取締役会の決議は取締役会の議長が署名した議事録に記録する。司法手続きに提出するかかる議事録の写しには議長または2名の取締役が署名するものとする。

決議は取締役本人または代理人が投じた票の過半数をもって採択される。取締役会の議長は決定票を有する。

取締役全員が承認し、証明した書面の決議は取締役会での投票に付された決議と同じ効力を有するものとする。それぞれの取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で決議を承認するものとする。かかる承認は書面で確認し、かかる確認書を決議の議事録に添付するものとする。

取締役会は本投資法人の目的の範囲内で、定款第17条に定める投資方針に従ってすべての処分行為および管理行為を行う最も幅広い権限を有する。

法律または定款で明確に投資主総会に留保されていないすべての権限は取締役会の権限の範囲内とする。

運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2019年2月末日現在の出資総額および発行済投資証券総口数は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

(バランスド (米ドル))

	出資総額		発行済投資証券総口数	
	米ドル	百万円	(口)	
2013年10月末日に終了する 会計年度末	91,057,425.43	10,096	クラス P - a c c 投資証券	6,431,531.436
2014年10月末日に終了する 会計年度末	181,342,553.95	20,105	クラス P - a c c 投資証券	12,170,057.014
2015年10月末日に終了する 会計年度末	243,753,477.85	27,025	クラス P - a c c 投資証券	15,488,643.480
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	208,919.000
2016年10月末日に終了する 会計年度末	267,815,406.45	29,693	クラス P - a c c 投資証券	13,519,373.174
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	348,761.000
2017年10月末日に終了する 会計年度末	286,719,226.02	31,789	クラス P - a c c 投資証券	11,475,677.196
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	563,228.608
2018年10月末日に終了する 会計年度末	265,214,828.71	29,404	クラス P - a c c 投資証券	10,516,839.017
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	586,088.363
2019年2月末日現在	256,375,411.02	28,424	クラス P - a c c 投資証券	10,184,452.048
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	515,964.468

(6) 【主要な投資主の状況】

1993年4月5日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定(改訂済)により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

本投資法人の投資目的は、元本の保全および資産の流動性を考慮しつつ、利息支払い、投資収益およびオルタナティブ投資戦略から最大限のリターンを獲得することである。投資目的が達成される保証はない。

一般的な投資方針

本投資法人のサブ・ファンドの資産は、下記「(4)投資制限」に記載されるリスク分散の原則に従って投資される。

個別のサブ・ファンドの名称において特定された通貨(以下「表示通貨」という。)は、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の基準通貨を示すものであり、投資資産の通貨建を示すものではない。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も適した通貨で行われる。投資は世界中で行われる可能性がある。

マーケット、セクター、借り手、格付および会社に関してあらゆる投資の幅広い分散化を達成するために、サブ・ファンドは、資産の100%を上限として、既存の投資信託(UCIおよびUCITS)に投資することができる。ただし、投資先ファンドの投資方針が当該サブ・ファンドの投資方針と大部分において合致することを条件とする。この投資方法および関連する費用については、下記「(4)投資制限」に記載されるUCIおよびUCITSへの投資に関する記載において記述される。

バランスド・サブ・ファンド

投資方針の狙いは、表示通貨の観点からの金利収入および元本成長を追及することにある。このため、投資は、主に債券および株式を対象として、世界中で広範囲に渡り行われる。純資産の30%を上限としてオルタナティブ投資も行われる可能性がある。投資のリスクは、イールド型のサブ・ファンドよりも高い傾向がある。サブ・ファンドは、投資方針と合致する範囲において、ハイ・イールド債およびエマージング債に投資する可能性がある。

(コミットメント手法を用いた計算による)サブ・ファンドのレバレッジの許容限度額の範囲は、200%である。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3)【分配方針】

特定のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの分配金の支払いや分配金の額は当該サブ・ファンドの投資主総会により決定される。それは年次決算後に本投資法人の取締役会の提案に基づき決定するものとする。分配金は、収益(例えば、受取配当金および受取利息)または元本から成る可能性があり、また、手数料および費用を含み、または含まない場合がある。特定諸国の投資者は、分配された資本について、ファンドの受益証券の売却によるキャピタル・ゲインに対する税率よりも高い税率を課せられる可能性がある。従って、投資者の中には、分配型(-dist、-mdist)投資証券クラスより累積型(-acc)投資証券クラスに投資することを選択する者もある。投資者は、分配型(-dist、-mdist)投資証券クラスに投資した場合に比べて累積型(-acc)投資証券クラスに投資した場合の方が、発生する収益および資本に対する課税がより遅い時期に行なわれる可能性がある。投資者は、個々の状況について適任の専門家に税務上の助言を求めるべきである。サブ・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格は、各分配によって、直ちに減少することになる。また分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が2010年法に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。分配金の一部またはすべてが、実

質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

本投資法人の取締役会は、中間配当の支払いおよび分配金の支払いの中止を決定する権限を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還される。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。本投資法人の取締役会の提案に従って、総会で正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当てに関連して無償株式を発行することを決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算する。

(4) 【投資制限】

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 投資商品

1.1 本投資法人の投資対象は以下のとおりである。

- a) ヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラリアの国々(以下「承認された国」という。)における証券取引所または公衆に認知され開かれており規制に従い適正に運営される別の規制された市場(以下「規制ある市場」という。)に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。かかる制限は、定期的取引され満期までの期間が12か月未満の短期金融商品には適用されない。
- b) 2010年法パート に従い少なくともリスク分散原則を遵守し、投資者保護を意図した規制当局の監督に服する投資法人(以下「規制ファンド」という。)のファンド受益証券または投資証券。EU、スイス、香港、米国、カナダ、ノルウェー、日本、ジャージー、ガーンジーおよびリヒテンシュタインに所在するファンド/投資法人は規制ファンドとみなす。
- c) 本b) 項に規定される基準を遵守していない投資法人(以下「非規制ファンド」という。)のファンド受益証券または投資証券。ただし、発行体は、リスク分散原則に従い投資を行っていないなければならない。
- d) 規制ある市場において上場もしくは取引されていない、または承認された国以外の規制ある市場において上場もしくは取引されている有価証券または短期金融商品。
- e) リスク分散原則に従い投資を行うジェネラル・パートナーとの間のリミテッド・パートナーシップ。
- f) インデックス債(銀行が発行する様々な返済条件を含む債務証券で、負債として計上され、満期までに特別目的会社(SPV)に譲渡されない。インデックス債は現金で払い戻されなければならない、インデックスを裏付けとする資産の現物引き渡しの可能性はない。)
- g) 証書(様々な返済条件を含む債務証券)。証書は現金で払い戻されなければならない、証書を裏付けとする資産の現物引き渡しの可能性はない。
- h) 上記のa)、およびb)に記載する証券取引所または規制ある市場で取引されている金融派生商品(以下「派生商品」といい、現金等価商品を含む。)および/または証券取引所もしくは規制ある市場で取引されていない派生商品(以下「店頭派生商品」という)。ただし、
 - 原証券は上記の1.1のa)および1.1のb)の各項に規定する商品または本投資法人の投資方針に従い、本投資法人が直接、または既存のUCIもしくはUCITSを通じて間接的に投資できる金融指数もしくはマクロ経済指数、金利、通貨またはその他の裏付け商品であること、
 - 店頭派生商品に関する取引の相手が、ルクセンブルグ監督当局が承認した現行の監督に服し、承認するカテゴリーに属する機関であること、

- 店頭派生商品は日々行われる信頼できる検証可能な方法により評価され、本投資法人の戦略に基づき常に適切な公正価値により売却することができるか、処分できるか、または、バック・ツー・バック取引の方法で決済することができること。

1.2 各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

1.3 サブ・ファンドは、自身が最も広範に捉える意味での金融商品にその純資産を投資する。本投資法人が取得した対象ファンド(以下に定義される。)は、その目論見書に記載する投資制限にのみ従うものとする。ただし、サブ・ファンドおよび個別の対象ファンドは、美術品、骨董品等には投資できない。さらに、サブ・ファンドは、商品に直接投資できない。

2. リスク分散

リスク分散原則に従って、各サブ・ファンドは、

- 2.1 同一発行体の同種の有価証券の10%を上限として取得できる。ただし、上記10%制限はEU加盟国またはEU加盟国の公的機関、OECD加盟国である別の承認された国または一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する有価証券または短期金融商品に関しては適用されない。取引相手方がEU加盟国に登録事務所を有する金融機関である場合、または(当該金融機関が非加盟国に登録事務所を有する場合は)ルクセンブルグ監督当局が欧州共同体法に基づくものと同等とみなす監督・規制に従う場合、店頭派生商品の取引に関するサブ・ファンドの不履行リスクは、当該サブ・ファンドの資産の10%を超えない。他の取引相手方との取引においては、取引相手方リスクの最大許容値は5%まで引き下げられる。
- 2.2 証券取引所または規制ある市場において上場もしくは取引されていない有価証券または短期金融商品に純資産の20%を上限として投資できる。
- 2.3 同一対象UCIの有価証券に純資産の20%を上限として投資できる。かかる20%の投資制限の適用にあたり、複数のサブ・ファンドを有する対象UCIの各サブ・ファンドは、個別の対象UCIとみなされるが、かかるサブ・ファンドが、第三者に対して様々なサブ・ファンドの債務につき連帯して責任を負わない場合に限る。
- 2.4 同一発行体の有価証券に純資産の20%を上限として投資できる。ただしかかる制限はEU加盟国またはEU加盟国の公的機関、OECD加盟国である別の承認された国または一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証した有価証券または短期金融商品に関しては適用されない。
- 2.5 サブ・ファンドは、本投資法人の一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは同サブ・ファンドによる発行済みの投資証券を購入し、取得しおよび/または保有することができるが、以下を条件とする。
 - 対象サブ・ファンドは自ら、当該対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
 - 取得される複数の対象サブ・ファンドが同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資することができる資産は、対象サブ・ファンドの販売目論見書または設立書類に従い、合計で10%を超えないこと、
 - 当該有価証券に関連する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中、財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、停止されること、
 - 該当するサブ・ファンドが保有している限り、当該有価証券の価値は同法に規定された最低純資産額の決定のために当該サブ・ファンドの純資産を算出するにあたり考慮されないこと、および
 - 該当するサブ・ファンドまたは該当するサブ・ファンドが投資した対象サブ・ファンドのいずれのレベルでも、管理/申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。
- 2.6 その他のオープン・エンド型もしくはクローズド・エンド型対象UCIまたはサブ・ファンドの有価証券の25%を上限として保有することができる。かかる投資制限に合わせて、各サブ・ファンド

は証書(債務証書)の100%を上限として保有することができるが、原資産が要求されるリスク分散を満たしていなければならない。

2.7 オルタナティブ投資対象に純資産の30%を上限として投資できる。

2.8 サブ・ファンドの投資方針が、C S S Fにより認定された一定の株式または債券の指数の連動を目的としている場合、本投資法人は、当該サブ・ファンドの資産の20%を限度に同一機関が発行した株式および/または債券に投資することができる。この場合、以下の条件に従う。

- 指数の構成が十分に分散されていること、
- 指数が、それが代表する市場の適正ベンチマークであること、
- 指数が適切な方法で公開されていること。

例外的市況(特に一部の有価証券または短期金融商品が支配的なポジションを占めている規制された市場)により正当であると判断される場合、制限は35%とされる。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合にのみ認められる。

買戻しもしくはその他の理由、または新株引受権の行使によって意図せずに2.項に記載する制限を超えた場合、本投資法人は投資主の利益を十分に考慮した上で事態の是正を最優先するために有価証券の売却を行わなければならない。投資可能商品(すなわちオルタナティブ投資対象)の市場流動性が低下している場合、かかる是正が長期間にわたる場合がある。

新たに設定されたサブ・ファンドは、引き続きリスク分散投資の原則を遵守することを条件として、当局から認可されてから6か月間は2.項のリスク分散に関する特別制限を逸脱することができる。

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

3.1 継続販売について契約書により制限を受ける証券を取得すること。

3.2 同一会社の議決権のない株式の10%以上を取得すること。

3.3 直接、空売りをする。ヘッジ・ファンドへの投資を通じての間接的な空売りは認められる。

3.4 第三者のためにローンを認めまたは保証人となること。ただし、本制限は、有価証券が全額払込済でない場合はその購入を妨げるものではない。

3.5 商品またはコモディティ・ペーパーの売買。

3.6 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。

- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
- 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ

本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、本投資法人の投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4. 資産のプーリング

本投資法人は効率性のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および/または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産を合わせて管理する。共同管理される資産の集まりを「プール」と呼び、プーリングは内部管理目的に限定して使用される。プールは公的事業体ではなく、投資主が直接、プールを利用することはできない。

プール

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド(本書では、以下「参加サブ・ファンド」という。)のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは各参加サブ・ファンドから現金ならびにその他の資産を(関係するプールの投資方針に合致している場合)資産プールに移し替えることによって設定される。その後、本投資法人は個々の資産プールへの

移し替えを行なうことができる。その参加額と同額を限度として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

個別の資産プールの参加サブ・ファンドの投資証券は、同じ価値を有するみなし受益証券を基準にして計算する。資産プールを設定した際、本投資法人は(本投資法人が適当と判断する通貨で)みなし受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出した現金(またはその他の資産)の合計額に相当するみなし受益証券を配分する。その後、資産プールの純資産を既存のみなし受益証券の口数で除して、みなし受益証券の価値を計算する。

追加の資金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、参加サブ・ファンドにより拠出されたもしくは引き出された現金または資産をプールの参加サブ・ファンドの現在価値で除して決定した数だけ関係する参加サブ・ファンドに配分されたみなし受益証券の口数を増減させる。資産プールに現金が拠出される場合、計算上、かかる現金投資の取引費用および取得費用に加え税務費用をカバーするために本投資法人が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

資産プールの資産から得た配当、利息およびその他の所得の分配は当該資産プールに配分され、その結果として当該純資産が増加することになる。本投資法人が清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の各持分に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、本投資法人は1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業の資産と共同で管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは、本投資法人およびその各サブ・ファンドおよびすべてのファンドで共同管理契約が存在するものをいう。「共同管理資産」とは、上記の共同管理契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理の一環として、各ポートフォリオ・マネジャーは、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす関係する共同管理ファンドに関しては連結ベースで投資と資産の売却に関する決定を下すことができる。それぞれの共同管理ファンドは、共同管理資産において共同管理資産の全体価値に対して自己の純資産が占める割合に相当する持分を有する。こうした比例ベースの保有(本書では、「持分割合」と称する。)は、共同管理の下で保有または取得したすべての資産クラスに適用される。投資および/または投資の引き上げに関する決定は、共同管理ファンドの持分割合には影響しないが、追加の投資分は同じ割合で共同管理ファンドに割り当てられる。資産を売却した場合、これらは、各共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例的に差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みがなされた共同管理ファンドは純資産が増加するため、それに対応するために調整した持分割合を考慮して購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、それぞれの純資産総額は調整後の持分割合に合致するよう変化する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、調整した持分割合に基づいて共同管理ファンドの手元資金から必要な現金を引き出す。この場合も、それぞれの純資産総額は調整後の持分割合に合致するよう変化する。

本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に投資主の注意を喚起する。従って、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファン

ドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができ、本投資法人または本投資法人の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを随時決定できるため、本投資法人、そのサブ・ファンドおよび投資主の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する(本投資法人またはサブ・ファンドのうちの一つに帰属するとは見なされない)報酬および費用の支払いによって、本投資法人またはその一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、本投資法人または当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。これにより、投資決定は関係するサブ・ファンドの投資方針にすべての点で合致することになる。また、共同管理資産は同じポートフォリオ・マネジャーが投資と投資の中止に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務める資産に限って共同で管理される。これにより、保管受託銀行は2010年法および他の法規定に従って本投資法人およびそのサブ・ファンドに対して十分に任務を遂行し義務を果たすことができる。保管受託銀行は常に本投資法人の資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、サブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

本投資法人は予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

投資主はその時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの割合について、本投資法人の登録事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、(1)ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または(2)各共同管理ファンドが、ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる破産管財人およびいかなる債権者も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レボ契約、リバースレボ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品(以下「技法」という。)を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レボ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレボ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である(「証券貸付」)。

証券貸付は、一般に、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用し、かつ当該機関が定める手続に従い行う場合にのみ、行うことができる。

証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

後記「3 投資リスク a. リスク要因 担保の運用」の項の規定は、したがって、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供される担保の運用に対して適用されるものとする。「担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの投資証券は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびに本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げる場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- () 本投資法人は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 本投資法人がリバースレポ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時までに発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- () 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、AIFM通達の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または

半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、リスク管理手続きの一環として、本投資法人または本投資法人が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。本投資法人、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、本投資法人は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

a. リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の投資口価格が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金と異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・ 個別企業に特有の要因の変化
- ・ 金利の変動
- ・ 為替レートの変動
- ・ 雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関する変化
- ・ 法環境の変化
- ・ 特定の資産クラス(持分証券)、市場、国、業種および部門に対する投資者の信頼の変化、および
- ・ 物価の変化

投資を分散させることにより、ポートフォリオ・マネジャーは、サブ・ファンドの価格に対する上記リスクのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

リスクに関する留意点

- 新興国市場への投資は、より変動が激しく、先進国市場への投資よりも流動性に欠けることがある。さらに、公的規制もサブ・ファンドが投資する国々では、他の国よりも非効率であることがあり、用いられる会計、監査および報告方法が、先進国の基準を満たさない場合がある。こうした理由により、サブ・ファンドは、特にかかるリスクを承知している投資者に適している。
- 格付けの低い(高利回りの)投資対象は、平均以上の利回りをもたらすこともあるが、最上位格付けを有する借り手の証券への投資よりも信用リスクは高くなる。

本投資法人またはサブ・ファンドの投資戦略および/または投資方針の変更手続

本投資法人は、サブ・ファンドの投資戦略および/または投資方針の監視および(場合によっては)変更を担当する各部門を内部に設立した。一定のサブ・ファンドのパフォーマンスが不十分な場合であって、これが一時的な動向とはいえなような場合、商品開発部門は、必要とみなされる範囲において、該当するサブ・ファンドの投資戦略および/または投資方針の変更に着手するものとする。商品開発部門の変更案は、その実現可能性を評価するために、投資戦略および/または投資方針の修正過程に関与する内部の各部門および/または機能(とりわけ、ポートフォリオ管理部門、運用部門、法務コンプライアンス部門)に提供されるものとする。変更案の実現可能性がすべての関連する部門により確認された場合、変更に係る計画が、本投資法人の取締役会の承認を得るために速やかに提供および提出されるものとする。かかる承認が付与された場合は、意図される変更は速やかにC S S Fに提出されるものとする。C S S Fが承認を付与した場合は、影響を受ける投資家は、「第3 管理及び運営、3 投資主・外国投資法人債権者の権利等、(1)投資主・外国投資法人債権者の権利、(f)報告書を受領する権利」の項の規定に従い、企図される変更につき速やかに通知を受け、また場合によっては、自己の投資証券を無償で買い戻すため1か月間の猶予期間を付与されるものとする。

UCIおよびUCITSへの投資

特別投資方針に従って既存のUCIおよびUCITSにその資産の一部または全部を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンドに直接投資する場合を上回るファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、幅広い投資(またはリスクの分散化)が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、対象ファンド自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化は、自己のポートフォリオだけに止まらな

い。ファンド・オブ・ファンズの投資者は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられる。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資者は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある(例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSに支払う運用報酬/顧問報酬および発行手数料/買戻手数料)。こうした手数料および費用は対象ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

一般的な投資対象

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも70%を下記の世界中の資産に投資する。

- a) 株式および株式等の持分権、協同組合持分等のその他株式タイプの持分、企業が発行した配当権証書と同様、企業が発行した参加証書等
- b) 長期債、中短期債、同様の固定および変動利付債、あらゆる種類のアセット・バック証券、ゼロ・クーポン債、転換可能長期債、転換可能短期債、新株予約権付長期債および新株予約権付短期債
- c) 短期金融商品、米国財務省証券およびその他の債務証券および商品等満期までの期間が12か月を超えない有価証券
- d) その資産をa) からc) に従って投資しているその他のファンドの受益証券(上場投資信託(ETF))を含む。)

下記に記載の投資制限の条項で要求される場合、債務証券および債務請求権ならびに株式および株式持分権は、2010年法第41条に定義されるa) からc) に列記される資産に関わる有価証券である。

d) に記載のファンドの場合、含まれる商品は、2010年法パート に基づく投資法人のファンド受益証券もしくはファンド株式、または少なくとも2010年法パート に規定されたりリスク分散原則を遵守し、投資者保護の目的で監督当局の対象となる投資法人(規制ファンド)のファンド受益証券または投資証券のいずれかである。EU、スイス、香港、米国、カナダ、ノルウェー、日本、ジャージー、ガーンジーおよびリヒテンシュタインに所在するファンド/投資法人は規制ファンドとみなす。2010年法パート に従い、基本的にファンドは、) 証券取引所への上場、または規則通りに運営を行う別の規制ある市場で、かつ公衆に開かれている市場での取引のいずれも行われていない有価証券に対して、純資産の10%を超えて投資できず、) 同一発行体の同一有価証券の10%を超えて取得することができず、ならびに) 同一発行体が発行する有価証券に純資産の10%を超えて投資することができない。上記有価証券とは、2010年法第41条に定義される有価証券をいう。上記「投資原則」と合わせて、各サブ・ファンドは、先物(先物、先渡しおよびノンデリバブル・フォワード(NDF))ならびにオプションの売買、「投資原則」1.1h)に記載の金融商品に対するスワップ取引(スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ)の締結、ならびにヘッジ目的以外の有価証券に対するオプションを含む取引を実施することができる。先物、スワップおよびオプションは、為替リスクをヘッジするために他のファンドに投資した純資産の一部に関連してのみ実施される。これは、保有者が証券の引受権を有するワラントにも適用される。

各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

先物およびオプションの利用

「2 投資方針 (4) 投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に規定される制限を遵守する一方、本投資法人は、すべてのサブ・ファンドを代理して、各サブ・ファンドの資産の適切な運用を確保するために、有価証券および短期金融商品を含む手法および商品を利用することができる。いかなる場合においても、かかる取引から生じる負債は、関係するサブ・ファンドの純資産価額を超えてはならない。

指数先物の売買により、ポートフォリオ・マネジャーは、コスト効率の良い方法で申込み/買戻しに起因する資金の流れを管理し、市場エクスポージャーを増減させることができる。

有価証券および指数のコール・オプションおよびプット・オプションの売買により、ポートフォリオ・マネジャーは、関係する有価証券または市場のエクスポージャーを増減させることができる。

有価証券のワラントを購入することにより、ポートフォリオ・マネジャーは、関係する有価証券または市場のエクスポージャーを増減させることができる。

サブ・ファンドの投資方針の一環として規定される場合、ポートフォリオ・マネジャーは、サブ・ファンドのために外国為替ポジションを構築するか、または、ヘッジする目的で通貨の先物、スワップおよびオプションを売買することができる。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、金融派生商品取引の特性により、上記リスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、時として投資先の商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、金融派生商品取引の利用は投資先の商品についての理解のみならず、金融派生商品取引自体についてのより深い知識が求められる。

取引所で取引される金融派生商品の取引における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。かかる保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために決済機関が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される。公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の場合は、決済機関による類似の保証はなく、潜在的な不履行リスクを評価するために、本投資法人は、各取引相手の信用性を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に金融派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の多くはそうであるといえる。）、一定の状況下で、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、または追加費用の発生によってしかポジションを処分することが不可能なことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品取引がその投資先の資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。金融派生商品取引は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手から求められる現金需要が上昇したり、本投資法人に損失が発生する結果となる。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、本投資法人による金融派生商品取引の利用が、必ずしも本投資法人の投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果となる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファン

ドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる(その逆の交換を行うこともできる)。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス(キャップの場合)またはマイナス(フロアの場合)の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ(ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。)、またはバリエーション(ボラティリティの2乗)に対応しているスワップ(バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。)を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する(または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する)場合、サブ・ファンドのために、必要要件(最低信用格付要件を含む(該当ある場合。))を満たす機関との間でしか、締結することができない。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料(プレミアム)を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レボ契約およびリバースレボ契約を締結することができる。レボ契約またはリバースレボ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レボ契約またはリバースレボ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レボ契約またはリバースレボ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレボ契約もしくはリバースレボ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レボ契約、リバースレボ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引
のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ・バランスド(米ドル)	0 % - 10%	100%	0 %	100%	0 % - 50%	100%

リスク管理

適用ある法令に従い、コミットメント・アプローチおよびVaRアプローチに基づくリスク管理が適用される。追加のリスク管理の技法（例えば、カウンターパーティー・リスクの管理）の内容は、販売目論見書の関連する項で参照することができる。

レバレッジ

販売目論見書の目的上、「レバレッジ」とは、借入れ、証券の貸付もしくはデリバティブ取引を通じてか、またはその他の方法により、本投資法人またはサブ・ファンドのエクスポージャーを高めるあらゆる外部資金調達の手法を意味する。本投資法人は、各サブ・ファンドのレバレッジの許容限度額の範囲内で外部資金を用いることができる。これによって利益が得られる可能性または損失を被る可能性が大きくなるが、これは当該投資の価値の増加により、レバレッジを用いない場合と比べて本投資法人の純資産がより早く増加することを意味する。逆に、価値の減少により、レバレッジを用いない場合と比べて本投資法人の資産がより早く減少する。

各サブ・ファンドにより設定され、コミットメント・アプローチを用いて計算されるレバレッジの許容限度額は、本書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(1) 投資方針」で参照することができる。

流動性管理

管理会社は、流動性管理の枠組みの中で、本投資法人の流動性特性がその投資に適合し続けることおよび投資者の買戻注文が、監督官庁または販売目論見書により定められる特別な場合を除き、いつでも処理されることを確保するものとする。追加の流動性管理の技法（例えば、一定の状況における買戻注文の処理の一時停止ならびに定期的な申込み、買戻しおよび乗換えサイクルに関するプロセス）の内容は、販売目論見書の関連する項で参照することができる。

いずれのサブ・ファンドも、その全部または一部を問わず、サブ・ファンドまたはその一部の非流動資産に関する特約の対象とならない。

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物またはオプション契約を締結するもしくはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が一以上の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。

取引相手リスクは、有価証券を預託すること（以下「担保」という。）により軽減することができる。本投資法人が該当契約に基づき担保を有する場合、当該担保は、本投資法人に代わり保管受託銀行が保管する。保管会社またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産、支払不能事由またはその他の信用事由により、当該担保に関する本投資法人の権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。本投資法人が該当契約に基づき店頭取引相手に対して担保を提供している場合、

当該担保は本投資法人と店頭取引相手との合意により店頭取引相手に移転されることになる。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利または認定が遅らされるか、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、本投資法人は店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなると思われる。

オルタナティブ投資

オルタナティブ投資は、各サブ・ファンドの資産の最大30%が上限とされている。オルタナティブ投資の分野において、サブ・ファンドの投資先は以下のとおりである。

- a) 不動産への投資を投資方針で規定しているその他のオープン・エンド型ファンドの受益証券（以下「オープン・エンド型不動産ファンドの受益証券」という。）
- b) 不動産ファンドの受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズの受益証券（以下「ファンド・オブ・不動産ファンズの受益証券」という。）
- c) 再生可能または再生不可能な資源の抽出、生産、加工／追加加工および取引への投資を投資方針で規定しているその他のオープン・エンド型ファンドの受益証券（以下「オープン・エンド型商品ファンドの受益証券」という。）
- d) 商品ファンドの受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズの受益証券（以下「ファンド・オブ・商品ファンズの受益証券」という。）
- e) オルタナティブ投資戦略を追求するその他のファンドの受益証券（以下「ヘッジ・ファンドの受益証券」という。）
- f) ヘッジ・ファンドの受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズの受益証券（以下「ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの受益証券」という。）
- g) 上記（a）から（f）に基づくオルタナティブ投資対象を構成する指数に関するインデックス債
- h) 上記（a）から（f）に基づく有価証券を原資産とする証書その他のデリバティブ

上記記載のその他のファンド（以下「対象ファンド」ともいう。）に投資する場合、当該ファンドは、様々な法的形態（とりわけ、投資法人）を採る可能性があり、株式市場に上場または他の規制市場で取引されるオルタナティブ投資対象に関連するオルタナティブ投資その他の投資を行う会社の株式を有する可能性がある。

単一の対象ファンドの有価証券に投資することができるのは、各サブ・ファンドの純資産の20%以下とする。

サブ・ファンドはその他のオープン・エンド型およびクローズド・エンド型ファンドに投資できるため、手数料は、関連する対象ファンドだけでなく、本投資法人のレベルでも発生する場合がある。かかる手数料は、オルタナティブ投資を行う場合に3回まで発生する。一般的なコストおよび既存ファンドに投資する際のコストについては、「本投資法人が支払う費用」と題する項に記載する。

法律により要求され、かつファンドが所在する国の監督当局が執行する投資者保護を目的とする継続的な健全性規制の対象でないその他のオープン・エンド型およびクローズド・エンド型ファンドに投資が行われる場合、かかる投資対象が提供する損失可能性に対する保護は少ない。予想される法律上、契約上または司法上の制限により、その他のオープン・エンド型およびクローズド・エンド型ファンドへの投資の処分は困難な場合がある。

サブ・ファンドは、以下に述べるリスク分散原則を遵守する一方で、「投資原則」1.1 f) に規定する一以上の債務証書（以下「証書」という。）（たとえば、ヘッジ・ファンド・インデックスに投資される証書）の発行数の100%を保有することが認められている。かかる場合、「投資原則」2.4の規定は常に遵守されるものとする。

インデックス債は、定額または定数で、かつ特定の期間について発行されるが、増額および期間の延長が可能である。インデックス債の発行者は、通常、発行者が流通市場で証書の売買も行えるよう、か

かる証券の流通市場取引の構築にも「最大限努力」する。インデックス債は、需給に基づき、流通市場取引で売却することができる。

指数は、一定の規定の規則に基づき指数スポンサーにより構成される。指数の構成要素の選択に用いられる原則の内容および指数の現在の構成内容の詳細は、管理事務代行会社から取得できる。

指数は、証券の期間中一貫して適用される固定の公式に基づいて計算される。管理事務代行会社は、上記の公式に基づき、インデックス債の評価（特に異常な価格の変動に関して）を定期的に見直す。

表示通貨は、各サブ・ファンドの純資産価額の計算に使用される通貨のみに言及するものであり、投資に用いる通貨に言及するものではない。投資は、当該サブ・ファンドのパフォーマンスに最も適した通貨で行われる。投資は世界中で行うことができる。

各サブ・ファンドは、投資に用いられるあらゆる通貨で、流動資金を補助的に保有することができる。

オルタナティブ投資商品の獲得に関連するリスク要因

オルタナティブ投資戦略は、伝統的な投資の形態とは異なり、さらなるリスクの可能性を伴う。サブ・ファンドは、その資産の30%を上限としてオルタナティブ投資対象に投資するため、通常の市場リスク、クレジット・リスクおよび流動性リスクに加えて、伝統的な投資対象に比べて、以下に述べるオルタナティブ投資対象の追加的リスクを伴う可能性がある。

オルタナティブ投資対象の大部分は、とりわけ法的枠組みや監督制度がEU加盟国とは比較にならない国に所在している。

オルタナティブ投資商品は、変動が非常に大きくなるおそれがある世界中の様々な資本市場および金融商品に投資する。政情不安、財政政策、外国為替の制約または海外所有に関する法律の変更が、オルタナティブ投資対象により得られるコミットメントの価値および収益に悪影響を及ぼすおそれもある。

オルタナティブ投資対象およびオルタナティブ投資対象に投資しているファンドの受益証券に関しては、流動性のある市場は存在しないことがあり、その結果、かかる受益証券の評価および受益証券の売買は困難となるおそれがある。この点に関する特別な理由の一つとして、不利な取引価格を招く可能性があるプレミアムおよび割引が挙げられる。したがって、一定の状況においては、資産価値とかけ離れた売買価格を認めざるを得ない。さらに、個々のオルタナティブ投資対象は、評価が困難なまたは非流動的な投資商品を購入するため、価格変動リスクだけでなく、クレジット・リスクおよび収益リスクを伴い、これらのリスクは重大なものになる可能性がある。

オルタナティブ投資商品は、空売りをを行う場合がある。空売りは、ポジションが決済されるまで原資産の価額が無制限に上昇するため、理論上無制限の損失リスクを伴う。オルタナティブ投資商品は、追加投資（以下「レバレッジ」という。）を行うために借入れを行っている可能性もある。ただし、オルタナティブ投資商品は、借入れによってだけでなく、デリバティブ商品の利用によってもレバレッジを達成することができる。したがって、原資産となる商品の不正確な評価または非流動的な市場は、結果的に、対象ファンドのパフォーマンスおよび本投資法人の関連するサブ・ファンドに悪影響を及ぼすおそれがある。

b. 投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理する全ての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはUBSの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行

される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(改訂済)の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

c. 投資リスクの変更

本書提出日現在、上記投資リスクに関して重要な変更はない。

d. 重要事象等

ファンドが将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他ファンドの経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大2.50%とする。

b. 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は申込価額の2.70% (税抜き2.50%) を上限とする。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

本投資法人は、クラスP - a c c 投資証券およびクラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 投資証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ

- バランスド(米ドル)

上限定率報酬(上限管理報酬)

クラスP - a c c 投資証券

年率1.980%(年率1.580%)

クラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 投資証券

年率2.030%(年率1.620%)

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための費用が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

定率報酬に適用される実際の最大料率については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2018年10月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドの報酬は以下のとおりである。

- バランスド(米ドル)

5,524,722.37米ドル

(4)【その他の手数料等】

上限定率報酬は、本投資法人の資産にも請求される以下の報酬および追加の費用を含まない。

a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価格の計算」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に支払われる一切の手数料。

- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびに法律によって許可されるファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われる一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、主要な投資家向け資料(「KIID」)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、外国の監督官庁に支払う手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されているおよび/または本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮される。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

また、本投資法人は、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を有していない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに帰属するすべてのコストは当該サブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券のクラスに帰属するコストは当該投資証券のクラスに請求される。ただし、コストが複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

特定の手数料および費用は、既存のファンドに投資を行う場合には二回、またはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズに投資を行う場合には三回発生する可能性がある(例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料、管理報酬/投資顧問報酬ならびに投資が行われるUCIおよび/またはUCITSの発行/買戻手数料)。そのような手数料の支払および費用は、対象ファンドおよびファンド・オブ・ファンズの段階で請求される。

サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売手数料を考慮し、全ての適用される運用報酬を除いて、最大で3%(ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズには最大で4.5%)である。

サブ・ファンドが、管理会社により直接、または管理会社の委託先により、または共同運用もしくは支配を通じて、または多額の直接的もしくは間接的な保有を通じて管理会社と関係する別の会社によ

り、運用されるファンドの受益証券に投資する場合、かかる対象ファンドの受益証券に関連するサブ・ファンドの投資に、発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

2018年10月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドのその他の費用は以下のとおりである。

- バランスド(米ドル) 166,199.53米ドル

(5) 【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(1) 投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

(3) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。

日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人投資主については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。

(5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(3)における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益(譲渡価額(みなし配当額を除く)から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。

投資者は、金利支払の形の貯蓄収入への課税に関する2003年6月3日付欧州連合指令2003/48/ECが2005年6月21日付ルクセンブルグ法により国法に制定されたとの報告を受ける。この法律に従い、欧州連合加盟国内の個人居住者に対する国際的な利払が、2005年7月1日から源泉徴収税もしくは自動情報交換の対象となる。影響を受ける支払には、欧州連合貯蓄収入課税に基づく債務証券および債務請求権において、15%以上の投資を行う投資ファンドにより支払われる分配金および配当金、ならびにかかる資産において、25%以上の投資を行う投資ファンドの受益証券の販売または買戻しによる利益が含まれる。必要な場合、購入後、販売会社または販売代理店は、投資者に、同人が税法上の居住国により発行される課税認証番号(「TIN」)を付与するよう求めることができる。

付与される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

2008年11月13日、欧州委員会は、貯蓄課税指令の改正案を承認した。この改正案は、特に、() (欧州連合加盟国に登録上の事務所を設置するか否かを問わず)ある仲介機関により、欧州連合に居住する自然人である最終受益者に対してなされる支払も含む、欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲の拡大、また()さらに拡大されることになる欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲に該当する利息の定義を規定する。本書の日付現在において、改正案が実施されるか否かおよび実施の時期については不明である。

各サブ・ファンドおよび投資者が欧州連合貯蓄収入課税の対象ではない限り、投資者は現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または日常の居所を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前住所を有しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

上記は財務上の効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。投資証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する投資証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

情報自動交換 - FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の本投資法人は、その投資家および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定(および場合に応じて将来締結される可能性があるその他の協定)などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法(以下「FATCA」と総称する。)に基づき、本投資法人は、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定(以下「IGA」という。)に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けることを確保するために設けられた徹底的なデューデリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。本投資法人は、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。IGAに従い、本投資法人は「遵守(Compliant)」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセン

ブルグの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構(OECD)は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準(以下「CRS」という。)を策定した。CRSの下では、参加CRS法域に設立された金融機関(本投資法人等)は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。初回の情報交換は2017年に開始される予定である。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がFATCAおよびCRSに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供し、これらの情報を常に最新の状態に維持する義務を負っている。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が本投資法人に提供しなかった場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確認するため、投資者の本投資法人における持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

FATCAおよびCRSの仕組みおよび適用範囲に関する詳細なガイドラインは未だ策定途上にある。これらのガイドラインの策定期間または本投資法人の将来における活動に及ぼす影響についての保証は一切ない。投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適格な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、()米国内の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に關して命令または判決を発行することを授權されている場合、または()一または複数の特定米国人が信託または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に關してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民または米国居住者、およびパートナーシップもしくは会社の形態を有する、米国でまたは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立された法人もしくは信託を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(バランスド(米ドル))

(2019年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	154,550,373.43	60.00
	アイルランド	3,478,752.55	1.35
	ジャージー	70,147.58	0.03
	アメリカ合衆国	27,346.93	0.01
	シンガポール	5,506.22	0.00
	カナダ	2,214.31	0.00
	イギリス	1,046.24	0.00
	小計	158,135,387.26	61.39
債券	アメリカ合衆国	38,576,634.67	14.98
	ドイツ	1,252,728.99	0.49
	国際機関	829,572.53	0.32
	カナダ	769,616.56	0.30
	ルクセンブルグ	671,548.50	0.26
	オランダ	629,099.40	0.24
	大韓民国	402,506.00	0.16
	オーストラリア	361,680.20	0.14
	イギリス	202,817.14	0.08
	クウェート	200,850.00	0.08
	カタール	196,500.00	0.08
	ノルウェー	154,621.53	0.06
	オーストリア	99,342.84	0.04
	小計	44,347,518.36	17.22
その他証券	アイルランド	33,008,754.00	12.81
	小計	33,008,754.00	12.81

株式	アメリカ合衆国	10,729,822.80	4.17
	日本	1,469,457.44	0.57
	イギリス	961,619.58	0.37
	フランス	660,801.52	0.26
	カナダ	611,235.02	0.24
	スイス	594,024.73	0.23
	ドイツ	525,264.13	0.20
	オーストラリア	435,276.97	0.17
	オランダ	353,229.80	0.14
	香港	261,962.56	0.10
	スペイン	198,091.02	0.08
	スウェーデン	157,660.06	0.06
	アイルランド	136,697.43	0.05
	イタリア	124,249.92	0.05
	デンマーク	107,779.72	0.04
	フィンランド	84,305.53	0.03
	シンガポール	82,642.67	0.03
	ベルギー	61,725.40	0.02
	ノルウェー	44,529.07	0.02
	イスラエル	32,406.90	0.01
	バミューダ	21,472.47	0.01
	ジャージー	20,153.56	0.01
	オーストリア	17,349.81	0.01
	ルクセンブルグ	16,651.40	0.01
	マカオ	13,941.76	0.01
	ニュージーランド	10,357.81	0.00
	アルゼンチン	9,634.59	0.00
	ポルトガル	4,943.37	0.00
	パプアニューギニア	3,650.31	0.00
	南アフリカ	3,563.58	0.00
	メキシコ	1,098.13	0.00
	小計	17,755,599.06	6.89
オプション (標準型)	アメリカ合衆国	202,120.00	0.08
	小計	202,120.00	0.08
ポートフォリオ合計		253,449,378.68	98.39
現金・その他資産		4,148,459.31	1.61
資産総額		257,597,837.99	100.00
負債総額		1,222,426.97	0.47
合計(純資産総額)		256,375,411.02 (約28,424百万円)	99.53

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（バランズド（米ドル））

（2019年2月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	利率 (%)	満期 (年/月/日)	数量/額面 (1,000)	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
								単価	金額	単価	金額	
1	UBS(LUX)EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE(USD) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	2.53	11,553.5012	29,205,610.45	14,704.8500	37,171,772.71	14.43
2	STAR COMPASS PLC/UBS DYNMC DIVERSIFIED LTD NOTE DUE 30.03.19	アイルランド	その他 証券	金融、投資 その他 持株会社	-	2019/ 3 /30	24,540.00	1.2197	29,931,317.08	1.3451	33,008,754.00	12.81
3	UBS(LUX)INST FUND-KEY SEL. GLOBAL EQUITY FA- USD	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	1.28	16,498.8951	21,184,581.28	22,726.1900	29,180,427.96	11.33
4	UBS(LUX)BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U X ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	1.92	10,125.8176	19,411,192.40	10,633.8100	20,385,013.77	7.91
5	UBS(LUX)KEY SELECTION SICAV- GLOBAL ALPHA OPP (EUR)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.85	14,658.8207	12,430,679.95	15,013.4065	12,731,368.71	4.94
6	UBS(LUX)EMERGING ECONOMIES FUND- GLOBAL BONDS(USD) -U-X ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.81	12,044.4621	9,768,058.76	12,732.2800	10,325,879.08	4.01
7	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.32	24,414.8182	7,861,571.45	26,877.5500	8,654,571.10	3.36
8	UBS(LUX)BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.42	15,192.6656	6,311,018.08	18,620.5400	7,734,953.70	3.00
9	AMERICA, UNITED STATES OF 2.62500% 10- 15.11.20	アメリカ合衆国	債券	-	2.6250	2020/11/15	7,500.00	1.0268	7,700,771.29	1.0012	7,509,081.75	2.92
10	AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 12- 15.05.22	アメリカ合衆国	債券	-	1.7500	2022/ 5 /15	7,500.00	0.9876	7,406,841.80	0.9770	7,327,734.36	2.84
11	UBS(LUX)EQUITY SICAV - USA QUANTITATIVE(USD) U-X-ACC-CAP	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.29	16,760.0996	4,776,628.40	22,114.4200	6,302,609.70	2.45
12	AMERICA, UNITED STATES OF 1.12500% 16- 31.07.21	アメリカ合衆国	債券	-	1.1250	2021/ 7 /31	5,700.00	0.9667	5,510,296.88	0.9678	5,516,308.61	2.14
13	MANAGER OPP ACCESS-RISK PARITY STRATEGIES FUND USD Q-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	50.74	100.8223	5,115,911.06	105.4900	5,352,759.97	2.08
14	UBS(LUX)BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD)-I-X-DIS	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	49.76	103.3731	5,143,846.03	103.7700	5,163,595.20	2.00
15	UBS(LUX)BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR)I-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	35.63	148.5595	5,293,174.60	143.2826	5,105,159.79	1.98
16	UBS(LUX) INSTITUTIONAL SICAV - E MARKETS EQUITY PASS FA USD	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.38	13,157.8600	4,986,828.95	12,804.9600	4,853,079.84	1.88
17	AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16- 30.09.23	アメリカ合衆国	債券	-	1.3750	2023/ 9 /30	3,900.00	0.9268	3,614,507.81	0.9507	3,707,742.16	1.44
18	UBS(IRL)INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-B USD	アイルランド	投資 信託	-	-	-	15.54	150.8427	2,343,340.66	223.9300	3,478,752.55	1.35
19	UBS(LUX)EQUITY SICAV - USA GRWTH (USD)-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.04	27,007.3200	1,134,307.44	37,578.6300	1,578,302.46	0.61
20	AMERICA, UNITED STATES OF 0.500%/CPI LINKED 18-15.01.28	アメリカ合衆国	債券	-	0.5118	2028/ 1 /15	1,250.00	0.9860	1,232,439.30	0.9957	1,244,620.17	0.48

21	AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15.01.21	アメリカ合衆国	債券	-	1.2984	2021/ 1 /15	860.00	1.1691	1,005,437.95	1.1587	996,474.27	0.39
22	AMERICA, UNITED STATES OF 1.62500% 14-31.08.19	アメリカ合衆国	債券	-	1.6250	2019/ 8 /31	1,000.00	1.0061	1,006,054.68	0.9954	995,429.69	0.39
23	AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15.07.25	アメリカ合衆国	債券	-	0.3992	2025/ 7 /15	940.00	1.0336	971,628.82	1.0431	980,544.66	0.38
24	AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15.01.26	アメリカ合衆国	債券	-	0.6641	2026/ 1 /15	930.00	1.0420	969,103.01	1.0529	979,181.33	0.38
25	AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15.01.25	アメリカ合衆国	債券	-	3.1811	2025/ 1 /15	655.00	1.4927	977,726.40	1.4646	959,337.12	0.37
26	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 15-15.04.20	アメリカ合衆国	債券	-	0.1348	2020/ 4 /15	675.00	1.0506	709,146.76	1.0645	718,552.63	0.28
27	AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI LINKED 15-15.01.25	アメリカ合衆国	債券	-	0.2665	2025/ 1 /15	690.00	1.0253	707,434.26	1.0361	714,914.73	0.28
28	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.01.22	アメリカ合衆国	債券	-	0.1394	2022/ 1 /15	610.00	1.0840	661,219.33	1.0939	667,279.10	0.26
29	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 13-15.01.23	アメリカ合衆国	債券	-	0.1367	2023/ 1 /15	580.00	1.0569	613,004.07	1.0675	619,167.12	0.24
30	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.07.22	アメリカ合衆国	債券	-	0.1372	2022/ 7 /15	570.00	1.0690	609,308.41	1.0788	614,936.83	0.24

【投資不動産物件】

該当事項なし(2019年2月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2019年2月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

(バランズ(米ドル))

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)		1口当たり純資産価格 (クラス(日本円・ ヘッジ)P - a c c 投 資証券)
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円	円
2009年10月末日に終了する 会計年度末	136,226	15,103	134,883	14,954	10.50	1,164	-
2010年10月末日に終了する 会計年度末	108,742	12,056	108,533	12,033	11.38	1,262	-
2011年10月末日に終了する 会計年度末	101,201	11,220	99,141	10,992	11.31	1,254	-
2012年10月末日に終了する 会計年度末	85,927	9,527	85,796	9,512	11.92	1,322	-
2013年10月末日に終了する 会計年度末	91,397	10,133	91,057	10,095	13.25	1,469	-
2014年10月末日に終了する 会計年度末	182,334	20,215	181,343	20,105	14.03	1,556	-
2015年10月末日に終了する 会計年度末	244,051	27,058	243,753	27,025	14.10	1,563	9,732
2016年10月末日に終了する 会計年度末	269,148	29,840	267,815	29,693	14.19	1,573	9,738
2017年10月末日に終了する 会計年度末	289,751	32,125	286,719	31,789	15.76	1,747	10,675
2018年10月末日に終了する 会計年度末	265,541	29,441	265,215	29,404	15.45	1,713	10,240
2018年3月末日	288,805	32,020	288,054	31,937	15.80	1,752	10,614
4月末日	289,268	32,071	288,978	32,039	15.85	1,757	10,628
5月末日	290,223	32,177	288,479	31,984	15.87	1,760	10,625
6月末日	279,209	30,956	276,705	30,678	15.80	1,752	10,555
7月末日	281,784	31,241	281,298	31,188	16.04	1,778	10,696
8月末日	283,410	31,422	282,318	31,301	16.04	1,778	10,677
9月末日	279,552	30,994	278,964	30,929	16.04	1,778	10,655
10月末日	265,541	29,441	265,215	29,404	15.45	1,713	10,240
11月末日	262,778	29,134	260,725	28,907	15.47	1,715	10,228
12月末日	247,638	27,456	247,400	27,429	14.84	1,645	9,790
2019年1月末日	258,936	28,708	256,760	28,467	15.47	1,715	10,177
2月末日	257,598	28,560	256,375	28,424	15.65	1,735	10,277

(注) クラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 投資証券は2015年6月2日に設定された。

ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

同取引所での実質的な取引実績はない。

【分配の推移】

バランスド(米ドル)

クラス P - a c c 投資証券

クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券

該当事項なし

【自己資本利益率(収益率)の推移】

(バランスド(米ドル))

会計年度	収益率(%)	
	(クラス P - a c c 投資証券)	(クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)
2009年10月末日に終了する会計年度末	11.11	-
2010年10月末日に終了する会計年度末	8.38	-
2011年10月末日に終了する会計年度末	- 0.62	-
2012年10月末日に終了する会計年度末	5.39	-
2013年10月末日に終了する会計年度末	11.16	-
2014年10月末日に終了する会計年度末	5.89	-
2015年10月末日に終了する会計年度末	0.50	- 2.68
2016年10月末日に終了する会計年度末	0.64	0.06
2017年10月末日に終了する会計年度末	11.06	9.62
2018年10月末日に終了する会計年度末	- 1.97	- 4.07

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、最初の会計年度については、1口当たり当初発行価格(バランスド(米ドル)クラス P - a c c 投資証券については10.00米ドルおよびクラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券については10,000円)以下同じ。

第2【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法律上の譲渡はすべて投資主名簿に登録される。投資主名簿における記載は、記名投資証券の所有権の証拠となる。本投資法人は、保有されている投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる文書が本投資法人に引渡された場合、または譲渡の宣言が投資主名簿に記載され、これに譲渡人および譲受人または当該行為を授權された者が日付を付して署名した場合、効力を発生する。

投資主は、通知送付先住所を、本投資法人の登記上の事務所に通知しなくてはならない。住所に変更があった場合も同様とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

(2) 投資主総会

年次投資主総会は、本投資法人の登記上の事務所もしくは総会の通知書に明記するルクセンブルグ内の他の場所において、毎年2月20日の14時(2012年より毎年4月20日の14時)に、ルクセンブルグの法律に基づき開催される。当日がルクセンブルグにおける法定休日である場合には、翌営業日に開催される。追加の臨時投資主総会は、総会通知に明記する場所および日時において開催される。取締役会がその絶対的裁量により決定する特別な事情がある場合には、投資主総会を外国で開催することができる。

いかなるサブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドのいかなる投資証券クラスの各投資証券も、ルクセンブルグ法および定款の規定に従い、一議決権を行使することができる。投資主は、投資主総会において、書面またはファクシミリ、郵便もしくはその他の類似通信手段による委任状(以下「委任状」という。)により他の者(以下「代理人」という。)を任命してかかる権利を行使することができる。当該者は、投資主である必要はなく、また本投資法人の取締役または任命された役員であっても認められる。

法律または定款に異なる定めがある場合を除き、投資主総会における決議は、代理を含む出席投資主の議決権の単純多数決によりなされる。

(3) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- () 1986年米国内国歳入法(改正済)第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- () 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人(連邦規則集第17編第230.902(k)条)
- () 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者(連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条)
- () 1940年米国投資顧問法(改正済)ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- () 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第二部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2004年3月5日	本投資法人の設立
2004年3月15日	本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
2005年11月28日	定款の修正
2011年6月10日	定款の修正

2【役員の状況】

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
マイケル・ケール (Michael Kehl)	取締役会長	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ザ・ボード)	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ザ・ボード)	ユービーエス・ファンド・マネジメン ト(スイス)エイ・ジー、バーゼル マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トビアス・マイヤー (Tobias Meyer)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード)	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はアーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ(Ernst & Young S.A.)である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、ルクセンブルグの会社法、特に1915年8月10日の商事会社に関する法律(改正済み)(以下「1915年8月10日法」という。)の下で変動資本を有する会社型投資信託として設立され、2010年法の下で投資信託としての資格を有している。

また、本投資法人は、2010年法、勅令、金融監督委員会(Commission de Surveillance du Sector Financier)(「CSSF」)の通達に従っている。

b. 準拠法の内容

1915年8月10日法

1915年8月10日法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAVの)管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

イ．会社設立の要件（1915年8月10日法第26条）

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

ロ．定款の必要的記載事項（1915年8月10日法第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登録事務所の所在地
- () 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- () 当初払込済の発行済資本の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- () 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権（もしあれば）に対する制限規定
- () 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
- (注) 1915年8月10日法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- () 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- () 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- () 会社の存続期間
- () 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

ハ．公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

二．発起人および取締役の責任（1915年8月10日法第31条および第32条の1（2））

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC（「欧州連合通達」）（ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済）の規定を組み入れている。

イ．2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート U C I T S（以下「パート 」という。）
- パート その他のU C I（以下「パート 」という。）
- パート 外国のU C I（以下「パート 」という。）

パート 管理会社(以下「パート 」という。)

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ．欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

ハ．2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ)ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合)は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

ロ)譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつヨーロッパ共同体理事会の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、CSSFに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつCSSFが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ)外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、CSSFへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはCSSFに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、C S S F に提出されなければならない。C S S F は書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S F に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S F に直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S F が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をC S S F に提出しなければならない。

5【その他】

a . 定款の変更

本投資法人の定款は、本投資法人の投資主総会により適用を拡大するかまたはその他の方法で変更することができる。変更は、1915年8月10日法に規定される定足数および過半数の要件に従わなければならない。

b . 事業譲渡または事業譲受

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 () 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併」を参照のこと。

c . 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d . 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価() 純資産価格の計算」の項に従って計算する。

投資証券の当初発行以降、発行価格は、別途規定されない限り、投資証券1口当たりの純資産価格に販売会社に支払う純資産価額の2.5%を上限とする発行手数料を加えた価格に基づく。さらに、販売国で発生する租税、手数料またはその他の料金がかかる。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行、販売代行会社および支払代理人がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

保管受託銀行および/または購入申込金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。上記にかかわらず、人民元(RMB)建ての投資証券に関する申込価格の支払いは、人民元(オフショア人民元)(CNH)でのみ行なわれるものとする。かかる投資証券クラスの申込みに関しては、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

投資証券はまた、地域で一般的な市場基準に従い貯蓄制度、支払制度または乗換制度を通じて購入申込みを行うことができる。さらに、この点に関する情報は、地域の販売会社に請求することができる。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。現地の支払事務代行会社は、最終投資者または名義人に代わり、必要な取引を行うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用は、投資者に請求することができる。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または当該通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

本投資法人はその裁量により一部または全部が現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物出資は関係するサブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、かかる現物による支払は本投資法人が選んだ監査人が評価を行う。発生する費用は関係する投資者に請求される。

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えを要求することはできない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

すべての発行されて存続する投資証券には同じ権利が付与されている。ただし、本投資法人の基本定款には特定のサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。

さらに、すべてのサブ・ファンド/投資証券クラスについて端株も発行することができる。端株は小数点以下第三位まで表示され、投資主総会における議決権は付与されない。ただし、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算する場合は、保有者は端数の投資証券により清算代金の分配または比例分配を受ける権利を認められる。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、ファンド払込日（申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目）までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上1口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

投資証券1口当たり発行価格は、注文が注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間13時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格である。日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

買戻注文は、本投資法人、管理事務代行会社、保管受託銀行、販売代行会社および支払代理人が受け付け、本投資法人に送付される。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または当該通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

サブ・ファンドの純資産総額に関し投資証券クラスの金額が、取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

異なる通貨で表示された複数の投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、投資主は、原則として、当該投資証券クラスの通貨でのみ買戻しの対価を受け取ることができる。

保管受託銀行および/または買戻し代金の支払いを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および買戻しが行われる投資証券クラスの表示通貨以外の通貨で支払いを行うことができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。かかる手数料ならびに各販売国で発生する可能性がある、例えば、取引銀行により徴収される一切の税金、手数料またはその他の費用は、該当する投資者に請求されるものとし、買戻し代金から差し引かれるものとする。上記にかかわらず、人民元(RMB)建ての投資証券に関する買戻し代金の支払いは、人民元(オフショア人民元)(CNH)でのみ行なわれるものとする。投資者は、人民元(オフショア人民元)(CNH)以外の通貨建ての買戻し代金の支払いを要求することはできない。

各販売国で発生する租税、手数料またはその他の料金(取引銀行により徴収されるものを含む。)がかかる。

販売会社のための追加の買戻手数料は徴収されない。

純資産価額の変化により、買戻価格が投資者が支払った価格を上回る場合もあれば、下回る場合もある。

本投資法人は、ある注文日におけるすべての申込みがサブ・ファンドの純資産の10%超の資金流出をもたらす場合、当該注文日におけるすべての買戻請求および乗換え請求の実行を制限する権利(買戻しゲート)を有する。かかる場合、本投資法人は、買戻請求および乗換え請求の一部のみを実行し、また、当該注文日における残りの買戻請求および乗換え請求の実行について、翌営業日まで延期することを、通常20営業日の期間内、決定することができる。

買戻注文が大量に上った場合、または、本投資法人の投資証券の買戻しの結果としてオルタナティブ投資が純資産の30%を超えた場合、本投資法人は本投資法人の資産を過度の遅延なく売却するまで買戻注文の執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じファンド営業日に受け取ったすべての買戻注文は同じ価格で処理される。

投資者の依頼により、本投資法人はその裁量により投資者に対し一部または全部が現物による買戻を受け付けることができる。かかる現物による支払は本投資法人が選んだ監査人が評価を行い、ファンドに残存する投資主に対して悪影響を及ぼしてはならない。発生する費用は関係する投資者に請求される。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、注文が注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間13時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と

円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

投資主は、いつでも、自己の投資証券を同一サブ・ファンド内の別の投資証券クラスの投資証券および/または別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えを行うことができる。乗換え注文には投資証券の発行および買戻しの手続と同じ手続が適用される。

投資主の既存の投資証券の乗換えによる投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$\alpha = \frac{\beta \times \chi \times \delta}{\varepsilon}$$

α = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

β = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

χ = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価格。

δ = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ表示通貨で評価されている場合、係数は1である。

ε = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの上限発行手数料率と同等の上限乗換え手数料が、徴収されることがある。かかる場合、「買戻し手続等」の項に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

保管受託銀行および/または乗換え支払金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および/または乗換えが行われる投資証券クラスの申込通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。手数料ならびにサブ・ファンドの乗換えに際して個々の国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの法定外休日ならびに一以上のサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日、またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を十分に評価することができない日、または、サブ・ファンドのパフォーマンスおよび純資産が1以上の指標に連動する場合で、その関連する指標が公表されない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算の停止、投資証券の販売、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われぬ。さらに、本投資法人はその裁量により購入注文を拒絶する権限を有する。

本投資法人は、売買タイミングや事後取引を含むがそれに限られない、投資主の利益を損なう可能性があるものとみなす取引を許可しない。本投資法人は上記の実務に関係すると判断した場合、購入または乗換えの申込みを拒絶する権利を有する。また、本投資法人は投資主を当該実務から保護するために必要とみなす措置を講じる権利を有する。

注文は、注文日の締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合に、その日の締切時間後に計算した純資産価額に基づいて処理される（以下当該計算を行った日を「評価日」という。）。

ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド営業日の関係するサブ・ファンドの前述の締切時間の1時間前に管理事務代行会社に受領されなければならない。

しかし、前述の特定した時刻より早い締切時間は、顧客に対し管理事務代行会社への正確な申込受付注文を保証するためにスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の仲介機関において適用される。これらの情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、関係する販売会社およびその他の仲介機関で入手できる。各々のファンド営業日の締切時間後に管理事務代行会社に登録された注文については、翌ファンド営業日が注文日とみなされる。

上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えをする場合にも適用される。

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる（先渡し価格）。純資産価額は最新の知れている市場価格に基づいて計算される（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値を用いる）。適用される個々の評価原則は下記に記載される。

マーケット・メーカーおよび流通市場での取引

スイス証券取引所における「スポンサード・ファンド」分野へのサブ・ファンドの投資証券クラスの上場およびスイス証券取引所での投資証券の取引は、投資者に対して、本投資法人との間の直接的な投資証券の申込みおよび買戻しに加えて、流動性があり、規制された流通市場、すなわち証券取引所を通じた売買を可能とすることを目的としている。

マーケット・メーカーの仕事は、トレーディング・システムに売呼値と買呼値を入力することによって、取引される投資証券の市場を確保することである。一定の状況下では、流通市場でマーケット・メーカーと取引できる価格は、当該投資証券クラスの最終純資産価格とは異なる場合がある。マーケット・メーカーは、流通市場における売買注文を受け入れ、その注文は呼値価格で決済されるが、発行市場における申込みおよび買戻しは受け付けない。前述したように、発行市場に対する申込みおよび買戻しの注文は、依然として本投資法人に対して行わなければならない。

本投資法人のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが、スイス証券取引所に上場されているかどうかの詳細については、www.six-swiss-exchange.comで閲覧することができる。管理会社は、バンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッドをマーケット・メーカーに任命している。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの関連する法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

よって、投資者は、購入申込みを受け付ける販売会社または販売代行会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売会社または販売代行会社は、投資者に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。個人に関しては、(販売会社もしくは販売代行会社または地方行政機関によって認証された)旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。販売会社または販売代行会社は、状況に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対しさらに追加書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対して上記の手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売代行会社または販売会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融防止に関するルクセンブルグ法またはE U法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの注文に関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売会社および販売会社の販売代行会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関する発行済投資証券の数で除して計算する。

ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。かかる割合は、以下のとおり、分配および投資証券の発行または買戻しが行われる毎に変化する。

- P - d i s t クラス投資証券について分配が行われる場合、当該クラスの投資証券の純資産価額および申込みもしくは買戻し価格は、分配の金額分、低い金額となる(このため、P - d i s t クラスに帰属する純資産価額の割合は減少する。)。その他の投資証券のクラスの純資産価額は変わらず、それらのクラスに帰属する純資産価額の割合は増加する。
- 投資証券の申込みおよび買戻し毎に、対応する投資証券のクラスに帰属する純資産価額は適宜調整される。

単一の取引日に行われるサブ・ファンドの投資証券クラスのすべてに影響する購入または買戻しの総計が純資産の流出入をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額がこれに応じて増加または減少することがある(いわゆるシングル・スイング・プライシング)。かかる調整は、最大で純資産価額の2%に相当する。サブ・ファンドについて生じると想定される取引費用および課税は、ファンドが投資する資産の配分についての想定される価格スプレッドと同様に考慮される可能性がある。純資産の増減がファンドのすべての投資証券数の増加をもたらすものであれば、純資産価額が増加するように調整される。また、純資産の増減が投資証券数の減少をもたらすものであれば、純資産価額は減少することになる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドについて基準値を設定することができる。これは、ファンドの純資産の既定の取引日における純増減の比率または関連するサブ・ファンドの通貨の一時金から計算されることがある。かかる基準値が既定の取引日に超過されることになった場合のみ、純資産価額は調整される。

各サブ・ファンドの資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 流動資産(現金および銀行預金、手形小切手、約束手形、前払費用、配当金および宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形式であっても)全額で評価されるが、当該評価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その真正価値を反映するために適切とみなされる減額を行った後にその評価が行われる。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は最新の入手可能な市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の入手可能な最新価格を適用する。

通常、証券取引所では取引されるものではなく、証券トレーダー間で流通市場が存在し市場標準に基づき価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場されていないが、定期的に運用さ

れ、公認され、公開されたその他の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。

- c) 証券取引所に上場されておらず、別の規定された市場でも取引されておらず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品(店頭派生商品)は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品の評価する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の原資産の市場価格に基づいて本投資法人とその監査人が認めた計算モデルを使って入手評価の妥当性を検証しなければならない。
- e) 譲渡性証券集合投資事業(「UCITS」)および/またはUCIの受益証券は最新の純資産総額で評価する。UCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ・マネジャーまたは投資顧問会社から独立した信頼できるサービス提供会社により提供されたかかる証券の価値の見積り(価値見積り)に基づいて評価することができる。
- f) オルタナティブ投資商品を構成する指数に連動するインデックス債(債務証券)は、市場基準に基づく直近で取得可能な価格(「公正価値」)で評価され、それは指数の構成要素について直近で取得可能な評価に基づいて行われる。現状において評価について報告書が取得可能であるため、インデックス債は、有効な評価がなされた報告書が取得可能な限り、報告書の記載をもとに評価される。
- g) 証券取引所で取引されていないまたは公開されている他の規制された市場で取引されていない短期金融商品は、関連するイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残余期間の金利にもっとも近似した金利が差し込まれる。このように計算されるため、金利は、原発行体を反映する信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整される。
- h) 関係するサブ・ファンドの表示通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート(売買価格の仲値)またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における平均為替レートで評価する。
- i) 定期預金および信託預金はその名目価値に経過利息を加えて評価する。
- j) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、該当の証券に依拠し、適用されるUBSの評価方針に基づき選択される。

異常な市況または事象のため、上記の基準が関連するサブ・ファンドの価値を正確に決定するために不適切であるか不可能であるとみなされた場合、本投資法人は、ファンドの資産全体または個別のサブ・ファンドについて、一時的に、本投資法人が誠実に決定し、監査法人により一般的に受け入れられて確認が可能なその他の評価基準を適用することができる。

() 純資産価格の計算の停止、投資証券の販売、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は一以上のサブ・ファンドの純資産価格の計算、投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に中止することができる。

- 大部分の純資産の評価に使用される一箇所以上の証券取引所または純資産価額もしくは大部分の純資産の表示通貨の外国為替市場が通常の休日でない日に閉鎖し、もしくは取引が中止されてい

る場合または上記の証券取引所もしくは市場が規制され、もしくは短期的に大幅に価格変動している場合。

- 本投資法人および/または管理会社の支配、責任または影響の及ばない出来事によって、投資主の利益に多大な損害を及ぼすことなく通常どおりに純資産を利用できない場合。
- 通信網の混乱またはその他の事象により、大部分の純資産を計算できない場合。
- 本投資法人が投資する一以上のファンドおよび投資法人が受益証券の買戻しを停止した場合
- 本投資法人の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的その他の状況により、投資主の利益を重大に害することなく通常の状況の下で本投資法人の資産の処分ができない場合。
- 外国為替および資本変動に関する規制により、本投資法人が事業を行えない場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよび各サブ・ファンド間の乗換えの中止は、後記の「報告書を受領する権利」に記載されている方法で告知するものとする。

投資者が投資証券クラスの要件を満たさなくなった場合、本投資法人はさらに、当該投資者に以下を要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買戻しに関する規定に従い、30暦日以内に当該投資者の投資証券を返却すること。
- b) 当該投資者の投資証券を当該クラスの投資証券に係る上記取得要件を満たす者に譲渡すること。
- c) 当該投資者の投資証券を、その取得要件に適格な関連するサブ・ファンドの他のクラスの投資証券に転換すること。

さらに、本投資法人は、以下について権限を付与されている。

- a) 投資証券の購入依頼を自己の裁量において拒否すること。
- b) 排斥条項に違反して取得された投資証券を任意の時期に買い戻すこと。

(2) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3) 【存続期間】

本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。

(4) 【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年10月末日である。

(5) 【その他】

- () 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および多数決の要件に関する法律規定を満たす投資主総会は本投資法人を解散することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を解散するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が清算する場合、一名以上の清算人により終了される。投資主総会が清算人を任命し、清算人の報酬および権限の範囲を決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却して、当該サブ・ファンドの清算による正味収入を当該サブ・ファンドの投資主に分配する。清算工程の終了時点で投資主に分配できない清算収入は時効期間の満了までルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託される。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的な管理のため要求される価額より下落するかまたはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、本投資法人は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を決定が効力が生じる評価日または時間における純資産価格にて(投資対象の実際の換金レートおよび換金経費を考慮して)買い戻すことを決定することができる。

取締役会の権利にかかわらず、取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会において、サブ・ファンドが発行した投資証券を回収し、投資主に対して保有する投資証券の純資産価額を返還することにより、本投資法人の資本を減額することができる。純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって生じた代金および清算に起因する費用を織り込むものとする。

投資主総会または本投資法人の取締役会による投資証券の消却の決定は、「報告書を受領する権利」の項に記載される通り関係するサブ・ファンドの投資主に通知される。

買い戻しのために投資主が提出しなかった換金される投資証券の純資産価額に相当する金額は、かかる投資証券に対する権利を有する者に代わって時効期間が経過するまでルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託される。

サブ・ファンドの合併またはサブ・ファンドと他のUCIとの合併

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドの投資証券の発行を取りやめ、別のUCIまたは別のサブ・ファンドの投資証券として指定することができる。前項の本投資法人の取締役会の権限をそこなわずに、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併の決定は「報告書を受領する権利」の項に記載される通り投資主に通知する。決定が公告されてから一か月以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、前記「第2 手続等 2 買い戻し手続等」と題する項に記載するガイドラインに従って、買い戻手数料またはその他の管理料金を支払わずに、その時点の純資産価格で買い戻す権限を有する。買い戻しのために提出されなかった投資証券は、決定が有効となる日に計算した関係するサブ・ファンドの純資産価格に基づいて交換される。契約型投資信託として設立された投資ファンドの投資証券が割当てられる場合、上記の決定は割当てに賛成票を投じた投資主だけを拘束する。

本投資法人の総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、本投資法人または関係するサブ・ファンドの投資主の総会の定足数は要求されず、決定は総会に出席するまたは委任状による投資証券の単純多数によって承認されることができる。

() 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の特別決議によって行うことができる。

定款変更は、会社法第67条の1に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。

定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

総販売契約

総販売契約は、いずれの当事者も6か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。ただし、契約の各当事者は、他方当事者への書面による通知の30日以内に改善されなかった契約書に含まれる重要事項または重過失の違反の場合、相手方当事者への書面による通知でいつでも終了できる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() 苦情処理、議決権行使方針、報酬方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針、報酬方針および最良執行の手続に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

2【利害関係人との取引制限】

本投資法人および本投資法人の投資運用会社は、いずれも、投資主の損害において投資運用会社または第三者の利益を得ることを目的として行われる取引などの、投資主の利益保護と利害が相反すると認識される取引、または、ファンドの資産の運用に不利益であると認識される取引を行わない。

管理会社は、ファンドの管理に関連して発生する可能性のある利益相反がファンドおよびその投資家の利益に悪影響を与えることを防止することを目的として、かかる利益相反を特定するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとし、また、利益相反を特定、回避、管理および監視するためのあらゆる合理的な措置を講じるために、効果的な組織および管理措置を導入し、維持するものとする。

利益相反を適切に特定し、かつ、管理する目的で、管理会社は、以下を含む利益相反を処理するための方策を定める。

- 潜在的利益相反を特定する方法
- 組織的な防止措置、適切な管理および利益相反の開示に関する規定

管理会社は、既存のまたは潜在的な利益相反の可能性について詳細に記録し、かつ、かかる記録を定期的に更新するものとする。

管理会社は、利益相反が投資家の利益を損なうことを防止するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとする。管理会社は、利益相反が投資家の利益に悪影響を与える可能性を排除することができない場合、以下のウェブサイトにもその原因を開示しなければならない。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または(中間配当の場合には)取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散された場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

(e) 投資主総会における権利

本投資法人の適法に成立した投資主総会は、本投資法人の投資主全員を代表するものとする。定款に従ってその決議は、投資主により所有される投資証券のクラスにかかわらず、本投資法人の投資主全員を拘束するものとする。本投資法人の投資主総会は、1915年8月10日法に基づき、本投資法人の業務運営に関する行為につき命令し、実行し、または裁可する最大の権限を有する。

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律に基づき、毎年2月20日の14時(2012年より毎年4月20日の14時)(ルクセンブルグ時間)に本投資法人の登録上の事務所で開催される。2月20日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。他の投資主総会は、招集通知に記載ある日時およびルクセンブルグ内の場所で開催することができる。投資主総会は、議題に明記される通知により、取締役により招集され、ルクセンブルグの法律に基づき、メモリアルおよび取締役会の定める新聞に掲載される。

通知には、総会の場所および日時、出席要件、議題、定足数ならびに決議要件を明記する。1口につき1議決権が与えられる。書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファクシミリで代理人を選任することができる。年次投資主総会の決議は出席投資主の議決権の単純多数決による。適切な通知に基づき、取締役会が総会を招集することもある。特定のサブ・ファンドの権利に影響を及ぼす決議および投資主への配当金の宣言を行う場合は、その都度採決される。

(f) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人について、10月31日現在の年次報告書および4月30日現在の半期報告書が発行される。

上記報告書は、各サブ・ファンドの詳細を関連する会計通貨で記載する。本投資法人全体の連結資産の詳細は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から6か月以内に公表される年次報告書には、独立監査人により監査された年次計算書類が含まれる。

投資主は、本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において、これらの報告書を入手することができる。

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知はウェブサイト(www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications)上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、もしくは各販売国で法的に要求される場合、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(「管理会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2019年2月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ(約16億円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=126.09円)による。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円金額表示はすべてこれによるものとする。

b. 事業の内容

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイの目的は、ルクセンブルグまたは外国の法律に基づく集合投資またはオルタナティブ投資ファンドの事業を設立、運営、促進、販売、管理および助言することである。

ユービーエス・エイ・ジー、UBS アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)(「投資運用会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2019年2月末日現在の株主資本総額は、385,840,846.6スイスフラン(約428億円)

(注)スイスフランの円貨換算は、便宜上、2019年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=110.84円)による。以下、別段の記載がない限り、スイスフランの円金額表示はすべてこれによるものとする。

b. 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーの目的は、銀行の運営である。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融、アドバイザリー、トレーディングおよびサービス業務に及ぶ。

UBS アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)は、ユービーエス・エイ・ジーの一部門として、主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「投資運用会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2019年2月末日現在の株主資本総額は、10,000,000スイスフラン(約11億円)

b. 事業の内容

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)の目的は、銀行の運営である。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融、アドバイザリー、トレーディングおよびサービス業務に及ぶ。投資運用会社としては、主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

(2)【運用体制】

A. 管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役(株主であるか否かを問わない。)から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

B．投資運用会社

本投資法人の取締役会は、本投資法人およびそのサブ・ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

投資運用会社は、管理会社の監督および責任のもとで、証券ポートフォリオの運用を委託されている。

管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を、ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)およびユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(以下「投資運用会社」という。)に委託している。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、資産の配分および投資戦略の事前選定業務を引受けている。

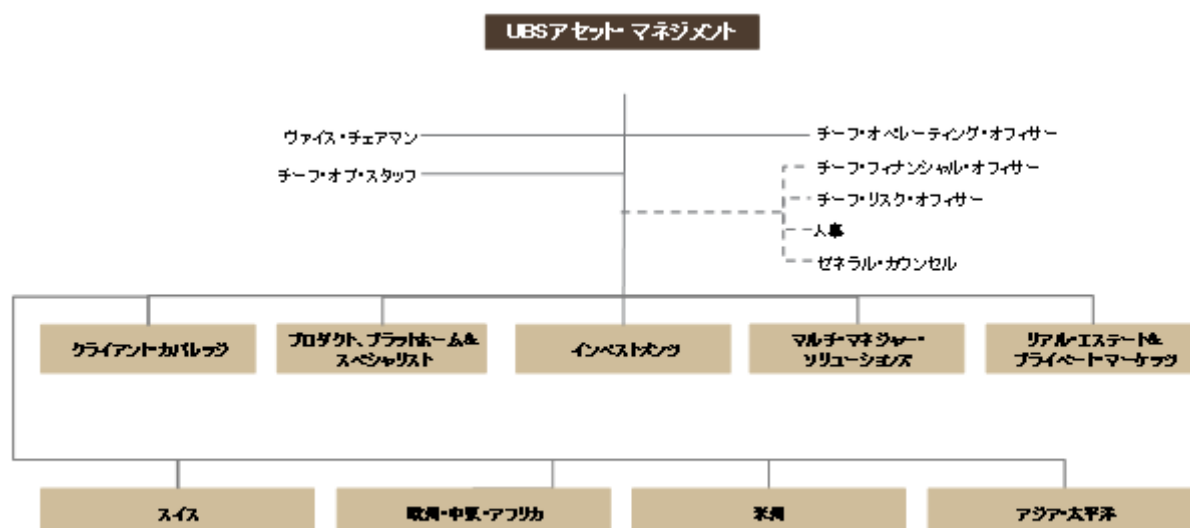
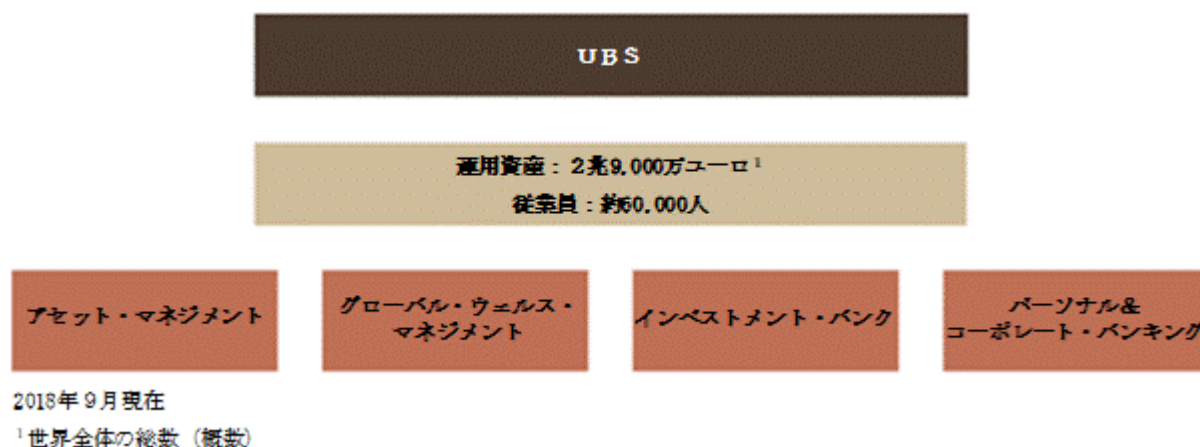
ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)は、投資商品の選定に責任を負い、規定された投資制限に従って、投資決定を行うとともに、本書に関するすべての取引を実行する。

各資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

(イ) 投資運用体制(全投資運用)

ユービーエス・グループ・エイ・ジーの運用体制は、コーポレート・センターおよび4つの業務部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)からなる。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブは、ユービーエス・エイ・ジー、UBS アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)およびグローバル・ウェルス・マネジメント部門に属するユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)により合同運用される。



2019年3月1日現在

2018年12月末現在、UBS アセット・マネジメントは世界各地に1,181名の運用のプロフェッショナルを配している。

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることが目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社のすべてのポートフォリオは、チームで一括して運用されている。投資運用会社は、このアプローチについて、投資チームの集積された経験に加え、グローバル・リサーチ・プラットフォームを最大限に活用するため、顧客の最善の利益に資するものであると考えている。同時に、このアプローチは、投資運用会社の投資専門家が退社を決意した場合であっても、適切なバックアップを確保するものでもある。

(ハ) 投資決定プロセス

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブは、ユービーエス・エイ・ジー、UBS アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)(以下「UBS アセット・マネジメント」という。)およびユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)により合同運用される。戦略的かつ限定的な資産配分は、ファンドのリスクプロファイルおよび規制上・投資上の制限に従い、UBS グローバル・ウェルス・マネジメントのチーフ・インベストメント・オフィサーによる投資評価に基づいて行われる。実施に関しては、UBS アセット・マネジメントのもとで行われ、UBS アセット・マネジメントは、銘柄の選定、日常的なファンドの管理(フロー管理等)および連絡のやり取りについても責任を負う。

ストラテジー・ファンド・ファミリーは、顧客に対し、リスクプロファイルに応じた最善のリスク・リターン・プロファイルを提供することを目指す。

プロファイルの範囲は、債券のみに投資するものから、株式に特化したものまで、ファンドにより様々である。為替リスクの大部分は基準通貨に対してヘッジされるが、投資機会が見込まれる場合は、アクティブな通貨戦略が採用される。

バランスド・ファンドのプロファイルは、価格変動を好機と見る成長志向の投資家向けであり、投資ユニバースは、主に質の高い債券(政府や企業により発行されるもの)、株式およびコマーシャル・ペーパーで構成されている。エクストラ・ファンドは、オルタナティブ投資も行う。

リスク管理/リスク統制

UBS アセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、ポートフォリオ・ガイドラインは別途監視されている。UBS コーポレート・センターの業務グループ内の権限を付与されたリスク管理部門は、グループのリスク担当最高責任者と緊密に連携し、ルクセンブルグ籍のUCITS ファンドおよび類似の規制下にあるスイス籍のファンドに係る投資リスクの特定、評価、監視および報告につき責任を負う。

法務 / コンプライアンス

法務 / コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守についてポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

投資運用会社

ユービーエス・エイ・ジー、UBS アセット・マネジメント (バーゼル・チューリッヒ)

ユービーエス・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(3) 【大株主の状況】

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2019年 2 月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・アセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,500	100

ユービーエス・エイ・ジー、UBS アセット・マネジメント (バーゼル・チューリッヒ)

(2019年 2 月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・グループ・ エイ・ジー (UBS Group AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、CH-8001 チューリッヒ、スイス	3,858,408,466	100

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(2019年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、CH-8001 チューリッヒ、スイス	100,000,000	100

(4) 【役員の状況】

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイ

(2019年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ミュラー・ ウェグナー (André Müller-Wegner)	チェアマン	ユービーエス・エイ・ジー、スイス、 バーゼル・アンド・チューリッヒ、 マネージング・ディレクター	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター/ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブル グ、インディペンデント・ディレクター	該当なし
パスカル・キストラー (Pascal Kistler)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBS ビジネスソリューションズ・ エイ・ジー、スイス、チューリッヒ、 マネージング・ディレクター	該当なし
アンドレアス・シュラター (Andreas Schlatter)	ヴァイス・ チェアマン	スイス、キュッティンゲン、インディ ペンデント・ディレクター、数学者(博 士)	該当なし

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)

(2019年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有ユービーエス・グループ・エイ・ジー株式(2018年12月31日現在)
アクセル・ウェーバー (Axel Weber)	チェアマン	2012年5月3日就任	764,329株
ミシェル・デマレ (Michel Demaré)	ヴァイス・ チェアマン	2010年4月14日就任	322,558株
イサベル・ロミー (Isabelle Romy)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2012年5月3日就任	114,802株
アン・エフ・ゴッドビーヒアー (Ann F. Godbehere)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2009年4月15日就任	259,225株
レト・フランシオニ (Reto Francioni)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2013年5月2日就任	98,832株
ビートライス・ウェダー・ ディ・マウロ (Beatrice Weder di Mauro)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2012年5月3日就任	145,601株
ディエター・ウェマー (Dieter Wemmer)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2016年5月4日就任	31,159株
ジュリー・ジー・リチャードソン (Julie G Richardson)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2017年4月27日就任	17,157株
デイビッド・シドウェル (David Sidwell)	シニア・インディ ペンデント・ディ レクター	2010年4月14日就任	189,805株
ロバート・ダブリュ・スカリー (Robert W. Scully)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2016年5月4日就任	47,074株
フレッド・フー (Fred Hu)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2018年4月26日就任	該当なし
ジェレミ・アンダーソン (Jeremy Anderson)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	2018年4月26日就任	該当なし

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(2019年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有ユービーエス・グループ・エイ・ジー株式 (2018年12月31日現在)
ルーカス・ゲーヴィラー (Lukas Gähwiler)	チェアマン	2017年4月21日就任	非公開
セルジオ・ピー・エルモッティ (Sergio P. Ermotti)	ディレクター/ ボード・メンバー	2017年4月21日就任	3,473,196株
フベルト・エミル・マルクス・アケーマン (Hubert Emil Markus Achermann)	ディレクター/ ボード・メンバー	2015年6月12日就任	非公開
ダニエル・ジェイ・クリティン (Daniel J. Crittin)	ディレクター/ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	非公開
ガブリエラ・フーバー (Gabriela Huber)	ヴァイス・ チェアマン	2015年6月12日就任	非公開
クリスチャン・エッケハート・ブルーム (Christian Eckehard Bluhm)	ディレクター/ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	259,745株

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイ

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2019年2月末日現在、管理会社は以下のとおり、326本のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託/投資法人	295	612,308,762.68オーストラリア・ドル
			3,390,457,166.56カナダ・ドル
			11,236,364,948.86スイス・フラン
			990,994,406.92中国元
			956,620,100.38デンマーク・クローネ
			33,439,529,441.09ユーロ
			1,148,891,783.35英ポンド
			428,442,303.95香港ドル
			256,903,083,649.65日本円
			76,175,517.58シンガポール・ドル
			96,632,398,816.34米ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託/投資法人	31	292,582,801.86オーストラリア・ドル
			652,593,372.90スイス・フラン
			2,036,781,054.49ユーロ
			1,533,313,613.84英ポンド
			9,544,103,918.51米ドル

ユービーエス・エイ・ジー、UBS アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)

2019年2月末日現在、ユービーエス・エイ・ジー、UBS アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)は138本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日 (年/月/日)	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS ETF - MSCI EMU UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2002/ 9 /20	3,530,455,455
2	UBS (Lux) Bond Sicav - Convert Global (EUR)	変動資本を有する 投資法人	2004/11/23	3,431,797,146
3	Focused Sicav - High Grade Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2005/ 9 / 2	3,273,290,333
4	Focused Sicav - High Grade Long Term Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2006/10/31	3,028,848,181
5	UBS (Lux) Money Market Fund - USD	契約型投資信託	1988/11/29	2,723,000,610
6	UBS (Lux) Money Market Fund - EUR	契約型投資信託	1989/10/11	2,129,143,756
7	UBS (Lux) Strategy Sicav - Systematic Allocation Portfolio Medium (USD)	変動資本を有する 投資法人	2017/ 5 /31	1,727,001,508

8	UBS (Lux) Strategy Fund - Yield (CHF)	契約型投資信託	1991/ 9 /13	1,632,907,150
9	UBS (Lux) Equity Sicav - Global Quantitative (USD)	変動資本を有する投資法人	2016/ 2 /24	1,450,898,133
10	UBS (Lux) Strategy Fund - Balanced (CHF)	契約型投資信託	1994/ 7 / 7	1,237,476,995

(注1) 一単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

2019年2月末日現在、ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は以下の88本のサブ・ファンドを運用している。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
スイス (ポートフォリオ・マネジャー)	オープン・エンド型 ファンド	4	23億スイスフラン
スイス (共同ポートフォリオ・マネ ジャー)	オープン・エンド型 ファンド	9	41億スイスフラン
ケイマン諸島 (ポートフォリオ・マネジャー)	ヘッジ・ファンド	5	86億スイスフラン
ルクセンブルグ (ポートフォリオ・マネジャー)	オープン・エンド型 ファンド	39	278億スイスフラン
ルクセンブルグ (共同ポートフォリオ・マネ ジャー)	オープン・エンド型 ファンド	31	134億スイスフラン

(注1) 一部のファンドについては、ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、管理会社の選定およびアセット・アロケーションについてのみ責任を負っている。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

UBSヨーロッパSEの資本金は、2019年2月末日現在、446,001,000ユーロ(約562億円)である。なお、UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS(ルクセンブルグ)エス・エイがUBSドイツ・ランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社(Societas Europaea)の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE(「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2019年3月1日現在、387,067,791ユーロ(約488億円)

b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、欧州会社(Societas Europaea)であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則(EC)2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動(投資会社のものを含む)に従事することである。

ユービーエス・エイ・ジー(「元引受会社」)

a. 資本金の額

2019年2月末日現在、385,840,846.6スイスフラン(約428億円)

b. 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレイションおよびスイス・ユニオン銀行の一切の資産・債務を継承した銀行である。

UBS証券株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2019年2月末日現在、321億円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2)【関係業務の概要】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2002年12月20日付ルクセンブルグ法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、ルクセンブルグ法に規定された本投資法人の運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、本投資法人の口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

ユービーエス・エイ・ジー

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS証券株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

(3) 【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本文の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス投資証券以外のクラス投資証券も存在するが、本書においては下記のクラス投資証券に関する部分のみを抜粋して日本文に記載している。
- バランスド(米ドル)
クラスP - a c c 投資証券
クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.87円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2018年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)

純資産計算書

	2018年10月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	234,710,723.07	26,022,378
投資有価証券、未実現評価(損)益	26,262,429.05	2,911,716
投資有価証券合計(注1)	260,973,152.12	28,934,093
現金預金、要求払預金および預託金勘定	1,595,824.46	176,929
その他の流動資産(マージン)	1,718,499.62	190,530
有価証券売却未収金(注1)	373.98	41
発行未収金	467.23	52
有価証券に係る未収利息	254,226.39	28,186
流動資産に係る未収利息	2.56	0
配当金に係る未収金	27,293.22	3,026
その他の未収金	146,424.22	16,234
金融先物未実現(損)益(注1)	(64,658.34)	(7,169)
先渡為替契約未実現(損)益(注1)	889,819.84	98,654
資産合計	265,541,425.30	29,440,578
負 債		
買戻未払金	(65,876.00)	(7,304)
報酬引当金(注2)	(226,977.18)	(25,165)
年次税引当金(注3)	(4,576.16)	(507)
その他の手数料および報酬引当金(注2)	(29,167.25)	(3,234)
引当金合計	(260,720.59)	(28,906)
負債合計	(326,596.59)	(36,210)
期末現在純資産	265,214,828.71	29,404,368

注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

U B S (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

運用計算書

自2017年11月 1 日 至2018年10月31日		
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	29,814.16	3,305
有価証券に係る利息	922,593.72	102,288
配当金	706,880.97	78,372
貸付証券に係る収益(注11)	83,806.20	9,292
その他の収益(注4)	32,894.90	3,647
収益合計	1,775,989.95	196,904
費 用		
貸付証券に係るコスト(注11)	(33,522.48)	(3,717)
報酬(注2)	(5,524,722.37)	(612,526)
年次税(注3)	(65,901.58)	(7,307)
その他の手数料および報酬(注2)	(50,499.53)	(5,599)
現金および当座借越に係る利息	(16,275.94)	(1,805)
費用合計	(5,690,921.90)	(630,953)
投資純(損)益	(3,914,931.95)	(434,049)
実現利益(注1)		
無オプション市場価格証券	7,136,945.93	791,273
オプション	1,196.44	133
金融先物	2,144,967.46	237,813
先渡為替契約	13,182,763.62	1,461,573
為替差益	25,643,594.91	2,843,105
実現利益合計	48,109,468.36	5,333,897
実現損失(注1)		
無オプション市場価格証券	(1,148,281.73)	(127,310)
オプション	(90.20)	(10)
金融先物	(2,679,491.59)	(297,075)
先渡為替契約	(12,985,520.93)	(1,439,705)
為替差損	(25,860,878.12)	(2,867,196)
実現損失合計	(42,674,262.57)	(4,731,295)
当期実現純(損)益	1,520,273.84	168,553
未実現評価益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券	29,571,059.41	3,278,543
金融先物	228,818.22	25,369
先渡為替契約	889,819.84	98,654
未実現評価益の変動合計	30,689,697.47	3,402,567
未実現評価損の変動(注1)		
無オプション市場価格証券	(36,863,863.66)	(4,087,097)
オプション	(165,929.03)	(18,397)
金融先物	(618,331.59)	(68,554)
先渡為替契約	(844,669.11)	(93,648)
未実現評価損の変動合計	(38,492,793.39)	(4,267,696)
運用の結果による純資産の純増(減)	(6,282,822.08)	(696,576)

注記は当財務書類と不可分のものである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

純資産変動計算書

	自2017年11月 1 日 至2018年10月31日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	286,719,226.02	31,788,561
発行額	38,361,046.45	4,253,089
買戻額	(52,234,963.29)	(5,791,290)
純発行(買戻)合計	(13,873,916.84)	(1,538,201)
支払配当金	(1,347,658.39)	(149,415)
投資純(損)益	(3,914,931.95)	(434,049)
実現利益合計	48,109,468.36	5,333,897
実現損失合計	(42,674,262.57)	(4,731,295)
未実現評価益の変動合計	30,689,697.47	3,402,567
未実現評価損の変動合計	(38,492,793.39)	(4,267,696)
運用の結果による純資産の純増(減)	(6,282,822.08)	(696,576)
期末現在純資産	265,214,828.71	29,404,368

発行済投資証券数の変動表

	自2017年11月 1 日 至2018年10月31日
クラス P - a c c	(口)
期首現在発行済投資証券数	11,475,677.1960
期中発行投資証券数	1,024,858.3050
期中買戻投資証券数	(1,983,696.4840)
期末現在発行済投資証券数	10,516,839.0170
クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c	(口)
期首現在発行済投資証券数	563,228.6080
期中発行投資証券数	159,588.5480
期中買戻投資証券数	(136,728.7930)
期末現在発行済投資証券数	586,088.3630

注記は当財務書類と不可分のものである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

3 年度比較数値

	ISIN	2018年10月31日	2017年10月31日	2016年10月31日
純資産額 (米ドル)		265 214 828.71	286 719 226.02	267 815 406.45
クラス P - a c c	LU0200191152			
発行済投資証券数 (口)		10 516 839.0170	11 475 677.1960	13 519 373.1740
1 口当たり純資産価格 (米ドル)		15.45	15.76	14.19
1 口当たり発行・買戻価格 (米ドル) ¹		15.45	15.76	14.19
クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c	LU1152097959			
発行済投資証券数 (口)		586 088.3630	563 228.6080	348 761.0000
1 口当たり純資産価格 (日本円)		10 240.00	10 675.00	9 738.00
1 口当たり発行・買戻価格 (日本円) ¹		10 240.00	10 675.00	9 738.00

¹ 注記 1 を参照

パフォーマンス

	通貨	2017年 / 2018年	2016年 / 2017年	2015年 / 2016年
クラス P - a c c	米ドル	-2.0%	11.1%	0.6%
クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c	日本円	-4.1%	9.6%	0.1%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

本サブ・ファンドは、ベンチマークを用いていない。

注記は当財務書類と不可分のものである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)

組入証券の構造

通貨別分類表	(純資産に対する百分率 %)	投資商品分類表	(純資産に対する百分率 %)
米ドル	89.16	投資信託、オープン・エンド型	60.19
ユーロ	7.26	投資信託証券	13.97
日本円	0.63	財務省証券(T-note)、固定利付債	9.92
英ポンド	0.44	記名株式	4.22
カナダ・ドル	0.24	財務省証券(T-note)、変動利付債	3.90
スイス・フラン	0.23	無記名株式	3.18
オーストラリア・ドル	0.18	ノート、固定利付債	1.80
香港ドル	0.09	中期債券、固定利付債	0.82
スウェーデン・クローナ	0.07	債券、固定利付債	0.31
デンマーク・クローネ	0.04	その他の株式	0.03
シンガポール・ドル	0.03	指数に係るオプション、従来型	0.02
ノルウェー・クローネ	0.02	優先株式	0.02
イスラエル・シェケル	0.01	預託証券	0.01
合計	98.40	投資信託、クローズド・エンド型	0.01
		合計	98.40

注記は当財務書類と不可分のものである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ

財務書類に対する注記

2018年10月31日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のとおり要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに対するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。

「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、()ルクセンブルグの個々の法定外休日、()関連サブ・ファンドが主に投資する各国の取引所の休業日、()関連サブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日、()その運用実績および純資産が主に一または複数の指数に基づくサブ・ファンドの場合、関連指数が公表されない日を含まない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに請求される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

- クラス「P-dist」投資証券に関して分配が行われる場合はいつでも、当該投資証券の純資産価額および発行価格ならびに買戻価格は、分配額が減額される。その結果、「P-dist」投資証券に割当てられる純資産価額の百分率は減少する。その他の投資証券クラスの純資産価額は変動しない。その結果、その他の投資証券に割当てられる純資産価額の百分率は増加する。
- 投資証券の各発行または買戻しに関して、当該投資証券クラスに帰属する純資産価額は、適切に調整される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において純資本の流入または流出をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少することがある(いわゆるシングル・スイング・プライシング)。最大調整額は、純資産価額の2%であった。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、計算上考慮される。ファンドの全投資証券が純増する場合、調整は純資産価額の増加を導く。投資証券が純減する場合、調整は純資産価額の減少となる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドの限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産または該当するサブ・ファンドの通貨の絶対量に関して1取引日における純増/純減について設けられる。この限界値が1取引日を超過した場合にのみ、純資産価額は調整される。

b) 評価原則

- 流動資金(現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない)は、その全額で評価される。た

だし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。

- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、既知の最終市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。

証券取引所において通常の取引が行われていない証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。

証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における最終の入手可能価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立の価格提供業者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算方法によって検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCI）の受益証券は、その最終純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび／またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ運用会社または投資顧問会社から独立した信頼のおけるサービス提供会社によって提供される見積評価額に基づき評価される（見積評価額）。
- オルタナティブ投資商品により構成される指数連動のインデックス証書（債務商品）は、直近の入手可能な通常の時価（公正価値）で評価される。公正価値は、インデックスの構成要素の直近の入手可能な評価額に基づいている。推定評価に関する報告書が入手可能である場合には、インデックス証書は、有効な評価報告書が入手可能になるまで、当該推定報告書に基づき評価される。
- 証券取引所または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドを参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。

- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値（買呼値と売呼値の仲根）または、入手不能な場合は、当該通貨の最も代表的な為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入額と正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS 評価方針に基づき決定される。

特殊な状況または事象により、上記の基準によって該当するサブ・ファンドの評価を正確に判断することが不可能または不適切とみなされる場合、本投資法人は、ファンド全体または個別のサブ・ファンドの資産に対して、誠実に決定され、かつ一般に認められるその他の適切な評価原則を一時的に適用する権利を有する。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。実現または未実現損益は、運用計算書に計上される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) 証券の売却に係る実現純（損）益

証券の売却に係る実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得価額は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロで実証される。本投資法人の2018年10月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、決算日の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2018年10月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート	
1 ユーロ =	1.139735 スイスフラン
1 ユーロ =	1.133050 米ドル

i) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

j) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」として計上された時に、収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 - 報酬

本投資法人は、以下の表に表示されるサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

	上限定率報酬 (年率)	上限定率報酬 (年率) 名称に「ヘッジ」が付く 投資証券クラス
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.980%	2.030%

上記の定率報酬は、以下のとおり用いられるものとする。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオの管理および販売（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、支払取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されているその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から、本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率料率）。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」の項にて参照できる。

2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値スプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの事務管理に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われ、かつ法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む)。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、KIID、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利により生じた費用(外部顧問報酬を含む)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求できる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、当該コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人のTERの開示において考慮される。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

販売手数料は、運用手数料から本投資法人の販売会社および資産運用会社に支払われる。

保管受託銀行および管理事務代行会社は、投資主の利益のためこれらが行う個別手配に係る費用の払戻しを受ける権利を有するが、かかる費用は本投資法人に対し直接請求されることもある。

定率管理報酬を有していない他のファンドのプロバイダーの報酬規定との一般的な比較可能性の目的のために、管理報酬の上限は、定率管理報酬の80%で設定している。

本投資法人の収益および資産に対し課せられる一切の税金、特に年次税("taxe d'abonnement")は、これもまた本投資法人が負担する。

個々のサブ・ファンドに正確に割当てられ得る費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。投資証券クラスに割当てられる費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド/投資証券クラスがその純資産額に比例して負担する。

特定の支払手数料および費用は、既存のファンドに投資を行う場合には複数回、またはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエスレート・ファンズに投資を行う場合には三回発生する可能性がある(例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行会社、管理報酬/投資顧問報酬ならびに投資が行われるUCIsおよび/またはUCITSの発行/買戻手数料)。そのような支払手数料および費用は、対象ファンドならびにファンド・オブ・ファンズの段階で請求される。

サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、適用されるパフォーマンス報酬を除き、最大3%(ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエスレート・ファンズに関しては、最高4.5%)とする。

管理会社もしくはその委託先により直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関連して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の本投資法人の純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されているが、機関筋の投資証券クラスに関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じた収益で構成される。

注5 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、本投資法人の取締役会の提案により年次決算の終了後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が2010年12月17日付の法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配の支払は行われない。分配が行われる場合、支払は年度末後4ヵ月以内に行われる。

本投資法人の取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止することを決定する権利を有している。

注6 - 金融先物契約

2018年10月31日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物に係る契約債務は、以下のよう
に要約できる。

a) 金融先物

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	指数に係る金融先物	
	(購入)	(売却)
- バランスド (米ドル)	14 396 077.04 米ドル	7 487 220.99 米ドル

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	債券に係る金融先物	
	(購入)	(売却)
- バランスド (米ドル)	11 077 209.05 米ドル	8 008 329.24 米ドル

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模
×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

注7 - ソフト・コミッション取決め

2017年11月1日から2018年10月31日までの年度中に、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シ
キャブのために締結された「ソフト・コミッション取決め」はなく、「ソフト・コミッション」の金額
は零である。

注8 - 総費用比率（TER）

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション（SFAMA）の
「TERの計算ならびに公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百
分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および
手数料の合計を表す。

過去12ヵ月のTERは、以下のとおりである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	総費用比率（TER）
- バランスド (米ドル) P - a c c	2.12%
- バランスド (米ドル) (日本円・ヘッジ) P - a c c	2.12%

運用期間が12ヵ月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注9 - 取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含
まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2018年10月31日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならび
に類似取引に関連する取引費用を負担した。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	取引費用
-----------------------------	------

- バランスド(米ドル)

28 816.64 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注10 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および/または保管受託銀行は、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服せしめることを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳(すなわち、本投資法人および保管受託銀行によって承認されたもの)に自らが拘束されるものと認めることができる。

注11 - 店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を締結する場合、店頭取引相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下で店頭取引相手先が義務を果たさない(または履行できない)というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。店頭取引相手方、保管受託銀行または副保管受託銀行/コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、店頭取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部分を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券の貸付機関として行為する。

店頭派生商品*

担保が設定されていない店頭派生商品を有する以下のサブ・ファンドは、その代わりにマージン勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現(損)益	受領担保
UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)		
シティバンク	665 164.20 米ドル	0.00 米ドル

HSBC	24 309.42 米ドル	0.00 米ドル
JPモルガン	-41 211.28 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	434 713.96 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コープ	-193 156.46 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付証券

	2018年10月31日現在			2018年10月31日現在		
	貸付証券による			担保内訳（比率％）		
	取引相手方エクスポージャー					
U B S（Lux）ストラテジー	貸付証券		担保（ユービーエス・			
・エクストラ・シキャブ	時価		スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
- バランスド（米ドル）	30 285 199.38		32 848 603.91	64.91	35.09	0.00
	米ドル		米ドル			

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

U B S (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

2018年10月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
アルゼンチン			
USD MERCADOLIBRE INC COM STK USD0.001	21.00	6 814.50	0.00
アルゼンチン合計		6 814.50	0.00
オーストラリア			
AUD AGL ENERGY NPV	365.00	4 656.49	0.00
AUD AMCOR LIMITED NPV	553.00	5 212.79	0.00
AUD AMP LIMITED NPV(POST RECON)	675.00	1 181.66	0.00
AUD APA GROUP NPV	1 582.00	10 763.93	0.01
AUD AUST & NZ BANK GRP NPV	1 478.00	27 162.52	0.01
AUD BHP BILLITON LTD NPV	1 632.00	37 256.66	0.02
AUD BK OF QUEENSLAND NPV	504.00	3 447.08	0.00
AUD BRAMBLES LTD NPV	1 664.00	12 524.80	0.01
AUD CALTEX AUSTRALIA NPV	178.00	3 565.21	0.00
AUD CHALLENGER LIMITED NPV	408.00	2 966.88	0.00
AUD CIMIC GROUP LTD NPV	80.00	2 681.34	0.00
AUD CMNWLTH BK OF AUST NPV	848.00	41 608.61	0.02
AUD COCA-COLA AMATIL NPV	394.00	2 767.34	0.00
AUD COCHLEAR LTD NPV	45.00	5 663.69	0.00
AUD COMPUTERSHARE LTD NPV(POST REC)	382.00	5 352.58	0.00
AUD CROWN RESORTS LTD NPV	255.00	2 260.95	0.00
AUD CSL NPV	230.00	30 646.35	0.01
AUD DEXUS NPV (STAPLED)	1 457.00	10 533.02	0.01
AUD FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP LTD NPV	71.00	2 334.91	0.00
AUD FORTESCUE METALS G NPV	772.00	2 188.62	0.00
AUD GOODMAN GROUP (STAPLED SECURITY)	1 748.00	12 859.73	0.01
AUD INCITEC PIVOT NPV	1 093.00	3 021.19	0.00
AUD LEND LEASE GROUP NPV	89.00	1 110.19	0.00
AUD MACQUARIE GP LTD NPV	179.00	14 868.72	0.01
AUD NATL AUSTRALIA BK NPV	1 338.00	23 906.83	0.01
AUD NEWCREST MINING NPV	419.00	6 120.47	0.00
AUD ORICA LIMITED NPV	444.00	5 399.99	0.00
AUD ORIGIN ENERGY NPV	872.00	4 505.44	0.00
AUD QBE INS GROUP NPV	748.00	6 001.24	0.00
AUD RAMSAY HEALTH CARE NPV	97.00	3 865.05	0.00
AUD RIO TINTO LIMITED NPV	191.00	10 342.36	0.00
AUD SANTOS LIMITED NPV	788.00	3 708.41	0.00
AUD SCENTRE GROUP NPV STAPLED UNIT	3 381.00	9 537.21	0.00
AUD SEEK LIMITED NPV	336.00	4 253.18	0.00
AUD SONIC HEALTHCARE NPV	313.00	5 002.46	0.00
AUD SOUTH32 LTD NPV	2 437.00	6 252.55	0.00
GBP SOUTH32 LTD NPV	1 554.00	4 010.96	0.00
AUD SUNCORP GROUP	701.00	6 960.64	0.00
AUD SYDNEY AIRPORT NPV(STAPLED SECURITY)	184.00	839.84	0.00
AUD TELSTRA CORP NPV	2 356.00	5 143.03	0.00
AUD TRANSURBAN GROUP STAPLED UNITS NPV	1 776.00	14 274.11	0.01
AUD TREASURY WINE ESTA NPV	468.00	5 015.23	0.00
AUD WESFARMERS LTD NPV	540.00	17 842.64	0.01

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
AUD WESTPAC BKG CORP NPV	1 679.00	31 951.27	0.01
AUD WOODSIDE PETROLEUM NPV	423.00	10 448.07	0.01
AUD WOOLWORTHS GRP LTD NPV	638.00	12 855.55	0.01
オーストラリア合計		444 871.79	0.17
オーストリア			
EUR ANDRITZ AG NPV(BR)	68.00	3 525.69	0.00
EUR ERSTE GROUP BK AG NPV	158.00	6 444.79	0.01
EUR OMV AG NPV(VAR)	113.00	6 290.34	0.00
EUR VOESTALPINE AG NPV	65.00	2 311.82	0.00
オーストリア合計		18 572.64	0.01
ベルギー			
EUR AGEAS NPV	23.00	1 152.12	0.00
EUR ANHEUSER-BUSCH IN NPV	408.00	30 113.21	0.01
EUR COLRUYT SA NPV	66.00	3 837.78	0.00
EUR PROXIMUS SA NPV	41.00	1 047.56	0.00
EUR SOLVAY SA NPV	30.00	3 421.24	0.00
EUR TELENET GRP HLDG NPV	62.00	3 012.28	0.00
EUR UMICORE NPV	160.00	7 539.77	0.01
ベルギー合計		50 123.96	0.02
バミューダ			
USD ARCH CAPITAL GROUP COM USD0.01	231.00	6 553.47	0.00
USD AXIS CAPITAL HLDGS COM USD0.0125	100.00	5 579.00	0.00
USD BROOKFIELD PPTY PA UNIT LTD PARTNERSHIP	86.00	1 660.66	0.00
USD MARVELL TECH GROUP COM USD0.002	300.00	4 923.00	0.00
USD RENAISSANCE RE HLG COM USD1	54.00	6 596.64	0.01
バミューダ合計		25 312.77	0.01
カナダ			
CAD ALTAGAS LTD COM NPV	100.00	1 260.23	0.00
CAD ARC RESOURCES COM NPV	149.00	1 391.01	0.00
CAD BOMBARDIER INC CLASS ' B ' SUB-VTG NPV	900.00	2 186.18	0.00
CAD CAE INC COM	277.00	4 897.73	0.01
CAD CAMECO CORP COM	182.00	1 954.08	0.00
CAD CANADIAN UTILS LTD CL A	109.00	2 592.10	0.00
CAD CI FINANCIAL CORP COM NPV	191.00	2 831.73	0.00
CAD CRESCENT POINT EN COM NPV	214.00	1 013.58	0.00
CAD FINNING INTL INC COM NEW	203.00	4 226.17	0.00
CAD HUSKY ENERGY INC COM	204.00	2 890.87	0.00
CAD IGM FINANCIAL INC COM	124.00	3 052.67	0.00
CAD KINROSS GOLD CORP COM NPV	500.00	1 302.11	0.00
USD LULULEMON ATHLETIC COM STK USD0.01	28.00	3 940.44	0.00
CAD METHANEX CORP COM	100.00	6 491.53	0.01
CAD VERMILION ENERGY I COM NPV	100.00	2 658.29	0.00
カナダ合計		42 688.72	0.02
デンマーク			
DKK A.P.MOELLER-MAERSK SER ' B ' DKK1000	5.00	6 351.09	0.00
DKK A.P.MOLLER-MAERSK ' A ' DKK1000	4.00	4 762.56	0.00
DKK CHR.HANSEN HLDG DKK10	30.00	3 033.40	0.00
DKK COLOPLAST DKK1 B	67.00	6 257.69	0.00
DKK DANSKE BANK A/S DKK10	335.00	6 428.12	0.00
DKK DSV DKK1	143.00	11 501.33	0.01
DKK ISS A/S DKK1	49.00	1 611.83	0.00
DKK NOVOZYMES A/S SER ' B ' DKK2 (POST CONS)	93.00	4 597.25	0.00
DKK PANDORA A/S DKK1	77.00	4 819.00	0.00
DKK VESTAS WIND SYSTEM DKK1	138.00	8 657.62	0.01
デンマーク合計		58 019.89	0.02

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
フィンランド			
EUR KONE CORPORATION NPV ORD 'B'	134.00	6 531.67	0.00
EUR METSO OYJ NPV	83.00	2 624.74	0.00
EUR NOKIA OYJ NPV	3 051.00	17 284.68	0.01
EUR NOKIAN RENKAAT OYJ NPV	88.00	2 799.81	0.00
EUR STORA ENSO OYJ NPV SER 'R'	505.00	7 613.00	0.01
EUR WARTSILA OYJ ABP SER 'B' EUR3.50	330.00	5 629.16	0.00
フィンランド合計		42 483.06	0.02
フランス			
EUR ACCOR EUR3	104.00	4 762.98	0.00
EUR AIR LIQUIDE(L') EUR5.5 (POST-SUBDIVISION)	225.00	27 278.18	0.01
EUR AIRBUS EUR1	297.00	32 880.96	0.01
EUR ALSTOM EUR7.00	143.00	6 262.31	0.00
EUR ARKEMA EUR10	41.00	4 310.10	0.00
EUR ATOS SE EUR1	75.00	6 439.69	0.00
EUR AXA EUR2.29	991.00	24 859.96	0.01
EUR BNP PARIBAS EUR2	554.00	28 956.25	0.01
EUR BOUYGUES EUR1	96.00	3 506.84	0.00
EUR BUREAU VERITAS EURO.12	217.00	4 905.14	0.00
EUR CAPGEMINI EUR8	99.00	12 114.57	0.01
EUR CARREFOUR EUR2.50	275.00	5 343.75	0.00
EUR CASINO GUICH-PERR EUR1.53	46.00	2 032.69	0.00
EUR CIE DE ST-GOBAIN EUR4	233.00	8 775.38	0.00
EUR CREDIT AGRICOLE SA EUR3	607.00	7 790.97	0.00
EUR DANONE EURO.25	304.00	21 555.51	0.01
EUR DASSAULT SYSTEMES EURO.50	82.00	10 299.08	0.01
EUR EDENRED EUR2	150.00	5 698.67	0.00
EUR EDF EURO.5	164.00	2 727.84	0.00
EUR ENGIE EUR1	1 121.00	14 956.01	0.01
EUR ESSILORLUXOTTICA EURO.18	111.00	15 186.55	0.01
EUR EURAZEO NPV	31.00	2 267.29	0.00
EUR EUTELSAT COMMUNICA EUR1	91.00	1 846.66	0.00
EUR GETLINK SE EURO.40	333.00	4 193.76	0.00
EUR HERMES INTL NPV	16.00	9 155.04	0.01
EUR ILIAD NPV	21.00	2 432.94	0.00
EUR INGENICO GROUP EUR1	13.00	922.67	0.00
EUR KERING EUR4	39.00	17 392.77	0.01
EUR KLEPIERRE EUR1.40	53.00	1 801.55	0.00
EUR L'OREAL EURO.20	156.00	35 156.73	0.01
EUR LEGRAND SA EUR4	121.00	7 916.10	0.00
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO.30	143.00	43 552.63	0.02
EUR NATIXIS EUR1.6	621.00	3 634.93	0.00
EUR ORANGE EUR4	1 058.00	16 566.96	0.01
EUR PERNOD RICARD EUR1.55	157.00	23 979.42	0.01
EUR PEUGEOT SA EUR1	181.00	4 312.88	0.00
EUR PUBLICIS GROUPE SA EURO.40	73.00	4 238.20	0.00
EUR RENAULT SA EUR3.81	114.00	8 534.11	0.00
EUR REXEL EUR5	156.00	1 992.04	0.00
EUR SAFRAN EURO.20	149.00	19 254.43	0.01
EUR SANOFI EUR2	601.00	53 687.13	0.02
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	275.00	19 929.22	0.01
EUR SCOR SE EUR7.876972 (POST CONS)	91.00	4 214.01	0.00
EUR SOC GENERALE EUR1.25	399.00	14 683.78	0.01
EUR SODEXO EUR4	57.00	5 820.30	0.00
EUR SUEZ EUR4	204.00	2 955.15	0.00
EUR THALES EUR3	32.00	4 097.11	0.00
EUR TOTAL EUR2.5	1 203.37	70 846.40	0.03
EUR UNIBAIL-RODAMCO-WE NPV(1 ORD UNIBAIL-R & 1CLS)	44.00	7 990.63	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR VALEO EUR1 (POST SUBD)	112.00	3 623.04	0.00
EUR VEOLIA ENVIRONNEME EUR5	228.00	4 551.87	0.00
EUR VINCI EUR2.50	243.00	21 718.12	0.01
EUR VIVENDI SA EUR5.50	533.00	12 887.56	0.01
EUR WENDEL EUR4	62.00	8 050.55	0.00
フランス合計		694 849.41	0.26
ドイツ			
EUR BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG EUR1	146.00	12 610.37	0.01
EUR BEIERSDORF AG NPV	60.00	6 213.65	0.00
EUR COMMERZBANK AG NPV	629.00	5 943.11	0.00
EUR CONTINENTAL AG ORD NPV	43.00	7 110.85	0.00
EUR DEUTSCHE WOHNEN AG NPV (BR)	196.00	8 980.83	0.00
EUR FRESENIUS MED CARE NPV	97.00	7 618.67	0.00
EUR FRESENIUS SE & CO.KGAA NPV	196.00	12 498.54	0.01
EUR GEA GROUP AG NPV	89.00	2 708.60	0.00
EUR HEIDELBERGCEMENT NPV	62.00	4 214.95	0.00
EUR HENKEL AG & CO KGAA	107.00	10 499.07	0.01
EUR KION GROUP AG NPV	26.00	1 523.05	0.00
EUR LANXESS AG NPV	56.00	3 474.57	0.00
EUR MAN SE ORD NPV	30.00	3 127.22	0.00
EUR MERCK KGAA NPV	91.00	9 756.04	0.01
EUR METRO AG (NEW) NPV	89.00	1 341.19	0.00
EUR PUMA SE NPV	4.00	2 057.62	0.00
EUR RWE AG (NEU) NPV	240.00	4 682.67	0.00
EUR SAP AG ORD NPV	507.00	54 378.04	0.02
EUR SYMRISE AG NPV (BR)	47.00	3 949.27	0.00
EUR TELEFONICA DEUTSCH NPV	1 240.00	4 826.11	0.00
EUR THYSENKRUPP AG NPV	372.00	7 829.26	0.00
EUR VOLKSWAGEN AG ORD NPV	24.00	3 964.77	0.00
EUR WIRECARD AG NPV	60.00	11 244.39	0.01
ドイツ合計		190 552.84	0.07
香港			
HKD AIA GROUP LTD NPV	6 600.00	49 966.83	0.02
HKD BOC HONG KONG HLDG HKD5	2 000.00	7 475.06	0.00
HKD CK ASSET HOLDINGS HKD1	1 368.00	8 882.21	0.00
HKD CK HUTCHISON HLDGS HKD1.0	1 368.00	13 777.02	0.01
HKD CK INFRASTRUCTURE HKD1	1 000.00	7 309.23	0.00
HKD CLP HOLDINGS HKD5	1 000.00	11 212.59	0.01
HKD GALAXY ENTERTAINME HKD0.10	2 000.00	10 817.15	0.01
HKD HANG LUNG PROP HKD1	4 000.00	7 245.45	0.00
HKD HANG SENG BANK HKD5	500.00	11 710.08	0.01
HKD HENDERSON LAND DEV HKD2	1 473.00	6 858.24	0.00
HKD HONG KONG EXCHANGE HKD1	573.00	15 203.20	0.01
USD HONGKONG LAND HLD ORD USD0.10(SINGAPORE REG)	100.00	592.00	0.00
HKD HONGKONG&CHINA GAS HKD0.25	5 168.00	9 862.14	0.00
HKD I-CABLE COMMUNICAT NPV	1 468.00	25.28	0.00
HKD LI & FUNG HKD0.0125	8 000.00	1 581.75	0.00
HKD MTR CORP HKD1	1 552.00	7 523.02	0.00
HKD NEW WORLD DEVEL CO HKD1	5 450.00	6 910.35	0.00
HKD POWER ASSETS HOLDINGS LTD HKD1	1 000.00	6 677.81	0.00
HKD SINO LAND CO HKD1	2 610.00	4 095.08	0.00
HKD SUN HUNG KAI PROP NPV	1 047.00	13 609.37	0.01
HKD SWIRE PACIFIC 'A' HKD0.60	500.00	5 188.53	0.00
HKD THE LINK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1 500.00	13 298.21	0.01
HKD WHARF REAL ESTATE HKD0.1	1 000.00	6 193.08	0.00
HKD WHARF(HLDGS) HKD1	1 000.00	2 495.09	0.00
HKD WHEELLOCK & COMPANY HKD0.50	1 000.00	5 338.42	0.00
香港合計		233 847.19	0.09

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
アイルランド			
USD ALKERMES PLC COM USD0.01	100.00	4 083.00	0.00
EUR CRH ORD EURO.32	486.00	14 554.00	0.01
GBP EXPERIAN ORD USD0.10	583.00	13 427.34	0.01
EUR KERRY GROUP 'A' ORD EURO.125(DUBLIN LIST)	109.00	11 176.97	0.00
USD MALLINCKRODT PLC USD0.20	100.00	2 506.00	0.00
EUR PADDY POWER BETFAI ORD EURO.09	29.00	2 503.81	0.00
USD PERRIGO CO LTD COM EURO.001	75.00	5 272.50	0.00
USD SEAGATE TECH PLC COM USD0.00001	200.00	8 046.00	0.00
GBP SHIRE ORD GBPO.05	464.00	27 749.56	0.01
USD WEATHERFORD INTL.COM USD0.001	35.00	47.25	0.00
アイルランド合計		89 366.43	0.03
イスラエル			
ILS BANK HAPOLIM B.M.ILS1	720.00	4 874.54	0.00
ILS BEZEQ ISRAEL TELCM ILS1	833.00	957.38	0.00
ILS BK LEUMI LE ISRAEL ILS1	1 477.00	9 213.89	0.01
USD CHECK POINT SFTWRE ORD ILS0.01	56.00	6 216.00	0.00
ILS ICL-ISRAEL CHEM ILS1	439.00	2 531.01	0.00
イスラエル合計		23 792.82	0.01
イタリア			
EUR ASSIC GENERALI SPA EUR1	717.00	11 601.03	0.01
EUR ENI SPA EUR1	1 350.00	24 024.17	0.01
EUR FERRARI NV EURO.01(NEW)	80.00	9 381.65	0.01
EUR LEONARDO SPA EUR4.40	324.00	3 520.57	0.00
EUR LUXOTTICA GROUP EURO.06	108.00	6 793.95	0.00
EUR SAIPEM NPV(POST CONS)	221.00	1 210.71	0.00
EUR SNAM EUR1	1 683.00	6 967.89	0.00
EUR TELECOM ITALIA SPA DI RISP EURO.55	7 324.00	3 707.75	0.00
EUR TELECOM ITALIA SPA EURO.55	5 164.00	3 037.88	0.00
EUR TERNA SPA ORD EURO.22	951.00	4 918.93	0.00
イタリア合計		75 164.53	0.03
日本			
JPY イオンモール	110.00	2 036.15	0.00
JPY アイシン精機	100.00	3 929.82	0.00
JPY バンダイナムコホールディングス	200.00	7 115.32	0.00
JPY ベネッセホールディングス	100.00	2 786.76	0.00
JPY カルビー	100.00	3 322.85	0.00
JPY 東海旅客鉄道	100.00	19 183.91	0.01
JPY 中外製薬	200.00	11 749.59	0.01
JPY 中国銀行	100.00	902.04	0.00
JPY クレディセゾン	100.00	1 592.31	0.00
JPY 第一生命ホールディングス	600.00	11 356.16	0.01
JPY 第一三共	300.00	11 467.81	0.01
JPY ダイキン工業	200.00	23 259.94	0.01
JPY 大和ハウス工業	300.00	9 062.07	0.01
JPY 電通	100.00	4 643.13	0.00
JPY ドンキホーテホールディングス	200.00	11 979.97	0.01
JPY エーザイ	100.00	8 339.02	0.00
JPY ファナック	100.00	17 487.04	0.01
JPY 阪急阪神ホールディングス	200.00	6 592.53	0.00
JPY 久光製薬	100.00	5 644.41	0.00
JPY 日立化成	100.00	1 578.13	0.00
JPY ヒューリック	200.00	1 834.21	0.00
JPY いすゞ自動車	500.00	6 565.95	0.00
JPY 日本取引所グループ	300.00	5 385.67	0.00
JPY ジェイ エフ イー ホールディングス	200.00	3 776.53	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
JPY J S R	200.00	2 987.90	0.00
JPY ジェイテクト	100.00	1 248.50	0.00
JPY カカクコム	200.00	3 627.66	0.00
JPY 関西電力	400.00	6 133.53	0.00
JPY 関西ペイント	100.00	1 480.66	0.00
JPY 花王	300.00	20 019.49	0.01
JPY キリンホールディングス	600.00	14 346.73	0.01
JPY 小糸製作所	200.00	9 534.36	0.01
JPY 小松製作所	600.00	15 654.60	0.01
JPY クラレ	300.00	4 133.62	0.00
JPY 栗田工業	200.00	4 931.99	0.00
JPY 九州電力	300.00	3 492.98	0.00
JPY マキタ	200.00	6 920.38	0.00
JPY 明治ホールディングス	100.00	6 645.70	0.00
JPY 三菱自動車工業	400.00	2 520.05	0.00
JPY ナブテスコ	100.00	2 204.60	0.00
JPY 日本電産	100.00	12 839.48	0.01
JPY 日本ビルファンド投資法人	1.00	5 715.30	0.00
JPY 日本ペイントホールディングス	100.00	3 132.34	0.00
JPY 新日鐵住金	447.00	8 266.26	0.00
JPY 日清製粉グループ本社	150.00	2 991.89	0.00
JPY 日清食品ホールディングス	100.00	6 459.62	0.00
JPY 日東電工	100.00	6 271.76	0.00
JPY 野村不動産ホールディングス	200.00	3 755.27	0.00
JPY 日本精工	300.00	2 971.96	0.00
JPY 大林組	400.00	3 533.74	0.00
JPY 小田急電鉄	200.00	4 228.43	0.00
JPY オリンパス	200.00	6 681.14	0.00
JPY 小野薬品工業	200.00	4 558.06	0.00
JPY オリエンタルランド	200.00	18 811.75	0.01
JPY バナソニック	1 100.00	12 178.90	0.01
JPY 楽天	500.00	3 384.87	0.00
JPY リクルートホールディングス	500.00	13 455.32	0.01
JPY S A N K Y O	100.00	3 814.63	0.00
JPY 参天製薬	200.00	2 968.41	0.00
JPY セコム	100.00	8 197.24	0.00
JPY 西武ホールディングス	100.00	1 813.83	0.00
JPY 積水ハウス	300.00	4 418.06	0.00
JPY シマノ	100.00	13 681.27	0.01
JPY 信越化学工業	200.00	16 780.82	0.01
JPY 塩野義製薬	200.00	12 816.45	0.01
JPY 資生堂	200.00	12 648.09	0.01
JPY 静岡銀行	1 000.00	8 781.18	0.01
JPY 昭和シェル石油	300.00	5 784.41	0.00
JPY ソニーフィナンシャルホールディングス	200.00	4 651.99	0.00
JPY スタンレー電気	200.00	5 927.96	0.00
JPY 住友ゴム工業	200.00	2 879.80	0.00
JPY サントリー食品インターナショナル	200.00	8 160.91	0.00
JPY スズキ	200.00	10 012.85	0.01
JPY シスメックス	100.00	7 021.40	0.00
JPY T & Dホールディングス	200.00	3 223.61	0.00
JPY 大成建設	200.00	8 568.52	0.00
JPY テルモ	200.00	10 792.61	0.01
JPY T H K	200.00	4 432.24	0.00
JPY 東宝	100.00	3 265.25	0.00
JPY 東北電力	300.00	3 796.02	0.00
JPY 東京瓦斯	200.00	4 928.45	0.00
JPY 東京建物	100.00	1 078.37	0.00
JPY 東京急行電鉄	500.00	8 253.95	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
JPY 東レ	1 000.00	7 105.58	0.00
JPY T O T O	100.00	3 588.68	0.00
JPY 豊田合成	200.00	4 315.27	0.00
JPY 豊田自動織機	100.00	4 917.81	0.00
JPY 豊田通商	200.00	7 239.38	0.00
JPY ユニ・チャーム	300.00	8 166.23	0.00
JPY ユー・エス・エス	300.00	5 414.91	0.00
JPY ヤクルト本社	100.00	7 097.60	0.00
JPY ヤマハ	200.00	8 816.62	0.01
JPY ヤマトホールディングス	200.00	5 476.05	0.00
日本合計		647 546.61	0.24
ジャージー			
GBP GLENCORE XSTRATA ORD USD0.01	6 341.00	25 833.91	0.01
GBP RANDGOLD RESOURCES ORD USD0.05	54.00	4 243.41	0.00
ジャージー合計		30 077.32	0.01
マカオ			
HKD SANDS CHINA LTD USD0.01 REG ' S '	2 000.00	7 883.26	0.01
HKD WYNN MACAU LTD HKD0.10	1 600.00	3 302.29	0.00
マカオ合計		11 185.55	0.01
メキシコ			
GBP FRESNILLO PLC ORD USD0.50	96.00	1 040.93	0.00
メキシコ合計		1 040.93	0.00
オランダ			
USD AERCAP HOLDINGS NV	100.00	5 008.00	0.00
EUR AKZO NOBEL NV EUR2	95.00	7 995.48	0.00
EUR EXOR NV EURO.01	64.00	3 628.66	0.00
EUR HEINEKEN HOLDING EUR1.6	64.00	5 547.41	0.00
EUR HEINEKEN NV EUR1.60	113.00	10 191.56	0.01
EUR ING GROEP N.V.EURO.01	2 096.00	24 888.67	0.01
EUR KON KPN NV EURO.04	3 410.00	9 025.60	0.00
EUR KONINKLIJKE AHOLD EURO.01	701.00	16 068.04	0.01
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO.20	524.00	19 545.20	0.01
USD NXP SEMICONDUCTORS EURO.20	179.00	13 423.21	0.01
EUR QIAGEN NV EURO.01	151.00	5 486.87	0.00
EUR RANDSTAD N.V.EURO.10	65.00	3 281.03	0.00
GBP ROYAL DUTCH SHELL ' B ' SHS EURO.07 (UK LIST)	1 982.00	64 958.64	0.03
GBP ROYAL DUTCH SHELL PLC ' A ' SHS EURO.07	2 503.00	79 971.20	0.03
EUR STMICROELECTRONICS EUR1.04	422.00	6 416.73	0.00
EUR WOLTERS KLUWER EURO.12	170.00	9 661.74	0.00
オランダ合計		285 098.04	0.11
ニュージーランド			
NZD AUCKLAND INTL NPV	1 036.00	4 728.79	0.00
NZD SPARK NEW ZEALAND NPV	1 877.00	4 841.44	0.00
ニュージーランド合計		9 570.23	0.00
ノルウェー			
NOK DNB ASA NOK10	569.00	10 327.36	0.01
NOK GJENSIDIGE FORSIKR NOK2	58.00	901.23	0.00
NOK ORKLA ASA NOK1.25	555.00	4 803.21	0.00
NOK YARA INTERNATIONAL NOK1.7	107.00	4 617.39	0.00
ノルウェー合計		20 649.19	0.01
パプアニューギニア			
AUD OIL SEARCH LTD PGK0.10	613.00	3 375.78	0.00
パプアニューギニア合計		3 375.78	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
ポルトガル			
EUR JERONIMO MARTINS EUR5	63.00	775.21	0.00
ポルトガル合計		775.21	0.00
シンガポール			
SGD CITY DEVELOPMENTS SGD0.50	200.00	1 142.40	0.00
SGD DBS GROUP HLDGS SGD1	879.00	14 891.20	0.01
USD FLEX LTD COM USD0.01	500.00	3 930.00	0.00
SGD KEPPEL CORP NPV	1 000.00	4 477.18	0.00
SGD OVERSEA-CHINESE BK NPV	2 255.00	17 488.95	0.01
SGD SEMBCORP INDUSTRIE SGD0.25 (POST REORG)	1 000.00	2 036.40	0.00
SGD SINGAPORE AIRLINES NPV	200.00	1 369.15	0.00
SGD SINGAPORE EXCHANGE SGD0.01	1 000.00	4 939.34	0.00
SGD SINGAPORE PRESS HD SGD0.20	2 300.00	4 401.36	0.00
SGD SUNTEC REIT NPV (REIT)	5 000.00	6 390.81	0.00
SGD UTD O/S BANK SGD1	664.00	11 690.01	0.01
シンガポール合計		72 756.80	0.03
南アフリカ			
GBP MONDI ORD EURO.20	155.00	3 653.06	0.00
南アフリカ合計		3 653.06	0.00
スペイン			
EUR ACS ACTIVIDADES CO EURO.5	125.00	4 689.41	0.00
EUR AENA SME S.A. EUR10	36.00	5 757.48	0.00
EUR AMADEUS IT GROUP EURO.01	205.00	16 533.35	0.01
EUR BANKIA S.A. EUR1 (POST CONS)	512.00	1 612.16	0.00
EUR BCO DE SABADELL EURO.125	5 276.00	6 964.34	0.00
EUR CAIXABANK SA EUR1	2 592.00	10 516.91	0.00
EUR ENAGAS SA EUR1.50	167.00	4 435.30	0.00
EUR ENDESA SA EUR1.2	167.00	3 496.77	0.00
EUR FERROVIAL SA EURO.2	234.00	4 692.87	0.00
EUR GRIFOLS SA EURO.25 (CLASS A) POST SUBD	174.00	4 966.23	0.00
EUR IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	2 504.00	17 749.25	0.01
EUR INDITEX EURO.03 (POST SUBD)	505.00	14 264.70	0.01
EUR NATURGY ENERGY GRO EUR1	252.00	6 201.68	0.00
EUR RED ELECTRICA CORP EURO.5	332.00	6 883.96	0.00
EUR REPSOL SA EUR1	783.00	14 039.60	0.01
EUR TELEFONICA SA EUR1	2 250.00	18 452.29	0.01
スペイン合計		141 256.30	0.05
スウェーデン			
SEK ALFA LAVAL AB NPV	237.00	6 060.03	0.00
SEK ASSA ABLOY SER ' B ' NPV (POST SPLIT)	465.00	9 285.04	0.00
SEK ERICSSON SER ' B ' NPV	1 665.00	14 533.70	0.01
SEK ESSITY AB SER ' B ' NPV	288.00	6 582.62	0.00
SEK HUSQVARNA AB SER ' B ' NPV	379.00	2 866.23	0.00
SEK ICA GRUPPEN AB	62.00	2 197.21	0.00
SEK INDUSTRIVARDEN AB SER ' C ' NPV	146.00	3 038.31	0.00
SEK INVESTOR AB SER ' B ' NPV	149.00	6 467.20	0.00
SEK KINNEVIK INV AB SER ' B ' NPV (POST SPLIT)	90.00	2 500.19	0.00
SEK LUNDIN PETROLEUM A NPV	152.00	4 646.63	0.00
SEK SANDVIK AB NPV (POST SPLIT)	619.00	9 813.57	0.01
SEK SECURITAS SER ' B ' NPV	224.00	3 846.60	0.00
SEK SKAND ENSKILDA BKN SER ' A ' NPV	736.00	7 630.82	0.00
SEK SKANSKA AB SER ' B ' NPV	150.00	2 364.14	0.00
SEK SVENSKA HANDELSBKN SER ' A ' NPV (P/S)	1 113.00	12 121.63	0.01
SEK SWEDBANK AB SER ' A ' NPV	492.00	11 094.59	0.01
SEK SWEDISH MATCH NPV	95.00	4 846.82	0.00
スウェーデン合計		109 895.33	0.04

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
スイス			
CHF PARGESA HLDGS SA CHF20(BR)	33.00	2 426.04	0.00
CHF SWATCH GROUP CHF2.25(BR)	12.00	4 065.61	0.00
CHF SWISS RE AG CHF0.10	154.00	13 925.68	0.01
CHF VIFOR PHARMA AG CHF0.01	60.00	8 681.78	0.00
スイス合計		29 099.11	0.01
イギリス			
GBP 3I GROUP ORD GBP0.738636	880.00	9 874.66	0.00
GBP ANGLO AMERICAN USD0.54945	730.00	15 625.55	0.01
USD AON PLC COM USD0.01 CL A	131.00	20 459.58	0.01
GBP ASTRAZENECA ORD USD0.25	647.00	49 519.58	0.02
GBP AUTO TRADER GROUP ORD GBP0.01	484.00	2 533.09	0.00
GBP AVIVA ORD GBP0.25	2 539.00	13 901.43	0.01
GBP BAE SYSTEMS ORD GBP0.025	1 795.00	12 059.55	0.01
GBP BARCLAYS ORD GBP0.25	8 673.00	19 116.33	0.01
GBP BARRATT DEVEL ORD GBP0.10	1 077.00	7 073.34	0.00
GBP BHP BILLITON PLC USD0.50	1 089.00	21 740.33	0.01
GBP BP ORD USD0.25	9 659.00	70 014.96	0.03
GBP BRIT AMER TOBACCO ORD GBP0.25	951.00	41 235.79	0.02
GBP BRITISH LAND CO PLC REIT	616.00	4 659.60	0.00
GBP BT GROUP ORD GBP0.05	4 227.00	12 992.23	0.01
GBP BUNZL ORD GBP0.32142857	182.00	5 374.24	0.00
GBP CARNIVAL PLC ORD USD1.66	90.00	4 902.34	0.00
GBP CENTRICA ORD GBP0.061728395	3 733.00	7 021.21	0.00
GBP COMPASS GROUP ORD GBP0.1105	876.00	17 237.36	0.01
GBP CRODA INTL ORD GBP0.10357143	18.00	1 108.58	0.00
GBP G4S ORD GBP0.25	965.00	2 651.01	0.00
GBP GLAXOSMITHKLINE ORD GBP0.25	2 575.00	49 721.60	0.02
GBP HAMMERSON PLC REIT	568.00	3 182.47	0.00
GBP HSBC HLDGS ORD USD0.50(UK REG)	10 483.00	86 382.12	0.03
USD IHS MARKIT LTD COM	209.00	10 978.77	0.01
GBP IMPERIAL BRANDS PL GBP0.10	470.00	15 932.39	0.01
GBP INTERCONTL HOTELS ORD GBP0.1980952380937	85.00	4 463.82	0.00
GBP INVESTEC ORD GBP0.0002	587.00	3 630.19	0.00
GBP ITV ORD GBP0.10	1 450.00	2 759.66	0.00
GBP JOHNSON MATTHEY ORD GBP1.109245	127.00	4 824.41	0.00
GBP KINGFISHER ORD GBP0.157142857	633.00	2 060.05	0.00
GBP LAND SECURITIES GP ORD GBP0.106666666	485.00	5 287.36	0.00
USD LIBERTY GLOBAL INC USD0.01 A	112.00	2 870.56	0.00
GBP LLOYDS BANKING GP ORD GBP0.1	32 320.00	23 630.07	0.01
GBP MARKS & SPENCER GP ORD GBP0.25	1 480.00	5 597.57	0.00
GBP MEGGITT ORD GBP0.05	435.00	2 944.74	0.00
GBP MELROSE INDUST PLC ORD GBP0.0685714	829.00	1 786.44	0.00
USD MICHAEL KORS HOLDI COM NPV	100.00	5 541.00	0.00
GBP NATIONAL GRID ORD GBP0.12431289	1 713.00	18 149.42	0.01
GBP NEXT ORD GBP0.10	58.00	3 856.66	0.00
GBP PEARSON ORD GBP0.25	434.00	4 983.12	0.00
GBP RECKITT BENCK GRP ORD GBP0.10	307.00	24 842.41	0.01
GBP RELX PLC GBP0.1444	753.00	14 913.26	0.01
EUR RELX PLC GBP0.1444	491.00	9 719.04	0.00
GBP ROLLS-ROYCE HLDGS ORD GBP0.20	795.00	8 522.66	0.00
GBP ROYAL MAIL PLC ORD GBP0.01 (WI)	699.00	3 206.40	0.00
GBP RSA INSURANCE GRP ORD GBP1.00	644.00	4 644.29	0.00
GBP SAGE GROUP GBP0.01051948	903.00	6 281.33	0.00
GBP SAINSBURY(J) ORD GBP0.28571428	651.00	2 588.61	0.00
GBP SEVERN TRENT ORD GBP0.9789	131.00	3 118.39	0.00
GBP SMITH & NEPHEW ORD USD0.20	736.00	11 976.30	0.01
GBP SMITHS GROUP ORD GBP0.375	100.00	1 785.66	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
GBP SSE PLC ORD GBP0.50	688.00	10 034.84	0.00
GBP ST JAMES 'S PLACE ORD GBP0.15	262.00	3 392.90	0.00
GBP STANDARD CHARTERED ORD USD0.50	1 636.00	11 486.74	0.01
USD TECHNIPFMC PLC COM USD1	158.00	4 155.40	0.00
EUR TECHNIPFMC PLC COM USD1	124.00	3 310.14	0.00
GBP TRAVIS PERKINS ORD GBP0.10	233.00	3 295.71	0.00
GBP UNILEVER PLC ORD GBP0.031111	665.00	35 232.97	0.01
GBP UNITED UTILITIES G ORD GBP0.05	467.00	4 335.69	0.00
GBP VODAFONE GROUP ORD USD0.2095238(POST CONS)	13 691.00	25 859.16	0.01
GBP WEIR GROUP ORD GBP0.125	109.00	2 208.90	0.00
GBP WHITBREAD ORD GBP0.76797385	44.00	2 473.72	0.00
USD WILLIS TOWERS WATS COM USD0.000304635	79.00	11 309.64	0.01
GBP WPP PLC ORD GBP0.10	684.00	7 766.19	0.00
イギリス合計		814 143.53	0.31

アメリカ合衆国

USD 3M CO COM	309.00	58 790.34	0.02
USD ADVANCE AUTO PARTS INC COM	52.00	8 307.52	0.00
USD AETNA INC COM USD0.01	180.00	35 712.00	0.01
USD AFLAC INC COM USD0.10	370.00	15 935.90	0.01
USD AKAMAI TECHNOLOGIES INC COM	60.00	4 335.00	0.00
USD ALBEMARLE CORP COM USD0.01	100.00	9 922.00	0.00
USD ALLERGAN PLC COM USD0.0001	206.00	32 550.06	0.01
USD ALLIANCE DATA SYST COM USD0.01	29.00	5 979.22	0.00
USD ALLIANT ENERGY CORP COM	200.00	8 596.00	0.00
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL C	163.00	175 513.51	0.07
USD ALTRIA GROUP INC COM USD0.333333	1 013.00	65 885.52	0.03
USD AMER ELEC PWR INC COM USD6.50	248.00	18 193.28	0.01
USD AMER INTL GRP COM USD2.50	528.00	21 801.12	0.01
USD AMERICAN AIRLINES COM USD1	100.00	3 508.00	0.00
USD AMERICAN WATER WOR COM STK USD0.01	107.00	9 472.71	0.00
USD ANADARKO PETROLEUM COM USD0.10	287.00	15 268.40	0.01
USD APACHE CORP COM USD0.625	194.00	7 339.02	0.00
USD ARCONIC INC COM USD1.00	306.00	6 220.98	0.00
USD ARROW ELECTRS INC COM	100.00	6 771.00	0.00
USD AVNET INC COM	100.00	4 007.00	0.00
USD AXALTA COATING SYS COM USD1.00	114.00	2 813.52	0.00
USD BAKER HUGHES A GE COM USD0.0001 CL A	206.00	5 498.14	0.00
USD BB&T CORP COM USD5	391.00	19 221.56	0.01
USD BERKLEY(WR)CORP COM USD0.20	100.00	7 590.00	0.00
USD BERKSHIRE HATHAWAY CLASS 'B' COM USD0.0033	617.00	126 657.76	0.05
USD BIOMARIN PHARMA COM USD0.001	98.00	9 032.66	0.00
USD BLACKROCK INC COM STK USD0.01	72.00	29 622.24	0.01
USD BLOCK(H&R)INC COM NPV	31.00	822.74	0.00
USD BOSTON PPTYS INC COM USD0.01	60.00	7 245.60	0.00
USD BOSTON SCIENTIFIC COM USD0.01	691.00	24 972.74	0.01
USD BRIGHTHOUSE FINL I COM USD0.01 WI	42.00	1 664.46	0.00
USD BRISTOL-MYRS SQUIB COM STK USD0.10	870.00	43 969.80	0.02
USD BRIXMOR PROPERTY G COM USD0.01	11.00	178.20	0.00
USD BROADRIDGE FIN SOL COM STK USD0.01	58.00	6 782.52	0.00
USD BROWN FORMAN CORP CL B	207.00	9 592.38	0.00
USD BUNGE LIMITED COM USD0.01	68.00	4 202.40	0.00
USD CA INC COM USD0.10	186.00	8 250.96	0.00
USD CABOT OIL & GAS CO COM USD0.10	253.00	6 130.19	0.00
USD CAMPBELL SOUP CO CAP USD0.0375	137.00	5 125.17	0.00
USD CARDINAL HEALTH INC COM	147.00	7 438.20	0.00
USD CDK GLOBAL INC COM USD0.01	91.00	5 208.84	0.00
USD CDW CORP COM USD0.01	78.00	7 020.78	0.00
USD CELGENE CORP COM USD0.01	406.00	29 069.60	0.01

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD CERNER CORP COM	226.00	12 945.28	0.01
USD CH ROBINSON WORLDW COM USD0.1	73.00	6 499.19	0.00
USD CHENIERE ENERGY INC COM NEW	82.00	4 953.62	0.00
USD CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC CL A	16.00	7 365.28	0.00
USD CHURCH & DWIGHT INC COM	102.00	6 055.74	0.00
USD CIMAREX ENERGY CO COM USD0.01	59.00	4 688.73	0.00
USD CINCINNATI FINL CORP COM	100.00	7 864.00	0.00
USD CINTAS CORP COM	100.00	18 187.00	0.01
USD CITRIX SYSTEMS INC COM USD0.001	100.00	10 247.00	0.01
USD CLOROX CO DEL COM	65.00	9 649.25	0.00
USD CME GROUP INC COM STK USD0.01 CLASS ' A '	176.00	32 250.24	0.01
USD CMS ENERGY CORP COM	132.00	6 536.64	0.00
USD COCA-COLA CO COM USD0.25	2 107.00	100 883.16	0.04
USD COLGATE-PALMOLIVE COM USD1	424.00	25 249.20	0.01
USD CONCHO RES INC COM STK USD0.001	85.00	11 822.65	0.01
USD CONSTELLATION BRDS CLASS ' A ' COM USD0.01	110.00	21 915.30	0.01
USD CONTINENTAL RES IN COM STK USD0.01	149.00	7 849.32	0.00
USD CSX CORP COM USD1	485.00	33 397.10	0.01
USD DANAHER CORP COM USD0.01	297.00	29 521.80	0.01
USD DEERE & CO COM USD1	138.00	18 690.72	0.01
USD DELL TECHNOLOGIES COM USD0.01 CL V	116.00	10 485.24	0.01
USD DELTA AIRLINES INC COM USD0.0001	86.00	4 706.78	0.00
USD DENTSPLY SIRONA IN COM NPV	100.00	3 463.00	0.00
USD DEVON ENERGY CORP NEW COM	240.00	7 776.00	0.00
USD DIGITAL REALTY TRU COM STK USD0.01	88.00	9 086.88	0.00
USD DISCOVER FINL SVCS COM STK USD0.01	198.00	13 794.66	0.01
USD DISCOVERY INC COM USD0.01 SER A	100.00	3 239.00	0.00
USD DISCOVERY INC COM USD0.01 SER C	170.00	4 982.70	0.00
USD DOMINION ENERGY IN COM STK NPV	332.00	23 711.44	0.01
USD DOWDUPONT INC COM USD0.01	1 132.00	61 037.44	0.02
USD DUKE ENERGY CORP COM USD0.001 (POST REV SPLT)	357.00	29 498.91	0.01
USD ECOLAB INC COM	121.00	18 531.15	0.01
USD EDWARDS LIFESCIENCES CORP COM	109.00	16 088.40	0.01
USD EMERSON ELEC CO COM	314.00	21 314.32	0.01
USD EOG RESOURCES INC COM USD0.01	304.00	32 023.36	0.01
USD EQT CORPORATION	100.00	3 397.00	0.00
USD EQUIFAX INC COM	100.00	10 144.00	0.01
USD EQUITY RESIDENTIAL SBI USD0.01	173.00	11 238.08	0.01
USD ESSEX PROP TRUST COM USD0.0001	40.00	10 031.20	0.00
USD EXPEDTRS INTL WASH COM USD0.01	94.00	6 314.92	0.00
USD F M C CORP COM NEW	43.00	3 357.44	0.00
USD F5 NETWORK INC COM STK NPV	37.00	6 485.36	0.00
USD FASTENAL COM USD0.01	134.00	6 888.94	0.00
USD FEDERAL REALTY INVT TR SH BEN INT NEW	34.00	4 217.70	0.00
USD FIDELITY NATL FINL FNF GROUP COM USD0.0001	189.00	6 322.05	0.00
USD FLIR SYS INC COM	118.00	5 464.58	0.00
USD FLOWSERVE CORP COM	67.00	3 075.30	0.00
USD FORTIVE CORP COM USD0.01	168.00	12 474.00	0.01
USD FRANKLIN RES INC COM	153.00	4 666.50	0.00
USD GALLAGHER ARTHUR J & CO COM	94.00	6 956.94	0.00
USD GAP INC DEL COM	40.00	1 092.00	0.00
USD GARTNER INC COM	54.00	7 966.08	0.00
USD GEN DYNAMICS CORP COM USD1	138.00	23 816.04	0.01
USD GEN ELEC CO COM USD0.06	4 662.00	47 086.20	0.02
USD GLOBAL PAYMENTS COM NPV	80.00	9 138.40	0.00
USD GOODYEAR TIRE&RUBR COM NPV	128.00	2 695.68	0.00
USD HANESBRANDS INC COM	400.00	6 864.00	0.00
USD HARLEY DAVIDSON INC COM	88.00	3 363.36	0.00
USD HELMERICH & PAYNE INC COM	100.00	6 229.00	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD HERSHEY CO COM	100.00	10 715.00	0.01
USD HESS CORPORATION COM USD1	145.00	8 323.00	0.00
USD HOLOGIC INC COM USD0.01	162.00	6 316.38	0.00
USD HONEYWELL INTL INC COM	366.00	53 004.12	0.02
USD HUNT J B TRANS SVCS INC COM	100.00	11 061.00	0.01
USD IAC INTERACTIVECOR COM USD0.001	48.00	9 436.32	0.00
USD ILLINOIS TOOL WKS COM NPV	161.00	20 538.77	0.01
USD ILLUMINA INC COM USD0.01	66.00	20 535.90	0.01
USD INCYTE CORPORATION COM USD0.001	100.00	6 482.00	0.00
USD INTERCONTINENTAL E COM USD0.01	294.00	22 649.76	0.01
USD INTERNATIONAL FLAVORS&FRAGRANC COM	44.00	6 365.04	0.00
USD INTERPUBLIC GROUP COM USD0.10	400.00	9 264.00	0.00
USD INTL PAPER CO COM	167.00	7 575.12	0.00
USD INTUITIVE SURGICAL COM USD0.001	78.00	40 652.04	0.02
USD JOHNSON & JOHNSON COM USD1	1 417.00	198 365.83	0.08
USD JOHNSON CTLS INTL COM USD0.01	472.00	15 089.84	0.01
USD JP MORGAN CHASE & COM USD1	1 754.00	191 221.08	0.07
USD JUNIPER NETWORKS COM USD0.00001	161.00	4 712.47	0.00
USD KIMBERLY CLARK CORP COM	182.00	18 982.60	0.01
USD KIMCO REALTY COM USD0.01	196.00	3 153.64	0.00
USD KOHLS CORPORATION COM USD0.01	69.00	5 225.37	0.00
USD KRAFT HEINZ CO COM USD0.01	315.00	17 315.55	0.01
USD KROGER CO COM USD1	464.00	13 808.64	0.01
USD LEGGETT & PLATT IN COM USD0.01	100.00	3 631.00	0.00
USD LIBERTY MEDIA CORP COM USD0.01 SER A SIRIUSXM	55.00	2 268.20	0.00
USD LIBERTY MEDIA CORP COM USD0.01 SER C SIRIUSXM	225.00	9 285.75	0.00
USD LOCKHEED MARTIN CORP COM	139.00	40 845.15	0.02
USD LOEWS CORP COM	123.00	5 726.88	0.00
USD LYONDELLBASELL IND COM USD0.01	169.00	15 086.63	0.01
USD M & T BANK CORP COM USD0.50	113.00	18 691.33	0.01
USD MACERICH CO COM USD0.01	81.00	4 181.22	0.00
USD MACY ' S INC COM STK USD0.01	135.00	4 629.15	0.00
USD MARKEL CORP COM	10.00	10 932.40	0.01
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	240.00	20 340.00	0.01
USD MARTIN MARIETTA M. COM USD0.01	35.00	5 994.80	0.00
USD MATTEL INC COM USD1	200.00	2 716.00	0.00
USD MAXIM INTEGRATED COM USD0.001	207.00	10 354.14	0.01
USD MEDTRONIC PLC USD0.0001	703.00	63 143.46	0.02
USD MERCK & CO INC COM USD0.50	1 435.00	105 630.35	0.04
USD METLIFE INC COM USD0.01	471.00	19 400.49	0.01
USD MONDELEZ INTL INC COM USD0.01	798.00	33 500.04	0.01
USD MONSTER BEV CORP USD0.005(NEW)	156.00	8 244.60	0.00
USD MOODYS CORP COM USD0.01	88.00	12 802.24	0.01
USD MOTOROLA SOLUTIONS INCCOM USD0.01	65.00	7 966.40	0.00
USD MYLAN NV EURO.01	236.00	7 375.00	0.00
USD NASDAQ INC COM STK USD0.01	35.00	3 034.85	0.00
USD NATIONAL OILWELL VARCO INC COM	126.00	4 636.80	0.00
USD NEW YORK CMNTY BANCORP INC COM	302.00	2 893.16	0.00
USD NEWS CORP NEW COM USD0.01 CL ' A '	97.00	1 279.43	0.00
USD NEXTERA ENERGY INC COM USD0.01	253.00	43 642.50	0.02
USD NIELSEN HLDGS PLC COM EURO.07	243.00	6 313.14	0.00
USD NOBLE ENERGY INC COM USD0.01	338.00	8 399.30	0.00
USD NORDSTROM INC COM NPV	100.00	6 577.00	0.00
USD NORTHERN TRUST CP COM USD1.666	118.00	11 100.26	0.01
USD OCCIDENTAL PETRLM COM USD0.20	385.00	25 821.95	0.01
USD PALO ALTO NETWORKS COM USD0.0001	48.00	8 785.92	0.00
USD PATTERSON COMPANIES INC COM	24.00	541.92	0.00
USD PEOPLE ' S UNITED FINANCIAL INC COM STK USD0.01	225.00	3 523.50	0.00
USD PEPSICO INC CAP USD0.016666	728.00	81 812.64	0.03

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD PG&E CORP COM	273.00	12 779.13	0.01
USD PHILIP MORRIS INTL COM STK NPV 'WI'	801.00	70 544.07	0.03
USD PHILLIPS 66 COM USD0.01	229.00	23 545.78	0.01
USD PIONEER NATURAL RE COM STK USD0.01	93.00	13 696.11	0.01
USD POLARIS INDS INC COM	60.00	5 338.80	0.00
USD PPG INDS INC COM	120.00	12 610.80	0.01
USD PPL CORP COM USD0.01	269.00	8 177.60	0.00
USD PROCTER & GAMBLE COM NPV	1 312.00	116 348.16	0.05
USD PROGRESSIVE CP(OH) COM USD1	266.00	18 540.20	0.01
USD PUBLIC STORAGE COM USD0.10	84.00	17 259.48	0.01
USD PUBLIC SVC ENTERPRISE GROUP COM	239.00	12 769.77	0.01
USD PULTE GROUP INC COM USD0.01	185.00	4 545.45	0.00
USD QORVO INC COM USD 0.0001	100.00	7 351.00	0.00
USD RALPH LAUREN CORP CLASS 'A' COM USD0.01	38.00	4 925.18	0.00
USD RAYTHEON CO COM NEW	154.00	26 956.16	0.01
USD REALTY INCOME CORP	127.00	7 654.29	0.00
USD REGENCY CENTERS COM USD0.01	105.00	6 652.80	0.00
USD REGENERON PHARMACEUTICALS COM	67.00	22 729.08	0.01
USD RESMED INC COM USD0.004	100.00	10 592.00	0.01
USD ROCKWELL AUTOMATIO COM USD1	64.00	10 542.72	0.01
USD ROCKWELL COLLINS INC COM	103.00	13 186.06	0.01
USD ROPER TECHNOLOGIES COM USD0.01	57.00	16 125.30	0.01
USD S&P GLOBAL INC COM USD1	170.00	30 994.40	0.01
USD SABRE CORP COM USD0.01	300.00	7 395.00	0.00
USD SCANA CORP NEW COM	100.00	4 005.00	0.00
USD SCHEIN HENRY INC COM	88.00	7 304.00	0.00
USD SCHWAB(CHARLES)CP COM USD0.01	604.00	27 928.96	0.01
USD SEI INVESTMENT COM USD0.01	110.00	5 879.50	0.00
USD SEMPRA ENERGY COM NPV	133.00	14 645.96	0.01
USD SENSATA TECHNO PLC COM EURO.01	100.00	4 690.00	0.00
USD SHERWIN-WILLIAMS COM USD1	54.00	21 247.38	0.01
USD SIMON PROP GROUP COM USD0.0001	163.00	29 913.76	0.01
USD SOUTHERN CO COM	513.00	23 100.39	0.01
USD SPLUNK INC COM USD0.001	75.00	7 488.00	0.00
USD SPRINT CORPORATION COM USD0.01	390.00	2 386.80	0.00
USD SQUARE INC COM USD0.0000001 CL A	147.00	10 797.15	0.01
USD STRYKER CORP COM USD0.10	173.00	28 064.06	0.01
USD SYNCHRONY FINANCIA COM USD0.001	420.00	12 129.60	0.01
USD SYNOPSIS INC COM USD0.01	94.00	8 415.82	0.00
USD TOLL BROS INC COM USD0.01	142.00	4 779.72	0.00
USD TORCHMARK CORP COM	105.00	8 889.30	0.00
USD TOTAL SYSTEM SVCS COM STK USD0.10	148.00	13 490.20	0.01
USD TRACTOR SUPPLY CO COM	100.00	9 189.00	0.00
USD TRAVELERS CO INC COM NPV	139.00	17 393.07	0.01
USD TRIMBLE INC COM NPV	127.00	4 747.26	0.00
USD TRIPADVISOR INC COM USD0.001	46.00	2 398.44	0.00
USD TWENTY-FIRST CENTU COM USD0.01 CL 'B'	208.00	9 397.44	0.00
USD TWITTER INC COM USD0.000005	269.00	9 347.75	0.00
USD UDR INC	138.00	5 408.22	0.00
USD UNDER ARMOUR INC COM STK USD0.000333 CL A	200.00	4 422.00	0.00
USD UNDER ARMOUR INC COM STK USD0.000333 CL C	201.00	3 985.83	0.00
USD UNITED CONTINENTAL COM USD0.01	16.00	1 368.16	0.00
USD UNITED PARCEL SERVICE INC CL B	353.00	37 608.62	0.02
USD UNUM GROUP COM USD0.10	121.00	4 387.46	0.00
USD UTD TECHNOLOGIES COM USD1	402.00	49 932.42	0.02
USD VARIAN MEDICAL SYS COM USD1	100.00	11 937.00	0.01
USD VERISIGN INC COM	100.00	14 254.00	0.01
USD VERISK ANALYTICS I CL A USD0.001	69.00	8 268.96	0.00
USD VERIZON COMMUN COM USD0.10	2 124.00	121 259.16	0.05

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD VERTEX PHARMACEUTI COM USD0.01	133.00	22 538.18	0.01
USD VMWARE INC COM STK USD0.01 CLASS 'A'	42.00	5 938.38	0.00
USD VORNADO REALTY TR COM USD0.04	95.00	6 467.60	0.00
USD VULCAN MATERIALS COM STK USD1	61.00	6 169.54	0.00
USD WABTEC CORP COM	100.00	8 202.00	0.00
USD WATERS CORP COM	57.00	10 812.33	0.01
USD WEC ENERGY GROUP COM USD0.01	173.00	11 833.20	0.01
USD WELLTOWER INC COM USD1	174.00	11 496.18	0.01
USD WESTERN UN CO COM	316.00	5 700.64	0.00
USD WEYERHAEUSER CO COM USD1.25	351.00	9 347.13	0.00
USD WORKDAY INC COM USD0.001	100.00	13 302.00	0.01
USD WORLDPAY INC COM USD0.00001 CL A	99.00	9 092.16	0.00
USD XCEL ENERGY INC COM	320.00	15 683.20	0.01
USD XEROX CORP COM USD1(POST REV SPLT)	175.00	4 877.25	0.00
USD ZOETIS INC COM USD0.01 CL 'A'	236.00	21 275.40	0.01
アメリカ合衆国合計		4 244 170.30	1.60
無記名株式合計		8 420 753.84	3.18
参加証券			
スイス			
CHF SCHINDLER-HLDG AG PTG CERT CHF0.10(POST-SUBD)	48.00	10 135.40	0.00
スイス合計		10 135.40	0.00
参加証券合計		10 135.40	0.00
その他の株式			
スイス			
CHF ROCHE HLDGS AG GENUSSSCHEINE NPV	360.00	87 718.46	0.03
スイス合計		87 718.46	0.03
アメリカ合衆国			
USD CAMDEN PROP TST SBI USD0.01	33.00	2 978.91	0.00
アメリカ合衆国合計		2 978.91	0.00
その他の株式合計		90 697.37	0.03
優先株式			
ドイツ			
EUR FUCHS PETROLUB SE NON-VTG PRF NPV	203.00	9 416.57	0.00
EUR HENKEL AG&CO.KGAA NON-VTG PRF NPV	102.00	11 161.86	0.01
EUR PORSCHE AUTO HL SE NON VTG PRF NPV	94.00	5 994.20	0.00
EUR VOLKSWAGEN AG NON VTG PRF NPV	89.00	15 001.17	0.01
ドイツ合計		41 573.80	0.02
イギリス			
GBP ROLLS ROYCE HLDGS C SHS ENTITLEMENT (JAN 2019)	36 570.00	46.73	0.00
イギリス合計		46.73	0.00
優先株式合計		41 620.53	0.02
記名株式			
オーストラリア			
AUD BENDIGO & ADELAIDE NPV	558.00	4 045.79	0.00
AUD INSURANCE AUST GRP NPV DFD 07/11/18(EX-SPLT)	2 313.12	11 197.26	0.01
オーストラリア合計		15 243.05	0.01

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
ベルギー			
EUR KBC GROUP NV NPV	131.00	9 039.36	0.01
EUR UCB NPV	65.00	5 463.23	0.00
ベルギー合計		14 502.59	0.01
カナダ			
CAD 1ST QUANTUM MINLS COM NPV	447.00	4 472.55	0.00
CAD AGNICO EAGLE MINES LTD COM	135.00	4 780.13	0.00
CAD ALIMENTATION COUCHE TARD INC SUB VTG SH	216.00	10 340.70	0.01
CAD BANK NOVA SCOTIA HALIFAX COM	615.00	33 085.67	0.01
CAD BANK OF MONTREAL COM NPV	324.00	24 284.27	0.01
CAD BARRICK GOLD CORP COM NPV	670.00	8 412.94	0.00
CAD BCE INC COM NEW	41.00	1 590.67	0.00
CAD BLACKBERRY LTD NPV	200.00	1 850.37	0.00
CAD BROOKFIELD ASSET M LTD VTG SHS NPV CL ' A '	430.00	17 589.64	0.01
CAD CAN PACIFIC RYS COM NPV	75.00	15 418.05	0.01
CAD CANADIAN NAT RES LTD COM	601.00	16 530.07	0.01
CAD CANADIAN NATL RY CO COM	397.00	34 021.23	0.01
CAD CDN IMPERIAL BK OF COMMERCE COM	190.00	16 447.13	0.01
CAD CENOVUS ENERGY INC COM NPV	489.00	4 148.08	0.00
CAD CGI GROUP INC ' A ' SUB-VTG NPV	178.00	11 019.53	0.01
CAD CONSTELLATION SOFT COM STK NPV	10.00	6 898.99	0.00
CAD DOLLARAMA INC COM NPV	300.00	8 317.53	0.00
CAD ENBRIDGE INC COM NPV	481.00	15 024.27	0.01
USD ENBRIDGE INC COM NPV	356.00	11 075.16	0.01
CAD ENCANA CORP COM NPV	573.00	5 864.17	0.00
CAD FAIRFAX FINL HLDGS LTD SUB VTG	25.00	12 177.80	0.01
CAD FORTIS INC COM NPV	167.00	5 531.70	0.00
CAD FRANCO NEVADA CORP COM NPV	75.00	4 695.60	0.00
CAD GILDAN ACTIVEWEAR INC COM	200.00	5 992.77	0.00
CAD GOLDCORP INC COM NPV	558.00	5 052.06	0.00
CAD GREAT WEST LIFECO INC COM	162.00	3 726.65	0.00
CAD IMPERIAL OIL LTD COM NEW	187.00	5 855.28	0.00
CAD INTACT FINL CORP COM NPV	60.00	4 752.03	0.00
CAD INTER PIPELINE LTD COM NPV	200.00	3 251.48	0.00
SEK INTL PETROLEUM COR COM NPV	50.00	215.82	0.00
CAD LOBLAW COS LTD COM	154.00	7 720.81	0.00
CAD MAGNA INTL INC COM NPV	223.00	11 005.24	0.01
CAD MANULIFE FINL CORP COM	1 059.00	16 716.60	0.01
CAD METRO INC CL A SUB	109.00	3 428.74	0.00
CAD NATL BK OF CANADA COM NPV	157.00	7 144.35	0.00
CAD NUTRIEN LTD NPV	416.00	22 075.80	0.01
CAD OPEN TEXT CO COM NPV	200.00	6 767.94	0.00
CAD PEMBINA PIPELINE C COM NPV	241.00	7 814.03	0.00
CAD POWER CORP CDA COM	140.00	2 897.54	0.00
CAD POWER FINANCIAL CORP COM	163.00	3 518.79	0.00
USD RESTAURANT BRANDS COM NPV	88.00	4 819.76	0.00
CAD ROGERS COMMS INC CLASS ' B ' COM CAD1.62478	163.00	8 414.06	0.00
CAD ROYAL BK OF CANADA COM NPV	763.00	55 729.65	0.02
CAD SAPUTO INC COM	200.00	6 108.51	0.00
CAD SHAW COMMUNICATIONS INC CL B CONV	401.00	7 484.11	0.00
CAD SHOPIFY INC COM NPV CL A	52.00	7 201.40	0.00
CAD SNC-LAVALIN GROUP INC COM	100.00	3 578.91	0.00
CAD SUN LIFE FINL INC COM	309.00	11 343.53	0.01
CAD SUNCOR ENERGY INC COM NPV ' NEW '	873.00	29 355.93	0.01
CAD TECK RESOURCES LTD CLASS ' B ' SUB-VTG COM NPV	495.00	10 256.20	0.01
CAD THOMSON-REUTERS CO COM NPV	144.00	6 718.36	0.00
CAD TORONTO-DOMINION COM NPV	947.00	52 662.79	0.02
CAD TRANSCANADA CORP COM NPV	445.00	16 820.71	0.01
CAD WHEATON PRECIOUS M COM NPV	201.00	3 312.12	0.00
カナダ合計		615 318.22	0.23

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
デンマーク			
DKK CARLSBERG SER ' B ' DKK20	60.00	6 620.80	0.00
DKK NOVO-NORDISK AS DKK0.2 SER ' B '	985.00	42 617.96	0.02
DKK TRYG A/S DKK5	195.00	4 714.57	0.00
DKK WILLIAM DEMANT HOL DKK0.20	127.00	4 181.45	0.00
デンマーク合計		58 134.78	0.02
フィンランド			
EUR ELISA CORPORATION EURO.50	138.00	5 496.09	0.00
EUR FORTUM OYJ EUR3.40	221.00	4 656.27	0.00
EUR NESTE OIL OYJ NPV	67.00	5 523.53	0.00
SEK NORDEA HOLDING ABP NPV	1 854.00	16 144.93	0.01
EUR SAMPO OYJ SER ' A ' NPV	198.00	9 121.82	0.00
EUR UPM-KYMMENE CORP NPV	307.00	9 882.31	0.01
フィンランド合計		50 824.95	0.02
フランス			
EUR MICHELIN (CGDE) EUR2	104.00	10 692.55	0.01
フランス合計		10 692.55	0.01
ドイツ			
EUR ADIDAS AG NPV (REGD)	96.00	22 624.74	0.01
EUR ALLIANZ SE NPV(REGD)(VINKULIERT)	233.00	48 692.28	0.02
EUR AXEL SPRINGER SE NPV(REGD)	57.00	3 791.07	0.00
EUR BASF SE NPV	447.00	34 455.38	0.01
EUR BAYER AG NPV (REGD)	470.00	36 095.12	0.01
EUR BRENNTAG AG	94.00	4 917.41	0.00
EUR DAIMLER AG ORD NPV(REGD)	465.00	27 586.82	0.01
EUR DEUTSCHE BANK AG NPV(REGD)	1 057.00	10 360.73	0.01
EUR DEUTSCHE BOERSE AG NPV(REGD)	99.00	12 546.43	0.01
EUR DEUTSCHE LUFTHANSA ORD NPV (REGD)(VINK)	183.00	3 682.50	0.00
EUR DEUTSCHE POST AG NPV(REGD)	569.00	18 019.52	0.01
EUR DEUTSCHE TELEKOM NPV(REGD)	1 799.00	29 545.99	0.01
EUR E.ON SE NPV	939.00	9 103.01	0.00
EUR HANNOVER RUECKVERS ORD NPV(REGD)	58.00	7 826.88	0.00
EUR HUGO BOSS AG NPV (REGD)	31.00	2 219.17	0.00
EUR INFINEON TECHNOLOG AG NPV (REGD)	511.00	10 253.89	0.01
EUR K&S AG NPV	80.00	1 492.91	0.00
EUR MUENCHENER RUECKVE NPV(REGD)	81.00	17 433.05	0.01
EUR OSRAM LICHT AG NPV	80.00	3 246.87	0.00
EUR PROSIEBENSAT1 MED.NPV	90.00	2 082.32	0.00
EUR SIEMENS AG NPV(REGD)	399.00	45 986.28	0.02
GBP TUI AG NPV (REGD)	363.00	6 025.06	0.00
EUR UNITED INTERNET AG NPV(REGD)	80.00	3 315.76	0.00
EUR VONOVIA SE NPV	187.00	8 564.20	0.00
ドイツ合計		369 867.39	0.14
アイルランド			
USD ACCENTURE PLC SHS CL A ' NEW '	325.00	51 226.50	0.02
USD APTIV PLC COM USD0.01	130.00	9 984.00	0.00
USD EATON CORP PLC COM USD0.01	227.00	16 269.09	0.01
USD PENTAIR PLC COM USD0.01	147.00	5 902.05	0.00
アイルランド合計		83 381.64	0.03
イスラエル			
ILS MIZRAHI TEFAHOT BK ILS0.01	252.00	4 243.55	0.00
イスラエル合計		4 243.55	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
イタリア			
EUR ATLANTIA SPA EUR1	148.00	2 978.20	0.00
EUR ENEL EUR1	3 935.00	19 323.36	0.01
EUR INTESA SANPAOLO NPV	6 852.00	15 162.43	0.00
EUR MEDIOBANCA SPA EURO.5	449.00	3 943.75	0.00
EUR PRYSMIAN SPA EURO.10	114.00	2 216.52	0.00
EUR UNICREDIT SPA NPV (POST REV SPLIT)	1 534.00	19 668.32	0.01
イタリア合計		63 292.58	0.02
日本			
JPY イオン	300.00	6 884.94	0.00
JPY A G C	200.00	6 574.81	0.00
JPY 味の素	200.00	3 236.90	0.00
JPY アルフレッサ ホールディングス	100.00	2 671.57	0.00
JPY アルプス電気	100.00	2 374.73	0.00
JPY A N A ホールディングス	100.00	3 362.72	0.00
JPY アサヒグループホールディングス	300.00	13 206.33	0.01
JPY 旭化成	1 000.00	12 024.28	0.01
JPY アステラス製薬	1 200.00	18 576.05	0.01
JPY ブリヂストン	300.00	11 598.07	0.01
JPY キヤノン	500.00	14 274.95	0.01
JPY 中部電力	400.00	5 772.01	0.00
JPY 中国電力	400.00	5 146.43	0.00
JPY 大日本印刷	500.00	11 231.23	0.01
JPY 大和証券グループ本社	1 000.00	5 732.13	0.00
JPY デンソー	300.00	13 424.31	0.01
JPY 東日本旅客鉄道	200.00	17 500.33	0.01
JPY ユニー・ファミリーマートホールディングス	100.00	11 625.54	0.01
JPY 富士フイルムホールディングス	200.00	8 671.30	0.00
JPY 富士通	100.00	6 080.37	0.00
JPY 博報堂D Yホールディングス	300.00	5 013.51	0.00
JPY 日野自動車	400.00	3 845.64	0.00
JPY 日立建機	100.00	2 667.14	0.00
JPY 日立製作所	400.00	12 270.61	0.01
JPY 本田技研工業	800.00	22 974.61	0.01
JPY H O Y A	200.00	11 366.80	0.01
JPY 国際石油開発帝石	800.00	9 211.82	0.00
JPY 伊藤忠商事	800.00	14 850.91	0.01
JPY ゆうちょ銀行	200.00	2 333.97	0.00
JPY 日本郵政	200.00	2 374.73	0.00
JPY 日本リテールファンド投資法人	2.00	3 693.23	0.00
JPY 日本たばこ産業	600.00	15 452.57	0.01
JPY J X T Gホールディングス	1 000.00	6 815.83	0.00
JPY K D D I	1 000.00	24 939.08	0.01
JPY コナミホールディングス	100.00	3 819.06	0.00
JPY コニカミノルタ	500.00	4 966.55	0.00
JPY クボタ	600.00	9 474.10	0.00
JPY 京セラ	200.00	10 877.67	0.00
JPY L I X I L グループ	200.00	3 154.49	0.00
JPY 丸紅	900.00	7 307.34	0.00
JPY マツダ	200.00	2 169.16	0.00
JPY メディカルホールディングス	200.00	4 294.01	0.00
JPY 三菱ケミカルホールディングス	600.00	4 684.42	0.00
JPY 三菱商事	800.00	22 542.20	0.01
JPY 三菱電機	1 000.00	12 702.14	0.01
JPY 三菱地所	1 000.00	15 998.40	0.01
JPY 三菱重工業	200.00	7 069.25	0.00
JPY 田辺三菱製薬	300.00	4 434.01	0.00
JPY 三菱U F J フィナンシャル・グループ	6 600.00	40 048.56	0.02

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
JPY 三井物産	900.00	15 036.55	0.01
JPY 商船三井	100.00	2 440.30	0.00
JPY みずほフィナンシャルグループ	12 700.00	21 831.55	0.01
JPY M S & A D インシュアランスグループホールディングス	300.00	9 054.10	0.00
JPY 村田製作所	100.00	15 209.78	0.01
JPY 日本電気	200.00	5 741.88	0.00
JPY 日本特殊陶業	100.00	2 030.92	0.00
JPY ニコン	100.00	1 742.94	0.00
JPY 任天堂	100.00	31 155.02	0.01
JPY 日本プロロジスリート投資法人	1.00	2 016.75	0.00
JPY 日本電信電話	400.00	16 835.76	0.01
JPY 日本郵船	100.00	1 617.12	0.00
JPY 日産自動車	1 300.00	11 835.98	0.01
JPY N O K	100.00	1 439.01	0.00
JPY 野村ホールディングス	1 800.00	8 732.44	0.00
JPY 野村不動産マスターファンド投資法人	2.00	2 592.71	0.00
JPY N T T ドコモ	700.00	17 643.44	0.01
JPY オムロン	100.00	4 058.30	0.00
JPY オリックス	900.00	14 681.67	0.01
JPY 大阪瓦斯	200.00	3 670.20	0.00
JPY 大塚ホールディングス	200.00	9 583.98	0.00
JPY パーク 2 4	200.00	5 265.16	0.00
JPY ルネサスエレクトロニクス	200.00	1 059.77	0.00
JPY りそなホールディングス	1 100.00	5 799.48	0.00
JPY リコー	300.00	3 001.20	0.00
JPY ローム	100.00	7 035.58	0.00
JPY 積水化学工業	200.00	3 142.08	0.00
JPY セブン&アイ・ホールディングス	400.00	17 342.61	0.01
JPY ソフトバンクグループ	500.00	40 086.84	0.02
JPY S O M P O ホールディングス	250.00	10 367.29	0.00
JPY ソニー	600.00	32 643.66	0.01
JPY S U B A R U	300.00	8 115.72	0.00
JPY 住友化学	2 000.00	10 030.57	0.00
JPY 住友商事	600.00	9 109.92	0.00
JPY 住友電気工業	400.00	5 465.42	0.00
JPY 三井住友フィナンシャルグループ	700.00	27 378.49	0.01
JPY 三井住友トラスト・ホールディングス	200.00	7 964.20	0.00
JPY 武田薬品工業	400.00	16 197.78	0.01
JPY T D K	100.00	8 639.40	0.00
JPY 東京海上ホールディングス	400.00	18 948.21	0.01
JPY 東京電力ホールディングス	600.00	3 072.97	0.00
JPY 東京エレクトロン	100.00	13 898.37	0.01
JPY 東急不動産ホールディングス	300.00	1 690.67	0.00
JPY 東芝	200.00	5 989.99	0.00
JPY 東洋製罐グループホールディングス	200.00	4 095.52	0.00
JPY トヨタ自動車	1 178.00	69 048.51	0.03
JPY ユナイテッド・アーバン投資法人	4.00	6 092.77	0.00
JPY 西日本旅客鉄道	100.00	6 713.92	0.00
JPY ヤフー	700.00	2 201.94	0.00
JPY ヤマダ電機	600.00	2 828.41	0.00
JPY ヤマハ発動機	100.00	2 375.61	0.00
JPY 安川電機	100.00	2 893.09	0.00
JPY 横河電機	100.00	1 968.01	0.00
日本合計		1 030 734.37	0.39
ルクセンブルグ			
EUR ARCELORMITTAL NPV(POST STOCK SPLIT)	359.00	8 965.10	0.01
EUR TENARIS S.A. USD1	118.00	1 756.15	0.00
ルクセンブルグ合計		10 721.25	0.01

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
オランダ			
EUR AEGON NV EURO.12	1 470.00	9 040.79	0.01
EUR ASML HOLDING NV EURO.09	203.00	34 712.98	0.01
EUR CNH INDUSTRIAL NV COM EURO.01	458.00	4 766.96	0.00
EUR FIAT CHRYSLER AUTO EURO.01	511.00	7 787.40	0.00
EUR KONINKLIJKE DSM NV EUR1.5	71.00	6 224.95	0.00
EUR NN GROUP N.V.EURO.12	130.00	5 597.27	0.00
EUR UNILEVER NV CVA EURO.16	855.00	46 040.22	0.02
オランダ合計		114 170.57	0.04
ノルウェー			
NOK EQUINOR ASA NOK2.50	750.00	19 568.83	0.01
NOK NORSK HYDRO ASA NOK3.6666	826.00	4 300.53	0.00
NOK TELENOR ASA ORD NOK6	437.00	8 040.74	0.00
ノルウェー合計		31 910.10	0.01
ポルトガル			
EUR GALP ENERGIA EUR1-B	243.00	4 238.73	0.00
ポルトガル合計		4 238.73	0.00
シンガポール			
SGD SINGAPORE TELECOMM NPV	4 000.00	9 127.67	0.00
シンガポール合計		9 127.67	0.00
スペイン			
EUR BANCO SANTANDER SA EURO.50(REGD)	8 149.00	38 733.38	0.02
EUR BANKINTER SA EURO.3(REGD)	254.00	2 084.79	0.00
EUR BBVA(BILB-VIZ-ARG) EURO.49	3 291.00	18 215.52	0.01
EUR INTL CONS AIRLINE ORD EURO.50	547.00	4 226.89	0.00
EUR MAPFRE SA EURO.10	1 160.00	3 475.11	0.00
スペイン合計		66 735.69	0.03
スウェーデン			
SEK ATLAS COPCO AB SER ' A ' NPV (POST SPLIT)	322.00	7 983.33	0.01
SEK ATLAS COPCO AB SER ' B ' NPV (POST SPLIT)	153.00	3 511.25	0.00
USD AUTOLIV INC COM	47.00	3 916.98	0.00
SEK BOLIDEN AB NPV (POST SPLIT)	136.00	3 112.18	0.00
SEK ELECTROLUX AB SER ' B ' NPV (POST SPLIT)	32.00	665.93	0.00
SEK EPIROC AB SER ' A ' NPV	322.00	2 831.16	0.00
SEK EPIROC AB SER ' B ' NPV	153.00	1 262.71	0.00
SEK HENNES & MAURITZ SER ' B ' NPV	432.00	7 644.85	0.00
SEK HEXAGON AB SER ' B ' NPV	51.00	2 503.21	0.00
SEK SKF AB SER ' B ' NPV	377.00	6 063.55	0.00
SEK TELE2 AB SHS	236.00	2 685.43	0.00
SEK VOLVO AB SER ' B ' NPV (POST SPLIT)	983.00	14 713.22	0.01
スウェーデン合計		56 893.80	0.02
スイス			
CHF ABB LTD CHF0.12 (REGD)	910.00	18 364.65	0.01
CHF ADECCO GROUP AG CHF0.1 (REGD)	75.00	3 678.80	0.00
CHF BALOISE-HLDGS CHF0.1(REGD)	69.00	9 891.44	0.01
USD CHUBB LIMITED ORD CHF24.15	241.00	30 103.31	0.01
GBP COCA-COLA HBC AG ORD CHF6.70	144.00	4 250.31	0.00
CHF CREDIT SUISSE GRP CHF0.04(REGD)	1 267.00	16 651.50	0.01
GBP FERGUSON PLC ORD GBPO.11403197	123.00	8 302.93	0.00
USD GARMIN LTD COM CHF10.00	100.00	6 616.00	0.00
CHF GEBERIT CHF0.10(REGD)	11.00	4 311.86	0.00
CHF GIVAUDAN AG CHF10	4.00	9 718.66	0.00
CHF JULIUS BAER GRUPPE CHF0.02 (REGD)	89.00	4 073.53	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
CHF KUEHNE&NAGEL INTL CHF1(REGD)(POST-SUBD)	34.00	4 735.46	0.00
CHF LAFARGEHOLCIM LTD CHF2 (REGD)	140.00	6 492.69	0.00
EUR LAFARGEHOLCIM LTD CHF2 (REGD)	94.00	4 342.28	0.00
CHF LONZA GROUP AG CHF1(REGD)	41.00	12 908.54	0.01
CHF NESTLE SA CHF0.10(REGD)	1 673.00	141 570.49	0.05
CHF NOVARTIS AG CHF0.50(REGD)	1 170.00	102 635.25	0.04
CHF PARTNERS GROUP HLG CHF0.01 (REGD)	21.00	14 979.12	0.01
CHF RICHEMONT(CIE FIN) CHF1.00 (REG) SER 'A'	268.00	19 635.75	0.01
CHF SGS LTD CHF1(REGD)	2.00	4 755.94	0.00
CHF SIKA AG CHF0.01 (REG)	180.00	23 119.59	0.01
CHF SONOVA HOLDING AG CHF0.05 (REGD)	38.00	6 216.22	0.00
CHF SWATCH GROUP CHF0.45(REGD)	41.00	2 741.08	0.00
CHF SWISS LIFE HLDG CHF5.1(REGD)	7.00	2 645.79	0.00
CHF SWISS PRIME SITE CHF15.3 (REGD)	81.00	6 586.94	0.00
CHF SWISSCOM AG CHF1(REGD)	4.00	1 834.77	0.00
USD TE CONNECTIVITY LT COM CHF0.57	206.00	15 536.52	0.01
CHF UBS GROUP CHF0.10 (REGD)	1 930.00	27 034.20	0.01
CHF ZURICH INSURANCE GRP CHF0.10	73.00	22 729.50	0.01
スイス合計		536 463.12	0.20
イギリス			
GBP ADMIRAL GROUP ORD GBP0.001	120.00	3 086.53	0.00
GBP ANTOFAGASTA ORD GBP0.05	137.00	1 373.81	0.00
GBP ASHTEAD GROUP ORD GBP0.10	173.00	4 278.44	0.00
GBP ASSOC'D BRIT FOODS ORD GBP0.0568	172.00	5 243.78	0.00
GBP BURBERRY GROUP ORD GBP0.0005	166.00	3 841.25	0.00
GBP DIAGEO ORD GBP0.28 101/108	1 301.00	45 024.83	0.02
GBP DIRECT LINE INSURA ORD GBP 0.109090909	1 101.00	4 635.42	0.00
GBP INTERTEK GROUP ORD GBP0.01	73.00	4 372.77	0.00
GBP LEGAL & GENERAL GP ORD GBP0.025	2 960.00	9 512.08	0.01
USD LIBERTY GLOBAL INC USD0.01 C	282.00	7 061.28	0.00
EUR LINDE PLC	143.22	23 505.60	0.01
USD LINDE PLC	133.00	22 007.51	0.01
GBP LONDON STOCK EXCH ORD GBP0.06918604	147.00	8 104.83	0.01
GBP MORRISON(W)SUPRMKT ORD GBP0.10	1 269.00	4 022.86	0.00
GBP PERSIMMON ORD GBP0.10	117.00	3 429.46	0.00
GBP PRUDENTIAL ORD GBP0.05	1 298.00	26 047.05	0.01
GBP RIO TINTO ORD GBP0.10	624.00	30 325.91	0.01
GBP ROYAL BK SCOT GRP ORD GBP1 (POST CONS)	1 737.00	5 246.79	0.00
GBP SCHRODERS VTG SHS GBP1	138.00	4 725.63	0.00
GBP STD LIFE ABERDEEN ORD GBP0.1396825396	726.25	2 510.15	0.00
GBP TAYLOR WIMPEY ORD GBP0.01	3 354.00	6 921.20	0.00
GBP TESCO ORD GBP0.05	4 170.00	11 365.09	0.01
イギリス合計		236 642.27	0.09
アメリカ合衆国			
USD ABBOTT LABS COM	871.00	60 046.74	0.02
USD ABBVIE INC COM USD0.01	844.00	65 705.40	0.03
USD ACTIVISION BLIZZAR COM STK USD0.000001	291.00	20 093.55	0.01
USD ADOBE INC COM USD0.0001	269.00	66 109.44	0.03
USD AES CORP COM	400.00	5 832.00	0.00
USD AFFILIATED MNGRS COM USD0.01	33.00	3 750.78	0.00
USD AGCO CORP COM USD0.01	14.00	784.56	0.00
USD AGILENT TECHNOLOGIES INC COM	162.00	10 495.98	0.00
USD AGNC INV CORP COM USD0.01	200.00	3 568.00	0.00
USD AIR PRODS & CHEMS COM USD1	101.00	15 589.35	0.01
USD ALEXION PHARMACEUT COM USD0.0001	120.00	13 448.40	0.01
USD ALLSTATE CORP COM	176.00	16 846.72	0.01
USD ALLY FINANCIAL INC COM USD0.01	208.00	5 285.28	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	155.00	169 039.90	0.06
USD AMAZON COM INC COM USD0.01	210.00	335 582.10	0.13
USD AMER EXPRESS CO COM USD0.20	383.00	39 345.59	0.02
USD AMER TOWER CORP COM NEW USD0.01	219.00	34 122.39	0.01
USD AMEREN CORP COM	139.00	8 976.62	0.00
USD AMERIPRISE FINL INC COM	100.00	12 724.00	0.01
USD AMERISOURCEBERGEN COM STK USD0.01	97.00	8 536.00	0.00
USD AMETEK INC COM USD0.01	85.00	5 701.80	0.00
USD AMGEN INC COM USD0.0001	391.00	75 380.89	0.03
USD AMPHENOL CORP NEW CL A	127.00	11 366.50	0.01
USD ANALOG DEVICES INC COM	149.00	12 472.79	0.01
USD ANNALY CAPITAL MAN COM USD0.01	400.00	3 948.00	0.00
USD ANTHEM INC COM USD0.01	140.00	38 579.80	0.02
USD APPLE INC COM NPV	2 613.00	571 881.18	0.22
USD APPLIED MATLS INC COM	553.00	18 182.64	0.01
USD ARAMARK COM USD0.01	105.00	3 771.60	0.00
USD ARCHER DANIELS MIDLAND CO COM	294.00	13 891.50	0.01
USD ASSURANT INC COM	41.00	3 985.61	0.00
USD AT&T INC COM USD1	3 783.00	116 062.44	0.04
USD AUTO DATA PROCESS COM USD0.10	239.00	34 435.12	0.01
USD AUTODESK INC COM USD0.01	144.00	18 612.00	0.01
USD AUTOZONE INC COM USD0.01	20.00	14 669.40	0.01
USD AVALONBAY COMMUNI COM USD0.01	77.00	13 504.26	0.01
USD AVERY DENNISON CORP COM	115.00	10 432.80	0.00
USD BALL CORP COM NPV	252.00	11 289.60	0.01
USD BAXTER INTL INC COM USD1	218.00	13 627.18	0.01
USD BECTON DICKINSON COM USD1	135.00	31 117.50	0.01
USD BEST BUY CO INC COM USD0.10	131.00	9 190.96	0.00
USD BIOGEN INC COM STK USD0.0005	116.00	35 295.32	0.01
USD BK OF AMERICA CORP COM USD0.01	4 991.00	137 252.50	0.05
USD BK OF NY MELLON CP COM STK USD0.01	522.00	24 706.26	0.01
USD BOEING CO COM USD5	305.00	108 232.30	0.04
USD BOOKING HLDGS INC COM USD0.008	26.00	48 739.08	0.02
USD BORG WARNER INC COM	70.00	2 758.70	0.00
USD BROADCOM CORP COM USD1.00	205.00	45 815.45	0.02
USD CAPITAL ONE FINL COM USD0.01	250.00	22 325.00	0.01
USD CARMAX INC COM USD0.50	93.00	6 315.63	0.00
USD CARNIVAL CORP COM USD0.01(PAIRE STOCK)	166.00	9 302.64	0.00
USD CATERPILLAR INC DEL COM	294.00	35 668.08	0.01
USD CBRE GROUP INC CLASS 'A' USD0.01	133.00	5 358.57	0.00
USD CBS CORP NEW CL B	206.00	11 814.10	0.01
USD CELANESE CORP COM SERIES 'A' USD0.0001	100.00	9 694.00	0.00
USD CENTENE CORP DEL COM	85.00	11 077.20	0.00
USD CENTERPOINT ENERGY INC COM	256.00	6 914.56	0.00
USD CENTURYLINK INC COM	362.00	7 471.68	0.00
USD CF INDS HLDGS INC COM	130.00	6 243.90	0.00
USD CHARTER COMMUN INC COM USD0.001 CLASS 'A'	87.00	27 872.19	0.01
USD CHEVRON CORP COM USD0.75	980.00	109 417.00	0.04
USD CIGNA CORP COM USD0.25	160.00	34 209.60	0.01
USD CISCO SYSTEMS COM USD0.001	2 606.00	119 224.50	0.05
USD CIT GROUP INC COM NEW USD0.01	97.00	4 595.86	0.00
USD CITIGROUP INC COM USD0.01	1 315.00	86 079.90	0.03
USD CITIZENS FINL GP COM USD0.01	253.00	9 449.55	0.00
USD COGNIZANT TECHNOLO COM CL 'A' USD0.01	308.00	21 261.24	0.01
USD COMCAST CORP COM CLS 'A' USD0.01	2 527.00	96 379.78	0.04
USD COMERICA INC COM	57.00	4 648.92	0.00
USD CONAGRA BRANDS IN COM USD5	208.00	7 404.80	0.00
USD CONOCOPHILLIPS COM USD0.01	638.00	44 596.20	0.02
USD CONSOLIDATED EDISON INC COM	146.00	11 096.00	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD CORNING INC COM USD0.50	517.00	16 518.15	0.01
USD COSTCO WHSL CORP NEW COM	229.00	52 356.27	0.02
USD CROWN CASTLE INTL COM USD0.01	159.00	17 289.66	0.01
USD CROWN HOLDINGS INC COM USD5	100.00	4 229.00	0.00
USD CUMMINS INC COM	80.00	10 935.20	0.00
USD CVS HEALTH CORP COM STK USD0.01	548.00	39 669.72	0.02
USD D R HORTON INC COM	147.00	5 286.12	0.00
USD DARDEN RESTAURANTS INC COM	100.00	10 655.00	0.00
USD DAVITA INC COM USD0.001	78.00	5 252.52	0.00
USD DISH NETWORK CORPO CLASS ' A ' COM USD0.01	200.00	6 148.00	0.00
USD DOLLAR GENERAL CP COM USD0.875	212.00	23 612.56	0.01
USD DOLLAR TREE INC	149.00	12 560.70	0.01
USD DOVER CORP COM	100.00	8 284.00	0.00
USD DTE ENERGY CO COM	107.00	12 026.80	0.01
USD DXC TECHNOLOGY CO COM USD0.01	158.00	11 507.14	0.01
USD E TRADE FINANCIAL COM USD0.01	152.00	7 511.84	0.00
USD EASTMAN CHEM CO COM	58.00	4 544.30	0.00
USD EATON VANCE CORP COM NON VTG	100.00	4 505.00	0.00
USD EBAY INC COM USD0.001	578.00	16 779.34	0.01
USD EDISON INTL COM	163.00	11 310.57	0.01
USD ELECTRONIC ARTS INC COM	155.00	14 101.90	0.01
USD ELI LILLY AND CO COM NPV	519.00	56 280.36	0.02
USD ENTERGY CORP NEW COM	83.00	6 967.85	0.00
USD EQUINIX INC COM USD0.001 NEW	57.00	21 588.18	0.01
USD ESTEE LAUDER COS CLASS ' A ' COM USD0.01	103.00	14 156.32	0.01
USD EVERSOURCE ENERGY COM USD5	132.00	8 350.32	0.00
USD EXELON CORP COM NPV	486.00	21 291.66	0.01
USD EXPEDIA GROUP INC COM USD0.001	60.00	7 525.80	0.00
USD EXPRESS SCRIPTS HL COM USD0.01	324.00	31 418.28	0.01
USD EXTRA SPACE STORAG COM USD0.01	74.00	6 664.44	0.00
USD EXXON MOBIL CORP COM NPV	2 161.00	172 188.48	0.07
USD FACEBOOK INC COM USD0.000006 CL ' A '	1 208.00	183 362.32	0.07
USD FEDEX CORP COM USD0.10	135.00	29 745.90	0.01
USD FIDELITY NATL INF COM STK USD0.01	147.00	15 302.70	0.01
USD FIFTH THIRD BANCORP COM	380.00	10 256.20	0.00
USD FIRST REPUBLIC BAN COM USD0.01	100.00	9 099.00	0.00
USD FIRSTENERGY CORP COM USD0.10	182.00	6 784.96	0.00
USD FISERV INC COM USD0.01	218.00	17 287.40	0.01
USD FLEETCOR TECHNOLOG COM STK USD0.001	55.00	11 001.65	0.00
USD FLUOR CORP NEW COM	100.00	4 386.00	0.00
USD FORD MOTOR CO COM STK USD0.01	2 037.00	19 453.35	0.01
USD FORTUNE BRANDS HOME USD0.01 WI	75.00	3 362.25	0.00
USD FREEPORT-MCMORAN COM STK USD0.10	618.00	7 199.70	0.00
USD GENERAL MLS INC COM	283.00	12 395.40	0.01
USD GENERAL MOTORS CO COM USD0.01	703.00	25 722.77	0.01
USD GENUINE PARTS CO COM STK USD1	100.00	9 792.00	0.00
USD GILEAD SCIENCES COM USD0.001	677.00	46 157.86	0.02
USD GOLDMAN SACHS GRP COM USD0.01	189.00	42 594.93	0.02
USD GRAINGER W W INC COM	28.00	7 951.16	0.00
USD HALLIBURTON COM STK USD2.50	434.00	15 051.12	0.01
USD HARRIS CORP COM STK USD1	80.00	11 896.80	0.01
USD HARTFORD FINL SVCS COM USD0.01	173.00	7 857.66	0.00
USD HASBRO INC COM	76.00	6 969.96	0.00
USD HCA HEALTHCARE INC COM USD0.01	145.00	19 361.85	0.01
USD HCP INC COM USD1	221.00	6 088.55	0.00
USD HEWLETT PACKARD EN COM USD0.01	860.00	13 115.00	0.01
USD HILTON WORLDWIDE H COM USD0.01	133.00	9 465.61	0.00
USD HOLLYFRONTIER CORP COM USD0.01	88.00	5 934.72	0.00
USD HOME DEPOT INC COM USD0.05	632.00	111 156.16	0.04

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄		数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
USD	HORMEL FOODS CORP COM USD0.0586	226.00	9 862.64	0.00
USD	HOST HOTELS & RESO COM STK USD0.01	374.00	7 147.14	0.00
USD	HP INC COM USD0.01	914.00	22 063.96	0.01
USD	HUMANA INC COM USD0.166	79.00	25 312.39	0.01
USD	HUNTINGTON BANCSHARES INC COM	757.00	10 847.81	0.00
USD	INGERSOLL-RAND PLC SHS USD1	113.00	10 841.22	0.00
USD	INTEL CORP COM USD0.001	2 421.00	113 496.48	0.04
USD	INTL BUSINESS MCHN COM USD0.20	473.00	54 598.39	0.02
USD	INTUIT INC COM USD0.01	139.00	29 329.00	0.01
USD	INVESCO LTD COM STK USD0.20	161.00	3 495.31	0.00
USD	IQVIA HOLDINGS INC COM USD0.01	93.00	11 432.49	0.01
USD	IRON MTN INC NEW COM NPV	115.00	3 520.15	0.00
USD	JACOBS ENG GROUP COM USD1	100.00	7 509.00	0.00
USD	JEFFERIES FINL GRP COM USD0.0001	331.00	7 106.57	0.00
USD	KANSAS CITY STHN I COM USD0.01	104.00	10 603.84	0.00
USD	KELLOGG CO COM USD0.25	109.00	7 137.32	0.00
USD	KEYCORP NEW COM	521.00	9 461.36	0.00
USD	KEYSIGHT TECHNOLOG COM USD0.01 ‘WD’	106.00	6 050.48	0.00
USD	KINDER MORGAN INC USD0.01	990.00	16 849.80	0.01
USD	KLA-TENCOR CORP COM USD0.001	124.00	11 350.96	0.01
USD	L BRANDS INC COM USD0.50	197.00	6 386.74	0.00
USD	LAB CORP AMER HLDG COM USD0.1	93.00	14 931.15	0.01
USD	LAM RESEARCH CORP COM USD0.001	100.00	14 173.00	0.01
USD	LAS VEGAS SANDS CORP COM	194.00	9 899.82	0.00
USD	LENNAR CORP CL B	1.00	35.77	0.00
USD	LENNAR CORP COM CL ‘A’ USD0.10	73.00	3 137.54	0.00
USD	LINCOLN NATL CORP COM NPV	119.00	7 162.61	0.00
USD	LKQ CORP COM	222.00	6 053.94	0.00
USD	LOWE ‘S COS INC COM USD0.50	439.00	41 801.58	0.02
USD	MANPOWER GROUP COM USD0.01	40.00	3 051.60	0.00
USD	MARATHON OIL CORP COM USD1	631.00	11 982.69	0.01
USD	MARATHON PETROLEUM COM USD0.01	388.76	27 388.14	0.01
USD	MARRIOTT INTL INC COM USD0.01 CLASS ‘A’	164.00	19 169.96	0.01
USD	MASCO CORP COM	242.00	7 260.00	0.00
USD	MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS ‘A’	507.00	100 218.69	0.04
USD	MCCORMICK & CO INC COM N/VTG NPV	44.00	6 336.00	0.00
USD	MCDONALD ‘S CORP COM USD0.01	437.00	77 305.30	0.03
USD	MCKESSON CORP COM USD0.01	117.00	14 596.92	0.01
USD	MGM RESORTS INTL COM STK USD0.01	594.00	15 847.92	0.01
USD	MICROCHIP TECHN LGY COM USD0.001	105.00	6 906.90	0.00
USD	MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	672.00	25 347.84	0.01
USD	MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	3 853.00	411 538.93	0.16
USD	MOHAWK INDS COM USD0.01	26.00	3 242.98	0.00
USD	MOLSON COORS BREW1 CLASS ‘B’ USD0.01	100.00	6 400.00	0.00
USD	MORGAN STANLEY COM STK USD0.01	723.00	33 012.18	0.01
USD	MOSAIC CO COM USD0.01	155.00	4 795.70	0.00
USD	NETAPP INC COM USD0.001	126.00	9 889.74	0.00
USD	NETFLIX INC COM USD0.001	221.00	66 693.38	0.03
USD	NEWELL BRANDS INC COM USD1	194.00	3 080.72	0.00
USD	NEWMONT MINING CP COM USD1.60	225.00	6 957.00	0.00
USD	NIKE INC CLASS ‘B’ COM NPV	672.00	50 426.88	0.02
USD	NORFOLK STHN CORP COM USD1	151.00	25 342.33	0.01
USD	NORWEGIAN CRUISE L COM USD0.001	81.00	3 569.67	0.00
USD	NUCOR CORP COM	157.00	9 281.84	0.00
USD	NVIDIA CORP COM USD0.001	278.00	58 610.74	0.02
USD	OGE ENERGY CORP COM USD0.01	138.00	4 988.70	0.00
USD	OMNICOM GROUP INC COM USD0.15	103.00	7 654.96	0.00
USD	ONEOK INC	116.00	7 609.60	0.00
USD	ORACLE CORP COM USD0.01	1 614.00	78 827.76	0.03

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD OREILLY AUTO NEW COM USD0.01	72.00	23 094.00	0.01
USD PACCAR INC COM STK USD1	155.00	8 867.55	0.00
USD PACKAGING CORP AMER COM	100.00	9 181.00	0.00
USD PARKER-HANNIFIN COM STK USD0.50	64.00	9 704.32	0.00
USD PAYCHEX INC COM	193.00	12 639.57	0.01
USD PAYPAL HOLDINGS IN COM USD0.0001	564.00	47 483.16	0.02
USD PFIZER INC COM USD0.05	3 168.00	136 414.08	0.05
USD PINNACLE WEST CAP CORP COM	100.00	8 225.00	0.00
USD PNC FINANCIAL SVCS COM USD5	254.00	32 636.46	0.01
USD PRINCIPAL FINL GP COM USD0.01	145.00	6 825.15	0.00
USD PROLOGIS INC COM USD0.01	253.00	16 310.91	0.01
USD PRUDENTIAL FINL COM USD0.01	226.00	21 194.28	0.01
USD PVH CORP COM USD1	93.00	11 233.47	0.01
USD QUALCOMM INC COM USD0.0001	753.00	47 356.17	0.02
USD QUEST DIAGNOSTICS INC COM	45.00	4 234.95	0.00
USD QURATE RETAIL INC COM USD0.01 SERIES A	220.00	4 826.80	0.00
USD RAYMOND JAMES FINANCIAL INC COM	100.00	7 669.00	0.00
USD RED HAT INC COM	101.00	17 335.64	0.01
USD REGIONS FINANCIAL CORP NEW COM	400.00	6 788.00	0.00
USD REPUBLIC SERVICES COM USD0.01	100.00	7 268.00	0.00
USD RESIDEO TECHNOLOGI COM USD0.001	61.00	1 284.05	0.00
USD ROBERT HALF INTL COM USD0.001	118.00	7 142.54	0.00
USD ROSS STORES INC COM USD0.01	193.00	19 107.00	0.01
USD ROYAL CARIBBEAN COM USD0.01	88.00	9 216.24	0.00
USD SALESFORCE.COM INC COM USD0.001	333.00	45 700.92	0.02
USD SBA COMMUNICATIONS COM USD0.01 CL A	123.00	19 946.91	0.01
USD SCHLUMBERGER COM USD0.01	711.00	36 481.41	0.01
USD SEALED AIR CORP NEW COM	149.00	4 821.64	0.00
USD SERVICENOW INC COM USD0.001	100.00	18 104.00	0.01
USD SKYWORKS SOLUTIONS INC COM	94.00	8 155.44	0.00
USD SMUCKER(JM)CO COM NPV	59.00	6 390.88	0.00
USD SOUTHWEST AIRLINES COM USD1	81.00	3 977.10	0.00
USD STANLEY BLACK & DE COM USD2.50	100.00	11 652.00	0.01
USD STARBUCKS CORP COM USD0.001	743.00	43 294.61	0.02
USD STATE STREET CORP COM STK USD1	193.00	13 268.75	0.01
USD STERICYCLE INC COM	52.00	2 598.44	0.00
USD SUNTRUST BKS INC COM	237.00	14 850.42	0.01
USD SYMANTEC CORP COM	330.00	5 989.50	0.00
USD SYSCO CORP COM USD1	259.00	18 474.47	0.01
USD T ROWE PRICE GROUP COM USD0.20	94.00	9 117.06	0.00
USD T-MOBILE US INC COM USD0.0001	162.00	11 105.10	0.00
USD TAPESTRY INC COM USD0.01	119.00	5 034.89	0.00
USD TARGET CORP COM STK USD0.0833	267.00	22 329.21	0.01
USD TD AMERITRADE HLDG COM USD0.01	121.00	6 258.12	0.00
USD TESLA INC COM USD0.001	60.00	20 239.20	0.01
USD TEXAS INSTRUMENTS COM USD1	493.00	45 765.19	0.02
USD THERMO FISHER SCIE COM USD1	210.00	49 066.50	0.02
USD TIFFANY & CO NEW COM	61.00	6 789.30	0.00
USD TJX COS INC COM USD1	309.00	33 952.92	0.01
USD TRANSDIGM GROUP INC COM	40.00	13 210.00	0.01
USD TWENTY-FIRST CENTU COM USD0.01 CL 'A'	553.00	25 172.56	0.01
USD TYSON FOODS INC CL A	147.00	8 808.24	0.00
USD ULTA BEAUTY INC COM STK USD0.01	33.00	9 059.16	0.00
USD UNION PACIFIC CORP COM USD2.50	432.00	63 167.04	0.02
USD UNITED RENTALS INC COM	46.00	5 523.22	0.00
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	492.00	128 584.20	0.05
USD UNIVERSAL HEALTH S CLASS 'B' COM USD0.01	64.00	7 779.84	0.00
USD US BANCORP COM USD0.01	868.00	45 370.36	0.02
USD VALERO ENERGY CORP NEW COM	235.00	21 406.15	0.01

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD VEREIT INC COM USD0.001	718.00	5 262.94	0.00
USD VF CORP COM NPV	143.00	11 851.84	0.01
USD VIACOM INC NEW CL 'B' NON-VTG USD0.001	128.00	4 093.44	0.00
USD VISA INC COM STK USD0.0001	981.00	135 230.85	0.05
USD VOYA FINL INC COM USD0.01	69.00	3 019.44	0.00
USD WALGREENS BOOTS AL COM USD0.01	472.00	37 651.44	0.02
USD WALMART INC COM USD0.10	797.00	79 923.16	0.03
USD WALT DISNEY CO.DISNEY COM USD0.01	779.00	89 452.57	0.03
USD WASTE MGMT INC DEL COM	209.00	18 699.23	0.01
USD WELLS FARGO & CO COM USD1 2/3	2 478.00	131 903.94	0.05
USD WESTERN DIGITAL CORP COM	143.00	6 159.01	0.00
USD WESTROCK CO COM USD0.01	178.00	7 648.66	0.00
USD WHIRLPOOL CORP COM	41.00	4 500.16	0.00
USD WILLIAMS COS INC COM USD1	559.00	13 600.47	0.01
USD WYNDHAM DESTINATIO COM USD0.01	59.00	2 116.92	0.00
USD WYNN RESORTS LTD COM	51.00	5 130.60	0.00
USD XILINX INC COM USD0.01	117.00	9 988.29	0.00
USD XYLEM INC COM USD0.01 WI	84.00	5 508.72	0.00
USD YUM BRANDS INC COM	159.00	14 375.19	0.01
USD ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC COM USD0.01	112.00	12 722.08	0.01
アメリカ合衆国合計		7 804 729.91	2.94
記名株式合計		11 187 868.78	4.22
預託証券			
フランス			
AUD UNIBAIL-RODAMCO-WE CDI 20:1	433.00	3 918.97	0.00
フランス合計		3 918.97	0.00
アイルランド			
AUD JAMES HARDIE ID PLC CUFS EURO.5	455.00	6 059.42	0.00
アイルランド合計		6 059.42	0.00
イスラエル			
USD TEVA PHARMA IND ADR(CNV 1 ORD ILS0.10)	483.00	9 650.34	0.00
イスラエル合計		9 650.34	0.00
ルクセンブルグ			
SEK MILLICOM INTL CELL SDR EACH REP 1 USD1.50	49.00	2 771.75	0.00
EUR SES S.A. FDR EACH REP 1 'A' NPV	192.00	4 127.93	0.00
ルクセンブルグ合計		6 899.68	0.00
イギリス			
USD BRITISH AMERN TOB PLC SPONSORED ADR	230.00	9 980.85	0.01
USD MICRO FOCUS INTL SPON ADR EACH REP 1 ORD SHS	118.00	1 810.12	0.00
イギリス合計		11 790.97	0.01
預託証券合計		38 319.38	0.01
投資信託証券			
アイルランド			
USD STAR COMPASS PLC/UBS DYNMC DIVERSIFIED LTD NOTE DUE 30.03.19	26 240 000.00	37 058 752.00	13.97
アイルランド合計		37 058 752.00	13.97
投資信託証券合計		37 058 752.00	13.97

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
投資信託、クローズド・エンド型			
カナダ			
CAD RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	116.00	2 119.93	0.00
カナダ合計		2 119.93	0.00
シンガポール			
SGD CAPITALAND MALL TRUST	6 300.00	9 599.22	0.00
シンガポール合計		9 599.22	0.00
イギリス			
GBP SEGRO PLC REIT	119.00	934.51	0.00
イギリス合計		934.51	0.00
アメリカ合衆国			
USD DUKE REALTY CORP REIT	235.00	6 478.95	0.00
USD LIBERTY PPTY TST SBI USD0.001	104.00	4 354.48	0.00
USD SL GREEN REALTY CORPORATION	53.00	4 836.78	0.00
USD VENTAS INC REIT	170.00	9 866.80	0.01
アメリカ合衆国合計		25 537.01	0.01
投資信託、クローズド・エンド型合計		38 190.67	0.01
新株引受権			
スペイン			
EUR BANCO SANTANDER SA (STOCK DIVIDEND) RIGHTS 01.11.18	8 149.00	316.70	0.00
スペイン合計		316.70	0.00
新株引受権合計		316.70	0.00
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD ABU DHABI, GOVERNMENT OF-REG-S 3.12500% 17-11.10.27	200 000.00	185 000.00	0.07
USD ALBERTA, PROVINCE OF 3.30000% 18-15.03.28	200 000.00	194 802.56	0.07
USD ANHEUSER-BUSCH INBEV FINANCE INC 3.65000% 16-01.02.26	200 000.00	190 243.41	0.07
USD APPLE INC 3.20000% 17-11.05.27	100 000.00	95 064.31	0.04
USD APPLE INC 3.25000% 16-23.02.26	150 000.00	144 395.88	0.05
USD APPLE INC 3.45000% 14-06.05.24	250 000.00	247 332.11	0.09
USD BERKSHIRE HATHAWAY INC 3.12500% 16-15.03.26	200 000.00	190 397.49	0.07
USD CHEVRON CORP 2.89500% 17-03.03.24	100 000.00	96 500.01	0.04
USD CHEVRON CORP 3.19100% 13-24.06.23	150 000.00	147 592.03	0.06
USD CORPORACION ANDINA DE FOMENTO 4.37500% 12-15.06.22	75 000.00	76 782.75	0.03
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.37500% 17-24.05.27	175 000.00	162 896.84	0.06
USD EXXON MOBIL CORP 3.04300% 16-01.03.26	100 000.00	95 463.70	0.04
USD HSBC BANK PLC-REG-S 4.12500% 10-12.08.20	200 000.00	202 810.56	0.08
USD JOHNSON & JOHNSON 2.45000% 16-01.03.26	250 000.00	230 894.82	0.09
USD KOREA RESOURCES CORP-REG-S 3.00000% 17-24.04.22	200 000.00	193 092.84	0.07
USD KUWAIT INTERNATIONAL GOVT BOND-REG-S 3.50000% 17-20.03.27	200 000.00	194 300.00	0.07
USD MICROSOFT CORP 2.87500% 17-06.02.24	100 000.00	96 946.00	0.04
USD MICROSOFT CORP 4.00000% 11-08.02.21	200 000.00	204 451.16	0.08
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 2.40000% 12-21.09.22	225 000.00	216 851.00	0.08
USD ORACLE CORP 2.65000% 16-15.07.26	275 000.00	251 492.54	0.09
USD PROCTER & GAMBLE CO 2.85000% 17-11.08.27	200 000.00	186 799.51	0.07
USD QATAR, STATE OF-REG-S 2.37500% 16-02.06.21	200 000.00	193 750.00	0.07
USD TOTAL CAPITAL INTERNATIONAL SA 3.70000% 13-15.01.24	225 000.00	225 616.66	0.09

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD WALMART INC 3.70000% 18-26.06.28	350 000.00	344 690.80	0.13
USD WESTPAC BANKING CORP 2.85000% 16-13.05.26	200 000.00	183 294.00	0.07
米ドル合計		4 551 460.98	1.72
ノート、固定利付債合計		4 551 460.98	1.72
中期債券、固定利付債			
米ドル			
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.00000% 15-22.01.25	225 000.00	209 680.59	0.08
USD AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKING GRP/NY 2.30000% 16-01.06.21	250 000.00	242 042.50	0.09
USD BANK OF AMERICA CORP 3.24800% 16-21.10.27	175 000.00	160 729.39	0.06
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 3.15000% 17-19.09.27	50 000.00	46 220.50	0.02
USD CPPIB CAPITAL INC-REG-S 2.75000% 17-02.11.27	250 000.00	234 803.81	0.09
USD HENKEL AG & CO KGAA-REG-S 1.50000% 16-13.09.19	80 000.00	78 988.16	0.03
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 1.87500% 16-27.10.26	200 000.00	180 780.52	0.07
USD JAPAN TOBACCO INC-REG-S 2.80000% 16-13.04.26	200 000.00	184 346.00	0.07
USD MDC-GMTN B.V-REG-S 3.00000% 17-19.04.24	250 000.00	235 937.50	0.09
USD NISSAN MOTOR ACCEPTANCE CORP-REG-S 2.60000% 17-28.09.22	125 000.00	119 405.01	0.04
USD TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.60000% 17-11.01.22	300 000.00	292 835.33	0.11
米ドル合計		1 985 769.31	0.75
中期債券、固定利付債合計		1 985 769.31	0.75
債券、固定利付債			
米ドル			
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 3.00000% 14-21.02.24	250 000.00	247 769.35	0.09
USD KOREA NATIONAL OIL CORP-REG-S 3.25000% 14-10.07.24	250 000.00	239 366.77	0.09
USD MORGAN STANLEY 5.50000% 10-24.07.20	150 000.00	155 004.00	0.06
USD ONTARIO, PROVINCE OF 2.50000% 16-27.04.26	100 000.00	93 506.20	0.03
USD UNITEDHEALTH GROUP INC 3.75000% 15-15.07.25	100 000.00	99 011.33	0.04
米ドル合計		834 657.65	0.31
債券、固定利付債合計		834 657.65	0.31
財務省証券(T-note)、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.62500% 10-15.11.20	7 600 000.00	7 559 921.86	2.85
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.12500% 16-31.07.21	5 700 000.00	5 429 695.29	2.05
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-30.09.23	3 900 000.00	3 613 136.71	1.37
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.02.27	5 000.00	4 681.25	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 13-15.08.23	5 000.00	4 891.41	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 17-15.05.20	5 000.00	4 899.81	0.00
米ドル合計		16 617 226.33	6.27
財務省証券(T-note)、固定利付債合計		16 617 226.33	6.27
財務省証券(T-note)、変動利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.01.22	610 000.00	659 669.01	0.25
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.07.22	570 000.00	606 605.38	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 13-15.01.23	580 000.00	609 983.40	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 15-15.04.20	1 200 000.00	1 270 041.71	0.48
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI LINKED 15-15.01.25	690 000.00	698 288.02	0.26
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15.07.23	570 000.00	601 688.93	0.23

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15.07.25	940 000.00	957 221.42	0.36
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 17-15.01.27	240 000.00	235 859.91	0.09
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.500%/CPI LINKED 18-15.01.28	1 250 000.00	1 207 514.01	0.45
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 14-15.01.24	570 000.00	603 015.60	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15.01.26	930 000.00	953 850.48	0.36
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15.01.21	860 000.00	992 093.93	0.37
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15.01.25	655 000.00	944 453.99	0.36
米ドル合計		10 340 285.79	3.90
財務省証券(T-note)、変動利付債合計		10 340 285.79	3.90
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		91 216 054.73	34.39
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD SCENTRE GROUP TRUST 1 / 2-REG-S 3.75000% 17-23.03.27	100 000.00	94 725.00	0.04
米ドル合計		94 725.00	0.04
ノート、固定利付債合計		94 725.00	0.04
中期債券、固定利付債			
米ドル			
USD ROYAL BANK OF CANADA 2.12500% 17-02.03.20	200 000.00	197 362.79	0.07
米ドル合計		197 362.79	0.07
中期債券、固定利付債合計		197 362.79	0.07
財務省証券(T-note)、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.62500% 14-31.08.19	2 500 000.00	2 478 613.27	0.94
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 12-15.05.22	7 500 000.00	7 195 898.40	2.71
米ドル合計		9 674 511.67	3.65
財務省証券(T-note)、固定利付債合計		9 674 511.67	3.65
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		9 966 599.46	3.76
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない 譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
カナダ			
CAD TELUS CORPORATION COM NPV	86.00	2 956.71	0.00
カナダ合計		2 956.71	0.00
無記名株式合計		2 956.71	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 1.95000% 17-28.09.20	100 000.00	97 671.99	0.04
米ドル合計		97 671.99	0.04
ノート、固定利付債合計		97 671.99	0.04
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない 譲渡性のある証券および短期金融商品合計		100 628.70	0.04
UCITS / その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD UBS (IRL) INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-X			
USD	15 535.00	2 993 594.50	1.13
アイルランド合計		2 993 594.50	1.13
ジャージー			
USD UBS WEALTH MANAGEMENT-GLOBAL PROPERTY FUND LTD H-USD	10 785.30	71 983.24	0.03
ジャージー合計		71 983.24	0.03
ルクセンブルグ			
USD MANAGER OPP ACCESS-RISK PARITY STRATEGIES FUND USD Q-ACC	52 650.87	5 574 147.71	2.10
EUR UBS (LUX) BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR) I-X-ACC	38 051.00	5 355 150.88	2.02
USD UBS (LUX) BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD)-I-X-DIS	54 893.00	5 419 036.96	2.04
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	454.40	8 168 153.74	3.08
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U X ACC	2 092.00	21 552 683.56	8.13
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	1 211.00	14 450 414.93	5.45
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	143.00	3 448 126.11	1.30
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - USA ENHANCED (USD) U-X-ACC	288.00	6 291 054.72	2.37
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - USA GRWTH (USD)-U-X-ACC	46.00	1 619 382.16	0.61
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE (USD) U-X-ACC	2 559.86	37 146 201.83	14.01
USD UBS (LUX) INST FUND-KEY SEL.GLOBAL EQUITY FA-USD	1 298.00	28 781 462.60	10.85
USD UBS (LUX) INSTITUTIONAL SICAV - E MARKETS EQUITY PASS FA USD	603.00	6 990 687.54	2.64
EUR UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV-GLOBAL ALPHA OPP (EUR) U-X-ACC	810.00	11 760 742.54	4.43
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	1.00	10 781.21	0.00
ルクセンブルグ合計		156 568 026.49	59.03
投資信託、オープン・エンド型合計		159 633 604.23	60.19
UCITS/その他のUCIs合計		159 633 604.23	60.19
公認の証券取引所に上場されている派生商品			
指数に係るオプション、従来型			
米ドル			
USD S&P 500 INDEX PUT 2450.00000 21.12.18	33.00	56 265.00	0.02
米ドル合計		56 265.00	0.02
指数に係るオプション、従来型合計		56 265.00	0.02
公認の証券取引所に上場されている派生商品合計		56 265.00	0.02
投資有価証券合計		260 973 152.12	98.40

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）	
派生商品				
公認の証券取引所に上場されている派生商品				
債券に係る金融先物				
EUR	SHORT EURO BTP ITALY GOVERNMENT FUTURE 06.12.18	45.00	43 135.21	0.02
JPY	JAPAN GOVERNMENT 10Y BOND (TSE) FUTURE 13.12.18	-6.00	-18 076.29	-0.01
USD	US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 19.12.18	44.00	-135 437.50	-0.05
債券に係る金融先物合計			-110 378.58	-0.04
指数に係る金融先物				
EUR	EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 21.12.18	218.00	-308 401.15	-0.12
CHF	SWISS MARKET INDEX FUTURE 21.12.18	24.00	26 672.63	0.01
GBP	FTSE 100 INDEX FUTURE 21.12.18	48.00	-83 758.44	-0.03
SEK	OMX 30 INDEX FUTURE 16.11.18	-32.00	-2 065.71	0.00
AUD	SPI 200 INDEX FUTURE 20.12.18	-43.00	297 053.77	0.11
USD	S&P500 EMINI FUTURE 21.12.18	-14.00	116 935.00	0.05
HKD	HANG SENG INDEX FUTURE 29.11.18	-4.00	-715.86	0.00
指数に係る金融先物合計			45 720.24	0.02
公認の証券取引所に上場されている派生商品合計			-64 658.34	-0.02
派生商品合計			-64 658.34	-0.02

先渡為替契約

先渡為替契約(購入/売却)

USD	2 805 814.14	TWD	85 900 000.00	29.11.2018	24 309.42	0.01
USD	1 147 828.78	AUD	1 598 972.47	29.11.2018	14 218.83	0.01
USD	12 460 090.59	EUR	10 688 888.35	29.11.2018	323 025.29	0.12
USD	3 715 109.63	GBP	2 886 535.41	29.11.2018	22 458.20	0.01
USD	234 060.08	DKK	1 495 000.00	29.11.2018	6 500.17	0.00
USD	3 078 472.62	JPY	341 451 561.00	29.11.2018	46 951.70	0.02
USD	1 001 683.71	CAD	1 317 120.92	29.11.2018	-1 746.74	0.00
SGD	60 000.00	USD	43 592.11	29.11.2018	-238.38	0.00
USD	116 650.40	NOK	977 313.11	29.11.2018	241.11	0.00
USD	660 704.70	SEK	5 969 153.13	29.11.2018	6 152.43	0.00
USD	1 527 690.44	CHF	1 477 528.72	29.11.2018	55 265.91	0.02
USD	1 005 397.33	HKD	7 881 000.00	29.11.2018	-917.74	0.00
USD	158 182.34	EUR	135 000.00	29.11.2018	4 891.95	0.00
USD	1 091 534.49	EUR	930 000.00	29.11.2018	35 534.06	0.01
GBP	270 000.00	USD	354 193.02	29.11.2018	-8 790.75	0.00
USD	141 529.37	NOK	1 150 000.00	29.11.2018	4 551.08	0.00
USD	325 771.86	JPY	36 500 000.00	29.11.2018	1 712.68	0.00
USD	290 664.33	CAD	375 000.00	29.11.2018	4 975.74	0.00
EUR	140 000.00	USD	165 347.00	29.11.2018	-6 379.19	0.00
USD	40 012.45	AUD	55 000.00	29.11.2018	1 019.57	0.00
USD	2 629 616.25	EUR	2 225 000.00	29.11.2018	103 163.60	0.04
USD	1 006 049.73	HKD	7 865 000.00	10.1.2019	999.44	0.00
USD	692 203.46	AUD	957 609.80	10.1.2019	12 923.21	0.01
USD	1 560 766.97	CAD	1 993 581.70	10.1.2019	40 624.74	0.02
USD	3 332 495.87	JPY	376 769 317.00	10.1.2019	-25 996.01	-0.01
USD	2 366 746.69	GBP	1 805 000.00	10.1.2019	52 062.34	0.02
USD	1 127 346.80	CHF	1 097 034.70	10.1.2019	28 972.62	0.01
USD	645 157.72	SEK	5 686 314.31	10.1.2019	18 870.48	0.01

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD 264 030.55	NOK 2 135 804.40	10.1.2019 9 093.60	0.00
USD 236 259.98	SGD 323 000.00	10.1.2019 2 638.86	0.00
USD 233 484.88	DKK 1 485 000.00	10.1.2019 6 445.09	0.00
USD 12 948 517.48	EUR 11 055 769.71	10.1.2019 342 138.91	0.13
NZD 470 000.00	USD 305 851.09	29.11.2018 1 146.06	0.00
NZD 470 000.00	USD 305 965.30	10.1.2019 1 188.83	0.00
JPY 5 500 000.00	USD 48 723.01	10.1.2019 303.55	0.00
JPY 5 500 000.00	USD 48 527.67	29.11.2018 303.17	0.00
GBP 50 000.00	USD 65 678.20	10.1.2019 -1 559.52	0.00
CAD 100 000.00	USD 77 429.29	10.1.2019 -1 177.48	0.00
GBP 50 000.00	USD 65 519.30	29.11.2018 -1 555.92	0.00
CAD 100 000.00	USD 77 354.12	29.11.2018 -1 170.50	0.00
EUR 50 000.00	USD 57 897.25	10.1.2019 -884.58	0.00
EUR 50 000.00	USD 57 661.15	29.11.2018 -886.93	0.00
AUD 100 000.00	USD 71 032.60	29.11.2018 -136.45	0.00
AUD 100 000.00	USD 71 066.00	10.1.2019 -131.03	0.00
HKD 650 000.00	USD 83 012.26	29.11.2018 -14.57	0.00
HKD 650 000.00	USD 83 050.24	10.1.2019 11.77	0.00
USD 19 773.89	GBP 15 000.00	29.11.2018 584.87	0.00
USD 19 821.96	GBP 15 000.00	10.1.2019 586.36	0.00
USD 230 651.20	EUR 200 000.00	29.11.2018 3 554.33	0.00
USD 231 607.20	EUR 200 000.00	10.1.2019 3 556.53	0.00
USD 66 102.80	GBP 50 000.00	29.11.2018 2 139.42	0.00
USD 66 262.80	GBP 50 000.00	10.1.2019 2 144.12	0.00
USD 57 954.60	EUR 50 000.00	29.11.2018 1 180.38	0.00
USD 58 194.00	EUR 50 000.00	10.1.2019 1 181.33	0.00
USD 58 109.80	EUR 50 000.00	29.11.2018 1 335.58	0.00
USD 58 357.85	EUR 50 000.00	10.1.2019 1 345.18	0.00
USD 13 281.91	GBP 10 000.00	10.1.2019 458.17	0.00
USD 13 249.08	GBP 10 000.00	29.11.2018 456.40	0.00
JPY 19 000 000.00	USD 169 382.28	29.11.2018 -693.94	0.00
USD 123 450.34	SGD 170 000.00	29.11.2018 614.77	0.00
EUR 280 000.00	USD 322 524.44	29.11.2018 -4 588.83	0.00
EUR 270 000.00	USD 312 348.69	10.1.2019 -4 480.28	0.00
JPY 19 000 000.00	USD 170 108.83	10.1.2019 -744.33	0.00
USD 123 558.45	SGD 170 000.00	10.1.2019 599.97	0.00
GBP 210 000.00	USD 274 921.08	10.1.2019 -5 622.62	0.00
GBP 220 000.00	USD 287 239.48	29.11.2018 -5 800.59	0.00
USD 142 909.91	GBP 110 000.00	29.11.2018 2 190.47	0.00
USD 143 279.40	GBP 110 000.00	10.1.2019 2 218.30	0.00
SGD 11 510 300.00	USD 8 357 178.38	26.11.2018 -41 211.28	-0.02
JPY 6 013 324 500.00	USD 53 561 753.47	26.11.2018 -193 156.46	-0.07
USD 260 667.35	SGD 359 600.00	26.11.2018 863.37	0.00
先渡為替契約(購入/売却)合計		889 819.84	0.34
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		3 314 324.08	1.25
その他の資産および負債		102 191.01	0.03
純資産総額		265 214 828.71	100.00

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.10.2018
Investments in securities, cost	234 710 723.07
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	26 262 429.05
Total investments in securities (Note 1)	260 973 152.12
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	1 595 824.46
Other liquid assets (Margins)	1 718 499.62
Receivable on securities sales (Note 1)	373.98
Receivable on subscriptions	467.23
Interest receivable on securities	254 226.39
Interest receivable on liquid assets	2.56
Receivable on dividends	27 293.22
Other receivables	146 424.22
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	-64 658.34
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	889 819.84
Total Assets	265 541 425.30
Liabilities	
Payable on redemptions	-65 876.00
Provisions for flat fee (Note 2)	-226 977.18
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-4 576.16
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-29 167.25
Total provisions	-260 720.59
Total Liabilities	-326 596.59
Net assets at the end of the financial year	265 214 828.71

UBS (lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2017-31.10.2018
Interest on liquid assets	29 814.16
Interest on securities	922 593.72
Dividends	706 880.97
Income on securities lending (Note 11)	83 806.20
Other income (Note 4)	32 894.90
Total income	1 775 989.95
Expenses	
Cost on securities lending (Note 11)	-33 522.48
Flat fee (Note 2)	-5 524 722.37
Taxe d'abonnement (Note 3)	-65 901.58
Other commissions and fees (Note 2)	-50 499.53
Interest on cash and bank overdraft	-16 275.94
Total expenses	-5 690 921.90
Net income (loss) on investments	-3 914 931.95
Realized gain (Note 1)	
Realized gain on market-priced securities without options	7 136 945.93
Realized gain on options	1 196.44
Realized gain on financial futures	2 144 967.46
Realized gain on forward foreign exchange contracts	13 182 763.62
Realized gain on foreign exchange	25 643 594.91
Total realized gain	48 109 468.36
Realized loss (Note 1)	
Realized loss on market-priced securities without options	-1 148 281.73
Realized loss on options	-90.20
Realized loss on financial futures	-2 679 491.59
Realized loss on forward foreign exchange contracts	-12 985 520.93
Realized loss on foreign exchange	-25 860 878.12
Total realized loss	-42 674 262.57
Net realized gain (loss) of the financial year	1 520 273.84
Changes in unrealized appreciation (Note 1)	
Unrealized appreciation on market-priced securities without options	29 571 059.41
Unrealized appreciation on financial futures	228 818.22
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts	889 819.84
Total changes in unrealized appreciation	30 689 697.47
Changes in unrealized depreciation (Note 1)	
Unrealized depreciation on market-priced securities without options	-36 863 863.66
Unrealized depreciation on options	-165 929.03
Unrealized depreciation on financial futures	-618 331.59
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts	-844 669.11
Total changes in unrealized depreciation	-38 492 793.39
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-6 282 822.08

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

129

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.11.2017-31.10.2018
Net assets at the beginning of the financial year	286 719 226.02
Subscriptions	38 361 046.45
Redemptions	-52 234 963.29
Total net subscriptions (redemptions)	-13 873 916.84
Dividend paid	-1 347 658.39
Net income (loss) on investments	-3 914 931.95
Total realized gain	48 109 468.36
Total realized loss	-42 674 262.57
Total changes in unrealized appreciation	30 689 697.47
Total changes in unrealized depreciation	-38 492 793.39
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-6 282 822.08
Net assets at the end of the financial year	265 214 828.71

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.11.2017-31.10.2018
Class	P-4%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	2 461 852.4480
Number of shares issued	142 285.1980
Number of shares redeemed	-464 134.4260
Number of shares outstanding at the end of the financial year	2 140 003.2200
Class	(SGD hedged) P-4%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	838 077.9610
Number of shares issued	280 321.0870
Number of shares redeemed	-28 047.7780
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 090 351.2700
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	11 475 677.1960
Number of shares issued	1 024 858.3050
Number of shares redeemed	-1 983 696.4840
Number of shares outstanding at the end of the financial year	10 516 839.0170
Class	(JPY hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	563 228.6080
Number of shares issued	159 588.5480
Number of shares redeemed	-136 728.7930
Number of shares outstanding at the end of the financial year	586 088.3630
Class	P-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	583 215.4230
Number of shares issued	57 741.2010
Number of shares redeemed	-18 192.4580
Number of shares outstanding at the end of the financial year	622 764.1660
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	87 279.7520
Number of shares issued	14 664.1000
Number of shares redeemed	-14 200.1400
Number of shares outstanding at the end of the financial year	87 743.7120
Class	Q-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	2 962.7730
Number of shares issued	562.5150
Number of shares redeemed	-1 744.6460
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 780.6420

Annual Distribution

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
P-dist	11.12.2017	14.12.2017	USD	0.00
Q-dist	11.12.2017	14.12.2017	USD	0.65

Monthly Distribution

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
P-4%-mdist	10.11.2017	15.11.2017	USD	0.04
P-4%-mdist	11.12.2017	14.12.2017	USD	0.04
P-4%-mdist	10.1.2018	16.1.2018	USD	0.04
P-4%-mdist	12.2.2018	15.2.2018	USD	0.04
P-4%-mdist	12.3.2018	15.3.2018	USD	0.04
P-4%-mdist	10.4.2018	13.4.2018	USD	0.04
P-4%-mdist	11.5.2018	16.5.2018	USD	0.04
P-4%-mdist	11.6.2018	14.6.2018	USD	0.04
P-4%-mdist	10.7.2018	13.7.2018	USD	0.04
P-4%-mdist	10.8.2018	16.8.2018	USD	0.04
P-4%-mdist	10.9.2018	13.9.2018	USD	0.04

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
P-4%-mdist	10.10.2018	15.10.2018	USD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.11.2017	15.11.2017	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	11.12.2017	14.12.2017	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.1.2018	15.1.2018	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	12.2.2018	15.2.2018	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	12.3.2018	15.3.2018	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.4.2018	13.4.2018	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	11.5.2018	16.5.2018	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	11.6.2018	14.6.2018	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.7.2018	13.7.2018	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.8.2018	16.8.2018	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.9.2018	13.9.2018	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.10.2018	15.10.2018	SGD	0.04

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

131

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

Three-year comparison

	ISIN	31.10.2018	31.10.2017	31.10.2016
Net assets in USD		265 214 828.71	286 719 226.02	267 815 406.45
Class P-4%-mdist	LU1336973653			
Shares outstanding		2 140 003.2200	2 461 852.4480	2 190 567.3830
Net asset value per share in USD		10.43	11.08	10.37
Issue and redemption price per share in USD ¹		10.43	11.08	10.37
Class (SGD hedged) P-4%-mdist	LU1336973570			
Shares outstanding		1 090 351.2700	838 077.9610	587 192.7080
Net asset value per share in SGD		10.32	11.03	10.38
Issue and redemption price per share in SGD ¹		10.32	11.03	10.38
Class P-acc	LU0200191152			
Shares outstanding		10 516 839.0170	11 475 677.1960	13 519 373.1740
Net asset value per share in USD		15.45	15.76	14.19
Issue and redemption price per share in USD ¹		15.45	15.76	14.19
Class (JPY hedged) P-acc	LU1152097959			
Shares outstanding		586 088.3630	563 228.6080	348 761.0000
Net asset value per share in JPY		10 240.00	10 675.00	9 738.00
Issue and redemption price per share in JPY ¹		10 240.00	10 675.00	9 738.00
Class P-dist	LU0234745577			
Shares outstanding		622 764.1660	583 215.4230	651 645.5940
Net asset value per share in USD		13.97	14.25	12.84
Issue and redemption price per share in USD ¹		13.97	14.25	12.84
Class Q-acc	LU1240802741			
Shares outstanding		87 743.7120	87 279.7520	73 020.5110
Net asset value per share in USD		116.25	117.48	104.84
Issue and redemption price per share in USD ¹		116.25	117.48	104.84
Class Q-dist	LU1240802824			
Shares outstanding		1 780 6420	2 962.7730	4 524.1240
Net asset value per share in USD		113.19	115.03	103.51
Issue and redemption price per share in USD ¹		113.19	115.03	103.51

¹ See note 1

Performance

	Currency	2017/2018	2016/2017	2015/2016
Class P-4%-mdist	USD	-2.0%	11.1%	-
Class (SGD hedged) P-4%-mdist	SGD	-2.6%	10.5%	-
Class P-acc	USD	-2.0%	11.1%	0.6%
Class (JPY hedged) P-acc	JPY	-4.1%	9.6%	0.1%
Class P-dist	USD	-2.0%	11.0%	0.7%
Class Q-acc	USD	-1.0%	12.1%	1.6%
Class Q-dist	USD	-1.0%	12.1%	1.7%

Historical performance is no indicator of current or future performance.
The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.
The performance data were not audited.
The subfund has no benchmark.

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Structure of the Securities Portfolio

Classification by Currency as a % of net assets	
USD	89.16
EUR	7.26
JPY	0.63
GBP	0.44
CAD	0.24
CHF	0.23
AUD	0.18
HKD	0.09
SEK	0.07
DKK	0.04
SGD	0.03
NOK	0.02
ILS	0.01
Total	98.40

Classification by Instrument as a % of net assets	
Investment funds, open end	60.19
Certificates on investment funds	13.97
Treasury notes, fixed rate	9.92
Registered shares	4.22
Treasury notes, floating rate	3.90
Bearer shares	3.18
Notes, fixed rate	1.80
Medium term notes, fixed rate	0.82
Bonds, fixed rate	0.31
Other shares	0.03
Options on indices, classic-styled	0.02
Preference shares	0.02
Depository receipts	0.01
Investment funds, closed end	0.01
Total	98.40

UBS (lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

127

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment fund in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of any subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or the share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund for each share class by the number of shares in circulation in this subfund or share class.

Business days mean regular bank working days (i.e. each day on which banks are open during regular working hours) in Luxembourg with the exception of (i) individual non-statutory rest days in Luxembourg or (ii) days on which the main exchanges in the countries where the relevant subfund mainly invests are closed or (iii) the value of 50% or more of the relevant subfund's investments cannot be adequately assessed or (iv) in the case of subfunds whose performance and net assets are predominantly based on one or more indices, the related index or indices is not published.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of shares in circulation in the subfund, taking into account the fees charged to that share class:

- Whenever a distribution is made for class “P-dist” shares, the net asset value and the subscription and redemption prices of the shares of this share class are reduced by the amount of the distribution (which results in a reduction of the percentage of the net asset value to be allocated to the “P-dist” shares). The net asset value of the other share classes does not change, which results in an increase of the percentage of the net asset value to be allocated to those shares.
- For each issue or redemption of shares, the net asset value attributable to the corresponding share class will be appropriately adjusted.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly

(so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounted to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the Fund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in all shares of the Fund. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the shares. The Board of Directors of the Management Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2018

a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.

- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).
- Index certificates (debt instruments) linked to indices comprising alternative investment instruments are valued at the latest available customary market price ("fair value"), which is based on the latest available valuations of the index components. Insofar as a report is available with indicative valuations, index certificates are valued on the basis of the indicative report until a report with effective valuations is available.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

If, due to extraordinary circumstances or events, the above criteria are deemed impossible or inappropriate for accurately determining the value of the subfunds concerned, the company is entitled to apply, temporarily, other appropriate valuation principles – which it has determined in good faith and are generally

accepted – to the assets of the Fund as a whole or of an individual subfund.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date. Realized or unrealized gains or losses are recorded in the statement of operations.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements of the Company are established in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations as at 31 October 2018 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the closing exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as of 31 October 2018:

Exchange rates		
EUR 1 =	CHF	1.139735
EUR 1 =	USD	1.133050

*i) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

j) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the table below:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (CHF)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (EUR)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "Q" in their name	1.150%*	1.200%
Share classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* eff. fee 0.950%

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (CHF)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (EUR)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.980%	2.030%
Share classes with "N" in their name	2.100%	2.150%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.940%	0.970%
Share classes with "Q" in their name	1.250%*	1.300%
Share classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A2" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A3" in their name	0.940%	0.970%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* eff. fee 1.050%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

- For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section entitled "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee). The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be seen in "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.
- The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Fund:
 - all additional expenses related to management of the Fund's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2018

Fund, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;

- c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for the publication of the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Fund's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Fund's TER.

3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

Out of the management commission sales fees are paid to distributors and asset managers of the Company.

The depositary and administrative agent are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of nonroutine arrangements made by them in the interests of investors; otherwise such expenses will be charged direct to the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "management fee" is set at 80% of the flat fee.

All taxes which are levied on the income and assets of the Company, particularly the "taxe d'abonnement", will also be borne by the Company.

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

Certain commission payments and expenses may be incurred more than once when investing in existing funds or may be incurred three times when investing in funds of hedge funds, funds of commodities funds and funds of real estate funds (for example, commission for the Depositary and the central Administrative Agency, management/advisory fees and issuing/redemption commission of the UCIs and/or UCITS in which an investment is made). Such commission payments and expenses are charged at the level of the target fund as well as of the fund of funds.

The upper limit for management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees and excluding any applicable performance fees (maximum of 4.5% for funds of hedge funds, funds of commodities funds and funds of real estate funds).

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for institutional share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The taxe d'abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund decides, at the proposal of the Board of Directors of the Company and after closing the annual accounts, whether and to what extent distributions are to be paid out by the respective subfund or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount for assets laid down by the Law of 17 December 2010. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Board of Directors of the Company is entitled to determine whether interim dividends are paid and whether distribution payments are suspended.

Note 6 – Commitments on Financial Futures

Commitments on Financial Futures per subfund and respective currency as of 31 October 2018 can be summarised as follows:

Financial Futures

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Financial Futures on Indices (purchased)	Financial Futures on Indices (sold)
– Yield (CHF)	66 683 949.93 CHF	33 973 281.39 CHF
– Balanced (CHF)	45 558 884.13 CHF	28 314 221.71 CHF
– Yield (EUR)	15 985 403.58 EUR	8 918 188.64 EUR
– Balanced (EUR)	14 170 634.81 EUR	11 211 061.33 EUR
– Yield (USD)	12 786 539.85 USD	6 367 052.18 USD
– Balanced (USD)	14 396 077.04 USD	7 487 220.99 USD
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
– Yield (CHF)	51 208 029.85 CHF	38 935 295.67 CHF
– Balanced (CHF)	28 797 053.16 CHF	21 481 542.44 CHF
– Yield (EUR)	11 095 829.71 EUR	8 245 929.79 EUR
– Balanced (EUR)	9 338 163.88 EUR	7 067 939.82 EUR
– Yield (USD)	8 589 083.30 USD	6 673 607.70 USD
– Balanced (USD)	11 077 209.05 USD	8 008 329.24 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

Note 7 – Soft commission arrangements

During the financial year from 1 November 2017 until 31 October 2018, no “soft commission arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV and “soft commissions” amount to nil.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Yield (CHF) K-1-acc	1.25%
– Yield (CHF) P-acc	1.95%
– Yield (CHF) P-dist	1.95%
– Yield (CHF) Q-acc	1.10%
– Yield (CHF) Q-dist	1.10%
– Balanced (CHF) K-1-acc	1.45%
– Balanced (CHF) P-acc	2.13%
– Balanced (CHF) P-dist	2.13%
– Balanced (CHF) Q-acc	1.20%
– Balanced (CHF) Q-dist	1.20%
– Yield (EUR) P-acc	1.95%
– Yield (EUR) P-dist	1.95%
– Yield (EUR) Q-acc	1.09%
– Yield (EUR) Q-dist	1.10%
– Balanced (EUR) (USD Hedged) P-4%-mdist	2.16%
– Balanced (EUR) P-acc	2.13%
– Balanced (EUR) (USD Hedged) P-acc	2.13%
– Balanced (EUR) P-dist	2.14%
– Balanced (EUR) Q-acc	1.20%
– Balanced (EUR) Q-dist	1.20%
– Yield (USD) P-acc	1.95%
– Yield (USD) P-dist	1.95%
– Yield (USD) Q-acc	1.09%
– Yield (USD) Q-dist	1.09%
– Balanced (USD) P-4%-mdist	2.14%
– Balanced (USD) (SGD hedged) P-4%-mdist	2.14%
– Balanced (USD) P-acc	2.12%
– Balanced (USD) (JPY hedged) P-acc	2.12%
– Balanced (USD) P-dist	2.12%
– Balanced (USD) Q-acc	1.19%
– Balanced (USD) Q-dist	1.19%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2018

Note 9 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2018, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Transaction costs
– Yield (CHF)	133 641.23 CHF
– Balanced (CHF)	84 585.84 CHF
– Yield (EUR)	28 261.56 EUR
– Balanced (EUR)	23 963.36 EUR
– Yield (USD)	23 966.28 USD
– Balanced (USD)	28 816.64 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 10 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which the Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditors. However, in the case of Company shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon itself.

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

157

Note 11 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (CHF)		
Barclays	-10 230.10 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	14 230.45 CHF	0.00 CHF
Citibank	-22 122 392.04 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	90 343.70 CHF	0.00 CHF
HSBC	222 501.14 CHF	0.00 CHF
State Street	-5 182.58 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-234 256.60 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-1 058 389.03 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (CHF)		
Barclays	-8 235.40 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	6 830.62 CHF	0.00 CHF
Citibank	-11 131 544.85 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	70 266.75 CHF	0.00 CHF
HSBC	133 986.71 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-23 219.78 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-752 809.40 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-432 882.01 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (EUR)		
Citibank	-4 076 506.34 EUR	0.00 EUR
HSBC	25 022.49 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-36 397.99 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (EUR)		
Barclays	-17 963.55 EUR	0.00 EUR
Citibank	-3 196 873.12 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-15 063.15 EUR	0.00 EUR
HSBC	20 617.75 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	434 285.76 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-126 335.68 EUR	0.00 EUR

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2018

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (USD)		
Citibank	429 895.62 USD	0.00 USD
HSBC	19 617.33 USD	0.00 USD
UBS AG	206 205.42 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)		
Citibank	665 164.20 USD	0.00 USD
HSBC	24 309.42 USD	0.00 USD
JP Morgan	-41 211.28 USD	0.00 USD
UBS AG	434 713.96 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-193 156.46 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Securities Lending

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 October 2018		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 October 2018		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Yield (CHF)	197 495 386.89 CHF	214 211 821.97 CHF	64.91	35.09	0.00
– Balanced (CHF)	92 501 904.80 CHF	100 331 465.33 CHF	64.91	35.09	0.00
– Yield (EUR)	54 406 154.33 EUR	59 011 208.46 EUR	64.91	35.09	0.00
– Balanced (EUR)	28 449 685.35 EUR	30 857 728.02 EUR	64.91	35.09	0.00
– Yield (USD)	35 607 514.54 USD	38 621 411.29 USD	64.91	35.09	0.00
– Balanced (USD)	30 285 199.38 USD	32 848 603.91 USD	64.91	35.09	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

159

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Beees shares

Argentina			
USD MERCADOBRE INC COM STK USD0.001	21.00	6 814.50	0.00
Total Argentina		6 814.50	0.00

Australia			
AUD AGL ENERGY NPV	365.00	4 656.49	0.00
AUD AMCOR LIMITED NPV	553.00	5 212.79	0.00
AUD AMP LIMITED NPV(POST RECON)	675.00	1 181.66	0.00
AUD AFA GROUP NPV	1 582.00	10 763.93	0.01
AUD AUSTR & NZ BANK GRP NPV	1 478.00	27 162.52	0.01
AUD BHP BILLITON LTD NPV	1 632.00	37 256.66	0.02
AUD BK OF QUEENSLAND NPV	504.00	3 447.08	0.00
AUD BRAMBLES LTD NPV	1 664.00	12 534.80	0.01
AUD CAUTEX AUSTRALIA NPV	178.00	3 565.21	0.00
AUD CHALLENGER LIMITED NPV	408.00	2 966.88	0.00
AUD CBIC GROUP LTD NPV	80.00	2 681.34	0.00
AUD CMWATH BK OF AUSTR NPV	848.00	41 608.61	0.02
AUD COCA-COLA AMATEL NPV	394.00	2 767.34	0.00
AUD COCHLEAR LTD NPV	45.00	5 663.69	0.00
AUD COMPUTERSHARE LTD NPV(POST REC)	382.00	5 352.58	0.00
AUD CROWN RESORTS LTD NPV	255.00	2 250.95	0.00
AUD CSL NPV	230.00	30 646.35	0.01
AUD DEXUS NPV (STARLED)	1 457.00	10 530.02	0.01
AUD FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP LTD NPV	71.00	2 334.91	0.00
AUD FORTESCUE METALS G NPV	772.00	2 188.62	0.00
AUD GOODMAN GROUP (STARLED SECURITY)	1 748.00	12 859.73	0.01
AUD INCITEC PIVOT NPV	1 093.00	3 021.19	0.00
AUD LEND LEASE GROUP NPV	89.00	1 110.19	0.00
AUD MACQUARIE GP LTD NPV	179.00	14 868.72	0.01
AUD NATL AUSTRALIA BK NPV	1 338.00	23 906.83	0.01
AUD NEWCREST MINING NPV	419.00	6 120.47	0.00
AUD ORICA LIMITED NPV	444.00	5 399.99	0.00
AUD ORIGIN ENERGY NPV	872.00	4 505.44	0.00
AUD QBE INS GROUP NPV	748.00	6 001.24	0.00
AUD RAMSAY HEALTH CARE NPV	97.00	3 865.05	0.00
AUD RIO TINTO LIMITED NPV	191.00	10 342.36	0.00
AUD SANTOS LIMITED NPV	788.00	3 708.41	0.00
AUD SCENTRE GROUP NPV STARLED UNIT	3 381.00	9 537.21	0.00
AUD SEEK LIMITED NPV	336.00	4 253.18	0.00
AUD SONIC HEALTHCARE NPV	313.00	5 002.46	0.00
AUD SOUTH32 LTD NPV	2 437.00	6 252.55	0.00
GBP SOUTH32 LTD NPV	1 554.00	4 010.96	0.00
AUD SUNCORP GROUP	701.00	6 960.64	0.00
AUD SYDNEY AIRPORT NPV(STARLED SECURITY)	184.00	839.84	0.00
AUD TELSTRA CORP NPV	2 356.00	5 143.03	0.00
AUD TRANSURBAN GROUP STARLED UNITS NPV	1 776.00	14 274.11	0.01
AUD TREASURY WINE ESTA NPV	468.00	5 015.23	0.00
AUD WESTFARMERS LTD NPV	540.00	17 842.64	0.01
AUD WESTPAC BKG CORP NPV	1 679.00	31 951.27	0.01
AUD WOODSIDE PETROLEUM NPV	423.00	10 448.07	0.01
AUD WOODWORTHS GRP LTD NPV	638.00	12 855.55	0.01
Total Australia		444 871.79	0.17

Austria			
EUR ANERITZ AG NPV(BB)	68.00	3 525.69	0.00
EUR ERSTE GROUP BK AG NPV	158.00	6 444.79	0.01
EUR OMV AG NPV(VAR)	113.00	6 290.34	0.00
EUR VOESTALPINE AG NPV	65.00	2 311.82	0.00
Total Austria		18 572.64	0.01

Belgium			
EUR AGEAS NPV	23.00	1 152.12	0.00
EUR ANHEUSER-BUSCH IN NPV	408.00	30 113.21	0.01
EUR COLRUYT SA NPV	66.00	3 837.78	0.00
EUR PROXIMUS SA NPV	41.00	1 047.56	0.00
EUR SOLVAY SA NPV	30.00	3 421.24	0.00
EUR TELENET GRP HLDG NPV	62.00	3 012.28	0.00
EUR UMICORE NPV	160.00	7 536.77	0.01
Total Belgium		59 123.96	0.02

Bermuda			
USD ARCH CAPITAL GROUP COM USD0.01	231.00	6 553.47	0.00
USD AXIS CAPITAL HLDGS COM USD0.0125	100.00	5 579.00	0.00
USD BROOKFIELD PTY FA UNIT LTD PARTNERSHIP	86.00	3 660.66	0.00
USD MARVELL TECH GROUP COM USD0.002	300.00	4 923.00	0.00
USD RENAISSANCE RE HLDG COM USD1	54.00	6 596.64	0.01
Total Bermuda		25 312.77	0.01

Canada			
CAD ALTAGAS LTD COM NPV	100.00	1 260.23	0.00
CAD ARC RESOURCES COM NPV	149.00	1 391.01	0.00
CAD BOMBARDIER INC CLASS B SUB-VTG NPV	900.00	2 186.18	0.00
CAD CAE INC COM	277.00	4 897.73	0.01
CAD CAMCO CORP COM	182.00	1 954.08	0.00
CAD CANADIAN UTILS LTD CL A	109.00	2 592.10	0.00
CAD CI FINANCIAL CORP COM NPV	191.00	2 831.73	0.00
CAD CRESCENT POINT EN COM NPV	214.00	1 013.58	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
CAD FINNING INTL INC COM NEW	203.00	4 226.17	0.00
CAD HUSKY ENERGY INC COM	204.00	2 890.87	0.00
CAD IGM FINANCIAL INC COM	124.00	3 052.67	0.00
CAD KINROSS GOLD CORP COM NPV	500.00	1 302.11	0.00
USD LUXLEMON ATHLETIC COM STK USD0.01	28.00	3 940.44	0.00
CAD METHANEX CORP COM	100.00	6 491.53	0.01
CAD VERBILION ENERGY I COM NPV	100.00	2 698.29	0.00
Total Canada		42 688.72	0.02
Denmark			
DKK A.P. MOELLER-MAERSK SER B DKK1000	5.00	6 351.09	0.00
DKK A.P. MOELLER-MAERSK A DKK1000	4.00	4 762.56	0.00
DKK CHR. HANSEN HLDG DKK10	30.00	3 033.40	0.00
DKK COLOPLAST DKK1 B	67.00	6 257.69	0.00
DKK DANSKE BANK A/S DKK10	335.00	6 428.12	0.00
DKK DSV DKK1	143.00	11 501.33	0.01
DKK ISS A/S DKK1	49.00	1 611.83	0.00
DKK NOVOZYMES A/S SER B DKK2 (POST CONS)	93.00	4 597.25	0.00
DKK RANDORA A/S DKK1	77.00	4 819.00	0.00
DKK VESTAS WIND SYSTEM DKK1	138.00	8 657.62	0.01
Total Denmark		58 019.89	0.02
Finland			
EUR KONE CORPORATION NPV ORD "B"	134.00	6 531.67	0.00
EUR METSO OYJ NPV	83.00	2 624.74	0.00
EUR NOKIA OYJ NPV	3 051.00	17 284.68	0.01
EUR NOKIAN PENKAAT OYJ NPV	88.00	2 796.81	0.00
EUR STORA ENSO OYJ NPV SER K	505.00	7 613.00	0.01
EUR WARTSILA OYJ ABP SER B EUR3.50	330.00	5 629.16	0.00
Total Finland		42 483.06	0.02
France			
EUR ACCOR EUR3	104.00	4 762.98	0.00
EUR AIR LIQUIDE(L) EUR5.5 (POSTSUBDIVISION)	225.00	27 278.18	0.01
EUR AIRBUS EUR1	297.00	32 880.96	0.01
EUR ALSTOM EUR7.00	143.00	6 262.31	0.00
EUR ANKEMA EUR10	41.00	4 310.10	0.00
EUR ATOS SE EUR1	75.00	6 439.69	0.00
EUR AXA EUR2.29	991.00	24 859.96	0.01
EUR BNP PARIBAS EUR2	554.00	28 956.25	0.01
EUR BOUYGUES EUR1	96.00	3 506.84	0.00
EUR BUREAU VERITAS EUR0.12	217.00	4 905.14	0.00
EUR CARPAGNI EUR8	99.00	12 134.57	0.01
EUR CARREFOUR EUR2.50	275.00	5 343.75	0.00
EUR CASINO GUICH-PERR EUR1.53	46.00	2 032.69	0.00
EUR CE DE ST-GOBAIN EUR4	233.00	8 775.38	0.00
EUR CREDIT AGRICOLE SA EUR3	607.00	7 790.97	0.00
EUR DANONE EUR0.25	304.00	21 555.51	0.01
EUR DASSAULT SYSTEMES EUR0.50	82.00	10 299.08	0.01
EUR EDENRED EUR2	150.00	5 698.67	0.00
EUR EDF EUR0.5	164.00	2 727.84	0.00
EUR ENGIE EUR1	1 121.00	14 956.01	0.01
EUR ESSILORLUXOTTICA EUR0.18	111.00	15 186.55	0.01
EUR EURAZO NPV	31.00	2 267.29	0.00
EUR EUTELSAT COMMUNICA EUR1	91.00	1 846.66	0.00
EUR GETLINK SE EUR0.40	333.00	4 190.76	0.00
EUR HERMES INTL NPV	16.00	9 135.04	0.01
EUR ILIAD NPV	21.00	2 432.94	0.00
EUR INGENICO GROUP EUR1	13.00	922.67	0.00
EUR KERING EUR4	39.00	17 392.77	0.01
EUR KLEPPIERRE EUR1.40	53.00	1 801.55	0.00
EUR L'OREAL EUR0.20	156.00	35 156.73	0.01
EUR LEGRAND SA EUR4	121.00	7 916.10	0.00
EUR LVMH MOET HENNESSY EUR0.30	143.00	43 552.63	0.02
EUR NATOS EUR1.6	621.00	3 634.93	0.00
EUR ORANGE EUR4	1 058.00	16 566.96	0.01
EUR PERNOD RICARD EUR1.55	157.00	23 979.42	0.01
EUR PEUGEOT SA EUR1	181.00	4 312.88	0.00
EUR PUBLICIS GROUPE SA EUR0.40	73.00	4 238.20	0.00
EUR RENAULT SA EUR3.81	114.00	8 534.11	0.00
EUR REXEL EUR5	156.00	1 992.04	0.00
EUR SAFRAN EUR0.20	149.00	19 254.43	0.01
EUR SANOFI EUR2	601.00	53 687.13	0.02
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	275.00	19 929.22	0.01
EUR SCOR SE EUR7.876972 (POST CONS)	91.00	4 214.01	0.00
EUR SOC GENERALE EUR1.25	399.00	14 683.78	0.01
EUR SOOCHO EUR4	57.00	5 820.30	0.00
EUR SUEZ EUR4	204.00	2 999.15	0.00
EUR THALES EUR3	32.00	4 097.11	0.00
EUR TOTAL EUR2.5	1 203.37	70 846.40	0.03
EUR UNIBAL RODAMCO WVE NPV(1 ORD UNIBAL R & YCLS)	44.00	7 990.63	0.00
EUR VALEO EUR1 (POST SUBO)	112.00	3 623.04	0.00
EUR VEOGA ENVIRONNEME EUR5	228.00	4 551.87	0.00
EUR VINCI EUR0.50	243.00	21 718.12	0.01
EUR VIVENDI SA EUR5.50	533.00	12 887.56	0.01
EUR WENDEL EUR4	62.00	8 050.55	0.00
Total France		694 849.61	0.26
Germany			
EUR BAYERSCHE MOTOREN WERKE AG EUR1	146.00	12 610.37	0.01
EUR BECKSDORF AG NPV	60.00	6 213.65	0.00
EUR COMMERZBANK AG NPV	629.00	5 543.11	0.00
EUR CONTINENTAL AG ORD NPV	43.00	7 110.85	0.00
EUR DEUTSCHE WOHNEN AG NPV (BR)	196.00	8 980.83	0.00
EUR FRESenius MED CARE NPV	97.00	7 618.67	0.00

UBS (lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

133

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR PRESENUS SE & CO KGAA NPV	196.00	12,498.54	0.01
EUR GEA GROUP AG NPV	89.00	2,708.60	0.00
EUR HEIDELBERGCEMENT NPV	62.00	4,234.95	0.00
EUR HENKEL AG & CO KGAA	107.00	10,499.07	0.01
EUR KION GROUP AG NPV	26.00	1,523.05	0.00
EUR LANXESS AG NPV	56.00	3,474.97	0.00
EUR MAN SE ORD NPV	30.00	3,127.22	0.00
EUR MERCK KGAA NPV	91.00	9,756.04	0.01
EUR METRO AG (INDV) NPV	89.00	1,341.19	0.00
EUR PUMA SE NPV	4.00	4,682.67	0.00
EUR RWE AG (INDV) NPV	246.00	2,057.62	0.00
EUR SAP AG ORD NPV	507.00	54,378.04	0.02
EUR SYMBASE AG NPV (BN)	47.00	3,949.27	0.00
EUR TELEFONICA DEUTSCH NPV	1,240.00	4,826.11	0.00
EUR THYSENKRUPP AG NPV	372.00	7,829.26	0.00
EUR VOLKSWAGEN AG ORD NPV	24.00	3,964.77	0.00
EUR WIRECARD AG NPV	60.00	11,244.36	0.01
Total Germany		199,552.84	0.07
Hong Kong			
HKD AIA GROUP LTD NPV	6,600.00	49,966.83	0.02
HKD BOC HONG KONG HLDG HKDS	2,000.00	7,475.06	0.00
HKD CK ASSET HOLDINGS HKD1	1,368.00	8,882.21	0.00
HKD CK HUTCHISON HLDGS HKD1.0	1,368.00	13,777.02	0.01
HKD CK INFRASTRUCTURE HKD1	1,000.00	7,309.23	0.00
HKD CUP HOLDINGS HKDS	1,000.00	11,212.59	0.01
HKD GALAXY ENTERTAINMENT HKDQ.10	2,000.00	10,817.19	0.01
HKD HANG LUNG PROP HKD1	4,000.00	7,245.45	0.00
HKD HANG SENG BANK HKDS	500.00	11,710.08	0.01
HKD HENDERSON LAND DEV HKD2	1,473.00	6,898.24	0.00
HKD HONG KONG EXCHANGE HKD1	573.00	19,203.20	0.01
USD HONGKONG LAND HLD ORD USDQ.10(SINGAPORE REG)	100.00	592.00	0.00
HKD HONGKONGCHINA GAS HKDQ.25	5,168.00	9,862.14	0.00
HKD I-CABLE COMMUNICAT NPV	1,468.00	25.28	0.00
HKD U & FUNG HLDG D125	8,000.00	1,581.75	0.00
HKD MTR CORP HKD1	1,552.00	7,523.02	0.00
HKD NEW WORLD DEVELOPMENT CO HKD1	5,450.00	6,910.35	0.00
HKD POWER ASSETS HOLDINGS LTD HKD1	1,000.00	6,477.81	0.00
HKD SINO LAND CO HKD1	2,610.00	4,096.08	0.00
HKD SUN HUNG KAI PROP NPV	1,047.00	13,609.37	0.01
HKD SWIRE PACIFIC (A) HKDQ.80	500.00	5,188.53	0.00
HKD THE LINK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,500.00	13,218.21	0.01
HKD WHARF REAL ESTATE HKDQ.1	1,000.00	6,190.08	0.00
HKD WHARF HLDGS1 HKD1	1,000.00	2,495.09	0.00
HKD WHELOCK & COMPANY HKDQ.50	1,000.00	5,338.42	0.00
Total Hong Kong		233,847.19	0.09
Ireland			
USD ALKERMES PLC COM USDQ.01	100.00	4,080.00	0.00
EUR CRH ORD EURQ.32	486.00	14,594.00	0.01
GBP EXPANION ORD USDQ.10	583.00	13,427.24	0.01
EUR KERRY GROUP (A) ORD EURQ.125(DUBLIN LIST)	109.00	11,176.97	0.00
USD MALLINCKRODT PLC USDQ.20	100.00	2,506.00	0.00
EUR PACIFY POWER BETRA ORD EURQ.09	29.00	2,503.81	0.00
USD PERRIGO CO LTD COM EURQ.001	79.00	5,272.50	0.00
USD SEAGATE TECH PLC COM USDQ.00001	200.00	8,046.00	0.00
GBP SHIRE ORD GBPQ.05	464.00	27,749.96	0.01
USD WEATHERFORD INTL COM USDQ.001	35.00	47.25	0.00
Total Ireland		89,366.43	0.03
Israel			
ILS BANK HAPALIM B.M. ILS1	720.00	4,834.54	0.00
ILS BEZEL ISRAEL TELCOM ILS1	833.00	957.38	0.00
ILS BK LEUMI LE ISRAEL ILS1	1,477.00	9,213.89	0.01
USD CHECK POINT SOFTWARE ORD ILSQ.01	56.00	6,216.00	0.00
ILS ICI-ISRAEL CHEM ILS1	439.00	2,531.01	0.00
Total Israel		21,792.82	0.01
Italy			
EUR ASSIC GENERALI SPA EUR1	717.00	11,601.03	0.01
EUR ENI SPA EUR1	1,350.00	24,034.17	0.01
EUR FERRARI NV EURQ.01(NEW)	80.00	9,381.65	0.01
EUR LEONARDO SPA EURQ.40	324.00	3,520.57	0.00
EUR LUKOTTICA GROUP EURQ.06	108.00	6,793.95	0.00
EUR SAIPEM NPV(POST CONS)	221.00	1,210.71	0.00
EUR SNAM EUR1	1,683.00	6,967.89	0.00
EUR TELECOM ITALIA SPA DI RSP EURQ.55	7,324.00	3,707.75	0.00
EUR TELECOM ITALIA SPA EURQ.55	5,164.00	3,037.88	0.00
EUR TERNA SPA ORD EURQ.22	951.00	4,918.93	0.00
Total Italy		75,164.53	0.03
Japan			
JPY AEON MALL CO LTD NPV	110.00	2,036.15	0.00
JPY AISIN SEIRO CO NPV	100.00	3,929.82	0.00
JPY BANDAI NAMCO HLDGS NPV	200.00	7,115.32	0.00
JPY BENESSE HOLDINGS INC NPV	100.00	2,786.76	0.00
JPY CALBEE INC NPV	100.00	3,322.85	0.00
JPY CENTRAL JAPAN RGVY NPV	100.00	19,180.91	0.01
JPY CHUGAI PHARM CO NPV	200.00	11,749.59	0.01
JPY CHUGOKU BANK NPV	100.00	902.04	0.00
JPY CREDIT SAISON CO NPV	100.00	1,592.31	0.00
JPY DAI-ICHI LIFE HOLD NPV	600.00	11,356.16	0.01
JPY DAIICHI SANKYO COM NPV	300.00	11,467.81	0.01
JPY DAIKIN INDUSTRIES NPV	200.00	23,259.94	0.01

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
JPY DANWA HOUSE IND'S NPV	300.00	9 062.07	0.01
JPY DENTSU INC NPV	100.00	4 643.13	0.00
JPY DON QUOTE HOLDINGS NPV	200.00	11 979.97	0.01
JPY ESAI CO NPV	100.00	8 339.02	0.00
JPY FANUC CORP NPV	100.00	17 487.04	0.01
JPY HANRYU HANGSHI HLD NPV	200.00	6 930.53	0.00
JPY HISAMITSU PHARM CO NPV	100.00	5 644.41	0.00
JPY HITACHI CHEMICAL NPV	100.00	1 578.13	0.00
JPY HULIC CO LTD NPV	200.00	1 834.21	0.00
JPY SUZUKI MOTORS NPV	500.00	6 505.95	0.00
JPY JAPAN EXCHANGE GP NPV	300.00	5 385.67	0.00
JPY JFE HOLDINGS INC NPV	200.00	3 775.53	0.00
JPY JSR CORP NPV	200.00	2 987.90	0.00
JPY JTEXT CORPORATION NPV	100.00	1 248.50	0.00
JPY KAKAKU CORP INC NPV	200.00	3 627.66	0.00
JPY KANSAI ELEC POWER NPV	400.00	6 133.53	0.00
JPY KANSAI BENT CO NPV	100.00	1 480.66	0.00
JPY KAO CORP NPV	300.00	20 019.49	0.01
JPY KIRIN HOLDINGS CO LTD NPV	600.00	14 346.73	0.01
JPY KOTO MFG CO LTD NPV	200.00	9 534.36	0.01
JPY KOMATSU NPV	600.00	15 654.60	0.01
JPY KURABAY CO NPV	300.00	4 133.62	0.00
JPY KURITA WATER INDOS NPV	200.00	4 931.99	0.00
JPY KYUSHU ELEC POWER NPV	300.00	3 482.98	0.00
JPY MAKITA CORP NPV	200.00	6 920.38	0.00
JPY MEIJI HOLDINGS CO NPV	100.00	6 645.70	0.00
JPY MITSUBISHI MOTOR C NPV	400.00	2 520.05	0.00
JPY NABTESCO CORP NPV	100.00	2 204.60	0.00
JPY NIDEC CORPORATION NPV	100.00	12 809.48	0.01
JPY NIPPON BUILDING FD REIT	1.00	5 715.30	0.00
JPY NIPPON PAINT HLDGS NPV	100.00	3 132.34	0.00
JPY NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL CORP NPV	447.00	8 266.26	0.00
JPY NISSIN SEIFUN GRP NPV	150.00	2 991.89	0.00
JPY NISSIN FOODS HLDG NPV	100.00	6 459.62	0.00
JPY NITTO DENRO CORP NPV	100.00	6 271.76	0.00
JPY NOMURA REAL ESTATE HOLDINGS INC	200.00	3 755.27	0.00
JPY NSX LTD NPV	300.00	2 971.96	0.00
JPY ODAKASHI CORP NPV	400.00	3 533.74	0.00
JPY ODAKYU ELEC INDY NPV	200.00	4 228.43	0.00
JPY OLYMPUS CORP NPV	200.00	6 681.14	0.00
JPY ONO PHARMACEUTICAL NPV	200.00	4 558.06	0.00
JPY ORIENTAL LAND CO NPV	200.00	18 811.75	0.01
JPY PANASONIC CORP NPV	1 100.00	12 178.90	0.01
JPY RAKUTEN INC NPV	500.00	3 384.87	0.00
JPY RECRUIT HLDGS CO L NPV	500.00	13 455.32	0.01
JPY SANKYO CO LTD NPV	100.00	3 814.63	0.00
JPY SANTEN PHARM CO NPV	200.00	2 968.41	0.00
JPY SECOM CO NPV	100.00	8 197.24	0.00
JPY SEBUI HOLDINGS INC NPV	100.00	1 813.83	0.00
JPY SEKISUI HOUSE NPV	300.00	4 418.06	0.00
JPY SHIMANO INC NPV	100.00	13 681.27	0.01
JPY SHIN-ETSU CHEMICAL NPV	200.00	16 780.82	0.01
JPY SHIONOGI & CO NPV	200.00	12 816.45	0.01
JPY SHISEIDO CO LTD NPV	200.00	12 648.09	0.01
JPY SHIZUOKA BANK NPV	1 000.00	8 781.18	0.01
JPY SHOWA SHELL SEKIYU NPV	300.00	5 784.41	0.00
JPY SONY FINANCIAL HOL NPV	200.00	4 651.99	0.00
JPY STANLEY ELECTRIC NPV	200.00	5 927.96	0.00
JPY SUMITOMO RUBBER NPV	200.00	2 879.80	0.00
JPY SUNTORY BEVERAGE & NPV	200.00	8 160.91	0.00
JPY SUZUKI MOTOR CORP NPV	200.00	10 012.85	0.01
JPY SYSMEX CORP NPV	100.00	7 021.40	0.00
JPY T&D HOLDINGS INC NPV	200.00	3 223.61	0.00
JPY TAISEI CORP NPV	200.00	8 568.52	0.00
JPY TERUMO CORP NPV	200.00	10 792.61	0.01
JPY THK CO LTD NPV	200.00	4 432.24	0.00
JPY TOHO CO LTD NPV	100.00	3 285.25	0.00
JPY TOHOKU ELEC POWER NPV	300.00	3 796.02	0.00
JPY TOKYO GAS CO NPV	200.00	4 928.45	0.00
JPY TOKYO TATEMONDO CO NPV	100.00	1 078.37	0.00
JPY TOKYU CORP NPV	500.00	8 253.95	0.00
JPY TORAY INDOS INC NPV	1 000.00	7 105.58	0.00
JPY TOTO LTD NPV	100.00	3 588.68	0.00
JPY TOYODA GOSHI NPV	200.00	4 315.27	0.00
JPY TOYOTA INDUSTRIES NPV	100.00	4 917.81	0.00
JPY TOYOTA TSUSHO CORP NPV	200.00	7 239.38	0.00
JPY UNICHARM CORP NPV	300.00	8 166.23	0.00
JPY USS CO LTD NPV	300.00	5 434.91	0.00
JPY YAMALIT HONGKONG CO NPV	100.00	7 067.60	0.00
JPY YAMAHA CORP NPV	200.00	8 816.62	0.01
JPY YAMATO HOLDINGS CO NPV	200.00	5 475.05	0.00
Total Japan		647 546.61	0.24
Jersey			
GBP GLENCORE XSTRATA ORD USD0.01	6 341.00	25 833.91	0.01
GBP RANDGOLD RESOURCES ORD USD0.05	54.00	4 243.41	0.00
Total Jersey		30 077.32	0.01
Macau			
HKD SANDS CHINA LTD USD0.01 REG'S	2 000.00	7 880.26	0.01
HKD WYNN MACAU LTD HKD0.10	1 600.00	3 302.29	0.00
Total Macau		11 182.55	0.01

UBS (lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Mexico			
GBP - FRESILLO PLC ORD USD0.50	96.00	1 040.93	0.00
Total Mexico		1 040.93	0.00
The Netherlands			
USD - AERCAP HOLDINGS NV	100.00	5 008.00	0.00
EUR - AKZO NOBEL NV EUR2	95.00	7 995.48	0.00
EUR - EXOR NV EUR0.01	64.00	3 628.66	0.00
EUR - HEINKEN HOLDING EUR1.5	64.00	5 547.41	0.00
EUR - HEINKEN NV EUR1.60	113.00	10 191.56	0.01
EUR - ING GROEP N.V. EUR0.01	2 096.00	24 888.67	0.01
EUR - KONINK NV EUR0.04	3 410.00	9 025.60	0.00
EUR - KONINKLUKE AHOLD EUR0.01	701.00	16 068.04	0.01
EUR - KONINKLUKE PHILIPS NV EUR0.20	524.00	19 545.20	0.01
USD - NXP SEMICONDUCTORS EUR0.20	179.00	13 423.21	0.01
EUR - QIAGEN NV EUR0.01	151.00	5 486.87	0.00
EUR - RANDSTAD N.V. EUR0.10	65.00	3 281.03	0.00
GBP - ROYAL DUTCH SHELL 'B' SHS EUR0.07 (UK LIST)	1 982.00	64 958.64	0.03
GBP - ROYAL DUTCH SHELL PLC 'A' SHS EUR0.07	2 503.00	79 971.20	0.03
EUR - STMICROELECTRONICS EUR1.04	422.00	6 416.73	0.00
EUR - WOLTERS KLUWER EUR0.12	170.00	9 661.74	0.00
Total The Netherlands		285 098.04	0.11
New Zealand			
NZD - AUCKLAND INTL NPV	1 036.00	4 728.79	0.00
NZD - SPARK NEW ZEALAND NPV	1 877.00	4 841.44	0.00
Total New Zealand		9 570.23	0.00
Norway			
NOK - DNS ASA NOK10	569.00	10 327.36	0.01
NOK - GJENSIDIGE FORSIKR NOK2	58.00	901.23	0.00
NOK - ORKLA ASA NOK1.25	555.00	4 803.21	0.00
NOK - YARA INTERNATIONAL NOK1.7	107.00	4 617.39	0.00
Total Norway		20 649.19	0.01
Papua New Guinea			
AUD - OIL SEARCH LTD PGMS.10	613.00	3 375.78	0.00
Total Papua New Guinea		3 375.78	0.00
Portugal			
EUR - JERONIMO MARTINS EUR5	63.00	775.21	0.00
Total Portugal		775.21	0.00
Singapore			
SGD - CITY DEVELOPMENTS SGD0.50	200.00	1 142.40	0.00
SGD - DBS GROUP HDGS SGD1	879.00	14 891.20	0.01
USD - FLEX LTD COM USD0.01	500.00	3 930.00	0.00
SGD - KEPPEL CORP NPV	1 000.00	4 477.18	0.00
SGD - OVERSEA-CHINESE BK NPV	2 255.00	17 488.95	0.01
SGD - SEMBCORP INDUSTRIE SGD0.25 (POST REORG)	1 000.00	2 036.40	0.00
SGD - SINGAPORE AIRLINES NPV	200.00	1 369.15	0.00
SGD - SINGAPORE EXCHANGE SGD0.01	1 000.00	4 939.34	0.00
SGD - SINGAPORE PRESS HD SGD0.20	2 300.00	4 401.36	0.00
SGD - SUNTEC REIT NPV (REIT)	5 000.00	6 390.81	0.00
SGD - UTD O/S BANK SGD1	664.00	11 690.01	0.01
Total Singapore		72 756.80	0.03
South Africa			
GBP - MONDI ORD EUR0.20	195.00	3 653.06	0.00
Total South Africa		3 653.06	0.00
Spain			
EUR - ACS ACTIVIDADES CO EUR0.5	125.00	4 689.41	0.00
EUR - AENA SME S.A. EUR10	36.00	5 757.48	0.00
EUR - AMADEUS IT GROUP EUR0.01	205.00	16 533.35	0.01
EUR - BANPSA S.A. EUR1 (POST CONG)	512.00	1 612.16	0.00
EUR - BCO DE SABADELL EUR0.125	5 276.00	6 964.34	0.00
EUR - CAGIBANK SA EUR1	2 542.00	10 516.91	0.00
EUR - ENAGAS SA EUR1.50	167.00	4 475.30	0.00
EUR - ENDESA SA EUR1.2	167.00	3 496.77	0.00
EUR - FERROVAL SA EUR0.2	234.00	4 692.87	0.00
EUR - GRIFOLS SA EUR0.25 (CLASS A) POST SUBD	174.00	4 966.23	0.00
EUR - BIERDOLA SA EUR0.75 (POST SUBDIVISION)	2 504.00	17 749.25	0.01
EUR - INOTEX EUR0.03 (POST SUBD)	505.00	14 264.70	0.01
EUR - NATURGY ENERGY GRO EUR1	252.00	6 201.68	0.00
EUR - RED ELECTRIC A CORP EUR0.5	332.00	6 883.96	0.00
EUR - REPSOL SA EUR1	783.00	14 039.60	0.01
EUR - TELEFONICA SA EUR1	2 250.00	18 452.29	0.01
Total Spain		141 256.30	0.05
Sweden			
SEK - ALFA LAVAL AB NPV	237.00	6 060.03	0.00
SEK - ASSA ABLOY SERB NPV (POST SPUT)	465.00	9 285.04	0.00
SEK - ERICSSON SERB NPV	1 665.00	14 533.70	0.01
SEK - ESSITY AB SERB NPV	288.00	6 542.62	0.00
SEK - HUSQVARNA AB SERB NPV	379.00	2 866.23	0.00
SEK - ICA GRUPPEN AB	62.00	2 167.21	0.00
SEK - INDUSTRIVARDEN AB SERC NPV	146.00	3 038.31	0.00
SEK - INVESTOR AB SERB NPV	149.00	6 467.20	0.00
SEK - KINNEVIK INV AB SERB NPV (POST SPUT)	90.00	2 500.19	0.00
SEK - LUNDB PETROLEUM A NPV	152.00	4 646.63	0.00
SEK - SANDVIK AB NPV (POST SPUT)	619.00	9 813.57	0.01
SEK - SECURITAS SERB NPV	224.00	3 846.60	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
SEK SKAND ENSKOLA BKN SER A NPV	736.00	7 636.82	0.00
SEK SKANSKA AB SER B NPV	150.00	2 364.14	0.00
SEK SVENSKA HANDELSBKN SER A NPV (RS)	1 113.00	12 121.63	0.01
SEK SVEDEBANK AB SER A NPV	492.00	11 094.59	0.01
SEK SWEDISH MATCH NPV	95.00	4 846.82	0.00
Total Sweden		139 895.33	0.04
Switzerland			
CHF RANGESA HLDGS SA CHF200B9	33.00	2 426.04	0.00
CHF SWATCH GROUP CHF2.250B9	12.00	4 065.61	0.00
CHF SWISS RE AG CHF0.10	154.00	13 925.68	0.01
CHF VIFOR PHARMA AG CHF0.01	60.00	8 681.78	0.00
Total Switzerland		29 099.11	0.01
United Kingdom			
GBP 3i GROUP ORD GBP0.738636	880.00	9 874.66	0.00
GBP ANGLO AMERICAN USD0.54945	730.00	15 625.55	0.01
USD AON PLC COM USD0.01 CL A	131.00	20 459.58	0.01
GBP ASTRAZENECA ORD USD0.25	647.00	49 519.58	0.02
GBP AUTO TRADER GROUP ORD GBP0.01	484.00	2 533.09	0.00
GBP AVIVA ORD GBP0.25	2 539.00	13 901.43	0.01
GBP BAE SYSTEMS ORD GBP0.025	1 795.00	12 059.55	0.01
GBP BARCLAYS ORD GBP0.25	8 673.00	19 116.33	0.01
GBP BARRATT DEVEL ORD GBP0.10	1 077.00	7 073.34	0.00
GBP BHP BILLITON PLC USD0.50	1 089.00	21 740.33	0.01
GBP BP ORD USD0.25	9 659.00	70 014.96	0.03
GBP BRIT AMER TOBACCO ORD GBP0.25	951.00	41 235.79	0.02
GBP BRITISH LAND CO PLC REIT	616.00	4 659.60	0.00
GBP BT GROUP ORD GBP0.05	4 227.00	12 992.23	0.01
GBP BUNZL ORD GBP0.32142857	182.00	5 374.24	0.00
GBP CARNIVAL PLC ORD USD 1.66	90.00	4 902.34	0.00
GBP CENTRICA ORD GBP0.061728395	3 733.00	7 021.21	0.00
GBP COMPASS GROUP ORD GBP0.1105	876.00	17 237.36	0.01
GBP CRODA INTL ORD GBP0.10357143	18.00	1 108.58	0.00
GBP GAS ORD GBP0.25	963.00	2 651.01	0.00
GBP GLAXOSMITHKLINE ORD GBP0.25	2 575.00	49 721.60	0.02
GBP HAMMERSON PLC REIT	568.00	3 182.47	0.00
GBP HSBC HLDGS ORD USD0.50UK REG	10 483.00	86 382.12	0.03
USD INS MARKET LTD COM	209.00	10 978.77	0.01
GBP IMPERIAL BRANDS PL GBP0.10	470.00	15 932.39	0.01
GBP INTERCONTL HOTELS ORD GBP0.1980952380937	85.00	4 463.82	0.00
GBP INVESTEC ORD GBP0.0002	587.00	3 636.19	0.00
GBP ITV ORD GBP0.10	1 450.00	2 759.66	0.00
GBP JOHNSON MATTHEY ORD GBP1.105045	127.00	4 824.41	0.00
GBP KINGFISHER ORD GBP0.157142857	633.00	2 060.05	0.00
GBP LAND SECURITIES GP ORD GBP0.106666666	485.00	5 287.36	0.00
USD LIBERTY GLOBAL INC USD0.01 A	112.00	2 870.56	0.00
GBP LLOYDS BANKING GP ORD GBP0.1	32 320.00	23 630.57	0.01
GBP MANNES & JENCKE GP ORD GBP0.25	1 480.00	5 597.57	0.00
GBP MEGGITT ORD GBP0.05	435.00	2 944.74	0.00
GBP MELROSE INDUST PLC ORD GBP0.0685714	829.00	1 786.44	0.00
USD MICHAEL KORS HOLD COM NPV	100.00	5 541.00	0.00
GBP NATIONAL GRO ORD GBP0.12431289	1 713.00	18 149.42	0.01
GBP NEXT ORD GBP0.10	58.00	3 856.66	0.00
GBP PEARSON ORD GBP0.25	434.00	4 983.12	0.00
GBP RECKITT BENCK GRP ORD GBP0.10	307.00	24 842.41	0.01
GBP RELX PLC GBP0.1444	753.00	14 913.26	0.01
EUR RELX PLC GBP0.1444	491.00	9 719.04	0.00
GBP ROLLS-ROYCE HLDGS ORD GBP0.20	795.00	8 532.66	0.00
GBP ROYAL MAIL PLC ORD GBP0.01 (WB)	699.00	3 206.40	0.00
GBP RSA INSURANCE GRP ORD GBP1.00	644.00	4 644.29	0.00
GBP SAGE GROUP GBP0.01051948	903.00	6 281.33	0.00
GBP SAINTSBURY18 ORD GBP0.28571428	651.00	2 588.61	0.00
GBP SEVERN TRENT ORD GBP0.9789	131.00	3 118.39	0.00
GBP SMITH & NEPHEW ORD USD0.20	736.00	11 976.30	0.01
GBP SMITHS GROUP ORD GBP0.375	100.00	1 785.66	0.00
GBP SSE PLC ORD GBP0.50	688.00	10 034.84	0.00
GBP ST JAMES'S PLACE ORD GBP0.15	262.00	3 382.90	0.00
GBP STANDARD CHARTERED ORD USD0.50	1 636.00	11 486.74	0.01
USD TECHNIPAC PLC COM USD1	158.00	4 155.40	0.00
EUR TECHNIPAC PLC COM USD1	124.00	3 310.14	0.00
GBP TRAVERS PERKINS ORD GBP0.10	233.00	3 295.71	0.00
GBP UNILEVER PLC ORD GBP0.031111	665.00	35 232.97	0.01
GBP UNITED UTILITIES G ORD GBP0.05	467.00	4 335.69	0.00
GBP VODAFONE GROUP ORD USD0.2095238POST CONV	13 691.00	25 859.16	0.01
GBP WEIR GROUP ORD GBP0.125	109.00	2 208.90	0.00
GBP WHITBREAD ORD GBP0.76797385	44.00	2 473.72	0.00
USD WILLIS TOWERS WATTS COM USD0.000304635	79.00	11 309.64	0.01
GBP WPP PLC ORD GBP0.10	684.00	7 706.19	0.00
Total United Kingdom		814 143.53	0.31
United States			
USD 3M CO COM	309.00	58 790.34	0.02
USD ADVANCE AUTO PARTS INC COM	52.00	8 307.52	0.00
USD AETNA INC COM USD0.01	180.00	35 712.00	0.01
USD AFLAC INC COM USD0.10	370.00	15 905.90	0.01
USD AKAMAI TECHNOLOGIES INC COM	60.00	4 305.00	0.00
USD ALBEMARLE CORP COM USD0.01	100.00	9 902.00	0.00
USD ALLERGAN PLC COM USD0.0001	206.00	32 550.06	0.01
USD ALLIANCE DATA SYST COM USD0.01	29.00	5 979.22	0.00
USD ALLIANT ENERGY CORP COM	200.00	8 596.00	0.00
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL C	163.00	175 513.51	0.07
USD ALTRIA GROUP INC COM USD0.3333333	1 013.00	65 885.52	0.03
USD AMER ELEC PWR INC COM USD0.50	248.00	18 193.28	0.01

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

137

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD AMER INTL GRP COM USD0.50	528.00	21 861.12	0.01
USD AMERICAN AIRLINES COM USD 1	100.00	3 508.00	0.00
USD AMERICAN WATER WOR COM STK USD0.01	107.00	9 472.71	0.00
USD ANADARKO PETROLEUM COM USD0.10	287.00	15 268.40	0.01
USD APACHE CORP COM USD0.025	194.00	7 339.02	0.00
USD ARC OIL INC COM USD 1.00	306.00	6 220.98	0.00
USD ARROW ELECTRS INC COM	100.00	6 771.00	0.00
USD ARNET INC COM	100.00	4 007.00	0.00
USD AXALTA COATING SYS COM USD1.00	114.00	2 813.52	0.00
USD BAYER HUGHES A GE COM USD0.0001 CL A	206.00	5 498.74	0.00
USD BBAT CORP COM USD0.5	391.00	19 221.56	0.01
USD BERKLEYWARR CORP COM USD0.20	100.00	7 590.00	0.00
USD BERKSHIRE HATHAWAY CLASS B COM USD0.0033	617.00	126 657.76	0.05
USD BIOMAPIN PHARMA COM USD0.001	98.00	9 030.66	0.00
USD BLACKROCK INC COM STK USD0.01	72.00	29 622.24	0.01
USD BLOCKHARRIS COM NPV	31.00	822.74	0.00
USD BOSTON PFITYS INC COM USD0.01	60.00	7 345.60	0.00
USD BOSTON SCIENTIFIC COM USD0.01	691.00	24 972.74	0.01
USD BRIGHTHOUSE FINL COM USD0.01 WR	42.00	1 664.46	0.00
USD BRISTOL MYRS SQUIB COM STK USD0.10	870.00	43 969.80	0.02
USD BROADHURST PROPERTY G COM USD0.01	11.00	178.20	0.00
USD BROADRIDGE FIN SOL COM STK USD0.01	58.00	6 782.52	0.00
USD BROWN FORMAN CORP CL B	207.00	9 580.38	0.00
USD BUNGE LIMITED COM USD0.01	68.00	4 202.40	0.00
USD CA INC COM USD0.10	186.00	8 250.96	0.00
USD CABOT OIL & GAS CO COM USD0.10	253.00	6 130.19	0.00
USD CAMPBELL SOUP CO CAP USD0.0075	137.00	5 125.17	0.00
USD CARDINAL HEALTH INC COM	147.00	7 438.20	0.00
USD CDK GLOBAL INC COM USD0.01	91.00	5 208.84	0.00
USD CDW CORP COM USD0.01	78.00	7 020.78	0.00
USD CELGENE CORP COM USD0.01	406.00	29 069.60	0.01
USD CERNER CORP COM	226.00	12 945.28	0.01
USD CH ROBINSON WORLDWY COM USD0.1	73.00	6 496.19	0.00
USD CHENIERE ENERGY INC COM NEW	82.00	4 953.62	0.00
USD CHIFOTLE MEXICAN GRILL INC CL A	16.00	7 365.28	0.00
USD CHURCH & DWIGHT INC COM	102.00	6 055.74	0.00
USD CIBAREX ENERGY CO COM USD0.01	59.00	4 688.73	0.00
USD CINCINNATI FINL CORP COM	100.00	7 864.00	0.00
USD CINTAS CORP COM	100.00	18 187.00	0.01
USD CITRIX SYSTEMS INC COM USD0.001	100.00	10 247.00	0.01
USD CLOROX CO DEL COM	65.00	9 648.25	0.00
USD CME GROUP INC COM STK USD0.01 CLASS A	176.00	32 250.24	0.01
USD CMS ENERGY CORP COM	132.00	6 536.64	0.00
USD COCA-COLA CO COM USD0.25	2 107.00	100 883.16	0.04
USD COLGATE-PALMOLIVE COM USD1	424.00	25 249.20	0.01
USD CONCHO RES INC COM STK USD0.001	85.00	11 822.65	0.01
USD CONSTELLATION BRDS CLASS A COM USD0.01	110.00	21 975.30	0.01
USD CONTINENTAL RES IN COM STK USD0.01	149.00	7 849.32	0.00
USD CSX CORP COM USD1	485.00	33 397.10	0.01
USD DANAHER CORP COM USD0.01	297.00	29 521.80	0.01
USD DEERE & CO COM USD1	138.00	18 690.72	0.01
USD DELL TECHNOLOGIES COM USD0.01 CL V	116.00	10 485.24	0.01
USD DELTA AIRLINES INC COM USD0.0001	86.00	4 706.78	0.00
USD DENTSPLY SIRONA IN COM NPV	100.00	3 463.00	0.00
USD DEVON ENERGY CORP NEW COM	240.00	7 775.00	0.00
USD DIGITAL REALTY TRU COM STK USD0.01	88.00	9 086.88	0.00
USD DISCOVER FINL SVCS COM STK USD0.01	198.00	13 794.66	0.01
USD DISCOVERY INC COM USD0.01 SER A	100.00	3 239.00	0.00
USD DISCOVERY INC COM USD0.01 SER C	170.00	4 980.70	0.00
USD DOMINION ENERGY IN COM STK NPV	332.00	23 711.44	0.01
USD DOWDUPONT INC COM USD0.01	1 132.00	61 037.44	0.02
USD DUKE ENERGY CORP COM USD0.001 (POST REV SPLIT)	357.00	29 498.91	0.01
USD ECOLAB INC COM	121.00	18 531.15	0.01
USD EDWARDS LIFESCIENCES CORP COM	109.00	16 088.40	0.01
USD EMERSON ELEC CO COM	314.00	21 314.32	0.01
USD EOG RESOURCES INC COM USD0.01	304.00	32 023.36	0.01
USD EQT CORPORATION	100.00	3 397.00	0.00
USD EQUIFAX INC COM	100.00	10 144.00	0.01
USD EQUITY RESIDENTIAL SB USD0.01	173.00	11 238.08	0.01
USD ESSEX PROP TRUST COM USD0.0001	40.00	10 031.20	0.00
USD EXPEDITRS INTL WASH COM USD0.01	94.00	6 314.92	0.00
USD F M C CORP COM NEW	43.00	3 357.44	0.00
USD FS NETWORK INC COM STK NPV	37.00	6 485.36	0.00
USD FASTENAL COM USD0.01	134.00	6 988.94	0.00
USD FEDERAL REALTY INV TR SH BEN INT NEW	34.00	4 217.70	0.00
USD FIDELITY NATL FINL GRP COM USD0.0001	189.00	6 322.05	0.00
USD FLIR SYS INC COM	118.00	5 464.58	0.00
USD FLOWSERV CORP COM	67.00	3 075.30	0.00
USD FORMVE CORP COM USD0.01	168.00	12 474.00	0.01
USD FRANKLIN RES INC COM	153.00	4 666.50	0.00
USD GALLAGHER ARTHUR J & CO COM	94.00	6 956.94	0.00
USD GAP INC DEL COM	40.00	1 080.00	0.00
USD GARTNER INC COM	54.00	7 966.08	0.00
USD GEN DYNAMICS CORP COM USD1	138.00	23 816.04	0.01
USD GEN ELEC CO COM USD0.06	4 662.00	47 086.20	0.02
USD GLOBAL PROMENTS COM NPV	80.00	9 138.40	0.00
USD GOODYEAR TIRE&RUBR COM NPV	128.00	2 695.68	0.00
USD HANESBRANDS INC COM	400.00	6 864.00	0.00
USD HANLEY DAWSON INC COM	88.00	3 363.36	0.00
USD HELMERICH & PAYNE INC COM	100.00	6 229.00	0.00
USD HERGHEY CO COM	100.00	10 775.00	0.01
USD HESS CORPORATION COM USD1	145.00	8 323.00	0.00
USD HOLOGIC INC COM USD0.01	162.00	6 316.38	0.00
USD HONEYWELL INTL INC COM	366.00	53 004.12	0.02
USD HUNT J B TRANS SVCS INC COM	100.00	11 061.00	0.01
USD IAC INTERACTIVE COR COM USD0.001	48.00	9 436.32	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD ILLINOIS TOOL WORKS COM NPV	161.00	20 538.77	0.01
USD ILLUMINA INC COM USD0.01	66.00	20 535.90	0.01
USD INCYTE CORPORATION COM USD0.001	100.00	6 482.00	0.00
USD INTERCONTINENTAL E COM USD0.01	294.00	22 649.76	0.01
USD INTERNATIONAL FLAVORS&FRAGRANCE COM	44.00	6 365.04	0.00
USD INTERPUBLIC GROUP COM USD0.10	400.00	9 264.00	0.00
USD INTL PAPER CO COM	167.00	7 575.12	0.00
USD INTUITIVE SURGICAL COM USD0.001	78.00	40 652.04	0.02
USD JOHNSON & JOHNSON COM USD1	1 417.00	198 305.83	0.08
USD JOHNSON CTLS INTL COM USD0.01	472.00	15 089.84	0.01
USD JPMORGAN CHASE & CO COM USD1	1 754.00	191 221.08	0.07
USD JUNIPER NETWORKS COM USD0.00001	161.00	4 712.47	0.00
USD KIMBERLY CLARK CORP COM	182.00	18 982.60	0.01
USD KIMCO REALTY COM USD0.01	196.00	3 153.64	0.00
USD KOHL'S CORPORATION COM USD0.01	69.00	5 225.37	0.00
USD KRAFT HEINZ CO COM USD0.01	315.00	17 315.95	0.01
USD KROGER CO COM USD1	464.00	13 808.64	0.01
USD LEGGETT & PLATT INC COM USD0.01	100.00	3 631.00	0.00
USD LIBERTY MEDIA CORP COM USD0.01 SER A SHUSXM	55.00	2 268.20	0.00
USD LIBERTY MEDIA CORP COM USD0.01 SER C SHUSXM	225.00	9 285.75	0.00
USD LOCKHEED MARTIN CORP COM	139.00	40 845.15	0.02
USD LOWE'S CORP COM	123.00	5 726.88	0.00
USD LYONDELLBASEL IND COM USD0.01	169.00	15 086.63	0.01
USD M & T BANK CORP COM USD0.50	113.00	18 691.33	0.01
USD MACERICH CO COM USD0.01	81.00	4 181.22	0.00
USD MACY'S INC COM STK USD0.01	135.00	4 629.15	0.00
USD MARKEL CORP COM	10.00	10 932.40	0.01
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	240.00	20 340.00	0.01
USD MARTIN MARIETTA M COM USD0.01	35.00	5 994.80	0.00
USD MATTEL INC COM USD1	200.00	2 716.00	0.00
USD MAXIM INTEGRATED COM USD0.001	207.00	10 354.14	0.01
USD MEDTRONIC PLC USD0.0001	703.00	63 143.46	0.02
USD MERCK & CO INC COM USD0.50	1 435.00	105 630.35	0.04
USD METLIFE INC COM USD0.01	471.00	19 400.49	0.01
USD MONDELEZ INTL INC COM USD0.01	798.00	33 500.04	0.01
USD MONSTER BEV CORP USD0.005(NEW)	156.00	8 244.60	0.00
USD MOODYS CORP COM USD0.01	88.00	12 802.24	0.01
USD MOTOROLA SOLUTIONS INC COM USD0.01	65.00	7 966.40	0.00
USD MYLAN NV EUR0.01	236.00	7 375.00	0.00
USD NASDAQ INC COM STK USD0.01	35.00	3 034.85	0.00
USD NATIONAL OILWELL VARCO INC COM	126.00	4 636.80	0.00
USD NEW YORK CMNTY BANK CORP INC COM	302.00	2 890.16	0.00
USD NEWS CORP NEW COM USD0.01 CL A	97.00	1 279.43	0.00
USD NEXTERA ENERGY INC COM USD0.01	253.00	43 642.50	0.02
USD NIELSEN HLDGS PLC COM EUR0.07	243.00	6 313.14	0.00
USD NOBLE ENERGY INC COM USD0.01	338.00	8 399.30	0.00
USD NORDSTROM INC COM NPV	100.00	6 577.00	0.00
USD NORTHERN TRUST CF COM USD1.666	118.00	11 100.26	0.01
USD OCCIDENTAL PETROLEUM COM USD0.20	385.00	25 821.95	0.01
USD PALO ALTO NETWORKS COM USD0.0001	48.00	8 785.92	0.00
USD PATTERSON COMPANIES INC COM	24.00	541.92	0.00
USD PEOPLE'S UNITED FINANCIAL INC COM STK USD0.01	225.00	3 523.50	0.00
USD PEPSICO INC CAP USD0.016666	728.00	81 812.64	0.03
USD PG&E CORP COM	273.00	12 775.13	0.01
USD PHILIP MORRIS INTL COM STK NPV 'W'	801.00	70 544.07	0.03
USD PHILLIPS 66 COM USD0.01	229.00	23 545.78	0.01
USD PIONEER NATURAL RE COM STK USD0.01	93.00	13 696.11	0.01
USD POLARIS IND INC COM	60.00	5 308.80	0.00
USD PPG IND INC COM	120.00	12 610.80	0.01
USD PPL CORP COM USD0.01	269.00	8 177.60	0.00
USD PROCTER & GAMBLE COM NPV	1 312.00	116 348.16	0.05
USD PROGRESSIVE CORP COM USD1	266.00	18 540.20	0.01
USD PUBLIC STORAGE COM USD0.10	84.00	17 259.48	0.01
USD PUBLIC SVC ENTERPRISE GROUP COM	239.00	12 769.77	0.01
USD PUITE GROUP INC COM USD0.01	185.00	4 545.45	0.00
USD QORVO INC COM USD 0.0001	100.00	7 351.00	0.00
USD RALPH LAUREN CORP CLASS 'A' COM USD0.01	38.00	4 925.18	0.00
USD RAYTHEON CO COM NEW	154.00	26 956.16	0.01
USD REALTY INCOME CORP	127.00	7 654.29	0.00
USD REGENCY CENTERS COM USD0.01	105.00	6 652.80	0.00
USD REGENERON PHARMACEUTICALS COM	67.00	22 729.08	0.01
USD RESMED INC COM USD0.004	100.00	10 560.00	0.01
USD ROCKWELL AUTOMATIO COM USD1	64.00	10 542.72	0.01
USD ROCKWELL COLLINS INC COM	103.00	13 186.06	0.01
USD ROKER TECHNOLOGIES COM USD0.01	57.00	16 125.30	0.01
USD SAP GLOBAL INC COM USD1	170.00	30 994.40	0.01
USD SABRE CORP COM USD0.01	300.00	7 395.00	0.00
USD SCANA CORP NEW COM	100.00	4 005.00	0.00
USD SCHENCK HENRY INC COM	88.00	7 304.00	0.00
USD SCHWABCHARLES CP COM USD0.01	604.00	27 928.96	0.01
USD SD INVESTMENT COM USD0.01	116.00	5 879.50	0.00
USD SEMPR ENERGY COM NPV	133.00	14 645.96	0.01
USD SENSATA TECHNO PLC COM EUR0.01	100.00	4 690.00	0.00
USD SHERWIN WILLIAMS COM USD1	54.00	21 347.38	0.01
USD SIMON PROP GROUP COM USD0.0001	163.00	28 913.76	0.01
USD SOUTHERN CO COM	513.00	23 100.39	0.01
USD SPLUNK INC COM USD0.001	75.00	7 488.00	0.00
USD SPRINT CORPORATION COM USD0.01	390.00	2 386.80	0.00
USD SQUARE INC COM USD0.0000001 CL A	147.00	10 787.15	0.01
USD STRYKER CORP COM USD0.10	173.00	28 064.06	0.01
USD SYNCHRONY FINANCIA COM USD0.001	420.00	12 129.60	0.01
USD SYNOPSYS INC COM USD0.01	94.00	8 415.82	0.00
USD TOLL BROS INC COM USD0.01	142.00	4 779.72	0.00
USD TORCHMARK CORP COM	105.00	8 889.30	0.00
USD TOTAL SYSTEM SVCS COM STK USD0.10	148.00	13 490.20	0.01
USD TRACTOR SUPPLY CO COM	100.00	9 189.00	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

139

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD TRAVELERS CO INC COM NPV	139.00	17 390.07	0.01
USD TRIMBLE INC COM NPV	127.00	4 747.26	0.00
USD TRIPADVISOR INC COM USD0.001	46.00	2 398.44	0.00
USD TWENTY-FIRST CENTURY COM USD0.01 CL'B	208.00	9 397.44	0.00
USD TWITTER INC COM USD0.000005	269.00	9 347.75	0.00
USD UDR INC	138.00	5 408.22	0.00
USD UNDER ARMOUR INC COM STK USD0.000333 CL A	206.00	4 422.00	0.00
USD UNDER ARMOUR INC COM STK USD0.000333 CL C	201.00	3 985.83	0.00
USD UNITED CONTINENTAL COM USD0.01	16.00	1 368.16	0.00
USD UNITED PARCEL SERVICE INC CL B	353.00	37 608.62	0.02
USD UNUM GROUP COM USD0.10	121.00	4 387.46	0.00
USD UTD TECHNOLOGIES COM USD 1	402.00	49 932.42	0.02
USD VARIAN MEDICAL SYS COM USD1	100.00	11 937.60	0.01
USD VERIGIG INC COM	100.00	14 254.00	0.01
USD VERISK ANALYTICS I CL A USD0.001	69.00	8 268.96	0.00
USD VERIZON COMMUN COM USD0.10	2 124.00	121 259.16	0.05
USD VERTEX PHARMACEUT COM USD0.01	133.00	22 538.18	0.01
USD VIMAVARE INC COM STK USD0.01 CLASS 'A'	42.00	5 938.38	0.00
USD VORNADO REALTY TR COM USD0.04	95.00	6 467.60	0.00
USD VULCAN MATERIALS COM STK USD1	61.00	6 169.54	0.00
USD WABTEC CORP COM	100.00	8 202.00	0.00
USD WATERS CORP COM	57.00	10 812.33	0.01
USD WEC ENERGY GROUP COM USD0.01	173.00	11 833.20	0.01
USD WELTOWER INC COM USD 1	174.00	11 496.18	0.01
USD WESTERN UN CO COM	216.00	5 700.64	0.00
USD WEYERHAEUSER CO COM USD1.25	351.00	9 347.13	0.00
USD WORKDAY INC COM USD0.001	100.00	13 302.00	0.01
USD WORLDWIDE INC COM USD0.00001 CL A	89.00	9 062.16	0.00
USD XCEL ENERGY INC COM	320.00	15 683.20	0.01
USD XEROX CORP COM USD1.00 REV SPLT	175.00	4 877.25	0.00
USD ZOETIS INC COM USD0.01 CL 'A'	236.00	21 275.40	0.01
Total United States		4 264 179.35	1.60
Total Bearer shares		8 420 753.84	3.18
Participation certificates			
Switzerland			
CHF SCHINDLER HLDG AG PTG CERT CHF0.10 POST SUBDI	48.00	10 135.40	0.00
Total Switzerland		10 135.40	0.00
Total Participation certificates		10 135.40	0.00
Other shares			
Switzerland			
CHF ROCHE HLDGS AG GENUSSEHRE NPV	360.00	87 718.46	0.03
Total Switzerland		87 718.46	0.03
United States			
USD CAMDEN PROP TST SB USD0.01	33.00	2 978.91	0.00
Total United States		2 978.91	0.00
Total Other shares		90 697.37	0.03
Preference shares			
Germany			
EUR FUCHS PETROLUB SE NON-VTG PRF NPV	203.00	9 416.57	0.00
EUR HENKEL AG&CO KGAA NON-VTG PRF NPV	102.00	11 161.86	0.01
EUR PORSCHE AUTO HL SE NON-VTG PRF NPV	94.00	5 994.20	0.00
EUR VOLKSWAGEN AG NON-VTG PRF NPV	89.00	15 001.17	0.01
Total Germany		41 573.80	0.02
United Kingdom			
GBP ROLLS ROYCE HLDGS C SHS ENTITLEMENT (JAN 2019)	36 570.00	46.73	0.00
Total United Kingdom		46.73	0.00
Total Preference shares		41 620.53	0.02
Registered shares			
Australia			
AUD BENDIGO & ADELAIDE NPV	558.00	4 045.79	0.00
AUD INSURANCE AUSTRALIAN NPV DFD 07/11/18 EX-SPLT	2 313.12	11 197.26	0.01
Total Australia		15 243.05	0.01
Belgium			
EUR KBC GROUP NV NPV	131.00	9 039.36	0.01
EUR UCS NPV	65.00	5 463.23	0.00
Total Belgium		14 502.59	0.01
Canada			
CAD 1ST QUANTUM MINLS COM NPV	447.00	4 472.55	0.00
CAD AGNICO EAGLE MINES LTD COM	135.00	4 780.13	0.00
CAD ALIMENTATION COUCHE TARD INC SUB VTG SH	216.00	10 340.70	0.01
CAD BANK NOVA SCOTIA HALIFAX COM	615.00	33 085.67	0.01
CAD BANK OF MONTREAL COM NPV	324.00	24 284.27	0.01
CAD BARRICK GOLD CORP COM NPV	670.00	8 412.94	0.00
CAD BCE INC COM NEW	41.00	1 590.67	0.00
CAD BLACKBERRY LTD NPV	200.00	1 850.37	0.00
CAD BROOKFIELD ASSET M LTD VTG SHS NPV CL 'A'	430.00	17 589.64	0.01
CAD CAN PACIFIC RYS COM NPV	75.00	15 418.05	0.01

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
CAD CANADIAN NAT RES LTD COM	601.00	16 530.07	0.01
CAD CANADIAN NATL RV CO COM	397.00	34 021.23	0.01
CAD CDN IMPERIAL BK OF COMMERCE COM	190.00	16 447.13	0.01
CAD CENOVUS ENERGY INC COM NPV	489.00	4 148.08	0.00
CAD CG GROUP INC A SUB-VTG NPV	178.00	11 079.53	0.01
CAD CONSTELLATION SOFT COM STK NPV	10.00	6 898.99	0.00
CAD DOLLARAMA INC COM NPV	300.00	8 317.53	0.00
CAD ENBRIDGE INC COM NPV	481.00	19 024.27	0.01
USD ENBRIDGE INC COM NPV	356.00	11 079.16	0.01
CAD ENCANVA CORP COM NPV	573.00	5 864.17	0.00
CAD FAIRFAX FINL HDGS LTD SUB VGT	35.00	12 177.80	0.01
CAD FORTIS INC COM NPV	167.00	5 531.70	0.00
CAD FRANCO NEVADA CORP COM NPV	75.00	4 695.60	0.00
CAD GALDAN ACTIVEWEAR INC COM	200.00	5 980.77	0.00
CAD GOLDCORP INC COM NPV	558.00	5 052.06	0.00
CAD GREAT WEST LIFE CO INC COM	162.00	3 726.05	0.00
CAD IMPERIAL OIL LTD COM NEW	187.00	5 859.28	0.00
CAD INTACT FINL CORP COM NPV	60.00	4 752.03	0.00
CAD INTER PIPELINE LTD COM NPV	200.00	3 251.48	0.00
SEK INTL PETROLEUM COR COM NPV	50.00	2 15.82	0.00
CAD LOBLAW COS LTD COM	154.00	7 720.81	0.00
CAD MAGNA INTL INC COM NPV	223.00	11 005.24	0.01
CAD MANULIFE FINL CORP COM	1 059.00	16 716.60	0.01
CAD METRO INC CL A SUB	109.00	3 428.74	0.00
CAD NATL BK OF CANADA COM NPV	157.00	7 144.35	0.00
CAD NUTRIEN LTD NPV	416.00	22 079.80	0.01
CAD OPEN TEXT CO COM NPV	200.00	6 767.94	0.00
CAD PEMBINA PIPELINE C COM NPV	241.00	7 814.03	0.00
CAD POWER CORP CDA COM	140.00	2 890.54	0.00
CAD POWER FINANCIAL CORP COM	163.00	3 518.79	0.00
USD RESTAURANT BRANDS COM NPV	88.00	4 919.76	0.00
CAD ROGERS COMM INC CLASS B COM CAD1.63478	163.00	8 414.06	0.00
CAD ROYAL BK OF CANADA COM NPV	763.00	55 729.65	0.02
CAD SAPUTO INC COM	200.00	6 108.51	0.00
CAD SHAW COMMUNICATIONS INC CL B CONV	401.00	7 484.11	0.00
CAD SHORIFY INC COM NPV CL A	52.00	7 201.40	0.00
CAD SNC-LAVALIN GROUP INC COM	100.00	3 578.91	0.00
CAD SUN LIFE FINL INC COM	309.00	11 340.53	0.01
CAD SUNCOR ENERGY INC COM NPV NEW	873.00	29 355.93	0.01
CAD TECK RESOURCES LTD CLASS B SUB-VTG COM NPV	495.00	10 256.20	0.01
CAD THOMSON REUTERS CO COM NPV	144.00	6 718.36	0.00
CAD TORONTO-DOMINION COM NPV	947.00	52 662.79	0.02
CAD TRANSCANADA CORP COM NPV	445.00	16 820.71	0.01
CAD WHEATON PRECIOUS M COM NPV	201.00	3 312.12	0.00
Total Canada		615 318.22	0.23
Denmark			
DKK CARLSBERG SER B DKK20	60.00	6 620.80	0.00
DKK NOVO-NORDISK AS DKKD.2 SER B	985.00	42 617.96	0.02
DKK TRYK AS DKK5	195.00	4 714.57	0.00
DKK WILLIAM DEMANT HOL DKKD.20	127.00	4 181.45	0.00
Total Denmark		58 134.78	0.02
Finland			
EUR ELISA CORPORATION (EURO.50)	138.00	5 496.09	0.00
EUR FORTUM OYJ EUR3.45	221.00	4 656.27	0.00
EUR NESTE OIL OYJ NPV	67.00	5 523.53	0.00
SEK NORDEA HOLDING ABP NPV	1 854.00	16 144.93	0.01
EUR SAMPO OYJ SEKA NPV	198.00	9 121.82	0.00
EUR UPAKKYMMENE CORP NPV	307.00	9 882.31	0.01
Total Finland		50 824.95	0.02
France			
EUR MICHELIN (CGDE) EUR2	104.00	10 680.55	0.01
Total France		10 680.55	0.01
Germany			
EUR ADIDAS AG NPV (REGD)	96.00	22 624.74	0.01
EUR ALLIANZ SE NPV (REGD) (VINKULERT)	233.00	48 690.28	0.02
EUR AXEL SPRINGER SE NPV (REGD)	57.00	3 791.07	0.00
EUR BASF SE NPV	447.00	34 455.38	0.01
EUR BAYER AG NPV (REGD)	470.00	36 095.12	0.01
EUR BRENTAG AG	94.00	4 917.41	0.00
EUR DAIMLER AG ORD NPV (REGD)	465.00	27 586.82	0.01
EUR DEUTSCHE BANK AG NPV (REGD)	1 057.00	10 360.73	0.01
EUR DEUTSCHE BOERSE AG NPV (REGD)	99.00	12 546.43	0.01
EUR DEUTSCHE LUFTHANSA ORD NPV (REGD) (VINK)	183.00	3 682.50	0.00
EUR DEUTSCHE POST AG NPV (REGD)	569.00	18 019.52	0.01
EUR DEUTSCHE TELEKOM NPV (REGD)	1 799.00	29 545.99	0.01
EUR E.ON SE NPV	939.00	9 103.01	0.00
EUR HANNOVER RUECKVERS ORD NPV (REGD)	58.00	7 826.88	0.00
EUR HUGO BOSS AG NPV (REGD)	31.00	2 219.17	0.00
EUR INFINEON TECHNOLOG AG NPV (REGD)	511.00	10 253.89	0.01
EUR K&S AG NPV	80.00	1 490.91	0.00
EUR MUECHENER RUECKVE NPV (REGD)	81.00	17 433.05	0.01
EUR OSRAM LICHT AG NPV	80.00	3 246.87	0.00
EUR PROSIEBENSAT1 MED. NPV	90.00	2 082.32	0.00
EUR SIEMENS AG NPV (REGD)	399.00	45 986.28	0.02
GBP TUI AG NPV (REGD)	363.00	6 025.06	0.00
EUR UNITED INTERNET AG NPV (REGD)	80.00	3 315.76	0.00
EUR VONOVIA SE NPV	187.00	8 564.20	0.00
Total Germany		369 867.39	0.14

UBS (lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

141

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Ireland			
USD ACCENTURE PLC SHS CL A 'NEW'	325.00	51,226.50	0.02
USD APTV PLC COM USD 0.01	130.00	9,984.00	0.00
USD EATON CORP PLC COM USD 0.01	227.00	16,269.09	0.01
USD PENTAIR PLC COM USD 0.01	147.00	5,902.05	0.00
Total Ireland		83,381.64	0.03
Israel			
ILS MIZRAHI TERAHOT BK ILS 0.01	252.00	4,243.55	0.00
Total Israel		4,243.55	0.00
Italy			
EUR ATLANTIA SPA EUR1	148.00	2,978.20	0.00
EUR ENEL EUR1	3,935.00	19,323.36	0.01
EUR INTESA SANPAOLO NPV	6,852.00	15,162.43	0.00
EUR MEDIABANCA SPA EURO 5	449.00	3,940.75	0.00
EUR PRYSMIAN SPA EURO 10	114.00	2,216.52	0.00
EUR UNICREDIT SPA NPV (POST REV SPUT)	1,534.00	19,668.32	0.01
Total Italy		61,292.58	0.02
Japan			
JPY AEON CO LTD NPV	300.00	6,884.94	0.00
JPY AGC INC NPV	200.00	6,574.81	0.00
JPY AJIYOMOTO CO INC NPV	200.00	3,236.90	0.00
JPY ALPES HOLDINGS NPV	100.00	2,671.57	0.00
JPY ALPS ELECTRIC CO NPV	100.00	2,374.73	0.00
JPY ANA HOLDINGS INC NPV	100.00	3,362.72	0.00
JPY ASAH GROUP HDGS NPV	300.00	13,206.33	0.01
JPY ASAH KASEI CORP NPV	1,000.00	12,024.28	0.01
JPY ASTELLAS PHARMA NPV	1,200.00	18,576.05	0.01
JPY BRIDGESTONE CORP NPV	300.00	11,598.07	0.01
JPY CANON INC NPV	500.00	14,274.95	0.01
JPY CHUBU ELEC POWER NPV	400.00	5,772.01	0.00
JPY CHUGOKU ELEC POWER NPV	400.00	5,146.43	0.00
JPY DAI NIPPON PRINTING NPV	500.00	11,231.23	0.01
JPY DAIWA SEC'S GROUP NPV	1,000.00	5,732.13	0.00
JPY DENSO CORP NPV	300.00	13,424.31	0.01
JPY EAST JAPAN RAILWAY NPV	200.00	17,500.33	0.01
JPY FAMILYMART UNY HOL NPV	100.00	11,625.54	0.01
JPY FUJI FILM HLD CORP NPV	200.00	8,671.30	0.00
JPY FUJITSU NPV	100.00	6,080.37	0.00
JPY HAKUHODO DY HDGS NPV	300.00	5,013.51	0.00
JPY HINO MOTORS NPV	400.00	3,845.64	0.00
JPY HITACHI CONST MACH NPV	100.00	2,667.14	0.00
JPY HITACHI NPV	400.00	12,270.61	0.01
JPY HONDA MOTOR CO NPV	800.00	22,974.61	0.01
JPY HOYA CORP NPV	200.00	11,366.80	0.01
JPY INPEX CORPORATION NPV	800.00	9,211.82	0.00
JPY ITOCHU CORP NPV	800.00	14,850.91	0.01
JPY JAPAN POST BANK CO NPV	200.00	2,333.97	0.00
JPY JAPAN POST HOLD CO NPV	200.00	2,374.73	0.00
JPY JAPAN RETAIL FUND INVESTMENT CORP	2.00	3,680.23	0.00
JPY JAPAN TOBACCO INC NPV	600.00	15,452.57	0.01
JPY JXTG HOLDINGS INC NPV	1,000.00	6,815.83	0.00
JPY KDDI CORP NPV	1,000.00	24,939.08	0.01
JPY KONAMI HOLDINGS CORP NPV	100.00	3,819.06	0.00
JPY KONICA MINOLTA INC NPV	500.00	4,966.55	0.00
JPY KUBOTA CORP NPV	600.00	9,474.10	0.00
JPY KYOCERA CORP NPV	200.00	10,877.67	0.00
JPY LIXIL GROUP CORP COM NPV	200.00	3,154.49	0.00
JPY MAHLE CORP NPV	900.00	7,307.34	0.00
JPY MAZDA MOTOR CORP NPV	200.00	2,169.16	0.00
JPY MEDICAL HOLDINGS CORP NPV	200.00	4,294.01	0.00
JPY MITSUBISHI CHEM HL NPV	600.00	4,684.42	0.00
JPY MITSUBISHI CORP NPV	800.00	22,542.20	0.01
JPY MITSUBISHI ELEC CP NPV	1,000.00	12,702.14	0.01
JPY MITSUBISHI ESTATE NPV	1,000.00	15,998.40	0.01
JPY MITSUBISHI HYV IND NPV	200.00	7,069.25	0.00
JPY MITSUBISHI TANABE PHARMA CORP NPV	300.00	4,434.01	0.00
JPY MITSUBISHI UFJ FIN NPV	6,600.00	40,048.56	0.02
JPY MITSUBI & CO NPV	900.00	15,036.55	0.01
JPY MITSUBI O.S.K. LINES NPV	100.00	2,440.30	0.00
JPY MIZUHO FINL GP NPV	12,700.00	21,831.55	0.01
JPY MORGAN INSURANCE GROUP HOLDINGS INC NPV	300.00	9,054.10	0.00
JPY MURATA MFG CO NPV	100.00	15,209.78	0.01
JPY NEC CORP NPV	200.00	5,741.88	0.00
JPY NGK SPARK PLUG CO NPV	100.00	2,030.92	0.00
JPY NIKON CORP NPV	100.00	1,742.94	0.00
JPY NINTENDO CO LTD NPV	100.00	31,135.02	0.01
JPY NIPPON PROLOGIS RE REIT	1.00	2,016.75	0.00
JPY NIPPON TELSTEL CP NPV	400.00	16,935.76	0.01
JPY NIPPON YUSEN KK NPV	100.00	1,617.12	0.00
JPY NISSAN MOTOR CO NPV	1,300.00	11,835.98	0.01
JPY NOK CORP NPV	100.00	1,439.01	0.00
JPY NOMURA HOLDINGS NPV	1,800.00	8,732.44	0.00
JPY NOMURA REAL EST MA REIT	2.00	2,592.71	0.00
JPY NTT DOCOMO NPV	700.00	17,643.44	0.01
JPY OMRON CORP NPV	100.00	4,058.30	0.00
JPY Orix CORP NPV	600.00	14,681.67	0.01
JPY OSAKA GAS CO NPV	200.00	3,670.20	0.00
JPY OTSUKA HDGS CO NPV	200.00	9,583.98	0.00
JPY PARK 24 CO LTD NPV	200.00	5,265.16	0.00
JPY RENESAS ELECTRONIC NPV	200.00	1,059.77	0.00
JPY RESONA HOLDINGS NPV	1,100.00	5,799.48	0.00
JPY RICOH CO NPV	300.00	3,001.20	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
JPY			
ROHM CO LTD NPV	100.00	7 035.58	0.00
SEKISUI CHEMICAL NPV	200.00	3 142.08	0.00
SEVEN & I HOLDINGS NPV	400.00	17 342.61	0.01
SOFTBANK GROUP CO NPV	500.00	40 086.84	0.02
SOMPO HOLDINGS INC NPV	250.00	10 367.29	0.00
SONY CORP NPV	600.00	32 640.66	0.01
SUBARU CORPORATION NPV	300.00	8 115.72	0.00
SUMITOMO CHEM CO NPV	2 000.00	10 030.57	0.00
SUMITOMO CORP NPV	600.00	9 109.92	0.00
SUMITOMO ELECTRIC NPV	400.00	5 405.42	0.00
SUMITOMO MITSUBI FG NPV	700.00	27 378.49	0.01
SUMITOMO MITSUBI TR NPV	200.00	7 964.20	0.00
TAKEEDA PHARMACEUTI NPV	400.00	16 197.78	0.01
TDK CORP NPV	100.00	8 639.40	0.00
TOKYO MARINE HLDG NPV	400.00	18 948.21	0.01
TOKYO ELEC POWER H NPV	600.00	3 072.97	0.00
TOKYO ELECTRON NPV	100.00	13 898.37	0.01
TOKYU FUDOSAN HLDG NPV	300.00	1 690.67	0.00
TOSHIBA CORP NPV	200.00	5 989.99	0.00
TOYO SEIKAN GROUP NPV	200.00	4 095.52	0.00
TOYOTA MOTOR CORP NPV	1 178.00	69 048.51	0.03
UNITED LIBIAN INVESTMENT CORP	4.00	6 062.77	0.00
WEST JAPAN RAILWAY NPV	100.00	6 713.92	0.00
YAHOO JAPAN CORP NPV	700.00	2 201.94	0.00
YAMADA DENKI CO NPV	600.00	2 828.41	0.00
YAMAHA MOTOR CO NPV	100.00	2 375.61	0.00
YASKAWA ELEC CORP NPV	100.00	2 890.09	0.00
YOKOGAWA ELECTRIC NPV	100.00	1 968.01	0.00
Total Japan		1 035 734.37	0.39
Luxembourg			
EUR ARCELORMITTAL NPV(POST STOCK SPLIT)	359.00	8 965.10	0.01
EUR TENARIS S.A. USD 1	118.00	1 756.15	0.00
Total Luxembourg		10 721.25	0.01
The Netherlands			
EUR AEGION NV EUR0.12	1 470.00	9 040.79	0.01
EUR ASML HOLDING NV EUR0.09	203.00	34 712.98	0.01
EUR CNH INDUSTRIAL NV COM EUR0.01	458.00	4 766.96	0.00
EUR FIAT CHRYSLER AUTO EUR0.01	511.00	7 787.40	0.00
EUR KONINKLUKE DSM NV EUR1.5	71.00	6 224.95	0.00
EUR NN GROUP N.V. EUR0.12	130.00	5 597.27	0.00
EUR UNILEVER NV CVA EUR0.16	895.00	46 045.22	0.02
Total The Netherlands		114 170.57	0.04
Norway			
NOK EQUINOR ASA NOK2.50	750.00	19 568.83	0.01
NOK NORSK HYDRO ASA NOK0.6666	826.00	4 300.53	0.00
NOK TELENOR ASA ORD NOK5	437.00	8 040.74	0.00
Total Norway		31 910.10	0.01
Portugal			
EUR GALP ENERGIA EUR1.8	243.00	4 238.73	0.00
Total Portugal		4 238.73	0.00
Singapore			
SGD SINGAPORE TELECOMM NPV	4 000.00	9 127.67	0.00
Total Singapore		9 127.67	0.00
Spain			
EUR BANCO SANTANDER SA EUR0.50(REGD)	8 149.00	38 733.38	0.02
EUR BANPINTER SA (EUR0.30REGD)	254.00	2 084.79	0.00
EUR BBVA(BLB-VIZ-ARG) EUR0.49	3 291.00	18 215.52	0.01
EUR IATL CONS AIRLINE ORD EUR0.50	547.00	4 226.89	0.00
EUR MAPFRE SA EUR0.10	1 160.00	3 475.11	0.00
Total Spain		66 735.69	0.03
Sweden			
SEK ATLAS CORP CO AB SEK A NPV (POST SPLIT)	322.00	7 980.33	0.01
SEK ATLAS CORP CO AB SEK B NPV (POST SPLIT)	153.00	3 511.25	0.00
USD AUTOLIN INC COM	47.00	3 916.98	0.00
SEK BOLDEN AB NPV (POST SPLIT)	136.00	3 112.18	0.00
SEK ELECTROLUX AB SEK B NPV (POST SPLIT)	32.00	665.93	0.00
SEK EPRI OC AB SEK A NPV	322.00	2 831.16	0.00
SEK EPRI OC AB SEK B NPV	153.00	1 262.71	0.00
SEK HENNES & MAURITZ SEK B NPV	432.00	7 644.85	0.00
SEK HEDVAGON AB SEK B NPV	51.00	2 503.21	0.00
SEK SKF AB SEK B NPV	377.00	6 060.55	0.00
SEK TELE2 AB SHS	236.00	2 685.43	0.00
SEK VOLVO AB SEK B NPV (POST SPLIT)	983.00	14 713.22	0.01
Total Sweden		56 899.80	0.02
Switzerland			
CHF ABB LTD CHF0.12 (REGD)	910.00	18 364.65	0.01
CHF ADECCO GROUP AG CHF0.1 (REGD)	75.00	3 678.80	0.00
CHF BALOGH HLDGS CHF0.1 (REGD)	69.00	9 891.44	0.01
USD CHUBB LIMITED ORD CHF24.15	241.00	30 103.31	0.01
GBP COCA-COLA HBC AG ORD CHF6.70	144.00	4 250.31	0.00
CHF CREDIT SUISSE GRP CHF0.04 (REGD)	1 267.00	16 651.50	0.01
GBP FERGUSON PLC ORD GBP0.11403197	123.00	8 302.93	0.00
USD GARMIN LTD COM CHF10.00	100.00	6 616.00	0.00
CHF GERBERY CHF0.10 (REGD)	11.00	4 311.86	0.00
CHF GVAUDAN AG CHF10	4.00	9 718.66	0.00

UBS (lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

143

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
CHF JULIUS BAER GRUPPE CHF0.02 (REGO)	89.00	4 073.53	0.00
CHF KUEHNENAGEL INTL CHF1 (REGO)(POST SUBO)	34.00	4 736.46	0.00
CHF LAFARGEHOLCIM LTD CHF2 (REGO)	140.00	6 490.69	0.00
EUR LAFARGEHOLCIM LTD CHF2 (REGO)	94.00	4 342.28	0.00
CHF LONZA GROUP AG CHF19(REGO)	41.00	12 908.54	0.01
CHF NESTLE SA CHF0.19(REGO)	1 673.00	141 570.49	0.05
CHF NOVARTIS AG CHF0.50(REGO)	1 170.00	102 636.25	0.04
CHF PARTNERS GROUP HLG CHF0.01 (REGO)	21.00	14 979.12	0.01
CHF RICHSMONTICK FIN CHF1.50 (REGO) SER 'A'	268.00	19 636.75	0.01
CHF SGS LTD CHF1(REGO)	2.00	4 755.94	0.00
CHF SPCA AG CHF0.01 (REGO)	180.00	23 119.59	0.01
CHF SOVIOVA HOLDING AG CHF0.05 (REGO)	38.00	6 216.22	0.00
CHF SWATCH GROUP CHROAS(REGO)	41.00	2 741.08	0.00
CHF SWISS LIFE HLDG CHFS.1(REGO)	7.00	2 645.79	0.00
CHF SWISS PRIME SITE CHFS.3 (REGO)	81.00	6 586.94	0.00
CHF SWISSCOM AG CHF1(REGO)	4.00	1 834.77	0.00
USD TE CONNECTIVITY LT COM CHF0.57	206.00	15 536.52	0.01
CHF UBS GROUP CHF0.10 (REGO)	1 930.00	27 034.20	0.01
CHF ZURICH INSURANCE GRP CHF0.10	73.00	22 729.50	0.01
Total Switzerland		536 403.12	0.20
United Kingdom			
GBP ADMIRAL GROUP ORD GBP0.001	120.00	3 086.53	0.00
GBP ANTOFAGASTA ORD GBP0.05	137.00	1 373.81	0.00
GBP ASHTED GROUP ORD GBP0.10	173.00	4 278.44	0.00
GBP ALSCO BRT FOODS ORD GBP0.0568	172.00	5 243.78	0.00
GBP BURBERRY GROUP ORD GBP0.0005	166.00	3 841.25	0.00
GBP DIAGEO ORD GBP0.28 10/1/08	1 201.00	45 024.83	0.02
GBP DIRECT LINE INSURANCE ORD GBP 0.10000000	1 101.00	4 639.42	0.00
GBP INTERTEK GROUP ORD GBP0.01	73.00	4 372.77	0.00
GBP LEGAL & GENERAL OF ORD GBP0.025	2 960.00	9 512.08	0.01
USD LIBERTY GLOBAL INC USD0.01 C	282.00	7 061.28	0.00
EUR LINDT PLC	143.22	23 505.60	0.01
USD LINDT PLC	133.00	22 007.51	0.01
GBP LONDON STOCK EXCH ORD GBP0.0018604	147.00	8 104.83	0.01
GBP MORRISON/SUPERMARKT ORD GBP0.10	1 209.00	4 022.86	0.00
GBP PERSIMMON ORD GBP0.10	117.00	3 429.46	0.00
GBP PRUDENTIAL ORD GBP0.05	1 298.00	26 047.05	0.01
GBP RNO TINTO ORD GBP0.30	624.00	30 325.91	0.01
GBP ROYAL BK SCOT GRP ORD GBP1 (POST CONV)	1 737.00	5 246.79	0.00
GBP SCHROEDERS VTG SHS GBP1	138.00	4 725.63	0.00
GBP STD LIFE ABERDEEN ORD GBP0.1306825396	726.25	2 510.15	0.00
GBP TAYLOR WIMPEY ORD GBP0.01	3 354.00	6 921.20	0.00
GBP TESCO ORD GBP0.05	4 170.00	11 365.09	0.01
Total United Kingdom		236 642.27	0.09
United States			
USD ABBOTT LABS COM	871.00	60 046.74	0.02
USD ABBVIE INC COM USD0.01	844.00	65 705.40	0.03
USD ACTIVISION BLIZZARD COM STK USD0.000001	291.00	20 090.55	0.01
USD ADORIS INC COM USD0.0001	269.00	66 139.44	0.03
USD AES CORP COM	400.00	5 832.00	0.00
USD AFFILIATED MANAGERS COM USD0.01	33.00	3 750.78	0.00
USD AGCO CORP COM USD0.01	14.00	784.56	0.00
USD AGILENT TECHNOLOGIES INC COM	162.00	10 495.98	0.00
USD AGNC INV CORP COM USD0.01	200.00	3 568.00	0.00
USD AIR PRODS & CHEMS COM USD1	101.00	15 589.35	0.01
USD ALEXION PHARMACEUT COM USD0.0001	120.00	13 448.40	0.01
USD ALLSTATE CORP COM	176.00	16 846.72	0.01
USD ALLEY FINANCIAL INC COM USD0.01	208.00	5 285.28	0.00
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	155.00	169 039.90	0.06
USD AMAZON COM INC COM USD0.01	210.00	335 582.10	0.13
USD AMER EXPRESS CO COM USD0.20	383.00	39 345.59	0.02
USD AMER TOWER CORP COM NEW USD0.01	219.00	34 122.39	0.01
USD AMEREN CORP COM	139.00	8 975.62	0.00
USD AMERENPOWER FINL INC COM	100.00	12 734.00	0.01
USD AMERISOURCEBERGEN COM STK USD0.01	97.00	8 536.00	0.00
USD AMETEK INC COM USD0.01	85.00	5 701.80	0.00
USD AMGEN INC COM USD0.0001	391.00	75 380.89	0.03
USD AMGENHOL CORP NEW CL A	127.00	11 366.50	0.01
USD ANALOG DEVICES INC COM	149.00	12 472.79	0.01
USD ANNALY CAPITAL MAN COM USD0.01	400.00	3 948.00	0.00
USD ANTHEM INC COM USD0.01	140.00	38 579.80	0.02
USD APPLE INC COM NPV	2 613.00	571 881.18	0.22
USD APPLIED MATERIALS INC COM	553.00	18 182.64	0.01
USD ARAMARK COM USD0.01	105.00	3 771.60	0.00
USD ARCHER DANIELS MIDLAND CO COM	294.00	13 891.50	0.01
USD ASSURANT INC COM	41.00	3 985.61	0.00
USD AT&T INC COM USD1	3 783.00	116 062.44	0.04
USD AUTO DATA PROCESS COM USD0.10	239.00	34 435.12	0.01
USD AUTODESK INC COM USD0.01	144.00	18 612.00	0.01
USD AUTOZONE INC COM USD0.01	20.00	14 669.40	0.01
USD AVALONBAY COMMUN COM USD0.01	77.00	13 504.26	0.01
USD AVERY DENNISON CORP COM	115.00	10 432.80	0.00
USD BALL CORP COM NPV	252.00	11 289.60	0.01
USD BAXTER INTL INC COM USD1	218.00	13 627.18	0.01
USD BECTON DICKINSON COM USD1	135.00	31 117.50	0.01
USD BEST BUY CO INC COM USD0.10	131.00	9 190.96	0.00
USD BIOGEN INC COM STK USD0.0005	116.00	35 295.32	0.01
USD BK OF AMERICA CORP COM USD0.01	4 991.00	137 250.50	0.05
USD BK OF NY MELLON CP COM STK USD0.01	522.00	24 706.26	0.01
USD BOEING CO COM USD5	305.00	108 232.30	0.04
USD BOOKING HLDGS INC COM USD0.008	26.00	48 739.08	0.02
USD BORG WARNER INC COM	70.00	2 758.70	0.00
USD BROADCOM CORP COM USD1.00	205.00	45 875.45	0.02
USD CAPITAL ONE FINL COM USD0.01	250.00	22 325.00	0.01
USD CARMAX INC COM USD0.50	93.00	6 315.63	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD CARNIVAL CORP COM USD0.01(PAID STOCK)	166.00	9 302.64	0.00
USD CATERPILLAR INC DEL COM	294.00	35 668.08	0.01
USD CBRE GROUP INC CLASS 'A' USD0.01	133.00	5 358.57	0.00
USD CBS CORP NEW CL B	206.00	11 814.10	0.01
USD CELANESE CORP COM SERIES 'A' USD0.0001	100.00	9 694.00	0.00
USD CENTENE CORP DEL COM	85.00	11 077.20	0.00
USD CENTERPOINT ENERGY INC COM	256.00	6 914.56	0.00
USD CENTURYLINK INC COM	362.00	7 471.68	0.00
USD CF INDUSTRIES INC COM	130.00	6 240.90	0.00
USD CHARTER COMMUN INC COM USD0.001 CLASS 'A'	87.00	27 872.19	0.01
USD CHEVRON CORP COM USD0.75	640.00	109 417.00	0.04
USD CIGNA CORP COM USD0.25	160.00	34 209.60	0.01
USD CISCO SYSTEMS COM USD0.001	2 606.00	119 234.50	0.05
USD CIT GROUP INC COM NEW USD0.01	97.00	4 599.86	0.00
USD CITIGROUP INC COM USD0.01	1 315.00	86 079.90	0.03
USD CITIZENS FINL GP COM USD0.01	253.00	9 449.95	0.00
USD COGNIZANT TECHNOLOG COM CL 'A' USD0.01	308.00	21 261.24	0.01
USD COMCAST CORP COM CLS 'A' USD0.01	2 527.00	96 379.78	0.04
USD COMERICA INC COM	57.00	4 648.92	0.00
USD CONAGRA BRANDS IN COM USD0.25	208.00	7 404.80	0.00
USD CONOCOPHILLIPS COM USD0.01	638.00	44 596.20	0.02
USD CONSOLIDATED EDISON INC COM	146.00	11 066.00	0.00
USD CORNING INC COM USD0.50	517.00	16 518.15	0.01
USD COSTCO WHSL CORP NEW COM	229.00	52 356.27	0.02
USD CROWN CASTLE INTL COM USD0.01	156.00	17 289.66	0.01
USD CROWN HOLDINGS INC COM USD0.25	100.00	4 229.00	0.00
USD CUMMINS INC COM	80.00	10 935.20	0.00
USD CVS HEALTH CORP COM STK USD0.01	548.00	39 669.72	0.02
USD D R HORTON INC COM	147.00	5 286.12	0.00
USD DARDEN RESTAURANTS INC COM	100.00	10 655.00	0.00
USD DAVITA INC COM USD0.001	78.00	5 252.52	0.00
USD DISH NETWORK CORPO CLASS 'A' COM USD0.01	200.00	6 148.00	0.00
USD DOLLAR GENERAL CP COM USD0.875	212.00	23 612.56	0.01
USD DOLLAR TREE INC	149.00	12 560.70	0.01
USD DOVER CORP COM	100.00	8 284.00	0.00
USD DTE ENERGY CO COM	107.00	12 026.80	0.01
USD DXC TECHNOLOGY CO COM USD0.01	158.00	11 507.14	0.01
USD E TRADE FINANCIAL COM USD0.01	152.00	7 511.84	0.00
USD EASTMAN CHEM CO COM	58.00	4 544.30	0.00
USD EATON VANCE CORP COM NON VTG	100.00	4 505.00	0.00
USD EBAY INC COM USD0.001	578.00	16 779.34	0.01
USD EDISON INTL COM	163.00	11 310.57	0.01
USD ELECTRONIC ARTS INC COM	155.00	14 101.90	0.01
USD ELI LILLY AND CO COM NPV	519.00	56 280.36	0.02
USD ENTERGY CORP NEW COM	83.00	6 967.85	0.00
USD EQUINIX INC COM USD0.001 NEW	57.00	21 588.18	0.01
USD ESTEE LAUDER COS CLASS 'A' COM USD0.01	103.00	14 156.32	0.01
USD EVERSOURCE ENERGY COM USD0.25	132.00	8 350.32	0.00
USD EXELON CORP COM NPV	486.00	21 291.66	0.01
USD EXPEDIA GROUP INC COM USD0.001	60.00	7 525.80	0.00
USD EXPRESS SCRIPTS HL COM USD0.01	324.00	31 418.28	0.01
USD EXTRA SPACE STORAGE COM USD0.01	74.00	6 664.44	0.00
USD EXXON MOBIL CORP COM NPV	2 161.00	172 188.48	0.07
USD FACEBOOK INC COM USD0.000006 CL 'A'	1 208.00	183 362.32	0.07
USD FEDEX CORP COM USD0.10	135.00	29 745.90	0.01
USD FIDELITY NATL INF COM STK USD0.01	147.00	15 302.70	0.01
USD FIFTH THIRD BANCORP COM	380.00	10 256.20	0.00
USD FIRST REPUBLIC BAN COM USD0.01	100.00	9 099.00	0.00
USD FIRSTENERGY CORP COM USD0.10	182.00	6 784.96	0.00
USD FISERV INC COM USD0.01	218.00	17 287.40	0.01
USD FLEETCOR TECHNOLOG COM STK USD0.001	55.00	11 001.65	0.00
USD FLUOR CORP NEW COM	100.00	4 386.00	0.00
USD FORD MOTOR CO COM STK USD0.01	2 037.00	19 453.35	0.01
USD FORTUNE BRANDS HOME USD0.01 WM	75.00	3 362.25	0.00
USD FREEPORT-MCMORAN COM STK USD0.10	618.00	7 199.70	0.00
USD GENERAL MILS INC COM	283.00	12 395.40	0.01
USD GENERAL MOTORS CO COM USD0.01	703.00	25 722.77	0.01
USD GENUINE PARTS CO COM STK USD1	100.00	9 790.00	0.00
USD GILEAD SCIENCES COM USD0.001	677.00	46 157.86	0.02
USD GOLDMAN SACHS GRP COM USD0.01	189.00	42 594.93	0.02
USD GRANGER W W INC COM	28.00	7 951.16	0.00
USD HALLIBURTON COM STK USD0.20	434.00	15 051.12	0.01
USD HARRIS CORP COM STK USD1	80.00	11 896.80	0.01
USD HARTFORD FIN SVCS COM USD0.01	173.00	7 857.66	0.00
USD HASBRO INC COM	76.00	6 969.96	0.00
USD HCA HEALTHCARE INC COM USD0.01	145.00	19 361.85	0.01
USD HCP INC COM USD1	221.00	6 088.55	0.00
USD HEWLETT PACKARD EN COM USD0.01	860.00	13 115.00	0.01
USD HILTI WORLDWIDE IN COM USD0.01	133.00	9 465.61	0.00
USD HOLYFROST CORP COM USD0.01	88.00	5 934.72	0.00
USD HOME DEPOT INC COM USD0.05	632.00	111 156.16	0.04
USD HORMEL FOODS CORP COM USD0.0580	225.00	9 862.64	0.00
USD HOST HOTELS & RESO COM STK USD0.01	374.00	7 147.14	0.00
USD HP INC COM USD0.01	914.00	22 063.96	0.01
USD HUMANA INC COM USD0.166	79.00	25 312.39	0.01
USD HUNTINGTON BANCSHARES INC COM	757.00	10 847.81	0.00
USD INGERSOLL-RAND PLC SHS USD1	113.00	10 841.22	0.00
USD INTEL CORP COM USD0.001	2 421.00	113 496.48	0.04
USD INTL BUSINESS MACH COM USD0.20	473.00	54 598.39	0.02
USD INTUIT INC COM USD0.01	139.00	29 329.00	0.01
USD INVESCO LTD COM STK USD0.20	161.00	3 495.31	0.00
USD IQVIA HOLDINGS INC COM USD0.01	93.00	11 432.49	0.01
USD IRON MTN INC NEW COM NPV	715.00	3 520.15	0.00
USD JACOBS ENG GROUP COM USD1	100.00	7 509.00	0.00
USD JEFFERIES FINL GRP COM USD0.0001	331.00	7 106.57	0.00
USD KANSAS CITY STNH COM USD0.01	104.00	10 603.84	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

145

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD KELLOGG CO COM USD0.25	109.00	7 137.32	0.00
USD KEYCORP NEW COM	521.00	9 461.36	0.00
USD KEYSIGHT TECHNOLOG COM USD0.01 'MD'	106.00	6 050.48	0.00
USD KINDER MORGAN INC USD0.01	990.00	16 849.80	0.01
USD KLA-TENCOR CORP COM USD0.001	124.00	11 350.96	0.01
USD L BRANDS INC COM USD0.50	197.00	6 386.74	0.00
USD LAB CORP AMER HLDG COM USD0.1	93.00	14 931.15	0.01
USD LAM RESEARCH CORP COM USD0.001	100.00	14 173.00	0.01
USD LAS VEGAS SANDS CORP COM	194.00	9 899.82	0.00
USD LBNNAK CORP CL B	1.00	25.77	0.00
USD LBNNAK CORP CL A USD0.10	73.00	3 137.54	0.00
USD LINCOLN NATL CORP COM NPV	119.00	7 152.61	0.00
USD LIQ CORP COM	232.00	6 053.94	0.00
USD LORAIN COS INC COM USD0.50	439.00	41 801.58	0.02
USD MANPOWER GROUP COM USD0.01	46.00	3 051.60	0.00
USD MARATHON OIL CORP COM USD1	631.00	11 982.69	0.01
USD MARATHON PETROLEUM COM USD0.01	388.76	27 388.14	0.01
USD MARROTT INTL INC COM USD0.01 CLASS 'A'	164.00	19 169.96	0.01
USD MASCO CORP COM	242.00	7 260.00	0.00
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	507.00	100 218.69	0.04
USD MCCORMICK & CO INC COM NAVTG NPV	44.00	6 336.00	0.00
USD McDONALD'S CORP COM USD0.01	437.00	77 305.30	0.03
USD MICROSSON CORP COM USD0.01	117.00	14 596.92	0.01
USD MGM RESORTS INTL COM STK USD0.01	594.00	15 847.92	0.01
USD MICROCHIP TECHNOLOGY COM USD0.001	105.00	6 906.90	0.00
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	672.00	25 347.84	0.01
USD MICROSOFT CORP COM USD0.000125	3 853.00	411 538.93	0.16
USD MOHAWK INDS COM USD0.01	38.00	3 242.98	0.00
USD MOLSON COORS BREW CLASS 'B' USD0.01	100.00	6 400.00	0.00
USD MORGAN STANLEY COM STK USD0.01	723.00	33 012.18	0.01
USD MOSAIC CO COM USD0.01	155.00	4 795.70	0.00
USD NETAPP INC COM USD0.001	126.00	9 889.74	0.00
USD NETFLIX INC COM USD0.001	221.00	66 693.38	0.03
USD NEWELL BRANDS INC COM USD1	194.00	3 080.72	0.00
USD NEWMONT MINING CP COM USD1.60	225.00	6 957.00	0.00
USD NKE INC CLASS 'B' COM NPV	672.00	50 426.88	0.02
USD NORFOLK STNH CORP COM USD1	151.00	25 342.33	0.01
USD NORVEGIAN CRUISE L COM USD0.001	81.00	3 569.67	0.00
USD NUCOR CORP COM	157.00	9 281.84	0.00
USD NVIDIA CORP COM USD0.001	278.00	58 610.74	0.02
USD OGE ENERGY CORP COM USD0.01	138.00	4 988.70	0.00
USD OMNICOM GROUP INC COM USD0.15	103.00	7 654.96	0.00
USD ONEOK INC	116.00	7 609.60	0.00
USD ORACLE CORP COM USD0.01	1 614.00	78 827.76	0.03
USD OREILY AUTO NEW COM USD0.01	72.00	23 094.00	0.01
USD PACCAR INC COM STK USD1	155.00	8 867.55	0.00
USD PACKAGING CORP AMER COM	100.00	9 181.00	0.00
USD PARKER-HANNIFIN COM STK USD0.50	64.00	9 704.32	0.00
USD PAYCHEX INC COM	193.00	12 639.57	0.01
USD PAYPAL HOLDINGS IN COM USD0.0001	564.00	47 485.16	0.02
USD PFIZER INC COM USD0.05	3 168.00	136 414.08	0.05
USD PINNACLE WEST CAP CORP COM	100.00	8 225.00	0.00
USD PNC FINANCIAL SVCS COM USD5	254.00	32 636.46	0.01
USD PRINCIPAL FINL GP COM USD0.01	145.00	6 825.15	0.00
USD PROLOGIS INC COM USD0.01	253.00	16 310.91	0.01
USD PRUDENTIAL FINL COM USD0.01	226.00	21 194.28	0.01
USD PVM CORP COM USD1	93.00	11 233.47	0.01
USD QUALCOMM INC COM USD0.0001	753.00	47 756.17	0.02
USD QUEST DIAGNOSTICS INC COM	45.00	4 234.95	0.00
USD QURATE RETAIL INC COM USD0.01 SERIES A	220.00	4 826.80	0.00
USD RAYMOND JAMES FINANCIAL INC COM	100.00	7 669.00	0.00
USD RED HAT INC COM	101.00	17 335.64	0.01
USD REGIONS FINANCIAL CORP NEW COM	400.00	6 788.00	0.00
USD REPUBLIC SERVICES COM USD0.01	100.00	7 268.00	0.00
USD RESIDEO TECHNOLOGI COM USD0.001	61.00	1 284.05	0.00
USD ROBERT HALF INTL COM USD0.001	118.00	7 142.54	0.00
USD ROSS STORES INC COM USD0.01	193.00	19 107.00	0.01
USD ROYAL CARIBBEAN COM USD0.01	88.00	9 216.24	0.00
USD SALESFORCE.COM INC COM USD0.0001	333.00	45 700.92	0.02
USD SBA COMMUNICATIONS COM USD0.01 CL A	123.00	19 946.91	0.01
USD SCHLUMBERGER COM USD0.01	711.00	36 481.41	0.01
USD SEALED AIR CORP NEW COM	149.00	4 821.64	0.00
USD SERVICENOW INC COM USD0.001	100.00	18 104.00	0.01
USD SKYWORKS SOLUTIONS INC COM	94.00	8 155.44	0.00
USD SMUCKER/AMCO COM NPV	59.00	6 390.88	0.00
USD SOUTHWEST AIRLINES COM USD1	81.00	3 977.10	0.00
USD STANLEY BLACK & DE COM USD2.50	100.00	11 650.00	0.01
USD STARBUCKS CORP COM USD0.001	743.00	43 294.61	0.02
USD STATE STREET CORP COM STK USD1	193.00	13 268.75	0.01
USD STEPCYCLE INC COM	52.00	2 598.44	0.00
USD SUNTRUST BKS INC COM	237.00	14 850.42	0.01
USD SYMANTEC CORP COM	330.00	5 989.50	0.00
USD SYSCO CORP COM USD1	259.00	18 474.47	0.01
USD T ROWE PRICE GROUP COM USD0.20	94.00	9 117.06	0.00
USD TAMOBILE US INC COM USD0.0001	162.00	11 105.10	0.00
USD TAPESTRY INC COM USD0.01	119.00	9 034.89	0.00
USD TARGET CORP COM STK USD0.0003	267.00	22 329.21	0.01
USD TD AMERITRADE HLDG COM USD0.01	121.00	6 258.12	0.00
USD TESLA INC COM USD0.001	60.00	20 239.20	0.01
USD TEXAS INSTRUMENTS COM USD1	493.00	45 785.19	0.02
USD THERMO FISHER SCIE COM USD1	210.00	49 066.50	0.02
USD TIFFANY & CO NEW COM	61.00	6 789.30	0.00
USD TIX COS INC COM USD1	309.00	33 952.92	0.01
USD TRANSIGM GROUP INC COM	40.00	13 210.00	0.01
USD TWENTY-FIRST CENTU COM USD0.01 CL 'A'	593.00	25 172.56	0.01
USD TYSON FOODS INC CL A	147.00	8 808.24	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD ULTA BEAUTY INC COM STK USD0.01	33.00	9 059.16	0.00
USD UNION PACIFIC CORP COM USD2.50	432.00	63 167.04	0.02
USD UNITED RENTALS INC COM	46.00	5 523.22	0.00
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	492.00	128 584.20	0.05
USD UNIVERSAL HEALTH S CLASS B COM USD0.01	64.00	7 779.84	0.00
USD US BANCORP COM USD0.01	868.00	45 379.36	0.02
USD VALERO ENERGY CORP NEW COM	235.00	21 406.15	0.01
USD VERIT INC COM USD0.001	718.00	9 262.94	0.00
USD VF CORP COM NPV	143.00	11 851.84	0.01
USD VIVACOM INC NEW CL B NON-VTG USD0.001	128.00	4 090.44	0.00
USD VISA INC COM STK USD0.0001	981.00	135 230.85	0.05
USD VOYA FHL INC COM USD0.01	69.00	3 019.44	0.00
USD WALGREENS BOOTS AL COM USD0.01	472.00	37 651.44	0.02
USD WALMART INC COM USD0.10	797.00	78 923.16	0.03
USD WALT DISNEY CO DISNEY COM USD0.01	779.00	89 452.57	0.03
USD WASTE MGMT INC DEL COM	209.00	18 699.23	0.01
USD WELLS FARGO & CO COM USD1.2/3	2 478.00	131 903.94	0.05
USD WESTERN DIGITAL CORP COM	143.00	6 159.01	0.00
USD WESTROCK CO COM USD0.01	178.00	7 648.66	0.00
USD WHIRLPOOL CORP COM	41.00	4 500.16	0.00
USD WILLIAMS COS INC COM USD0.01	559.00	13 600.47	0.01
USD WYNDHAM DESTINATIO COM USD0.01	59.00	2 118.92	0.00
USD WYNN RESORTS LTD COM	51.00	5 130.60	0.00
USD XILINK INC COM USD0.01	117.00	9 988.29	0.00
USD XYLEM INC COM USD0.01 WM	84.00	5 508.72	0.00
USD YUM BRANDS INC COM	159.00	14 375.19	0.01
USD ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC COM USD0.01	112.00	12 722.08	0.01
Total United States		7 804 729.91	2.94
Total Registered shares		11 157 868.78	4.22
Depository receipts			
France			
AUD UNBAL RODAMCO-WE CDX 10:1	433.00	3 918.97	0.00
Total France		3 918.97	0.00
Ireland			
AUD JAMES HARDIE ID PLC CLIF EUR0.5	455.00	6 099.42	0.00
Total Ireland		6 099.42	0.00
Israel			
USD TEVA PHARMA IND ADICNV 1 ORD (USD. 10)	483.00	9 650.34	0.00
Total Israel		9 650.34	0.00
Luxembourg			
SEK MILLICOM INTL CELL SDR EACH REP 1 USD1.50	49.00	2 771.75	0.00
EUR SES S.A. FDR EACH REP 1 'A' NPV	192.00	4 127.93	0.00
Total Luxembourg		6 899.68	0.00
United Kingdom			
USD BRITISH AMERIN TOB PLC SPONSORED ADR	230.00	9 980.85	0.01
USD MICRO FOCUS INTL SPON ADR EACH REP 1 ORD SHS	118.00	1 810.12	0.00
Total United Kingdom		11 790.97	0.01
Total Depository receipts		38 319.38	0.01
Certificates on investment funds			
Ireland			
USD STAR COMPASS PLC/ABS DYNAMIC DIVERSIFIED LTD NOTE DUE 30.03.19	26 240 000.00	37 058 752.00	13.97
Total Ireland		37 058 752.00	13.97
Total Certificates on investment funds		37 058 752.00	13.97
Investment funds, closed end			
Canada			
CAD RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	116.00	2 119.93	0.00
Total Canada		2 119.93	0.00
Singapore			
SGD CAPITALAND MALL TRUST	6 300.00	9 599.22	0.00
Total Singapore		9 599.22	0.00
United Kingdom			
GBP SEGRO PLC REIT	119.00	934.51	0.00
Total United Kingdom		934.51	0.00
United States			
USD DUKE REALTY CORP REIT	235.00	6 478.95	0.00
USD LIBERTY PTY TST SB USD0.001	104.00	4 354.48	0.00
USD SL GREEN REALTY CORPORATION	53.00	4 936.78	0.00
USD VENTAS INC REIT	170.00	9 866.80	0.01
Total United States		25 537.01	0.01
Total Investment funds, closed end		38 190.67	0.01

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

147

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Rights			
Spain			
EUR BANCO SANTANDER SA (STOCK DIVIDEND) RIGHTS 01.11.18	8 149.00	316.70	0.00
Total Spain		316.70	0.00
Total Rights		316.70	0.00
Notes, fixed rate			
USD			
USD ABU DHABI GOVERNMENT OF REG-S 3.12500% 17-11.10.27	200 000.00	185 000.00	0.07
USD ALBERTA, PROVINCE OF 3.30000% 18-15.03.28	200 000.00	194 802.56	0.07
USD ANHEUSER-BUSCH INBEV FINANCE INC 3.65000% 16-01.02.26	200 000.00	190 243.41	0.07
USD APPLE INC 3.20000% 17-11.05.27	100 000.00	95 064.31	0.04
USD APPLE INC 3.25000% 16-23.02.26	150 000.00	144 395.88	0.05
USD APPLE INC 3.45000% 14-06.05.24	250 000.00	247 332.11	0.09
USD BERKSHIRE HATHAWAY INC 3.12500% 16-15.03.26	200 000.00	190 397.49	0.07
USD CHEVRON CORP 2.89500% 17-03.03.24	100 000.00	96 500.01	0.04
USD CHEVRON CORP 3.19100% 13-24.06.23	150 000.00	147 582.03	0.06
USD CORPORACION ANDINA DE FOMENTO 4.37500% 12-15.06.22	75 000.00	76 782.75	0.03
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.37500% 17-24.05.27	175 000.00	162 896.84	0.06
USD EXXON MOBIL CORP 3.04000% 16-01.03.26	100 000.00	95 463.70	0.04
USD HSBC BANK PLC-REG-S 4.12500% 10-12.08.20	200 000.00	202 810.56	0.08
USD JOHNSON & JOHNSON 2.45000% 16-01.03.26	250 000.00	230 894.82	0.09
USD KOREA RESOURCES CORP-REG-S 3.00000% 17-24.04.22	200 000.00	193 092.84	0.07
USD KUWAIT INTERNATIONAL GOVT BOND-REG-S 3.50000% 17-20.03.27	200 000.00	194 300.00	0.07
USD MICROSOFT CORP 2.87500% 17-06.02.24	100 000.00	96 946.00	0.04
USD MICROSOFT CORP 4.00000% 11-08.02.21	200 000.00	204 451.16	0.08
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 2.40000% 12-21.09.22	225 000.00	216 851.00	0.08
USD ORACLE CORP 2.65000% 16-15.07.26	275 000.00	251 492.94	0.09
USD PROCTER & GAMBLE CO 2.85000% 17-11.08.27	200 000.00	186 799.51	0.07
USD QATAR, STATE OF-REG-S 2.37500% 16-02.06.21	200 000.00	193 750.00	0.07
USD TOTAL CAPITAL INTERNATIONAL SA 3.70000% 13-15.01.24	225 000.00	225 676.66	0.09
USD WALMART INC 3.70000% 18-26.06.28	350 000.00	344 680.80	0.13
USD WESTLAC BANKING CORP 2.85000% 16-13.05.26	200 000.00	183 294.00	0.07
Total USD		4 551 460.98	1.72
Total Notes, fixed rate		4 551 460.98	1.72
Medium term notes, fixed rate			
USD			
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.00000% 15-22.01.25	225 000.00	209 680.59	0.08
USD AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKING GROUP 2.30000% 16-01.06.21	250 000.00	242 042.50	0.09
USD BANK OF AMERICA CORP 3.24800% 16-21.10.27	175 000.00	160 729.39	0.06
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 3.15000% 17-19.09.27	50 000.00	46 220.50	0.02
USD CRRB CAPITAL INC-REG-S 2.75000% 17-02.11.27	250 000.00	234 803.81	0.09
USD HENKEL AG & CO KGAA-REG-S 1.50000% 16-13.09.19	80 000.00	78 988.16	0.03
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 1.87500% 16-27.10.26	200 000.00	180 780.52	0.07
USD JAPAN TOBACCO INC-REG-S 2.80000% 16-13.04.26	200 000.00	184 346.00	0.07
USD MDC-GMTN B.V-REG-S 3.00000% 17-19.04.24	250 000.00	235 937.50	0.09
USD NISSAN MOTOR ACCEPTANCE CORP-REG-S 2.60000% 17-28.09.22	125 000.00	119 405.01	0.04
USD TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.60000% 17-11.01.22	300 000.00	292 835.33	0.11
Total USD		1 985 769.31	0.75
Total Medium term notes, fixed rate		1 985 769.31	0.75
Bonds, fixed rate			
USD			
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 3.00000% 14-21.02.24	250 000.00	247 769.35	0.09
USD KOREA NATIONAL OIL CORP-REG-S 3.25000% 14-10.07.24	200 000.00	239 366.77	0.09
USD MORGAN STANLEY 5.50000% 10-24.07.20	150 000.00	155 004.00	0.06
USD ONTARIO, PROVINCE OF 2.50000% 16-27.04.26	100 000.00	93 506.20	0.03
USD UNITEDHEALTH GROUP INC 3.75000% 15-15.07.25	100 000.00	99 011.33	0.04
Total USD		834 657.65	0.31
Total Bonds, fixed rate		834 657.65	0.31
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.62500% 10-15.11.20	7 600 000.00	7 559 921.86	2.85
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.12500% 16-31.07.21	5 700 000.00	5 429 695.29	2.05
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-30.09.23	3 900 000.00	3 613 136.71	1.37
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.02.27	5 000.00	4 681.25	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 13-15.08.23	5 000.00	4 891.41	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 17-15.05.20	5 000.00	4 869.87	0.00
Total USD		16 617 226.33	6.27
Total Treasury notes, fixed rate		16 617 226.33	6.27
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI UNLINKED 12-15.01.22	610 000.00	659 669.01	0.25
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI UNLINKED 12-15.07.22	570 000.00	606 605.38	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI UNLINKED 13-15.01.23	580 000.00	609 983.40	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI UNLINKED 15-15.04.20	1 200 000.00	1 270 041.71	0.48
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.250%/CPI UNLINKED 15-15.01.25	690 000.00	698 288.02	0.26
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15.07.23	570 000.00	601 688.93	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI UNLINKED 15-15.07.25	940 000.00	957 221.42	0.36
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI UNLINKED 17-15.01.27	240 000.00	235 859.91	0.09
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.500%/CPI UNLINKED 18-15.01.28	1 250 000.00	1 207 514.01	0.45
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI UNLINKED 14-15.01.24	570 000.00	603 015.60	0.23

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPY LINKED 16-15.01.26	930 000.00	953 850.48	0.36
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPY LINKED 11-15.01.21	860 000.00	992 093.93	0.37
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPY LINKED 04-15.01.25	655 000.00	944 453.99	0.36
Total USD		10 340 285.79	3.90
Total Treasury notes, floating rate		10 340 285.79	3.90
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		91 216 054.73	34.39
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Notes, fixed rate			
USD			
USD SCENTRE GROUP TRUST 1/2-REG-S 3.75000% 17-23.03.27	100 000.00	94 725.00	0.04
Total USD		94 725.00	0.04
Total Notes, fixed rate		94 725.00	0.04
Medium term notes, fixed rate			
USD			
USD ROYAL BANK OF CANADA 2.12500% 17-02.03.20	200 000.00	197 362.79	0.07
Total USD		197 362.79	0.07
Total Medium term notes, fixed rate		197 362.79	0.07
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.62500% 14-31.08.19	2 500 000.00	2 478 613.27	0.94
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 12-15.05.22	7 500 000.00	7 195 898.40	2.71
Total USD		9 674 511.67	3.65
Total Treasury notes, fixed rate		9 674 511.67	3.65
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		9 966 599.46	3.76
Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			
Bearer shares			
Canada			
CAD TELUS CORPORATION COM NPV	86.00	2 956.71	0.00
Total Canada		2 956.71	0.00
Total Bearer shares		2 956.71	0.00
Notes, fixed rate			
USD			
USD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING REG-S 1.95000% 17-28.09.20	100 000.00	97 671.99	0.04
Total USD		97 671.99	0.04
Total Notes, fixed rate		97 671.99	0.04
Total Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		100 628.70	0.04
UCITS/Other UCIs			
Investment funds, open end			
Ireland			
USD UBS (RIJ) INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-X-USD	15 535.00	2 993 594.50	1.13
Total Ireland		2 993 594.50	1.13
Jersey			
USD UBS WEALTH MANAGEMENT-GLOBAL PROPERTY FUND LTD H-USD	10 785.30	71 983.24	0.03
Total Jersey		71 983.24	0.03
Luxembourg			
USD MANAGER OPP ACCESS-RISK PRIORITY STRATEGIES FUND USD Q-ACC	52 650.87	5 574 147.71	2.10
EUR UBS (LUX) BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR)-I-X-ACC	38 051.00	5 355 150.88	2.02
USD UBS (LUX) BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD)-I-X-DVS	54 893.00	5 419 036.96	2.04
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	454.40	8 168 153.74	3.08
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U-X-ACC	2 092.00	21 552 680.56	8.13
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	1 211.00	14 450 414.93	5.45
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - G&B EM OPP(USD)-U-X-ACC	143.00	3 448 126.11	1.30
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - USA ENHANCED (USD)-U-X-ACC	288.00	6 291 054.72	2.37
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - USA GROWTH (USD)-U-X-ACC	46.00	1 619 382.16	0.61
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE (USD)-U-X-ACC	2 559.86	37 146 201.83	14.01
USD UBS (LUX) INST FUND-KEY SEL GLOBAL EQUITY FA-USD	1 298.00	28 781 462.60	10.85
USD UBS (LUX) INSTITUTIONAL SICAV - E MARKETS EQUITY BASS FA-USD	603.00	6 990 687.54	2.64
EUR UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV-GLOBAL ALPHA OPP (EUR)-U-X-ACC	810.00	11 760 742.54	4.43
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	1.00	10 781.21	0.00
Total Luxembourg		156 568 026.49	58.55
Total Investment funds, open end		159 633 604.23	60.19
Total UCITS/Other UCIs		159 633 604.23	60.19

UBS (lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

149

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Derivative instruments listed on an official stock exchange			
Options on indices, classic-styled			
USD			
USD S&P 500 INDEX PUT 2450.00000 21.12.18	33.00	56 265.00	0.02
Total USD		56 265.00	0.02
Total Options on indices, classic-styled		56 265.00	0.02
Total Derivative Instruments listed on an official stock exchange		56 265.00	0.02
Total investments in securities		260 973 152.12	98.40

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds

EUR	SHORT EURO BTP ITALY GOVERNMENT FUTURE 06.12.18	45.00	43 135.21	0.02
JPY	JAPAN GOVERNMENT 10Y BOND (TSE) FUTURE 13.12.18	-6.00	-18 076.29	-0.01
USD	US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 19.12.18	44.00	-135 437.50	-0.05
Total Financial Futures on bonds			-110 378.58	-0.04

Financial Futures on indices

EUR	EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 21.12.18	218.00	-308 401.15	-0.12
CHF	SWISS MARKET INDEX FUTURE 21.12.18	24.00	26 672.63	0.01
GBP	FTSE 100 INDEX FUTURE 21.12.18	48.00	-83 758.44	-0.03
SEK	OMX 30 INDEX FUTURE 16.11.18	-32.00	-2 065.71	0.00
AUD	SPI 200 INDEX FUTURE 20.12.18	-43.00	297 053.77	0.11
USD	S&P 500 EMINI FUTURE 21.12.18	-14.00	116 935.00	0.05
HKD	HANG SENG INDEX FUTURE 29.11.18	-4.00	-715.86	0.00
Total Financial Futures on indices			45 720.24	0.02

Total Derivative Instruments listed on an official stock exchange		-64 658.34	-0.02
Total Derivative Instruments		-64 658.34	-0.02

Forward Foreign Exchange contracts

Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)

USD	2 805 814.14	TWD	85 900 000.00	29.11.2018	24 309.42	0.01
USD	1 147 828.78	AUD	1 598 972.47	29.11.2018	14 218.83	0.01
USD	12 460 090.59	EUR	10 688 888.35	29.11.2018	323 025.29	0.12
USD	3 715 109.63	GBP	2 886 535.41	29.11.2018	22 458.20	0.01
USD	234 060.08	DKK	1 495 000.00	29.11.2018	6 500.17	0.00
USD	3 078 472.62	JPY	341 451 561.00	29.11.2018	46 951.70	0.02
USD	1 001 683.71	CAD	1 317 120.92	29.11.2018	-1 746.74	0.00
SGD	60 000.00	USD	43 592.11	29.11.2018	-238.38	0.00
USD	116 650.40	NOK	977 313.11	29.11.2018	241.11	0.00
USD	660 704.70	SEK	5 969 159.13	29.11.2018	6 152.43	0.00
USD	1 527 690.44	CHF	1 477 528.72	29.11.2018	55 265.91	0.02
USD	1 005 397.33	HKD	7 881 000.00	29.11.2018	-917.74	0.00
USD	158 182.34	EUR	135 000.00	29.11.2018	4 891.95	0.00
USD	1 091 534.49	EUR	930 000.00	29.11.2018	35 534.06	0.01
GBP	270 000.00	USD	354 190.02	29.11.2018	8 750.75	0.00
USD	141 529.37	NOK	1 150 000.00	29.11.2018	4 551.08	0.00
USD	325 771.86	JPY	36 500 000.00	29.11.2018	1 712.68	0.00
USD	290 664.33	CAD	375 000.00	29.11.2018	4 975.74	0.00
EUR	140 000.00	USD	165 347.00	29.11.2018	-6 379.19	0.00
USD	40 012.45	AUD	55 000.00	29.11.2018	1 019.57	0.00
USD	2 629 616.25	EUR	2 225 000.00	29.11.2018	103 163.60	0.04
USD	1 006 040.73	HKD	7 805 000.00	10.1.2019	999.44	0.00
USD	692 203.46	AUD	957 609.80	10.1.2019	12 923.21	0.01
USD	1 560 766.97	CAD	1 593 581.70	10.1.2019	40 624.74	0.02
USD	3 332 495.87	JPY	376 769 317.00	10.1.2019	-25 996.01	-0.01
USD	2 366 746.69	GBP	1 805 000.00	10.1.2019	52 062.34	0.02
USD	1 127 346.80	CHF	1 097 034.70	10.1.2019	28 972.62	0.01
USD	645 157.72	SEK	5 686 314.31	10.1.2019	18 870.48	0.01
USD	264 030.55	NOK	2 135 804.40	10.1.2019	9 093.60	0.00
USD	236 259.98	SGD	323 000.00	10.1.2019	2 638.86	0.00
USD	233 494.88	DKK	1 485 000.00	10.1.2019	6 445.09	0.00
USD	12 948 517.48	EUR	11 055 769.71	10.1.2019	342 138.91	0.13
NZD	470 000.00	USD	305 851.09	29.11.2018	1 546.06	0.00
NZD	470 000.00	USD	305 965.30	10.1.2019	1 188.83	0.00
JPY	5 500 000.00	USD	48 723.01	10.1.2019	303.55	0.00
JPY	5 500 000.00	USD	48 527.67	29.11.2018	303.17	0.00
GBP	50 000.00	USD	65 678.20	10.1.2019	-1 559.52	0.00
CAD	100 000.00	USD	77 429.29	10.1.2019	-1 177.48	0.00
GBP	50 000.00	USD	65 519.30	29.11.2018	-1 555.92	0.00
CAD	100 000.00	USD	77 354.12	29.11.2018	-1 170.50	0.00
EUR	50 000.00	USD	57 897.25	10.1.2019	-884.58	0.00
EUR	50 000.00	USD	57 661.15	29.11.2018	-886.93	0.00
AUD	100 000.00	USD	71 032.60	29.11.2018	-136.45	0.00
AUD	100 000.00	USD	71 066.00	10.1.2019	-131.03	0.00
HKD	650 000.00	USD	83 012.26	29.11.2018	-14.57	0.00
HKD	650 000.00	USD	83 050.24	10.1.2019	11.77	0.00
USD	19 773.89	GBP	15 000.00	29.11.2018	584.87	0.00
USD	19 821.56	GBP	15 000.00	10.1.2019	586.36	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Future/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts (Continued)			
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)			
USD 230 651.20 EUR 200 000.00 29.11.2018		3 554.33	0.00
USD 231 607.20 EUR 200 000.00 10.1.2019		3 556.53	0.00
USD 66 102.80 GBP 50 000.00 29.11.2018		2 139.42	0.00
USD 66 262.80 GBP 50 000.00 10.1.2019		2 144.12	0.00
USD 57 954.60 EUR 50 000.00 29.11.2018		1 180.38	0.00
USD 58 194.00 EUR 50 000.00 10.1.2019		1 181.33	0.00
USD 58 109.80 EUR 50 000.00 29.11.2018		1 335.58	0.00
USD 58 357.85 EUR 50 000.00 10.1.2019		1 345.18	0.00
USD 13 281.91 GBP 10 000.00 10.1.2019		458.17	0.00
USD 13 249.08 GBP 10 000.00 29.11.2018		456.40	0.00
JPY 19 000 000.00 USD 169 382.28 29.11.2018		-693.94	0.00
USD 123 450.34 SGD 170 000.00 29.11.2018		614.77	0.00
EUR 280 000.00 USD 322 534.44 29.11.2018		-4 588.83	0.00
EUR 270 000.00 USD 312 348.69 10.1.2019		-4 480.28	0.00
JPY 19 000 000.00 USD 170 108.83 10.1.2019		-764.33	0.00
USD 123 558.45 SGD 170 000.00 10.1.2019		-599.97	0.00
GBP 210 000.00 USD 224 621.08 10.1.2019		-5 622.62	0.00
GBP 220 000.00 USD 287 239.48 29.11.2018		-5 800.59	0.00
USD 142 909.91 GBP 110 000.00 29.11.2018		2 190.47	0.00
USD 143 279.40 GBP 110 000.00 10.1.2019		2 218.30	0.00
SGD 11 510 300.00 USD 8 357 178.38 26.11.2018		-41 211.28	-0.02
JPY 6 013 324 500.00 USD 53 561 753.47 26.11.2018		-193 156.46	-0.07
USD 260 667.35 SGD 399 600.00 26.11.2018		863.37	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)		889 819.84	0.34
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		3 314 324.08	1.25
Other assets and liabilities		102 191.01	0.03
Total net assets		265 214 828.71	100.00

UBS (lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

151

(2) 【2017年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

U B S (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

純資産計算書

	2017年10月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	242,965,326.21	26,937,566
投資有価証券、未実現評価(損)益	33,721,162.33	3,738,665
投資有価証券合計(注1)	276,686,488.54	30,676,231
現金預金、要求払預金および預託金勘定	4,882,778.46	541,354
その他の流動資産(マージン)	1,220,329.79	135,298
有価証券売却未収金(注1)	2,566,507.11	284,549
発行未収金	2,807,018.29	311,214
有価証券に係る未収利息	293,157.28	32,502
配当金に係る未収金	24,728.69	2,742
その他の未収金	9,785.68	1,085
その他の資産	90,661.00	10,052
金融先物未実現(損)益(注1)	324,855.03	36,017
先渡為替契約未実現(損)益(注1)	844,669.11	93,648
資産合計	289,750,978.98	32,124,691
負 債		
当座借越に係る未払利息	(204.45)	(23)
有価証券購入未払金(注1)	(2,552,859.50)	(283,036)
買戻未払金	(218,786.00)	(24,257)
報酬引当金(注2)	(240,788.74)	(26,696)
その他の手数料および報酬引当金(注2)	(19,114.27)	(2,119)
引当金合計	(259,903.01)	(28,815)
負債合計	(3,031,752.96)	(336,130)
期末現在純資産	286,719,226.02	31,788,561

注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

U B S (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)

運用計算書

自2016年11月 1 日 至2017年10月31日		
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	20,131.86	2,232
有価証券に係る利息	1,196,545.20	132,661
配当金	710,532.97	78,777
スワップに係る受取利息(注1)	114,475.56	12,692
貸付証券に係る収益(注13)	73,520.98	8,151
その他の収益(注4)	90,180.36	9,998
収益合計	2,205,386.93	244,511
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(42,001.10)	(4,657)
貸付証券に係るコスト(注13)	(29,408.39)	(3,261)
報酬(注2)	(5,335,438.16)	(591,540)
年次税(注3)	(63,221.57)	(7,009)
その他の手数料および報酬(注2)	(47,532.67)	(5,270)
現金および当座借越に係る利息	(14,234.95)	(1,578)
費用合計	(5,531,836.84)	(613,315)
投資純(損)益	(3,326,449.91)	(368,804)
実現利益(注1)		
無オプション市場価格証券	11,839,701.65	1,312,668
金融先物	2,184,309.21	242,174
先渡為替契約	12,221,149.12	1,354,959
スワップ	579,933.98	64,297
為替差益	23,887,719.01	2,648,431
実現利益合計	50,712,812.97	5,622,530
実現損失(注1)		
無オプション市場価格証券	(3,454,233.79)	(382,971)
金融先物	(569,382.20)	(63,127)
先渡為替契約	(14,181,312.08)	(1,572,282)
スワップ	(527,523.65)	(58,487)
為替差損	(24,586,708.41)	(2,725,928)
実現損失合計	(43,319,160.13)	(4,802,795)
当期実現純(損)益	4,067,202.93	450,931
未実現評価益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券	37,027,337.31	4,105,221
金融先物	324,855.03	36,017
先渡為替契約	844,669.11	93,648
未実現評価益の変動合計	38,196,861.45	4,234,886
未実現評価損の変動(注1)		
無オプション市場価格証券	(15,418,030.39)	(1,709,397)
金融先物	(244,962.36)	(27,159)
先渡為替契約	(978,952.86)	(108,537)
未実現評価損の変動合計	(16,641,945.61)	(1,845,093)
運用の結果による純資産の純増(減)	25,622,118.77	2,840,724

注記は当財務書類と不可分のものである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ

財務書類に対する注記

2017年10月31日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のとおり要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに対するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。

「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、（ ）ルクセンブルグの個々の法定外休日、（ ）関連サブ・ファンドが主に投資する各国の取引所の休業日、（ ）関連サブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日、（ ）その運用実績および純資産が主に一または複数の指数に基づくサブ・ファンドの場合、関連指数が公表されない日を含まない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに請求される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

- クラス「P-dist」投資証券に関して分配が行われる場合はいつでも、当該投資証券の純資産価額および発行価格ならびに買戻価格は、分配額が減額される。その結果、「P-dist」投資証券に割当てられる純資産価額の百分率は減少する。その他の投資証券クラスの純資産価額は変動しない。その結果、その他の投資証券に割当てられる純資産価額の百分率は増加する。
- 投資証券の各発行または買戻しに関して、当該投資証券クラスに帰属する純資産価額は、適切に調整される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において純資本の流入または流出をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少することがある（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。最大調整額は、純資産価額の2%であった。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにファンドが投資する資産の見積評価スプレッドは、計算上考慮される。ファンドの全投資証券が純増する場合、調整は純資産価額の増加を導く。投資証券が純減する場合、調整は純資産価額の減少となる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドの限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産または該当するサブ・ファンドの通貨の絶対量に関して1取引日における純増/純減について設けられる。この限界値が1取引日を超過した場合にのみ、純資産価額は調整される。

b) 評価原則

- 流動資金（現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない）は、その全額で評価される。た

だし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。

- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、既知の最終市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。

証券取引所において通常の取引が行われていない証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。

証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における最終の入手可能価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立の価格提供業者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算方法によって検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCI）の受益証券は、その最終純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび／またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ運用会社または投資顧問会社から独立した信頼のおけるサービス提供会社によって提供される見積評価額に基づき評価される（見積評価額）。
- オルタナティブ投資商品により構成される指数連動のインデックス証書（債務商品）は、直近の入手可能な通常の時価（公正価値）で評価される。公正価値は、インデックスの構成要素の直近の入手可能な評価額に基づいている。推定評価に関する報告書が入手可能である場合には、インデックス証書は、有効な評価報告書が入手可能になるまで、当該推定報告書に基づき評価される。
- 証券取引所または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドを参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。

- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値（買呼値と売呼値の仲根）または、入手不能な場合は、当該通貨の最も代表的な為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入額の出金現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS 評価方針に基づき決定される。

特殊な状況または事象により、上記の基準によって該当するサブ・ファンドの評価を正確に判断することが不可能または不適切とみなされる場合、本投資法人は、ファンド全体または個別のサブ・ファンドの資産に対して、誠実に決定され、かつ一般に認められるその他の適切な評価原則を一時的に適用する権利を有する。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。実現または未実現損益は、運用計算書に計上される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) 証券の売却に係る実現純（損）益

証券の売却に係る実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得価額は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロで実証される。本投資法人の2017年10月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、決算日の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2017年10月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ = 1.161222 スイスフラン

1 ユーロ = 1.164950 米ドル

償還または合併したサブ・ファンドに関する連結財務書類の換算に使用された為替レートは、償還日または合併日現在のものである。

i) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

j) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」として計上された時に、収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 - 報酬

本投資法人は、以下の表に表示されるサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

上限定率報酬 (年
率)

名称に「P」が付く投資証券クラス	1.980%
------------------	--------

上記の定率報酬は、以下のとおり用いられるものとする。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオの管理および販売（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、支払取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されているその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から、本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率料率）。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」の項にて参照できる。
2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値スプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの事務管理に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われ、かつ法律によって許可される一切のその他の報酬。
 - d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む）。
 - f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、KIID、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む）。
 - h) 本投資法人による議決権または債権者の権利により生じた費用（外部顧問報酬を含む）。
 - i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本投資法人の資産に対して請求できる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、当該コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人のTERの開示において考慮される。
3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

販売手数料は、運用手数料から本投資法人の販売会社および資産運用会社に支払われる。

保管受託銀行および管理事務代行会社は、投資主の利益のためこれらが行う個別手配に係る費用の払戻しを受ける権利を有するが、かかる費用は本投資法人に対し直接請求されることもある。

定率管理報酬を有していない他のファンドのプロバイダーの報酬規定との一般的な比較可能性の目的のために、管理報酬の上限は、定率管理報酬の80%で設定している。

本投資法人の収益および資産に対し課せられる一切の税金、特に年次税 ("taxe d'abonnement") は、これもまた本投資法人が負担する。

個々のサブ・ファンドに正確に割当てられ得る費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。投資証券クラスに割当てられる費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド/投資証券クラスがその純資産額に比例して負担する。

特定の支払手数料および費用は、既存のファンドに投資を行う場合には複数回、またはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズに投資を行う場合には三回発生する可能性がある(例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行会社、管理報酬/投資顧問報酬ならびに投資が行われるUCIsおよび/またはUCITSの発行/買戻手数料)。そのような支払手数料および費用は、対象ファンドならびにファンド・オブ・ファンズの段階で請求される。

サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、適用されるパフォーマンス報酬を除き、最大3%(ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズに関しては、最高4.5%)とする。

管理会社もしくはその委託先により直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関連して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の本投資法人の純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されているが、機関筋の投資証券クラスに関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じた収益で構成される。

注5 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、本投資法人の取締役会の提案により年次決算の終了後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が2010年12月17日付の法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配の支払は行われない。分配が行われる場合、支払は年度末後4ヵ月以内に行われる。

本投資法人の取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止することを決定する権利を有している。

注6 - 金融先物契約

2017年10月31日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物に係る契約債務は、以下のよう
に要約できる。

a) 金融先物

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	指数関連金融先物	
	(購入)	(売却)
- バランスド (米ドル)	16 171 285.87 米ドル	9 144 274.11 米ドル

注7 - ソフト・コミッション取決め

2016年11月1日から2017年10月31日までの年度中に、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブのために締結された「ソフト・コミッション取決め」はなく、「ソフト・コミッション」の金額は零である。

注8 - 総費用比率 (TER)

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション (SFAMA) の「TERの計算ならびに公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産 (運用費用) に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヵ月のTERは、以下のとおりである。

U B S (L u x) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	総費用比率 (T E R)
- バランスド (米ドル) P - a c c	2.10%
- バランスド (米ドル) (日本円・ヘッジ) P - a c c	2.11%

運用期間が12ヵ月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注9 - 取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2017年10月31日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならびに類似取引に関連する取引費用を負担した。

U B S (L u x) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	取引費用
- バランスド (米ドル)	36 608.81 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注10 - 取締役会により零と評価される有価証券

U B S 評価委員会による提案に基づき、管理会社の取締役会は、以下の有価証券を零またはほぼ零と評価することを決定した。

ISIN	有価証券
PTBES0AM0007	BCO ESPIRITO SANTO EUR*
IE00B06H8J93	IRISH BK RESOL CP COM**

* サブ・ファンド(イールド(スイスフラン)、バランスド(スイスフラン)、イールド(ユーロ)およびバランスド(ユーロ))

** サブ・ファンド(イールド(ユーロ)、バランスド(ユーロ)およびグロース(ユーロ))

注11 - 合併

以下の合併が生じた。

サブ・ファンド	合併先	日付
UBS (Lux) ストラテジー ・エクストラ・シキャブ ・フィクスト・インカム (スイスフラン)	UBS (Lux) ストラテジー ・エクストラ・シキャブ ・イールド (スイスフラン)	2017年4月10日
UBS (Lux) ストラテジー ・エクストラ・シキャブ ・グロース (ユーロ)	UBS (Lux) ストラテジー ・エクストラ・シキャブ ・バランスド (ユーロ)	2017年1月11日

注12 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および/または保管受託銀行は、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服せしめることを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳(すなわち、本投資法人および保管受託銀行によって承認されたもの)に自らが拘束されるものと認めることができる。

注13 - 店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を締結する場合、店頭取引相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下で店頭取引相手先が義務を果たさない(または履行できない)というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。店頭取引相手方、保管受託銀行または副保管受託銀行/コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、店頭取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部分を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券の貸付機関として行為する。

店頭派生商品*

担保が設定されていない店頭派生商品を有する以下のサブ・ファンドは、その代わりにマージン勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現(損)益	受領担保
U B S (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)		
ユービーエス・エイ・ジー	844 669.11 米ドル	0.00米ドル

* 公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付証券

U B S (Lux) ストラテジー ・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)	2017年10月31日現在 貸付証券による 取引相手方エクスポージャー		2017年10月31日現在 担保内訳(比率%)		
	貸付証券 時価	担保(ユービーエス・ スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
	米ドル	米ドル			
	45 323 346.57	47 233 983.74	57.71	42.29	0.00

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.10.2017
Investments in securities, cost	242 965 326.21
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	33 721 162.33
Total investments in securities (Note 1)	276 686 488.54
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	4 882 778.46
Other liquid assets (Margins)	1 220 329.79
Receivable on securities sales (Note 1)	2 566 507.11
Receivable on subscriptions	2 807 018.29
Interest receivable on securities	293 157.28
Receivable on dividends	24 728.69
Other receivables	9 785.68
Other assets	90 661.00
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	324 855.03
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	844 669.11
Total Assets	289 750 978.98
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-204.45
Payable on securities purchases (Note 1)	-2 552 859.50
Payable on redemptions	-218 786.00
Provisions for flat fee (Note 2)	-240 788.74
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-19 114.27
Total provisions	-259 903.01
Total Liabilities	-3 031 752.96
Net assets at the end of the financial year	286 719 226.02

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2017

The notes are an integral part of the financial statements.

133

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2016-31.10.2017
Interest on liquid assets	20 131.86
Interest on securities	1 196 545.20
Dividends	710 532.97
Interest received on swaps (Note 1)	114 475.56
Income on securities lending (Note 13)	73 520.98
Other income (Note 4)	90 180.36
Total income	2 205 386.93
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-42 001.10
Cost on securities lending (Note 13)	-29 408.39
Flat fee (Note 2)	-5 335 438.16
Taxe d'abonnement (Note 3)	-63 221.57
Other commissions and fees (Note 2)	-47 532.67
Interest on cash and bank overdraft	-14 234.95
Total expenses	-5 531 836.84
Net income (loss) on investments	-3 326 449.91
Realized gain (Note 1)	
Realized gain on market-priced securities without options	11 839 701.65
Realized gain on financial futures	2 184 309.21
Realized gain on forward foreign exchange contracts	12 221 149.12
Realized gain on swaps	579 933.98
Realized gain on foreign exchange	23 887 719.01
Total realized gain	50 712 812.97
Realized loss (Note 1)	
Realized loss on market-priced securities without options	-3 454 233.79
Realized loss on financial futures	-569 382.20
Realized loss on forward foreign exchange contracts	-14 181 312.08
Realized loss on swaps	-527 523.65
Realized loss on foreign exchange	-24 586 708.41
Total realized loss	-43 319 160.13
Net realized gain (loss) of the financial year	4 067 202.93
Changes in unrealized appreciation (Note 1)	
Unrealized appreciation on market-priced securities without options	37 027 337.31
Unrealized appreciation on financial futures	324 855.03
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts	844 669.11
Total changes in unrealized appreciation	38 196 861.45
Changes in unrealized depreciation (Note 1)	
Unrealized depreciation on market-priced securities without options	-15 418 030.39
Unrealized depreciation on financial futures	-244 962.36
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts	-978 952.86
Total changes in unrealized depreciation	-16 641 945.61
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	25 622 118.77

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2017

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment fund in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of any subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or the share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund for each share class by the number of shares in circulation in this subfund or share class.

Business days mean regular bank working days (i.e. each day on which banks are open during regular working hours) in Luxembourg with the exception of (i) individual non-statutory rest days in Luxembourg or (ii) days on which the main exchanges in the countries where the relevant subfund mainly invests are closed or (iii) the value of 50% or more of the relevant subfund's investments cannot be adequately assessed or (iv) in the case of subfunds whose performance and net assets are predominantly based on one or more indices, the related index or indices is not published.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of shares in circulation in the subfund, taking into account the fees charged to that share class:

- Whenever a distribution is made for class “P-dist” shares, the net asset value and the subscription and redemption prices of the shares of this share class are reduced by the amount of the distribution (which results in a reduction of the percentage of the net asset value to be allocated to the “P-dist” shares). The net asset value of the other share classes does not change, which results in an increase of the percentage of the net asset value to be allocated to those shares.
- For each issue or redemption of shares, the net asset value attributable to the corresponding share class will be appropriately adjusted.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's

net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounted to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the Fund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in all shares of the Fund. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the shares. The Board of Directors of the Management Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2017

- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).
- Index certificates (debt instruments) linked to indices comprising alternative investment instruments are valued at the latest available customary market price ("fair value"), which is based on the latest available valuations of the index components. Insofar as a report is available with indicative valuations, index certificates are valued on the basis of the indicative report until a report with effective valuations is available.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

If, due to extraordinary circumstances or events, the above criteria are deemed impossible or inappropriate for accurately determining the value of the subfunds concerned, the company is entitled to apply, temporarily, other appropriate valuation principles – which it has determined in good faith and are generally accepted – to the assets of the Fund as a whole or of an individual subfund.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date. Realized or unrealized gains or losses are recorded in the statement of operations.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements of the Company are established in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations as at 31 October 2017 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the closing exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as of 31 October 2017:

Exchange rates		
EUR 1 =	CHF	1.161222
EUR 1 =	USD	1.164950

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the consolidated financial statements is the one as at liquidation or merger date.

i) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

j) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the table below:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Fixed Income (CHF)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.320%
Share classes with "N" in their name	1.600%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "Q" in their name	0.950%*
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%
Share classes with "I-A3" in their name	0.670%
Share classes with "F" in their name	0.670%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

* eff. fee 0.750%

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (CHF)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (EUR)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.800%
Share classes with "N" in their name	1.980%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "Q" in their name	1.150%*
Share classes with "I-A1" in their name	0.950%

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%
Share classes with "I-A3" in their name	0.850%
Share classes with "F" in their name	0.850%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

* eff. fee 0.950%

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (CHF)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (EUR)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	1.980%
Share classes with "N" in their name	2.100%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "Q" in their name	1.250%*
Share classes with "I-A1" in their name	1.050%
Share classes with "I-A2" in their name	1.000%
Share classes with "I-A3" in their name	0.940%
Share classes with "F" in their name	0.940%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

* eff. fee 1.050%

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Growth (EUR)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "P" in their name	2.160%
Share classes with "N" in their name	2.250%
Share classes with "K-1" in their name	1.500%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "Q" in their name	1.350%*
Share classes with "I-A1" in their name	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.740%
Share classes with "I-A3" in their name	0.660%
Share classes with "F" in their name	0.660%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

* eff. fee 1.350%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section entitled "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2017

net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee). The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be seen in "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Fund:

- a) all additional expenses related to management of the Fund's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
- c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for the publication of the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;

- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Fund's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Fund's TER.

3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

Out of the management commission sales fees are paid to distributors and asset managers of the Company.

The depositary and administrative agent are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of nonroutine arrangements made by them in the interests of investors; otherwise such expenses will be charged direct to the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "management fee" is set at 80% of the flat fee.

All taxes which are levied on the income and assets of the Company, particularly the "taxe d'abonnement", will also be borne by the Company.

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

Certain commission payments and expenses may be incurred more than once when investing in existing funds or may be incurred three times when investing in funds of hedge funds, funds of commodities funds and funds of real estate funds (for example, commission for the Depositary and the central Administrative Agency, management/advisory fees and issuing/redemption commission of the UCIs and/or UCITS in which an investment is made). Such commission payments and expenses are charged at the level of the target fund as well as of the fund of funds.

The upper limit for management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees and excluding any applicable performance fees (maximum of 4.5% for funds of hedge funds, funds of commodities funds and funds of real estate funds).

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced tax d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for institutional share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The taxe d'abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund decides, at the proposal of the Board of Directors of the Company and after closing the annual accounts, whether and to what extent distributions are to be paid out by the respective subfund or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount for assets laid down by the Law of 17 December 2010. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Board of Directors of the Company is entitled to determine whether interim dividends are paid and whether distribution payments are suspended.

Note 6 – Commitments on Financial Futures

Commitments on Financial Futures per subfund and respective currency as of 31 October 2017 can be summarised as follows:

Financial Futures

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Financial Futures on Indices (purchased)	Financial Futures on Indices (sold)
– Yield (CHF)	66 821 379.08 CHF	54 703 953.74 CHF
– Balanced (CHF)	41 470 000.63 CHF	38 871 641.50 CHF
– Yield (EUR)	17 211 792.94 EUR	12 738 571.92 EUR
– Balanced (EUR)	16 906 984.47 EUR	12 687 706.95 EUR
– Yield (USD)	14 867 107.50 USD	12 341 489.44 USD
– Balanced (USD)	16 171 285.87 USD	9 144 274.11 USD

Note 7 – Soft commission arrangements

During the financial year from 1 November 2016 until 31 October 2017, no “soft commission arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV and “soft commissions” amount to nil.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Yield (CHF) K-1-acc	1.21%
– Yield (CHF) P-acc	1.92%
– Yield (CHF) P-dist	1.92%
– Yield (CHF) Q-acc	1.07%
– Yield (CHF) Q-dist	1.07%
– Balanced (CHF) K-1-acc	1.40%
– Balanced (CHF) P-acc	2.09%
– Balanced (CHF) P-dist	2.10%
– Balanced (CHF) Q-acc	1.17%
– Balanced (CHF) Q-dist	1.17%
– Yield (EUR) P-acc	1.92%
– Yield (EUR) P-dist	1.92%
– Yield (EUR) Q-acc	1.07%
– Yield (EUR) Q-dist	1.07%
– Balanced (EUR) K-1-acc	1.43%
– Balanced (EUR) (AUD Hedged) P-4%-ndist	2.13%
– Balanced (EUR) (CAD Hedged) P-4%-ndist	2.13%
– Balanced (EUR) (SGD Hedged) P-4%-ndist	2.13%
– Balanced (EUR) (USD Hedged) P-4%-ndist	2.13%
– Balanced (EUR) P-acc	2.12%
– Balanced (EUR) (GBP Hedged) P-acc	2.11%
– Balanced (EUR) (USD Hedged) P-acc	2.11%
– Balanced (EUR) P-dist	2.11%
– Balanced (EUR) Q-acc	1.19%
– Balanced (EUR) Q-dist	1.18%
– Yield (USD) P-acc	1.91%
– Yield (USD) P-dist	1.91%

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2017

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Yield (USD) Q-acc	1.06%
– Yield (USD) Q-dist	1.06%
– Balanced (USD) P-4%-mdist	2.12%
– Balanced (USD) (SGD hedged) P-4%-mdist	2.12%
– Balanced (USD) P-acc	2.10%
– Balanced (USD) (JPY hedged) P-acc	2.11%
– Balanced (USD) P-dist	2.10%
– Balanced (USD) Q-acc	1.17%
– Balanced (USD) Q-dist	1.17%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2017, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Transaction costs
– Fixed Income (CHF)	692.37 CHF
– Yield (CHF)	137 065.01 CHF
– Balanced (CHF)	93 408.01 CHF
– Yield (EUR)	31 849.85 EUR
– Balanced (EUR)	36 725.09 EUR
– Growth (EUR)	917.09 EUR
– Yield (USD)	33 567.97 USD
– Balanced (USD)	36 608.81 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 10 – Securities priced by the Board of Directors at zero

Based on a proposal by the UBS Valuation Committee, the Board of Directors of the Management Company has decided to value the following security at zero - or close to zero.

ISIN	Securities
PTBES0AM0007	BCO ESPRITO SANTO EUR*
IE00806H8J93	IRISH BK RESOL CP COM**

* in the subfunds Yield (CHF), Balanced (CHF), Yield (EUR) and Balanced (EUR)

** in the subfunds Yield (EUR), Balanced (EUR) and Growth (EUR)

Note 11 – Mergers

The following mergers occurred:

Subfunds	Merged into	Date
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Fixed Income (CHF)	UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (CHF)	10.04.2017
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Growth (EUR)	UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (EUR)	11.01.2017

Note 12 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which the Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditors. However, in the case of Company shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 13 – OTC Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (CHF)		
UBS AG	-29 812 840.26 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (CHF)		
UBS AG	-14 292 504.72 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (EUR)		
UBS AG	-2 436 227.66 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (EUR)		
UBS AG	-1 338 556.45 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (USD)		
UBS AG	513 521.11 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)		
UBS AG	844 669.11 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Securities Lending

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 October 2017		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 October 2017		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Yield (CHF)	290 461 851.12 CHF	302 706 472.30 CHF	57.71	42.29	0.00
– Balanced (CHF)	118 783 871.45 CHF	123 791 288.09 CHF	57.71	42.29	0.00
– Yield (EUR)	87 302 473.47 EUR	90 982 769.91 EUR	57.71	42.29	0.00
– Balanced (EUR)	50 493 951.24 EUR	52 622 558.84 EUR	57.71	42.29	0.00
– Yield (USD)	60 307 458.30 USD	62 849 761.11 USD	57.71	42.29	0.00
– Balanced (USD)	45 323 346.57 USD	47 233 983.74 USD	57.71	42.29	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2017

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(バランスド (米ドル))

(2019年2月末日現在)

		米ドル (d を除く。)	千円 (d および e を除く。)
a	資産総額	257,597,837.99	28,559,872
b	負債総額	1,222,426.97	135,530
c	純資産総額 (a - b)	256,375,411.02	28,424,342
d	発行済株式総数	10,184,452.048口	
	クラス P - a c c 投資証券		
	クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	515,964.468口	
e	1口当たりの 純資産価格	15.65	1,735円
	クラス P - a c c 投資証券		
	クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	10,277円	

(注) クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券は2015年6月2日に設定された。

第6【販売及び買戻しの実績】

(バランズド(米ドル))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2009年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	865,351.088 (0)	3,792,264.156 (0)	12,448,733.324 (0)
2010年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	579,220.474 (0)	3,879,287.571 (0)	9,148,666.227 (0)
2011年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	961,369.905 (0)	1,781,530.939 (0)	8,328,505.193 (0)
2012年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	166,938.429 (0)	1,659,794.122 (0)	6,835,649.500 (0)
2013年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	830,192.367 (0)	1,234,310.431 (0)	6,431,531.436 (0)
2014年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	7,426,297.932 (1,727,759.000)	1,687,772.354 (32,000.000)	12,170,057.014 (1,695,759.000)
2015年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	6,038,442.221 (2,106,004.000)	2,719,855.755 (155,517.000)	15,488,643.480 (3,646,246.000)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	229,376.000 (229,376.000)	20,457.000 (20,457.000)	208,919.000 (208,919.000)
2016年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	8,152,468.856 (1,721,096.000)	10,121,739.162 (729,066.000)	13,519,373.174 (4,638,276.000)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	192,500.000 (192,500.000)	52,658.000 (52,658.000)	348,761.000 (348,761.000)
2017年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	2,151,158.995 (1,328,234.893)	4,194,854.973 (1,603,422.925)	11,475,677.196 (4,363,087.968)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	250,806.280 (131,967.196)	36,338.672 (35,371.025)	563,228.608 (445,357.171)
2018年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	1,024,858.305 (595,894.204)	1,983,696.484 (512,710.995)	10,516,839.017 (4,446,271.177)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	159,588.548 (164,781.615)	136,728.793 (133,650.186)	586,088.363 (476,488.600)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、()の上段の数字は約定日を基準として算出している。

(注2) クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券は2015年6月2日に設定された。

第三部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

(2018年2月付)

定 義

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法(随時改正および補足済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(随時改正および補足済)
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	通達2011/61/EU第4条第1項(a号)に記載される投資信託(その投資コンパートメントを含む。)であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a)多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b)通達2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(特に、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン。2016年6月1日からR E S A(会社公告集(Recueil Electronique des Sociétés et des Associations))に切り替えられた。
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(通達2009/65/ECをルクセンブルグ法に導入)。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R E S A	ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集(Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(随時改正および補足済)
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング(Pan-Holding)、セレクトッド・リスクス・インベストメント(Selected Risks Investments)およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト(Commonwealth and European Investment Trust)があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド(United States Trust Investment Fund)である。

2017年12月31日現在、ルクセンブルグ籍のUCIが運用する純資産総額は4兆1,596億1,400万ユーロ¹に達している。

¹ CS SF プレスリリース18/06

．ルクセンブルグの投資信託の形態

1．前書き

1.1 一般²

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)(以下「1915年法」という。)ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

² ルクセンブルグの投資信託制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと(特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合)に留意されたい。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年法」という。)により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009/65/EC(以下「UCITS IV通達」という。)を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIに基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU(以下「UCITS V通達」という。)をルクセンブルグ法に導入する2016年5月10日法により改正された。2016年5月10日法は、2016年5月12日にルクセンブルグ官報(メモリアルA)に公告され、2016年6月1日付で施行された。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法(以下「1991年法」という。)は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった(以下、併せて「2007年法」という。)。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託(以下「SIF」という。)が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(以下「2016年法」という。)により改正された。2016年法は、2016年7月28日にRESAに公告され、2016年8月1日付で施行された。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCI TS (以下「パート 」という。)

パート その他のUCI (以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI (以下「パート 」という。)

パート 管理会社(以下「パート 」という。)

パート UCI TSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCI TS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCI TSは、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCI TSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCI TSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCI TS

b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCI TS

- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d) の分類は、2003年1月22日付CSSF 通達03/88(2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。)によって予め以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項(現2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート(現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)
- 2) 投資法人(investment companies)、これは
 - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2016年7月14日、ルクセンブルグ議会は、CSSFの監督に服さない、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を組み合わせた新たな種類のオルタナティブ投資ファンドであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を創設する新しい法律を可決し、同法は、2016年8月1日付で施行された。このルクセンブルグにおける投資信託制度の概要は、この種のファンドには焦点を当てない。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125-1条は、特定の特性を規定し、または、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条)および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
 - 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。その他のF C Pの場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。
 - 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。

(2) UCITSは、通達 2009 / 65 / EC に従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009 / 65 / ECの要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18 / 02で公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは、以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) その他のUCIは、UCITS通達第1条第2項(a)に従い、非流動資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。
- () その他のUCIは、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、UCITS通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
- () ファンドの規則または設立文書において、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、2007年8月2日付CSSF通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。さらに、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512を發布した。通達は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとCSSFが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。
ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、通達2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9)(a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金および/またはそのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CS SFは、本(10)に定める基準に適合した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)に送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投

資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
- () 同一発行体の債務証券の10%
- () 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
- () 同一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16)(a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17)(a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b)(a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18)(a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b)(a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメン

トのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
 - フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- 対象ファンドが、反対に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- 対象ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書もまた考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE(以下「2007/16通達」という。)を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339(以下「通達」という。)

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITS（および原則としてUCI）が利用することのできる技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたCSSF通達08/356（通達11/512により改正済である。）

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITS（UCI）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITS（UCI）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937（改定済）に言及する2014年9月30日付CSSF通達14/592（同通達は、CSSF通達13/559により実施された、2012年公告の関連するESMAガイドライン（ESMA/2012/832）に取って代わった。）

この通達は、主に、UCITS、インデックス・トラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付などの担保を利用するUCITS、レポおよび逆レポ契約を扱う。この点に関して、EU規則2015/2365も考慮しなければならない。

- 投資信託に関する2010年12月17日法第15章に服するルクセンブルグの管理会社の認可および設立ならびに投資信託に関する2010年12月17日法第27条に規定する管理会社を指定していない投資法人に関する2012年10月24日付CSSF通達12/546
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更が生じた場合における投資家保護に関する2014年7月22日付CSSF通達14/591
- 税務情報の自動的交換および税務事項におけるマネーロンダリング防止の動向に関する2015年3月27日付CSSF通達15/609
- CSSFに対する新たな月次報告に関する2015年12月3日付CSSF通達15/627
- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改定済）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社の間の契約の内容に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/44/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-5
- 他の欧州連合加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他の欧州連合加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- CSSF規則10-4およびESMAによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するCSSFによるさらなる明確化ならびにCSSFに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日CSSF通達11/512

- 運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540
- 投資信託に関する2010年法パート に服するU C I T S の預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S (該当する場合) に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F 通達16 / 644

(注) 2002年法に関連して示達された上記のC S S F 通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびS I C A Vは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつO T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたC S S F 通達11 / 512、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してC S S F よりさらに明確化しており、かつC S S F に対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、U C I T S の目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブV a Rまたは絶対的V a Rアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性 (V a Rアプローチを用いるU C I T S について)
- レラティブV a Rアプローチを用いるU C I T S についての参照ポートフォリオに関する情報

また、C S S F 通達14 / 592により実施された、E T Fおよびその他のU C I T S に関するE S M Aガイドライン2014 / 937 (改定済) も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングU C I T S およびU C I T S E T F に関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、U C I T S が店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドに該当するF C Pに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、U C I の投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないF C P に適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、C S S F 規則によって決定され得る。

(注) かかるC S S F 規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するU C I に適用される投資制限は、1991年1月21日付I M L 通達91 / 75およびオルタナティブ投資戦略を実行するU C I に関する通達02 / 80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドの資格を有するF C Pの管理会社は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章に定められる条件を遵守する管理会社でなければならない。

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない(以下を参照のこと。)。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S FによりR E S Aにおいて公告される。

2010年法第125 - 2 条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

- (a) 通達2011 / 61 / E Uに規定するA I F以外の投資ピークルの管理を確保すること
- (b) 通達2011 / 61 / E Uに規定するA I Fとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2 項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および / または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。) のために、2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に従い外部A I F Mを任命しなければならない。
- (c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のA I Fの管理が、2013年法第3 条第2 項に規定される閾値の1 つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。
 - 自らが管理するA I FについてC S S Fに確認すること
 - 自らが管理するA I Fの投資戦略に関する情報を、C S S Fに提供すること
 - C S S Fが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するA I Fの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、C S S Fに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に規定する外部A I F Mを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2 章に規定される手続に従い、30暦日以内に、C S S Fに認可を申請しなければならない。通達2011 / 61 / E Uに規定するA I F以外の投資ピークルが当該ピークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b) または(c) に記載される業務を遂行することなく、上記(a) に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、U C I の管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる) 。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するU C I でなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構) および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が管理されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または (d) の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S F による事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部A I F M自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)：現在はかかる規則は存在しない。

- b) a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照株主またはメンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。
- e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

C S S F は、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、通達2011/61/EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。)。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

- (1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりRESAにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む)

(b) 付随的業務としての、2010年法第101条第3項により詳細に記載される投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

(4) 上記(2)からの一部修正として、通達2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

(5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関するEU規則575/2013の規定を遵守しなければならない。

(6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575/2013第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に適合しない場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条の規定と同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第140条により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、通達2009/65/ECに従い、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2.のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- () (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
- (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行うなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法は、管理会社が以下のすべてを満たす報酬に関する方針および実務を策定しなければならない旨を定めている。
- UCITSの健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであること。
 - リスク特性または関連するUCITSについて規定するファンドの規則と矛盾するリスクを取ることを奨励しないものであること。
 - UCITSの最善の利益に適うよう行為するUCITS運用者の義務の遵守を阻害しないものであること。
- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
- 管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第37-8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37-8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。
- 上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、通達2009/65/EC第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同通達に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。
- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。
- 管理会社に関して適用される規制は、2012年10月24日付CSSF通達12/546(以下「通達」という。)によりさらに処理される。かかる通達は、2010年法第15章に従う、ルクセンブルグ

法に基づく全ルクセンブルグ籍管理会社ならびに2010年法第27条および2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換するCSSF規制10-4に規定する管理会社を指定していない全投資法人に適用ある、CSSF通達03/108および05/185に取って代わることをその目的とする。同通達は、管理会社および自己管理投資法人(以下「S I A G」という。)の認可の取得ならびに維持に係る条件が単一の文書に集約されることを目的として、CSSF通達11/508を組み入れている。さらに、当該通達は、認可に係る特定条件(特に、自己の資金の再利用、経営体、中央管理事務に関する取決めおよび委任規則に関するものを含む。)に関して追加的な説明を提示している。

また通達の規定により、業務プログラムをCSSFに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として職務を達成し、委託した業務を監督するために必要な技能、知識および専門性を有するルクセンブルグの職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。

管理会社の業務を遂行する者について、通達では、少なくとも業務を遂行する者を2名とし、かかる2名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの預託機関の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。業務を遂行する者は、管理されるUCITSまたはUCIに必要な高い評価および専門的な実績において条件を満たさなければならない。また、通達は業務を遂行する者が管理委員会を構成することを規定している。

管理会社は、配分された責務を果たすために必要な技能、知識および専門性を有する人材を雇用し、特定の配置のもとに、第三者により実施される活動を効果的に監視するために必要な資質および専門性を維持しなければならない。

管理会社の職員は、原則として同社により雇用されるが、CSSFは、管理会社と同じグループに属する企業または第三者企業によりメンバーが派遣されまたは対応可能であることに同意することができる。管理会社は、多くの職務の遂行責任者である職員が、常に特定の職務を着実に、誠実に、専門的に遂行する立場にあることを保証する。

さらに、通達では、管理会社がその機能の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う者が、管理会社から機能を委任された者を監視することができるように用意されるべきシステムおよび取決めである。これについて、通達はまた、かかる業務を遂行する者が、機能の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を預託機関に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合のみ、投資運用機能にかかる企業に委託することができると重ねて規定している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款およびFCPのために行う管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法の規定により、契約上の規定は保管受託契約に盛り込まれなければならない。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

A) 保管受託銀行は、パート ファンドの資格を有する F C P について以下の業務を行わなければならない。

- F C P のためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C P の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C P の収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、F C P の所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、F C P のキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行の F C P の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、F C P および F C P の受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項 a) に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、F C P のために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、F C P および受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行により F C P および受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V 通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デューディリジェンス、() 支払不能保障および(v) 独立性に関するものである。S I C A V はまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A V および S I C A V の投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他の E U 加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当する U C I T S に関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報は C S S F に直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり得たもので、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの預託機関を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的とした新たな通達(通達16/664)を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

B) パート ファンドの資格を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するAIFMが管理するFCPとを区別している。

FCP(パート ファンド)に関しては、UCIの資産は、2010年法第88-3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、2010年法パート ファンドの預託機関に適用される。(公布および公表される必要があるが)2018年2月6日に法案第7024号が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に対しても販売される2010年法パート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パート ファンドの預託機関にはAIFMの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。)。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.(4)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

現行のF C Pの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回することはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(S I C A V)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人(société d'investissement à capital variable。以下「S I C A V」という。)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる(注:本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。)。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。

- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。)。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にR E S Aに公告するため届出られなければならない。

(注) S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- S I C A Vの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの定款に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの株式の価額が法律およびS I C A Vの定款に従って計算されるようにすること。
- S I C A VまたはS I C A Vのために行為する管理会社の指示を実行すること(ただし、かかる指示が法律またはS I C A Vの定款と相反するはこの限りではない。)。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のS I C A Vの株主に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が株主からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる株主は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび株主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デューデリジェンス、() 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される(2010年法第95条を参照のこと。)。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、2012年10月24日付CSSF通達12/546に基づいて、2010年法第15章に従い、2010年法第27条の規定する意味において、管理会社を指定していない投資法人およびルクセンブルグの管理会社の認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該SICAVの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がそ

の源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAV)の管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項(1915年法第27条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

() 会社の形態および名称

() 登録事務所の所在地

() 会社の目的

(v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

() 当初払込済の発行済資本の額

() 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

() 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定

() 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

(x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

() 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載

() 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

() 会社の存続期間

() 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32条の1(2))

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第2条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第5項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法AIFの受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立されたAIFMにより行われる場合において2013年法第6章および第7章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立されたAIFMにより行われる場合において通達2011/61/EU第6章および第7章の規定に従って行われる場合には、免除される。

認可を受けたUCIは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に記載されるUCIについては、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から1か月以内にC S S F に対しなされなければならない。

ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(fonds d'investissement)の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法に

より、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（以下「C S S F」という。）に移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、F C Pの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パート ファンドに関しては、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「K I I」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと）。K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびU C I T Sに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品(PRIIP)の重要情報文書に関する新たなEU規則(EU規則1286/2014)を採択した。当該EU規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。KIIを作成する義務は、PRIIP(投資信託を含む。)が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

UCITSは、PRIIPの定義を満たす投資信託であるが、同EU規則は、UCITSの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同EU規則は、EU官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パート に服するUCIは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88 - 2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

- () 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S F に提出された場合の
事前の意見確認

C S S F の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S F に事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F 通達05 / 177 (2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。) に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をC S S F に提出する必要はない。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- () 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

- (v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

- () 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をR E S A に公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人 (réviser d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類に投資家またはC S S F 向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにC S S F に報告する義務を負う。監査人は、C S S F に対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてC S S F が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F 通達02 / 81に基づき、C S S F は、監査人 (réviser d'entreprises agréé) に対し、各U C I について毎年、前会計年度中のU C I の業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。C S S F 通達02 / 81により、監査人はかかる長文報告書において、U C I の運用 (その中央管理事務および預託機関を含む。) および (資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について) 監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C I の受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C I の状況を全体的にみることでありと述べている。

- () 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

I M L 通達97 / 136 (C S S F 通達08 / 348により改正) およびC S S F 通達15 / 627に基づき、2002年法(現在の2010年法)に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたU C I T Sは、吸収される側のU C I T Sとしてもまたは吸収する側のU C I T Sとしても、U C I T SまたはU C I T Sのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- U C I T S (またはそのうちの一または複数のコンパートメント) (以下「吸収される側のU C I T S」という。)が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のU C I T S (以下「吸収する側のU C I T S」という。)に移転する場合
- 2つ以上のU C I T S (またはその/それらの一または複数のコンパートメント)が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなU C I T Sに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のU C I T S (またはコンパートメント)が、自らが設立した同一のU C I T Sの別のコンパートメントまたは別のU C I T S (またはコンパートメント)に資産を移転する場合

吸収される側のU C I T S (一部または全部が吸収される)がルクセンブルグで設立された場合、合併はC S S Fから事前の承認を受ける。

吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグで設立された場合、C S S Fの役割は、吸収される側のU C I T Sの所在国規制機関と緊密に共同して、当該U C I T Sの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T S双方の預託機関(複数の場合もある。)は、合併の条件のドラフト(特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの)がU C I T S文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のU C I T Sがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、C S S Fは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、通達2009 / 65 / E C 第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのU C I T Sの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sの各預託機関による声明書。吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のU C I T Sの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009 / 65 / E C 第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、通達2009 / 65 / E C およびU C I T Sの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。

d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会(該当する場合)のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款(本項の規定が適用されることが了解されている。)に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C P または S I C A V の存続期間が終了した場合、約款の規定に基づき F C P が終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. F C P の強制的・自動的解散

- a . 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b . 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後 2 か月以内にそれらが代替されない場合。
- c . 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d . 連続して 6 か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の 4 分の 1 を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の 3 分の 2 を下回っても自動的に清算されないが、C S S F は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. S I C A V については以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の 3 分の 2 を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が、上記最低額の 4 分の 1 を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の 4 分の 1 をもって決定される。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S F による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S F がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S F が提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S F を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S F の請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税

2002年法第128条および2002年法を改定する2008年12月19日法の廃止に従い、2010年法に準拠する事業体の設立に際しては、出資税は支払われなくなる。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 信用機関への預金への集散的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券/投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

b) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、

() その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、

() そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、

() 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。

d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

e) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

() 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i) の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者/ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設/常任代理人を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託(以下「SIF」という。)

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法は、直近では2016年法により改正された。

3.1 範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび() その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、S I F は、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003 / 71 / E C等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」。）の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I F は、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、信用機関の業務の遂行および追求に関する通達2013 / 36 / E Uに定める信用機関、金融商品市場に関する通達2014 / 65 / E Uに定める投資会社もしくはU C I T Sに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009 / 65 / C Eに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F 制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F 制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I F が設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I F の設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、F C P の機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

F C P への投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、S I C A Vの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A Vは、2010年法に準拠するS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I F は、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I F について柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、S I F 内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I F のコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合。)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定価格で株式を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式(当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。)によっても行うことができる。

3.3 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは、特に、通達CSSF 07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、SIFがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるSIFの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実

らし、S I F は、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C I の場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C I について、C S S F は、S I F の設立文書、S I F の取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I F の存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S F の承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I F は、C S S F による規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I F は、2013年法が適用される範囲のA I F の資格を自動的に得るわけではない。S I F は、A I F の定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I F に対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 保管受託銀行

S I F は、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a)に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびS I C A V については、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第26-1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

預託機関の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を第三者に委託したことにより影響を受けない。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I F の場合には、特別規定が適用される(2007年法第81条および2013年法第19条を参照のこと。)。

3.4.3 監査人

S I F の年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I F は、事業のより効率的な遂行のため、S I F を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F は、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I F に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I F が投資家の最善の利益のために活動し、またはS I F がそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S F が機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I F のタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。

- e) S I F の取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I F の取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I F の取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I F の目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I F に該当しない S I F は、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I F に該当しない S I F は、更に、必要に応じて、S I F と S I F の事業活動に寄与している者、または S I F に直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I F は、投資家の利益の保護を確保する。S I F は、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F は、監査済年次報告書をその関係期間の終了から 6 か月以内に公表しなければならない。

S I F は、ルクセンブルグ会社が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年 1 月 1 日以降、S I F は、E U 規則1286 / 2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書 (P R I I P S K I D) を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が通達2014 / 65 / E U の別紙 に定める専門投資家へのみ販売される場合 (かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形で C S S F に提出されなければならない。)、または S I F が 2018年 1 月 1 日までに U C I T S - K I I に類似する文書を発行することを選択した場合 (この場合、S I F は 2019年 1 月 31 日まで P R I I P S K I D を発行する義務を免れる。) はこの限りでない。

3.5 S I F の税制の特徴

S I F は、0.01% (2010年法に基づき存続する大部分の U C I については、0.05%) の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他の U C I において保有される受益証券 / 投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年 7 月 23 日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプの S I F および複数のコンパートメントを有する S I F の個々のコンパートメント
 - (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - () 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保される S I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有する S I F の個々のコンパートメントおよび S I F 内または複数のコンパートメントを有する S I F のあるコンパートメント内に設定された個々のクラスに準用される。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資である S I F および複数のコンパートメントを有する S I F の個々のコンパートメント
- S I F が受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

第2【参考情報】

当該計算期間中、本投資法人については、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2018年4月27日 有価証券報告書(第4期) / 有価証券届出書

2018年7月31日 半期報告書(第5期中) / 有価証券届出書の訂正届出書

2018年9月18日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の報告書

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L - 1855
J.F. ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ(以下「本投資法人」という。)および各サブ・ファンドの2018年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2018年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの「金融監督委員会」(以下「CSSF」という。)が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

本投資法人の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2019年2月28日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人(Cabinet de révision agréé)
イザベル・ニックス

Independent auditor's report

To the Shareholders of

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV

33A, avenue J.F. Kennedy

L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 October 2018, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 31 October 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 28 February 2019

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Aktionäre der

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxemburg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss der UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV (der 《Fonds》) und für jeden seiner Teilfonds - bestehend aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte per 31. Oktober 2018 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und für jeden seiner Teilfonds per 31. Oktober 2018 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das 《Gesetz vom 23. Juli 2016》) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier (《CSSF》) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (《ISA》) durch. Unsere Verantwortung gemäss diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt 《Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung》 weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen 《International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants》(《IESBA Code》) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats des Fonds und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern der Verwaltungsrat des Fonds nicht beabsichtigt den Fonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.
- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 28. Februar 2019

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé
Isabelle Nicks

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L - 1855
J.F. ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ(以下「本投資法人」という。)および各サブ・ファンドの2017年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2017年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの「金融監督委員会」(以下「CSSF」という。)が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

本投資法人の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2018年2月26日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé)
イザベル・ニックス

Independent auditor's report

To the Shareholders of

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV

33A, avenue J.F. Kennedy

L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 October 2017, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 31 October 2017, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 February 2018

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Aktionäre der

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxemburg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss der UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV (der 《Fonds》) und für jeden seiner Teilfonds - bestehend aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte per 31. Oktober 2017 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und für jeden seiner Teilfonds per 31. Oktober 2017 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das 《Gesetz vom 23. Juli 2016》) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier (《CSSF》) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (《ISA》) durch. Unsere Verantwortung gemäss diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt 《Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung》 weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen 《International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants》(《IESBA Code》) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats des Fonds und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern der Verwaltungsrat des Fonds nicht beabsichtigt den Fonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.
- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 26. Februar 2018

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé
Isabelle Nicks

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。